**はじめに**

2023年度自治体要請キャラバン

**社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書**

**国民健康保険（医療）分野**

2023年5月23日/訂正5月30日

埼玉県社会保障推進協議会会長　柴田　泰彦

　埼玉県社会保障推進協議会が1994年から取り組む自治体要請キャラバンに毎年ご協力をいただき感謝申し上げます。今年もキャラバンの事前アンケートへのご回答をいただき御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症は、２類から５類に移行されるなかでも住民のいのちと健康を守る対応にご奮闘をいただき感謝申し上げます。

　今年の自治体要請キャラバン行動は、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下がったこともあり、コロナ禍前の例年通りの訪問と懇談をお願いしております。しかしながら、感染予防対策を留意しながら実施したいと考えています。ぜひご理解とご協力をお願いします。

岸田政権は、広島で開催されたG７サミット以降に防衛力(軍事拡大)を一層推し進めようとしています。軍事拡大の財源は、国民の税金、社会保険料からの捻出はじめ、社会保障費などの抑制や削減、そして、消費税増税につながる恐れがあります。このような社会保障費を抑制する政策は、憲法92条の地方自治の理念を破壊していきます。特に国民健康保険に加入する住民は、物価高騰が続く中で、低所得で悩む非正規労働者をはじめ、多くの労働者は長時間労働や雇止めなどの不安を抱えています。いまこそ、住民のいのちや暮らしを守るために、大幅な賃金、年金の引き上げなどを行い、世界に立ち遅れた日本経済をやさしく強い経済政策に転換していくことが政府に求められています。

社会保障は国の責任です。憲法92条の地方自治の本旨に基づき、国の施策が不十分な場合や住民の生活実態や住民の要求から乖離する場合には、住民に直接向き合う自治体として、国にモノ申し、積極的な独自施策を講じるなど、住民のいのちと人権を守るために役割を果たして防波堤となっていただきたいと考えています。

国は、2021年9月にデジタル庁を発足し、マイナンバーカードを健康保険証と一体化しようと現在の健康保険証を廃止する法案を国会に提出し審議をしております。しかし、この間、「マイナ保険証」をめぐって、別人の情報を紐づけられるトラブル等が続出しており、大手新聞社などは政府にたいして「一度立ち止まって考える」必要性を訴えおります。今、国民にとって本当に必要なことなのか、特に介護施設、老健施設などに入居している方たちにとって必要なシステムなのか考え、住民のいのちと人権が守られ、脅かされる事はないのか、懸念しています。憲法92条の地方自治の本旨に基づき行政が前進する事を願っています。このような事もふまえ、2023年度自治体要請キャラバン行動の要望書を提出させていただきます。お、回答は文書で8月10日(木)までによろしくお願いいたします。

**◇◆要望項目◆◇**

**1、だれもが安心して医療を受けられるために**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

国民健康保険法の第１章(総則)、 (この法律の目的) 第１条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても２倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①　令和９年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

②　一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

③第３期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①　応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

②　子どもの均等割負担を廃止してください。

③　一般会計からの法定外繰入を増額してください。

④　基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①　すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

②　住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

③　資格証明書は発行しないでください。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるに要請してください。

②　受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①　生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①　生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

②　窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

③　医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①　住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

②　給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

③　業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

④　国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①　被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

②　コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。**(10)　国保運営協議会について**

①　さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

②　市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**(11)　保健予防事業について**

①　特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

②　ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

③　2023年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

④　個人情報の管理に留意してください。

**(12)　財政調整基金について**

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。①2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

②高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

**◆01川口市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】（国民健康保険課）

国民健康保健事業の運営にあたりましては、誰もが安心して医療にかかれるよう、状況を総合的に判断し、より良きものとなるよう、努力してまいります。保険税の税率については、国民健康保険の財政状況を勘案した上で、決定していくことをご理解ください。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】（国民健康保険課）

市町村の国民健康保険の税率については、埼玉県が示す標準保険税率を参考としながら、各市町村の条例により定めております。

②【回答】（国民健康保険課）

被保険者の負担軽減を図るために、一般会計から決算補填目的等の繰入金を増額することは、国民健康保険に加入していない、市民の皆さまにも負担を求めることになるほか、決算補填等目的の繰入金は、解消すべき赤字に該当することから、本市としても赤字削減・解消計画を策定し、保険税の収納率向上等を図ることで、その削減・解消に努めております。

③【回答】（国民健康保険課）

現在、保険税水準の統一に向けて、埼玉県及び県内市町村が参加するワーキンググループにおいて、各制度に関する様々な議論が行われていることから、その動向を注視して参ります。

④【回答】（国民健康保険課）

本市独自の申請減免制度につきましては、令和3年度より基準を明確にし、申請しやすい制度となるよう努めております。低所得者に対する申請減免制度の拡充については、今後の国民健康保険事業の安定的な運営を見据えますと減収分の財源確保に課題がありますことから難しいものと考えております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】（国民健康保険課）

国民健康保険税は、保険料としての性格を有しており、応益負担の原則を相当程度加味することにより、目的税の性格を反映させています。本市におきましては、低所得者層の負担に配慮しながら、応能割と応益割の割合を定めておりますが、今後、県において保険税水準を統一していくにあたり、被保険者の負担が激変しないためにも必要に応じた是正が必要であると示されていることから、応能負担を原則とする保険税率に改めることは困難であると考えております。

②【回答】（国民健康保険課）

国におきましては、令和4年度より未就学児に係る均等割額の軽減措置を実施しております。また、当市独自の制度として、令和３年度より子育て世代の負担軽減を図るため、被保険者のうち18歳以下の3人目以降を対象とした均等割額の減免措置を行っております。

今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと、財源の確保に課題がありますことから子どもの均等割負担を廃止することは難しいものと考えております。

③【回答】（国民健康保険課）

医療の高度化や高齢化の進展により、一人当たりの医療費は増加傾向にある一方で、被保険者の減少等に伴い税収は伸び悩んでおり、当市の国民健康保険事業においては、令和２年度に赤字が解消したものの、令和4年度以降、再び赤字となる見通しであり、財政運営が非常に厳しい状況となっております。

一般会計から赤字補填を行うことは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることになることから、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、赤字の削減解消に努めているところであり、法定外繰入を増額することは困難であると考えております。

④【回答】（国民健康保険課）

基金から繰り入れることは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることになることから、困難であると考えております。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】（国民健康保険課）

短期被保険者証につきましては、国民健康保険法に基づき、納付相談の機会の確保目的としており、税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、資格証明書や短期被保険者証を交付し、滞納者との接触の機会の確保に努めております。なお、医療機関への受診を希望する相談があった場合は、状況に応じて短期保険証を交付するなど柔軟な対応に努めております。

②【回答】（国民健康保険課）

滞納が続いている方に交付しております短期被保険者証につきましては、納税相談の機会を確保し、納付についての理解を得るとともに、個々の対象者の状況に応じ早期に対応することを目的としていることから、郵便による一斉送付は行わず、窓口での更新手続きにより、滞納の解消に努めております。

今後におきましても、被保険者間の税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応して参ります。なお、18歳以下の子どもの短期被保険者証につきましては、郵便にて一斉送付しております。

③【回答】（国民健康保険課）

資格証明書につきましては、国民健康保険法に基づき、特別な事情もなく納税相談や納付がない場合に交付しておりますが、本市におきましては、資格証明書を交付する前に短期被保険者証を交付するなど、滞納者との接触の機会の確保に努めております。

今後におきましても、被保険者間の税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応して参ります。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】（国民健康保険課）

マイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、医療機関での受付が顔認証により自動化されること、過去の受診結果などのデータに基づくより良い医療が受けられること、高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるための、限度額適用認定証の提出が不要となることなど、被保険者の利便性が図られるものとなっております。

このことから、被保険者証の廃止につきまして、国に撤回を求めることは考えてございません。

②【回答】（国民健康保険課）

短期被保険者証につきましては、国民健康保険法に基づき、納付相談の機会の確保を目的としており、税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、有効期限を６ヵ月とする短期被保険者証を交付し、滞納者との接触の機会の確保に努めております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】（国民健康保険課）

本市独自の申請減免制度につきましては、令和3年度より減免基準を明確にし、申請しやすい制度となるよう努めております。低所得者に対する申請減免制度の拡充につきましては、今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと減収分の財源確保に課題がありますことから、難しいものと考えております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】（国民健康保険課）

国保法第44条による一部負担金減免につきましては、厚生労働省保険局長通知に基づき運用しており、国の基準を超えた減免は予定しておりません。

なお、減免のご相談があった際には、他の制度なども踏まえ適切に対応するよう努めております。

②【回答】（国民健康保険課）

申請につきましては、該当する世帯の収入、貯蓄の状況など個々の事情を詳しく伺った上で手続きをすすめる必要があることから、申請書類に一定の項目を記入していただくこととなりますが、申請者の負担に配慮しながら丁寧な対応に努めて参ります。

③【回答】（国民健康保険課）

一部負担金減免は、申請者の個々の事情を詳しく伺った上で、減免に関する判断が必要となること、また、減免に関する手続きは保険者の業務であることから、医療機関の会計窓口での手続きは難しいと考えております。

なお、医療機関から減免についての相談があった場合は、詳細を伺い状況に応じた丁寧な対応を行っているところです。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】（国保収納課）

納税相談の際は、生活状況を聞き取りし、担税力の有無や生活実態の把握に努め、分割納付も難しい滞納者については、「自立サポートセンター」への案内など、他部局とも調整しながら相談を行っております。今後も、一人ひとりの状況に応じた親切で丁寧な対応を心がけて参ります。

②【回答】（国保収納課）

給与等の差押については、世帯人数や収入状況により差押金額を考慮し、国税徴収法・国税徴収法 施行令に基づき適正に行っております。

③【回答】（国保収納課）

売掛金等の差押については、自主納付による完納が見込めない場合において、個別の状況を確認した上で差押額を決定し法令に基づき適正に行っております。

④【回答】（国保収納課）

税負担の公平性の観点から、やむを得ず法令に基づく滞納処分手続きを行う場合がありますが、滞納者が置かれている個別の状況に応じて分割納付の承認、滞納処分の執行停止などを検討し滞納整理を適正に行っております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】（国民健康保険課）

傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間は、「令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のために労務に服することができない期間」と、財政支援の終了が決定しており、支給対象者の拡大は難しいと考えられますことから、今後は国・県の動向などを注視して参ります。

②【回答】（国民健康保険課）

国民健康保険の傷病手当金につきましては、保険財政上の余裕がある場合に行うことができるとされております。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は、国からの緊急的・特例的な財政支援に基づき実施しているものであり、当市の国保財政につきましては、厳しい状況が続くことが想定されることから、財政支援なく恒常的な施策とすることは困難です。また、傷病見舞金につきましても、財源確保に課題がありますことから難しいものと考えております。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】（国民健康保険課）

国民健康保険協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各同数をもって組織することが国民健康保険法施行令で定められており、当市では、現在、被保険者代表として５名が委員となっております。公募につきましては、平成27年7月1日任期開始分から被保険者代表の枠の中で委員の公募を実施しています。

②【回答】（国民健康保険課）

当市国民健康保険協議会は、公募によって選出された方や各連合町会から推薦いただいた方、医師、薬剤師、保護司、民生児童委員などの広範囲の委員で構成されており、それぞれの立場からのご意見をいただきながら、国保事業の運営に関する重要事項を審議しております。

今後につきましても、市民を代表する皆様から幅広くご意見をいただきながら、適正な運営に努めて参ります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】（国民健康保険課）

当市の特定健康診査は、令和３年度以降、受診者の自己負担額を無料としております。

②【回答】（国民健康保険課）

がん検診（胃がん内視鏡検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診）につきましては、特定健康診査と同一時期に受診できるようにし、特定健康診査のパンフレットに同時に各がん検診が受診可能な医療機関の一覧を示し、個別通知にも同封するなど、市としても推進しているところです。

今後も、川口市医師会などの関係機関と協議の上、受診しやすい環境づくりに努めて参ります。

③【回答】（国民健康保険課）

広報かわぐちや市ホームページでの周知活動をはじめ、未受診者への受診勧奨通知の発送や、事業者健診結果の情報提供依頼などにより受診率の向上に向けた対策を実施する予定です。

④【回答】（国民健康保険課）

特定健康診査の実施にあたっては、実施医療機関の守秘義務や関係法令等の遵守に加え、個人情報の厳重な管理、目的外使用の禁止等を契約書に定めております。

特定健康診査にかかる個人情報は、特に適正・厳格な取り扱いが求められることから、厚生労働省の定めるガイドライン及び川口市情報セキュリティポリシー等に基づき、今後も適切な管理に努めて参ります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】（財政課）

13,526,846千円（令和４年度末現在見込額）

②【回答】（国民健康保険課）

財政調整基金を活用することは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることになることから、困難であると考えております。

**◆02蕨　市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険税は市民の皆様が安心して医療にかかれるように必要な費用を集めるために設定されており、これが国民健康保険法第1条の「国民健康保険事業の健全な運営を確保」することにつながっていきます。国民健康保険は、高齢者や脆弱な財政基盤など構造的な問題を抱えており、平成30年度より問題を解消するために県と市町村が共同で運営を行う共同化を図ったところです。今後とも医療費適正化の促進を図り、赤字削減・解消の取組を通じて皆保険制度を守るため安定的な運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」において「令和9年度からの収納率格差以外の保険税水準の統一」などが目標年次として設定されているところですが、引き続き、国や県に対して公費投入の継続及び国庫負担割合の引き上げなど、機会をとらえて要望してまいります。なお、今年度末までには、第3期運営方針が策定される予定となっており、急激な被保険者の負担増を避けるため、市町村の実態を踏まえた方針を策定するよう引き続き県に意見を表明してまいりたいと考えております。

②【回答】①と同様の回答になりますが「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」において「令和8年度までの赤字の解消」などが目標年次として設定されているところですが、引き続き国や県に対して公費投入の継続及び国庫負担割合の引き上げなど、機会をとらえて要望してまいります。なお、今年度末までには、第3期運営方針が策定される予定となっており、急激な被保険者の負担増を避けるため、市町村の実態を踏まえた方針を策定するよう引き続き県に意見を表明してまいりたいと考えております。

③【回答】国保税について、令和9年度に予定される準統一では「収納率格差以外の項目を統一」と示されています。つまり収納率が低い自治体は標準よりも高い税率を設定する必要があり、これは住民の異動が多いなど地域的な問題により収納率を上げることが困難な蕨市にとっては不利な話となっています。現在、策定中の第3期国保運営方針に向けては、地域の実情を踏まえるよう県に意見を表明しているところであり、今後も引き続き要請をしてまいりたいと考えております。

④【回答】「子どもの均等割減免」としまして、令和4年度より、国の施策として就学前の子どもに係る均等割において、5割を公費負担により軽減しております。この改正により子育て世帯への一定の軽減は図られたものの、あまりに限定的であり十分なものではないと認識しております。全国市長会の重点提言として「対象年齢、軽減割合の拡大など制度の拡充」への要望が盛り込まれたこともあり、引き続き国の動向を注視してまいります。

また減免基準につきましては第3期運営方針において県内の基準が示されることになっており、統一した基準に沿って運用してまいりたいと考えております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」において令和9年度からの保険税水準の統一が示されたことから、埼玉県が算定した標準保険税率の応能・応益の賦課割合「53対47」に合わせて蕨市の保険税率も改正していく必要があると認識しております。蕨市の令和４年度の保険税率の改定においては、低所得者に配慮し「60対40」の賦課割合になるよう設定したところですが、今後も急激な負担増を避けるため段階的な改正に努めてまいりたいと考えております。

②【回答】「子どもの均等割減免」としまして、令和4年度より、国の施策として就学前の子どもに係る均等割において、5割を公費負担により軽減しております。この改正により子育て世帯への一定の軽減は図られたものの、あまりに限定的であり十分なものではないと認識しております。全国市長会の重点提言として「対象年齢、軽減割合の拡大など制度の拡充」への要望が盛り込まれたこともあり、引き続き国の動向を注視してまいります。

③【回答】蕨市国民健康保険においては、大変厳しい財政状況の中、保険税の収納率の向上や保険者努力支援制度の取組状況による歳入の増加のほか、各事業での歳出の抑制に努めておりますが、「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」において、「令和8年度までの赤字の解消」や、「令和9年度からの収納率格差以外の保険税水準の統一」など、目標年次が設定されたことにより、実質的な赤字の解消に取り組む必要があることから、今後の保険税収入や納付金の見込み等を踏まえた上で、保険税の見直しの検討等、国保財政の健全化を図っていく必要があると考えております。

④【回答】蕨市国民健康保険においては、現在財政調整基金を設置しておりませんが、第3期運営方針案において令和9年度からは市町村が設置する基金においては保険税軽減のためには取り崩さない方針が示されているところです。また埼玉県が設置する埼玉県国民健康保険財政安定化基金については市町村が保険税の収納率低下などにより財源不足に陥った時に借入するもので、保険税軽減の目的に資するものではありませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】蕨市では、資格証明書の交付は行っておらず、すべての被保険者に正規の保険証を郵送しております。

②【回答】住所不明以外の保険証の窓口留置は行っておりません。

③【回答】資格証明書については、発行しておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】保険者が発行済みの現行保険証の取扱いでは、保険証廃止後も1年間は有効とみなす経過措置が設けられる予定です。マイナ保険証を持たない方に対しては、原則本人からの申請に基づき「資格確認書」を交付いたしますが、ご指摘いただいたような不安点がありますので、申請が困難な方には、本人からの申請によらず発行できるようにするなど、今後も国の動向を注視しながら、より良い方法を検討してまいりたいと考えております。

②【回答】現行の短期保険証は有効期間を6カ月としており、またマイナンバーカードと保険証を一体化することによる健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止されることとなっております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保税の減免については、蕨市国民健康保険税条例第２２条において規定しておりますが、減免に当たっては、生活保護基準などの収入状況のみではなく、支出を含む生活状況、将来の資力回復の見込みなどを総合的に判断しており、今後も本規定をもとに個別に対応していきたいと考えております。また減免基準につきましては第3期運営方針において県内の基準が示されることになっており、統一した基準に沿って運用してまいりたいと考えております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】医療費の一部負担金の減免については、国民健康保険法第44条の規定に基づき蕨市国民健康保険に関する規則において規定しております。今後も引き続き本規則をもとに個別に対応してまいりたいと考えております。

②【回答】一部負担金減免に関する申請書類は、蕨市国民健康保険に関する規則第12条で規定しており、事務的にお渡しするのではなく、市役所窓口でお話しを伺いしっかりと説明したうえでお渡ししております。

③【回答】一部負担金減免に関する申請書類は、蕨市国民健康保険に関する規則第12条で規定しており、市役所窓口でお話を伺いしっかりと説明したうえでお渡ししております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国保税の徴収においては、滞納者との納税相談の際に、収入や生活費のほか、家族構成や　　財産の状況、病気や失業等の特別な理由など、個別事情を聴取し、どれだけの納付能力があるかを確認した上で、滞納処分よりも自主納付を優先して、完納できるよう指導してまいります

②【回答】給与振込口座の預貯金を差押える際には、給与の差押禁止額の考え方を準用して全額を取り立てることはせず、生活費が残るよう配慮しております。

③【回答】売掛金の差押えについては、事業の継続性を考慮し、滞納処分よりも自主納付による完納を勧めているところです。そのため、催告書の送付や電話催告を繰り返し、早期自主納付及び納税相談を促してまいります。

④【回答】国民健康保険税の滞納については、納期内納付の無かった方に督促状を送付するとともに　納税コールセンターから納付勧奨を行い、早期自主納付を促しております。また、すぐに納付することが難しい方に対しては納税相談を勧めております。納税相談においては収入や支出などの状況を聴取し、滞納者の生活実態に見合った納付方法を検討してまいります。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】新型コロナウイルス感染症による傷病手当金につきましては、国が感染拡大防止の目的で、被用者が仕事を休みやすくする環境を整えるため制定し、財政支援を決めたものであります。国民健康保険の被保険者は様々な業務形態があり、事業主の方は就業状況や収入の把握が困難であることなどから、被用者のみを特例的に財政支援の対象にしているものと認識しております。

②【回答】傷病手当金につきましては、２類から５類に感染法上の位置づけが変更されたことに伴い、本年５月７日を以て国からの財政支援は終了しております。傷病手当金については、国民健康保険は様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、保険者が保険財政上余裕がある場合などに条例を制定して行うことができるものであることから、今後とも、国の財政支援の基準に則って対応してまいりたいと考えております。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国保運営協議会の委員の公募については、平成２６年度より被保険者代表委員において実施しております。

②【回答】蕨市国保運営協議会では、市民の意見をより反映するため被保険者代表委員の公募を行うなど、運営改善に努めております。今後とも市民等の理解を得られる国保運営となるよう努めて参りたいと考えております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健診の自己負担については、世帯主と国保加入者の全員が住民税非課税世帯の人を無料としております。

②【回答】保健センターが実施する肺がん検診・結核健診との同時受診を推進しております。

③【回答】〈制度周知〉広報蕨やホームページへの掲載、蕨ケーブルテレビでの啓発、町会回覧、ポスター掲示(市内公共施設・健診実施医療機関・町会掲示板等)、被保険者証更新及び納税通知書発送時のチラシ同封、前年度健診結果における保健指導対象者への健診前通知の送付、３９歳の人への事前案内通知の送付、健康まつりでの啓発、医療保険課職員のバッジ着用

〈受診勧奨〉受診勧奨通知の送付（未受診者・まだら受診者・昨年度受診したが今年度未受診）、SMSでの受診勧奨、Twitterでの受診勧奨

〈その他〉健診検査結果提供促進（受診券にチラシの同封、全員に粗品の提供）、医療機関からの診療報酬情報提供事業の実施、職場健診データ収集、早期受診者キャンペーン(抽選で粗品の提供)の実施、受診券に過去３年間の受診結果を同封の対策を実施いたします。

④【回答】個人情報の取り扱いにつきましては蕨市個人情報の保護に関する法律施行条例及び蕨市個人情報の保護に関する法律等施行規則に則り厳重に取り扱っております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末残高見込みは、約35億1,200万円です。

②【回答】現在、蕨市において国民健康保険の財源不足に充てるべき特定目的基金は設置されておりません。また一般会計が持つ財政調整基金からの活用については、国保会計の赤字が増える要因になってしまいます。国保財政健全化のために赤字は解消する必要がございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、県の第3期国保運営方針案において令和9年度からは市町村が設置する基金においては保険税軽減のためには取り崩さない方針が示されています。

**◆03戸田市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与する」ため、埼玉県国民健康保険運営方針に則り、適正な財政運営を図っていくとともに、今後も国・県の動向を注視してまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】戸田市国民健康保険税条例の規定により、市で保険税を決定しています。

②【回答】埼玉県国民健康保険運営方針に則り、適正な財政運営を図っていくとともに、今後も国・県の動向を注視してまいります。

③【回答】今後も県の動向を注視してまいります。

④【回答】令和4年度から子どもの均等割減額措置が適用されています。均等割負担を廃止することについては、独自施策となるため、全国的な制度改正などがない限り、多額の法定外繰入を実施している中では、難しいものと考えます。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】応能負担の割合が約7割と高く、低所得者へ配慮した税率設定となっております。

②【回答】令和4年度から子どもの均等割減額措置が適用されています。均等割負担を廃止することについては、独自施策となるため、全国的な制度改正などがない限り、多額の法定外繰入を実施している中では、難しいものと考えます。

③【回答】一人当たりの法定外繰入額は県内最高水準です。

④【回答】埼玉県国民健康保険運営方針に則り、適正な税率を検討してまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国民健康保険法に基づき、特別な事情もなく納税相談や納付がない場合に、やむを得ず資格証明書や短期被保険者証を交付しておりますが、本市におきましては、資格証明書を交付する前に短期被保険者証を交付するなど、滞納者との接触の機会の確保に努めております。今後につきましても、被保険者間の税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応してまいります。

②【回答】住所不明以外の保険証の窓口留置は行っておりません。

③【回答】現在、資格証明書の交付は行っておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】詳細については、国の検討会で協議中のため、動向を注視してまいります。

②【回答】現在、6か月の「短期保険証」を交付しています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】減免については条例で規定していますが、これまでどおり、減免を求めるに至った状況を丁寧にお聞きするなかで、納税者の担税力をもとに個別に対応してまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】減免を求めるに至った状況を丁寧にお聞きするなかで、国基準に沿って対応してまいります。

②【回答】可能な限り、そのように努めます。

③回答】減免を求めるに至る事情や背景は様々であるため、市職員が聞き取りを通じて個別に対応することが必要になります。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①回答】滞納者からの納税相談時には生活状況等を丁寧に伺い、相談内容に応じて戸田市生活自立支援相談センターや市の関係部署を案内し、必要な支援に繋げていけるよう引き続き努めてまいります。

②【回答】給与等の差押えは、法令に沿った運用を行っております。

③【回答】売掛金への差押えは、事業の継続や従業員の生計費等を考慮した上で、法令に沿った運用を行っております。

④【回答】税の滞納処分に税目別に特別な取り扱いはできませんが、新型コロナウイルス感染症等の影響で収入が著しく減少し、一時に納税が困難となった場合には、猶予制度を案内するなど、それぞれの滞納者の事情に合った対応を実施してまいります。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】国・県の動向を引き続き中止してまいります。

②【回答】新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金は、実施する保険者に国が保険者に特例的な措置として財政支援を行っているものです。多額の法定外繰入を実施している本市の現状を勘案すると、恒常的な施策として傷病手当金の支給を実施することは、難しいものと考えます。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】本市の国保運営協議会の委員は、被保険者代表４名にご参加いただき、保険医・保険薬剤師代表４名、被用者保険等保険者代表３名、公益代表４名とあわせて、他方面の方の視点により審議をいただいております。うち、被保険者代表４名については、公募によりご参加いただいております。

②【回答】国保運営協議会においては、分かりやすい説明を心がけながら、可能な限り市民の意見が反映されるよう努めております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】本市の特定健診は、平成２２年度から無料で受けることができます。

②【回答】特定健診と希望する種類のがん検診を両方とも実施している医療機関であれば、同時受診が可能です。

③【回答】受診率を向上させる取組の１つとして、対象者の階層に応じた受診勧奨通知を発送しています。

④【回答】日頃より細心の注意を払い業務を遂行しています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和５年３月３１日時点残高：7,391,250,751円

②【回答】財政調整基金につきましては、標準財政規模の20％である60億円程度の基金残高維持が適正と考えておりますが、各種事業実施のために生じる財源不足を補うため、令和５年度においても当初予算で財政調整基金を大幅に取り崩しているところです。そのため、国保税の引下げの財源とすることは難しい状況です。

**◆04朝霞市**

**１****．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国保財政におきまして、歳入における保険税の割合は約２５％で、残り７５％を県の支出金や市の繰入金で運営している状況です。保険税の負担は、所得や資産などに応じた応能割と、被保険者や世帯に応じた均等割により、所得や加入状況に応じて公平な負担となるよう調整されています。また、低所得者に対する保険税の軽減措置、未就学児の均等割軽減措置、保険税の減免制度などにより、負担軽減を図っております。本市としましては、今後も、安定した国保財政の運営に努めていきたいと考えます。

**(2) 埼玉県第3 期国保運営方針について**

①【回答】保険税水準の統一は、現行国保制度により埼玉県と市町村が共同保険者となったことで、県内どこに住んでいても、同じ所得・世帯構成なら同じ保険税となるよう、令和２年度に策定した現運営方針おいて、段階的に進めていくこととされました。次期方針におきましては、令和９年度に収納率格差以外統一を目指すことが予定されています。また、地域医療につきましても、埼玉県地域保健医療計画に基づき、格差が生じないように整備が図られているところです。本市としましても、共同保険者として運営方針にしたがって行く必要があることから、独自の保険税率の設定は難しいものと考えています。

②【回答】法定外繰入につきましては、次期運営方針において、令和８年度までに、赤字及び決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金を解消することとされる見込です。本市としましては、次期運営方針に基づき国民健康保険財政の安定した運営と、被保険者への適切な給付が継続できるよう努めたいと考えています。

③ 【回答】第３期国保運営方針におきまして、令和９年度以降は、埼玉県が示す市町村標準保険税率により賦課することとされておりますが、低所得者の軽減や、保険税及び一部負担金の減免につきましても、埼玉県の統一基準において実施される見込みとなっております。また、地域医療体制につきましては、埼玉県地域保健医療計画を基に整備が図られていると

ころです。

④ 【回答】少子化対策や子育て支援策の一環として、国民健康保険法の一部改正が行われ、令和４年４月より、未就学児の均等割の５割軽減を実施しています。財源は軽減額の２分の１を国が、４分の１を県と市がそれぞれ負担するものです。なお、本市としましては、埼玉県に対して１８歳までの均等割の軽減を拡充するよう要望しています。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

① 【回答】本市の医療給付費分における応能応益割の割合は７５：２５で、次期運営方針における埼玉県全体の応能応益割合が、おおむね５３：４７とされていることと比較し、応能負担の比率が高い状況にありますので、応能割の比率をさらに増やすことは難しいものと考えています。

② 【回答】子育て世代における保険税の均等割につきましては、特に多子世帯の方の保険税を納めていただくにあたり、均等割が負担増となることについては認識しています。しかしながら、子どもの保険税均等割を廃止して、国民健康保険事業の運営に必要となる税収入を確保するためには、所得割の引上げ等の措置が必要となり、加入割合の高い高齢者世帯等への負担増が考えられますので、子どもの均等割負担を廃止することは難しいものと考えています。

③ 【回答】法定外繰入につきましては、国民健康保険事業の財源不足を充填するための措置です。本市では次期運営方針において、令和８年度までに、赤字及び決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金を解消することとされることから、難しいものと考えます。

④ 【回答】国民健康保険の財源を確保するための財政調整基金を保有していますので、安定した財政運営のため、適切な基金の活用をしていきたいと考えています。

**(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

① 【回答】本市では、正規の被保険者証のほかに、短期被保険者証を発行していますが、正規の被保険者と同じく医療機関で利用できるものとなっています。

②【回答】本市では、被保険者証の窓口留置は行っていません。

③【回答】本市では、資格取得証明書を発行していません。

**(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国では、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方について、資格確認書の申請案内を行うとともに、資格確認書の有効期限が到来する時期には、申請手続きの案内として勧奨通知を送ることを検討しており、申請が難しい方についても、代理申請を含め必要な対応を行うものと認識していますが、本市としましてはマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方が不利益とならないよう努めたいと考えています。

② 【回答】本市では、短期被保険者証の有効期限を６か月として交付しています。

**(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

① 【回答】国民健康保険税の減免については、「朝霞市国民健康保険税条例」及び「朝霞市国民健康保険税減免措置事務取扱要綱」に基づき実施しています。減免措置の判定は、相談者の現在の生活状況や収入状況等を確認し、生活状態を勘案して行っています。なお、低所得者の方の保険税軽減措置としては、世帯の所得額と人数に応じて均等割額及び平等割額を７割・５割・２割に軽減する措置を行っています。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44 条)の拡充を行なってください。**

①【回答】医療費の窓口負担の減免措置については、「朝霞市国民健康保険に関する規則」及び「朝霞市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」に基づき実施しています。減免適用の判定については、生活保護基準を参考に１０００分の１１５５を乗じて得た額以下の世帯については全額免除、１０００分の１２６０を乗じて得た額以下の世帯については半額減免としています。なお、生活困窮されている方からの医療費のご相談があった場合は、福祉等の関係部署と連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えています。

②【回答】減免の適用については、相談者の現在の生活状況や収入状況等を正確に確認し、生活状態を勘案して行う必要があります。これらの状況を確認するためには職員による対面の聞き取りが必要となりますので、申請書を記入する際のわかりづらい部分については、職員から説明するなどの対応に努めています。

③ 【回答】減免の申請については、相談者の現在の生活状況や収入状況等を正確に確認し、生活状態を勘案して行う必要があることから、医療機関における会計窓口での手続は難しいものと考えています。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】生活困窮等で納期限内納付が困難な場合、納税相談を通じて生活状況を伺い、実態に応じた分割納付を御案内するほか、要件に該当する場合には、徴収猶予・執行停止といった徴収の緩和措置を行っております。また、納税相談の中で会社の倒産や病気等で日々の生活に困窮されていることが把握できた場合には、福祉相談課や生活援護課を御案内するほか、多重債務等により返済でお困りの方には法律相談窓口を御案内するなど、関係課との連携に努めております。今後におきましても、丁寧に納税者の御事情を伺い、市民に寄り添った対応を心がけてまいります。

②【回答】本市において差押等の滞納処分を行う際は、納税者の生活を著しく窮迫させることのないよう、法令に定めのある差押禁止額を除くほか、納税相談等を通じて把握した医療費などの必要経費を考慮するなど、生活費を確保して執行しております。

③【回答】本市では、まず納税相談等により納税者の生活状況の把握に努めており、それぞれの方の状況に沿った対応を心掛けております。しかしながら、督促状や催告書等による再三の呼びかけにも応じていただけず、滞納を放置するなど、滞納が解消される見込みが立たない場合や分割納付が連絡等なく不履行になった場合などに差押等の滞納処分を実施しています。なお、滞納処分を行う際には、納税者の生活を著しく窮迫させることのないよう、法令に定のある差押禁止額を除くほか、納税相談等を通じて把握した生活実態や事業実態を考慮するなど、納税者の事業継続に配慮して執行しております。

④【回答】生活困窮等で国民健康保険税の納期限内納付が困難な場合は、納税相談を通じて納税者各々の生活事情を伺い、実態を把握した上で、分割納付や徴収猶予・執行停止といった徴収の緩和措置を行っています。今後におきましても、丁寧に納税者の御事情を伺い、生活実態に配慮した対応を心がけてまいります。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

① 【回答】傷病手当金制度については、国からの通知に基づき実施してきましたが、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置付けられたことから、令和５年５月７日までに感染又は発熱等のため療養したことにより労務に服することができなかった期間について国は財政支援の対象としていますので、今後については、国の財政支援の基準に即して対応していきたいと考えています。

② 【回答】傷病見舞金制度は、傷病手当金制度と同様に市独自施策として実施してまいりましたが、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置付けられましたことから、令和５年５月７日までに感染した個人事業主等の方を対象として実施しています。

**(10) 国保運営協議会について**

①【回答】国保運営協議会委員の公募については、住民である被保険者を代表する委員として５名と定めており、そのうち２名を公募により選任しています。今後におきましても、継続して公募の実施をしてまいりたいと考えています。

②【回答】国保運営協議会委員については、被保険者を代表する委員５名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員５名、公益を代表する委員５名、被用者保険等保険者を代表する委員３名の合計１８名で構成されており、国民健康保険運営に携わる各方面の方々から、ご意見をいただいています。今後においても、引き続き多様なご意見を頂きながら、本市国民健康保険の運営の改善に努めてまいりたいと考えています。

**(11) 保健予防事業について**

①【回答】本市では、平成２０年度の制度開始時から、特定健康診査対象者の費用負担は無料で実施しています。

②【回答】平成２５年度から、土曜日や日曜日に特定健診と各種がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん）を同日に受診できる「こくほの総合健康診査」を集団健診方式で実施し、受診者の利便性の向上に努めています。また、特定健診及び人間ドックの案内パンフレットに、こくほの総合健康診査及びがん検診の内容や、個別健診で受診できる医療機関の情報を掲載するなど、充実した健診を受けていただけるよう配慮しています。

③【回答】令和５年度は、４年度同様に、個別に医療機関で受診できる特定健診及び土曜日や日曜日に受診できる集団健診を実施します。また、特定健診未受診の方へ、過去の受診状況等を基にした行動分析により未受診者の特性に合った、より効果的な受診勧奨通知の送付並びに大腸がん検診、乳がん検診及び子宮頸がん検診における節目の年齢の対象者に対する無料クーポン券の配布を行い、受診率の向上を図りたいと考えます。

④【回答】「高齢者の医療の確保に関する法律」第３０条に秘密保持義務が規定されており、また医療分野につきましては、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成１６年４月２日閣議決定）等におきましても、個人情報の性質や利用方法等から適正な取り扱いが求められています。本市では、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令の規定に基づき、健診等で取得した個人情報に関しては適切に管理を行っています。

**(12) 財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末の財政調整基金残高は２９億６，６７７万６，０００円です。

②【回答】一般会計の財政調整基金を特別会計の国民健康保険税に充当するには、一般会計から特別会計へ繰入れることとなりますが、繰入につきましては、埼玉県では国民健康保険運営方針を策定し、県内の全市町村が、国保財政における実質的な赤字とされる法定外一般会計繰入金の解消を進めていることから、本市が単独で新たな繰入を行うことは難しいと考えています。

**◆05志木市**

**１．国民健康保険制度について**

 **(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】保険年金課

国民健康保険税のあり方につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、慎重に検討を行ってまいります。

**(2) 埼玉県第3期国保運営方針について**

① 【回答】保険年金課

賦課方式や保険税率の見直しにつきましては、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、慎重に検討を行ってまいります。

②【回答】保険年金課

一般会計からの法定外繰入につきましては、毎年度当初予算の状況に応じ予算措置しております。

今後におきましても、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、国保財政の状況を勘案し、毎年度適切に判断してまいります。

③【回答】保険年金課

第３期埼玉県国民健康保険運営方針につきましては、現在、策定に向けた作業を進めているため、状況を見据えながら適切に対応してまいります。

④【回答】保険年金課

保険税の減免につきましては、国の動向を見据え適切に対応してまいります。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】保険年金課

今後、賦課方式や保険税率の見直しを行う際には、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえるとともに、応能応益割合につきましても、慎重に検討を行ってまいります。

②【回答】保険年金課

未就学児の均等割軽減につきましては、令和４度から実施しているところです。

③【回答】保険年金課

一般会計からの繰入につきましては、毎年度当初予算の状況に応じ予算措置しております。今後におきましても、埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ、国保財政の状況を勘案し、毎年度適切に判断してまいります。

④【回答】保険年金課

基金からの繰入につきましては、毎年度、予算及び残額の状況に応じ措置しているところです。

**(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】保険年金課

窓口留置としているのは、納付状況が芳しくない方に対し、滞納金額や納付の履歴、相談の実績などを総合的に判断したうえで、やむを得ず行っているものです。なお、本市では、休日納税相談やファイナンシャルプランナーによる生活改善型納付相談も実施しております。

②【回答】保険年金課

上記回答のとおり、納付状況が芳しくない方に対し、滞納金額や納付の履歴、相談の実績などを総合的に判断したうえで、やむを得ず行っているものです。なお、６月３０日現在における住所不明以外の窓口留置はございません。

③【回答】保険年金課

資格証明書の交付は最終手段であり、適用に当たっては事前に弁明の機会を設けるなど慎重に対応しており、市からの働きかけに対して、一向に応じていただけない方を対象に、やむを得ず交付しているところであります。また、交付後であっても、面談等に至った段階で被保険者証に切り替えております。

**(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】保険年金課

マイナ保険証のあり方につきましては、今後も国の動向に注視し、適切な対応を行ってまいります。

②【回答】保険年金課

本市における短期保険証の有効期限は６カ月間としております。

**(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】保険年金課

国民健康保険税の減免については、志木市国民健康保険税条例に基づく国民健康保険税減免基準により、個別の状況に即した対応をしてまいります。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】保険年金課

一部負担金の減免については、志木市国民健康保険に関する規則に基づき、対応してまいります。また、医療費が高額となる場合の限度額適用認定証及び高額療養費委任払い制度など窓口での支払金額を抑えられる制度については、随時ご案内しているところです。

②【回答】保険年金課

申請減免制度の利用にあたっては、丁寧な対応に努めてまいります。

③【回答】保険年金課

申請減免にあたっては、志木市国民健康保険に関する規則に基づき、適切に対応してまいります。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】保険年金課（収納管理課）

本市におきましては、多重債務などが原因で滞納となっている方に対しましては、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談を実施しており、広く周知に努めているところであります。また、相談の内容に応じて、関係部署との連携を図っているところであります。

②【回答】保険年金課（収納管理課）

差押えについては、国税徴収法第７５条から第７８条の趣旨を踏まえ、適切に行っているところであります。また、市からの働きかけに応じていただけない方につきましては、生活の状況や滞納となっている状況を的確に把握するためにも、早い段階で相談機会を確保することが不可欠であると考えております。

③【回答】保険年金課（収納管理課）

ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談を実施しており、個人事業主につきましては確定申告の内容を精査し、税額が減額となる場合には修正申告の指導等も行っております。今後も納税が困難な方に対し、早期に納税相談を行っていただけるよう努めてまいります。

④【回答】保険年金課（収納管理課）

定期的に休日納税相談も実施しており、今後も納税が困難な方に対し、早期に納税相談を行っていただけるよう努めてまいります。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】保険年金課

本市では、令和５年５月７日までに新型コロナウイルス感染症に感染した自営業者などの被保険者に対し、傷病見舞金を支給する制度を実施しております。

②【回答】保険年金課

新型コロナウイルス感染症に感染又は、発熱等の症状があり感染が疑われる被用者の方を対象とした傷病手当金については、令和５年５月７日までの感染者を対象として、現在も申請を受け付けております。

**(10) 国保運営協議会について**

①【回答】保険年金課

志木市国民健康保険運営協議会の委員につきましては、広く市民から公募を募った「志民力人材バンク」の登録者を含めるなど、国民健康保険法施行令及び志木市国民健康保険条例に基づき、委員の委嘱を行っているところです。

②【回答】保険年金課

志木市国民健康保険運営協議会は、傍聴が可能となっているとともに、議事録も市ホームページにて公開するなど、今後も開かれた運営に努めてまいります。

**(11) 保健予防事業について**

①【回答】健康政策課

特定健診の受診は、市民の生活習慣病の予防と医療費の適正化につながるものであり、受診率の向上は重要な課題であると認識をしております。た、特定健診の自己負担額の無料化については、埼玉県内においても実施している自治体があり、受診率が高い傾向にあるものの、無料化だけではなく、様々な施策を実施することにより受診率が向上しているものと認識しております。本市といたしましては、集団健（検）診における休日実施やレディースデイの実施など、働く世代や子育て世代が健診を受けやすい環境整備を図ることや未受診者への未受診理由に着目したタイプ別の受診勧奨を強化することにより、特定健診の受診率向上を目指してまいります。

②【回答】健康政策課

本市のがん検診と特定健診につきましては、朝霞地区４市における医療機関での「個別健（検）診」のほか、公共施設を会場に９月から翌年２月まで実施する「集団健（検）診（１２回）」を市民の皆様にご案内しているところです。

また、「集団健（検）診」では、健（検）診バスを利用し、特定健診とがん検診が同時に受けられる環境を整備するとともに、特定健診とがん検診を同時に受診することで単独で受診するより割安となる、「国保セット健診」のメニューも用意し市民の方の自己負担額を減らすなど、健（検）診を受けやすい工夫もしております。

③ 【回答】健康政策課

2023年度の本市が目標としている特定健診受診率は６０％であり、令和３年度の受診率（法定報告値）４０．４％と比較すると、大きく乖離している状況にあります。

一方、コロナ禍の影響により低迷していた受診率は回復傾向にあり、「集団健（検）診の１日の健診人数の制限も本年度より解除したところであります。

今後におきましては、①でもご回答させていただきましたとおり、「集団健（検）診における休日実施やレディースデイの実施など、働く世代や子育て世代の方が健診を受けやすい環境を整えるほか、タイプ別に合わせた通知による受診勧奨に加え、SMSを活用した受診勧奨を行うことにより、特定健診の受診率向上を目指してまいります。

④【回答】健康政策課

本市では、医療機関及び「集団健（検）診の委託業者が、がん検診や特定健診等の結果通知書を作成し、受診した方へ、市を介さず直接通知をしております。

特に医療関係の検査結果等の入力ミスは、命に関わる重大な結果を招くものであることから、本市の委託先の健（検）診機関に対しても、仕様の内容を見直すなど、データの取り扱いやチェック体制の強化について注意喚起を行っております。

今後におきましても、引き続き、市民の皆様が安心して、健（検）診を受診していただけるよう、精度管理に努めてまいります。

**(12) 財政調整基金について**

①【回答】財政課

令和4年度末の残高は28億4,706万4千円となっております。

②【回答】財政課

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整し、健全な財政運営を図る役割とあわせて、突発的な災害等が発生した場合の緊急的支出のための積立金の性質もあることから、特定の税金の引き下げに直接的に活用することは難しいと考えております。ます。

**◆06和光市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険の保険者として、埼玉県とともに適切に国民健康保険事業を運営してまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】和光市の国民健康保険税については、和光市の条例で定めています。

②【回答】国民健康保険の保険者である埼玉県と協議して進めてまいります。

③【回答】地域医療体制の整備については、埼玉県に要請してまいります。

④【回答】大きな流れとして県内保険税水準の統一が進められており、市が独自の軽減を行うことは難しい状況です。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】低所得者層への負担軽減のため、現計画では賦課割合は応能割６７：応益割３３程度としています。

②【回答】大きな流れとして県内保険税水準の統一が進められており、市が独自の軽減を行うことは難しい状況です。

③【回答】国民健康保険の保険者である埼玉県と協議して進めてまいります。

④【回答】国民健康保険の保険者である埼玉県と協議して進めてまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】当市では、短期保険証対象世帯以外の世帯には、通常の保険証を郵送しています。短期保険証対象世帯には、概ね１か月間、窓口で交付し、交付できなかった場合は、郵送しています。

②【回答】窓口で保管している保険証は、世帯主様宛に郵送した保険証が不在、宛所不明等により郵便局から戻ってきた保険証になります。

③【回答】当市では、資格証明書の発行は行っていません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】健康保険証の廃止は、法改正により決定したものと認識しています。

②【回答】 短期保険証の有効期間は6か月としています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険の減免については、申請者の担税力の低下に着目し、減免制度の適用を行っています。今後も申請者の生活状況を考慮し、適正な制度運営に努めていきます。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免基準は、生活保護基準の１．２倍としています。この基準は、国の基準や被保険者間の公平性の観点等から判断すべきものと考えています。

②【回答】一部負担金減免の相談があった場合は、請書の書き方等、丁寧に説明するなど対応しています。

③【回答】一部負担金減免は、内容を審査して減免の可否を決定しますので、医療機関の窓口で手続きすることはできません。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】滞納者の生活状況の把握に努め、必要に応じて担当部署・関係機関と連携し、困窮している方には徴収猶予制度等を適用しながら、個別の事情を十分に考慮したうえで対応しております。

②【回答】滞納整理に当たっては、滞納者の納付能力調査を行い、差押等の滞納処分を執行する際には 国税徴収法に定める差押禁止額を考慮しております。

③【回答】滞納者の個別事情を考慮し、十分な相談体制をもって滞納整理を行っております。

④【回答】滞納整理に当たっては、国民健康保険税に限らず他の税目においても当事者の生活実態の把握に努め、差押等の滞納処分を執行する際は国税徴収法に定める差押禁止額を考慮しております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】既存の要件の財政支援について、対象となる期間が令和5年5月7日までとなったため、提案内容について要望することは難しいと認識しています。

②【回答】国民健康保険の保険者である埼玉県と協議して進めてまいります。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】被保険者を代表する委員として、公募委員を委嘱しております。

②【回答】被保険者を代表する委員として、市民の方に参画いただいているとともに、国民健康保険運営協議会については、公開により開催しております。また、国民健康保険税率等の改正を検討する際には、パブリックコメントを実施しております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】現在、集団健診において４０歳代の方を対象とした「４０歳代無料クーポン券事業」を実施しております。これは健診対象年齢となる年代の受診率向上のための取組として実施しているものです。　　　その他の年代の方には費用の一部を自己負担（１，０００円）していただいておりますが、これは健診が自助的な健康管理を支援するものとして位置づけられるためです。ご自身の健康管理に一定のご負担をいただくことで、個人の健康意識を高め、継続的な健康管理のための動機付けを促進することを目的としています。

②【回答】個別健（検）診及び集団健（検）診において、特定健診と各種がん検診、肝炎ウイルス検診等を同時に受診することが可能な体制を整備しており、市民の方々が受診対象となる健（検）診を同日で予約し、受診することができます。

③【回答】特定健診未受診者勧奨として、AI（人工知能）を活用した健診受診行動タイプ別の文書（通知）勧奨を年度内に２回行います。40歳代特定健康診査自己負担無料クーポン券を発行しています。

がん検診については、20、25、30、35、40歳の女性に子宮頸がん検診無料クーポン券、40、45、50、55、60歳の女性に乳がん検診無料クーポン券を個別通知し、再勧奨通知も送っています。また、市のがん検診を過去２年間、未受診の人には、受診勧奨はがきを送付してがん検診の受診勧奨を行っています

④【回答】健診等に関する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「和光市個人情報等の取扱いに関する管理規定」に基づき、厳正に管理しています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和4年度末の現在高は、1,981,770千円です。

②【回答】一般会計の財政調整基金を活用した国保特会への法定外繰出しにつきましては、第３期埼玉県国民健康保険運営方針骨子の中で解消することとされています。

したがって、国保特会への法定外繰出しなどについて、一般会計財政調整基金を活用することは、難しくなっていくものと認識しています。ます。

**◆07新座市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険法の改正により、平成３０年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共に安定的な国民健康保険事業の運営を担うこととなりました。このため、埼玉県国民健康保険運営方針に沿って策定した赤字削減・解消計画に取り組むとともに、同運営方針で示された保険税の算定方法に将来的に統一できるよう税率改定を行う必要があります。本市においては、特定健康診査の実施等による医療費の削減や、保険税の収納対策、保険者努力支援制度等による歳入獲得により被保険者の税負担圧縮を図るなど、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。（所管：国保年金課）

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国民健康保険の広域化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となりましたので、県の運営方針で示された保険税の算定方法に移行するとともに、令和９年度までに保険税水準の統一を図らなければならないため、保険税率を段階的に改定する必要があります。このため、本市独自の方針で保険税率を決定することはできませんが、財政調整基金を活用し被保険者の皆様の税負担が急激に変わらないよう配慮してまいります。（所管：国保年金課）

②【回答】県の国民健康保険運営方針では、法定外繰入金の段階的な解消が示されております。本市　　においては、この方針により国民健康保険事業を推進してまいります。（所管：国保年金課）

③【回答】地域の公立・公的病院、民間病院の拡充については県の事業となり、市としては、地域の実情に応じて埼玉県南西部地域保健医療・地域医療構想協議会等を通じ、必要時、要望してまいります。（所管：保健センター）

④【回答】国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料（税）として世帯の人数に応じた応分の保険料（税）の御負担をいただく必要があります。このため、特別な理由として１８歳までの子どもの均等割をなくす考えはありません。（所管：国保年金課）

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】埼玉県第２期国民健康保険運営方針において、応能応益割合は５３対４７が望ましいと示されていますので、応能負担を原則とする保険税率に改める考えはありません。（所管：国保年金課）

②【回答】国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料（税）として世帯の人数に応じた応分の保険料（税）の御負担をいただく必要がありますので、子どもの均等割負担を廃止する考えはありません。（所管：国保年金課）

③【回答】埼玉県国民健康保険運営方針に沿って策定した赤字削減・解消計画に基づき、令和５年度　からは一般会計からの法定外繰入を廃止していますので、増額する考えはありません。（所管：国保年金課）

④【回答】国民健康保険の広域化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となりましたので、県の運　営方針で示された保険税の算定方法に移行するとともに、令和９年度までに保険税水準の統一を図らなければなりません。このため、財政調整基金を活用しながら保険税率を段階的に引き上げる必要がありますので、御理解を賜りたいと存じます。（所管：国保年金課）

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】本市では、短期保険証を含め、全ての被保険者に保険証を送付しています。（所管：国保年金課）

②【回答】納税相談等がない被保険者については、収納率向上対策として保険証一斉更新時において、一か月程度の窓口留置を実施しています。（所管：国保年金課）

③【回答】現在、資格証明書を交付している世帯はありません。（所管：国保年金課）

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】現行の健康保険証の原則廃止などを盛り込んだマイナンバー法等の一部改正法が成立したため、被保険者証の発行については法令に基づき対応してまいりますので、国に従来どおりに被保険者証を発行できるよう要請する考えはありません。（所管：国保年金課）

②【回答】現在、交付している短期被保険者証の有効期限は６か月としています。（所管：国保年金課）

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】国民健康保険税の減免については、新座市国民健康保険税条例第２５条の規定に基づき対応しており、減免の適用に関しては、個別の事情に応じて十分な精査を行い、適正に対応しています。また、低所得世帯に対しては、７割・５割・２割の軽減措置を設けていますので、減免基準について、一律に生活保護基準の１．５倍とすることは考えておりません。税の申請減免制度の周知については、窓口や納税相談時に減免制度についても説明していますが、引き続き、市ホームページ、納税通知書及び啓発パンフレット等により周知を　図ってまいります。（所管：国保年金課）

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】本市では、平成２３年１０月２４日に「新座市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」を定め、一部負担金減免の運用を行っています。平成３０年１０月から段階的に生活保護基準が見直され、今までの減免対象者が、対象外とならないように減免対象範囲を広げる要綱の改正を行いました。

減免の所得基準については、生活保護基準額に対して１０００分の１１５５を乗じて得た額以下の世帯については免除、１０００分の１１５５を乗じて得た額を超え８５５分の１０８０を乗じて得た額以下の世帯については減額としています。本改正は、国の基準に基づき行ったものであり、同基準に基づく減免に対しては、国の財　政支援が行われるものです。制度の拡充は、市独自の財源を必要とするものとなりますので、これを行う考えはありません。（所管：国保年金課）

②　窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】一部負担金の減免申請書については、一定の条件を満たす必要があります。そのため、世帯の状況や事由を詳細に聞き取り、個別に審査をしなければならないことから、申請者によって用意していただく書類が異なります。申請書類については、この審査に必要な事項を御記入いただくものとなりますので、既存の申請書を改めることは難しいと考えています。（所管：国保年金課）

③【回答】一部負担金減免制度は、個々の状況によって判断するため、医療機関の会計窓口で手続を行うことは困難だと考えます。（所管：国保年金課）

**(8)国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】本市では、納税者の皆様の自主納付を前提としていますが、納税が困難な方に対しましては、生活困窮がうかがえる場合には生活保護の担当課を、生活再建の必要性がうかがえる場合には消費生活相談を適宜案内しているところです。（所管：納税課）

②【回答】督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上でやむを得ず差押えを執行しているところです。なお、その際には、差押禁止額等の法令上の規定を遵守し、執行しています。（所管：納税課）

③【回答】②と同様、督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上でやむを得ず差押えを執行しているところです。売掛金についても、給与等の差押禁止の規定を準用するなど、納税者の皆様の生活を窮迫させることがないよう十分に配慮し、差押えを執行しています。（所管：納税課）

④　国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】国民健康保険税については、国民健康保険短期被保険者証を交付する対象者について、国保年金課と連携を図り、別途納税相談の機会を設けているところです。①のとおり、生活困窮がうかがえる場合には生活保護の担当課を、生活再建の必要性がうかがえる場合には消費生活相談を適宜案内しているところです。

今後も、納税相談等の機会を通じ、必要に応じて納税の猶予制度や生活保護制度、消費生活相談等を案内し、納税者の実態に即した対応を心掛けてまいります。（所管：納税課）

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】本市では、市独自の緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者のうち、傷病手当金の支給対象ではない自営業者に対し傷病見舞金を支給していましたが、令和５年５月８日以降、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置付けられたことに伴い支給を終了していますので、財政支援について国及び県に要望を行う考えはありません。（所管：国保年金課）

②【回答】国民健康保険制度においては、様々な就業形態の被保険者がいることを踏まえ、傷病手当金については条例を制定して支給することができる、いわゆる任意給付となっています。令和２年１月から、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある者を対象に傷病手当金を支給していたものですが、令和５年５月８日以降、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置付けられたことに伴い、国の財政支援が終了したため支給を終了しました。そのため、恒常的な施策とする考えはありません。（所管：国保年金課）

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】新座市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する国民健康保険税の税率や賦課方法等重要事項を審議する重要な役割を持っており、国民健康保険事業に対する専門的な知識と識見が必要とされます。このため、公募は馴染まないと考えます。（所管：国保年金課）

②【回答】新座市国民健康保険運営協議会の委員については、医療関係者や有識者の他に、被保険者を代表する方及び被用者保険等保険者を代表する方を委嘱しており、広く市民の意見を取り入れています。（所管：国保年金課）

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）の本人及び家族の負担については、平成２６年度から無料としており、令和５年度も引き続き無料で実施します。（所管：国保年金課）

②【回答】特定健診とがん検診をセットにした総合健診（集団健診）を実施しています。（所管：国保年金課、保健センター）

③【回答】被保険者の特定健診受診状況等をＡＩで分析し、タイプ別に内容を変えた受診勧奨通知（圧着ハガキ・ショートメッセージサービス）を送ることで、受診率の向上を目指します。（所管：国保年金課）

④【回答】特定健診データ等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し、厳正に管理しています。（所管：国保年金課）

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末の新座市国民健康保険財政調整基金の残高は、1,278,938,470円となっています。（所管：国保年金課）

②【回答】国民健康保険の広域化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となりましたので、県の運　営方針で示された保険税の算定方法に移行するとともに、令和９年度までに保険税水準の統一を図らなければなりません。このため、国民健康保険事業特別会計の財政調整基金を活用し被保険者の皆様の税負担が急激に変わらないよう配慮してまいります。

（所管：国保年金課）

**◆08富士見市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】保険年金課

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を保持していくための社会保険制度の一つとして、相互扶助の考え方に立った制度であると認識しております。

その財源につきましては、本市の令和５年度国民健康保険特別会計予算を例にしますと、被保険者より、保険税として約２割と公費負担として約８割の財源で賄われております。他の保険者と比べても、多く公費が投入されており、誰もが安心して医療機関にかかれる制度となっていると考えております。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険年金課

平成３０年度の国民健康保険の制度改革により、各市町村は、埼玉県国民健康保険運営指針に基づき、国民健康保険を運営することとなりました。市町村国保の財政運営は、県が責任主体となり、国保加入者の医療費の全額は、県が交付する保険給付費等交付金により賄われることになっております。その財源として、国民健康保険事業費納付金の額が県において算定され、各市町村が納付金の納付をすることとなっております。

このようなことから、安定して健全な運営を行うため、保険税収を大事な歳入として確保する必要があり、税率については、運営指針に基づき、納付金の額等を踏まえながら決定していくことになるものと考えております。

②【回答】保険年金課

現在、市町村国保の財政運営は、都道府県が行い、被保険者サービスの提供は、段階的に県内同一水準にすることになっております。第３期の埼玉県国民健康保険運営方針では、法定外一般会計繰入金等の削減・解消を目指しており、国保財政の安定化を図るためにも、赤字を解消する必要があるとしております。

③【回答】保険年金課

第３期国保運営方針の骨子は、財政運営の安定化を図り、都道府県単位化の深化を図るため、法定外繰入れの着実な解消や保険税率水準の統一、医療費適正化の推進となっており、保険税水準の準統一に向け、課題や方向性を盛り込んでいくこととなります。

県内の水準を決める際には、埼玉県が市町村からの意見を受ける機会があるので、議論の動向を注視し、必要に応じて意見を述べていきたいと考えております。

④【回答】保険年金課

国保税の均等割については、地方税法第７０３条の４により、応能割とは別に、被保険者に賦課される応益分として負担していただくこととしております。低所得等の事情のある被保険者については、応益分を軽減する仕組みとなっており、国保制度を支える重要な財源となっております。

少子化対策を対象とした支援については、子ども・子育て支援新制度による支援策が講じられておりますので、１８歳までの均等割りをなくすことは考えておりません。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】保険年金課

本市の国保税賦課割合は、所得割（応能割）と均等割（応益割）を約６：４の割合で賦課しております。税率については、国民健康保険制度の維持と税負担の公平性の観点等を考慮し、検討してまいります。

②【回答】保険年金課

子どもの均等割の廃止は考えておりませんが、保険税全体として、富士見市国民健康保険税減免取扱要綱と照らし合わせ、被保険者の事情等を踏まえながら、判断していきたいと考えております。

③【回答】保険年金課

法定外繰入については、埼玉県国民健康保険運営方針において、決算補てん等目的の一般会計繰入は解消するべき赤字と定義しております。財政運営の主体が県であることを踏まえ、法定外の繰入は困難と考えております。

④【回答】保険年金課

現在、本市の国民健康保険において、そのような基金はありません。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】保険年金課

被保険者証の交付については、法に則って交付しております。

②【回答】保険年金課

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点により、短期証の窓口留置きはしておりません。

今後は、連絡が取れないなど、収税課で納付相談をしていただきたい方には、郵送ではなく、窓口にお越しいただくようご案内する場合があります。

③【回答】保険年金課

現在、資格証明書に該当する方はいません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】保険年金課

被保険者証とマイナンバーカードの一体化を盛り込んだ改正マイナンバー関連法案が、令和５年６月２日、参議院本会議で賛成多数で可決、成立しました。

老健施設・介護施設に入居している方やマイナ保険証を持たない市民については、新たに「資格確認証」を交付することを規定しており、原則、被保険者の申請に基づき、発行するものとなります。国は、保険者による職権交付を認めることも、予定しているとのことですので、国の動向を注視し、他市町村と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

②【回答】保険年金課

マイナンバー法等の一部改正法案の成立により、国民健康保険法が改正され、短期証は発行しないこととなります。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】保険年金課

本市においては、平成２６年４月１日より、富士見市国民健康保険税減免取扱要綱を制定しております。基準としては、現金・収入等の要件を緩和し、生活保護基準の最大１．３倍まで減免の対象を拡大しております。今後も、被保険者の事情等を踏まえながら、判断していきたいと考えております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】保険年金課

窓口一部負担金の減免については、平成２７年４月１日に富士見市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱を制定し、生活保護基準の１．３倍までの収入の方の入院医療について、減免を行うこととしております。今後も、被保険者の事情等を踏まえながら、判断していきたいと考えております。

②【回答】保険年金課

引き続き、他自治体の申請書を参考にし、より簡便にできるよう検討してまいります。

③【回答】保険年金課

医療機関には、国民健康保険以外の保険に加入している患者さんも多数来院されるため、医療機関の窓口で軽減申請の手続きは、困難と考えております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】収税課

住民の生活状況、収入状況等を総合的に勘案した上で、納税相談を行い、個々の状況に応じた納税計画を立てていただいております。

生活支援についても、福祉政策課や生活サポートセンター等の関係部門へご案内しております。

また、財産調査や納税相談等に基づき、財産がないことや生活が困窮していることが明らかな場合には、滞納処分の執行停止をしております。

②【回答】収税課

法に基づき、滞納者の生活の維持に必要な財産、社会保障制度に基づく給付などの差押え禁止財産及び差押え禁止額に留意し、差押えを行っております。

③【回答】収税課

法に基づき、滞納者の生活の維持に必要な財産、社会保障制度に基づく給付などの差押え禁止財産及び差押え禁止額に留意し、差押えを行っております。

④【回答】収税課

滞納者の生活状況、収入状況等を総合的に勘案した上で、納税相談を行い、個々の状況に応じた納税計画を立てていただいております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】保険年金課

コロナ禍を踏まえ、就労ができず収入が一定額減ったしまった方には、令和５年５月８日までの期間で、なおかつ、支給期間がその支給を始めた日から起算して１年６か月を超えないものについて、令和２年度より支給しておりました。

本制度については、コロナウイルス感染症が５類になったことで、他の疾患（インフルエンザ等）と同じ扱いとするため、令和５年５月８日で廃止となりました。

②【回答】保険年金課

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、国の財源により支給しておりましたが、新たな制度の創設は考えておりません。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】保険年金課

富士見市国保運営協議会では、被保険者代表のうち１名を公募しております。

②【回答】保険年金課

本市の国保運営協議会については、会議開催の周知や会議の公開等を行っております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】保険年金課

令和３年度より、特定健診の被保険者負担分は無料となっております。

②【回答】健康増進センター、保険年金課

多く医療機関において、がん健診と特定健診が同時に受診できます。

③【回答】保険年金課

令和３年度より、受診料の本人負担を無料にしております。受診率の目標達成のため、受診勧奨通知と電話勧奨に努めております。

④【回答】保険年金課

保健予防事業に係わらず、個人情報の取扱いには、十分留意しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】財政課

令和４年度末現在高で、５，２１９，４４０，４２９円です。

②【回答】保険年金課

財政調整基金については、一般会計で年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際の活用が見込まれており、特別会計である保険税を引き下げるための財源としては、考えておりません。

**◆09ふじみ野市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民皆保険制度の最後の砦となる国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、保険者として都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じるよう全国市長会などの関係団体を通じ国、県へ要望しているところです。確かに被用者保険においては、事業主負担分がある事から、比較となると国民健康保険税は高くなる傾向にあります。当市といたしましては、国保事業の主たる目的である療養に対する給付や、健康維持のための事業に継続してしっかり取り組んでまいります。保険者が安定した国保事業運営を行う事こそが、安心して誰もが医療にかかることが出来るようになると考えるものです。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】埼玉県国民健康保険運営方針（第２期）によると、保険税水準の統一とは原則として、同じ世帯構成、所得であれば埼玉県内同じ保険税となることとしておりますが、直ちに保険税水準を統一することはしないと明記しております。また、保険税は県が示す標準保険税率を参考に、市町村が条例で定めることとなっております。第３期においても、市町村が保険税を決定する取扱いは変更されることはないと考えております。

②【回答】当市においては、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき策定した「赤字削減・解消計画」に基づき、段階的に決算補てん目的法定外繰入金を削減、解消しております。また、赤字とみなされない決算補てん目的以外法定外繰入金の計上も行っています。住民の福祉の増進を図る観点から、今後も国保財政調整基金の有効活用や、保険者努力支援制度等の交付金の獲得、収納率の向上等により安定的な国保財政運営を行ってまいります。

③【回答】国民健康保険税は同じ医療水準や所得水準の被保険者であれば、同じ基準で受益に応じた公平な保険税を設定することが望ましいと考えられております。急速な高齢化の進展による医療需要等の大きな変化が見込まれる中、医療を必要とする被保険者ができる限り住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制を確保することが求められております。それを踏まえ、今後も各関係団体を通じて要望してまいります。

④【回答】国民健康保険税の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとしており、「従うべき基準」とされております。減免については、相互扶助により成り立つ制度の理念に鑑みると、保険者が個々の事情を勘案して行うものとなっているものの、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは適切ではないとされており、国の基準を超えて独自に保険税の減免賦課について条例で定めることは適切でないとされているところです。ついては、全国的に必要とされる少子化対策は法令において措置されるべきと考えるところです。すでに関係団体を通じ要望しておりますが、引き続き子どもの均等割保険税の減免について要望を継続してまいります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】令和５年度の当市国民健康保険税率については、当市の国民健康保険被保険者一人当たりの医療費推計に応じ、県から示された標準保険税率を参考に設定させていただきました。応能割（所得割）については県の示す標準保険税率と同率とし、応益割（均等割）についてはなお不足する分についてのみ負担いただく事といたしました。応能割にかなり比重をおいた応能応益割合（６２．４：３７．６）となっております。

②【回答】「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等一部改正」に未就学時の均等割国保料（税）の５割軽減することを盛り込んでおり、令和４年度分の課税から適用されております。また、平成３０年度に開始した第３子以降の均等割りを全額減免する県内初の国保税軽減措置を令和５年度も実施し、子育て世帯の支援を行っております。　　　　なお、国民健康保険における受益と負担の関係により、所得の無い被保険者についても課税の対象となっております。

③【回答】当市では、広域化後直ちに被保険者の急激な保険税負担増が生じないようにするため、一般会計からの法定外繰入金に一定程度の依存をしておりますが、県への国保事業費納付金を確保していくため、引き続き収納率の向上に努めていくことと併せ、保険者努力支援制度による交付金を得られるよう対応するなど、埼玉県国民健康保険運営方針に基づきできる限り計画的な赤字の解消・削減に努めてまいります。なお、法定外繰入金の他に、国民健康保険財政調整基金を運用することにより、安定的な財政運営を行ってまいります。

④【回答】ふじみ野市国民健康保険財政調整基金条例においては、国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため基金を設置する事としております。国民健康保険税収入が不足するための基金繰入は本来の基金設置の目的と異なることから、安易な基金繰り入れを行うことは出来かねます。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】納税相談を必要とする方に対しては、被保険者証有効期限満了の約２か月前に被保険者証更新のお知らせを行い、納税相談等面談の機会を設けておりますが、滞納が解消されない場合、被保険者間の税負担の公平性や、国民健康保険財政の健全化などの観点から、納税相談実施後の被保険者証更新時には有効期間が６か月の保険証を交付する運用としております。

②【回答】国民健康保険税滞納世帯に対する短期被保険者証の交付については、平成３０年度まで郵送で行っておりましたが、被保険者間の税負担の公平性や、滞納者対策の一環として、納税相談を通して滞納世帯の状況を把握し、納付誓約による分割納付、執行停止などを通してより適切な対応を取ること、また、必要であれば福祉的支援に繋げられるよう、郵送によらない交付方法（窓口での交付）について定めるため事務取扱要領を改正しました。ただし国からの通知等に基づき、１８歳以下の被保険者および６５歳以上の被保険者に対する短期被保険者証については留置きせずに郵送対応としております。

③【回答】現在、当市では資格証明書を交付しておりませんが、資格証明書の発行については国民健康保険法第９条に規定されているものですので、発行する場合には関係法令を遵守し、適切に対応いたします。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】６月２日の参議院本会議において「行政手続における特定の個人を識別するための番号　の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、来年秋に被保険者証が廃止されることになりました。法律に基づき、市は被保険者証を発行することはできなくなります。マイナ保険証をお持ちでない方などには、今後「資格確認書」を交付できるようになる予定ですので、この「資格確認書」の利用を検討いただければと考えます。

②【回答】現在、当市では有効期限が６か月の短期被保険者証を交付しております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】当市の「保険税当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずる者」に対する市独自の減免制度については、国が示す割合の1,155／1,000を超える1,200／1,000を基準としております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】ふじみ野市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱を平成23年4月1日から施行しているところですが、生活保護基準の見直しに伴い、世帯のいずれかの者が入院療養を受け、世帯の平均収入月額（前3カ月間における収入月額）が基準生活費の1.2倍以下の場合10割減免とする制度改正を平成31年4月に実施済みです。また、減免措置を要しないと決定した場合であっても、一部負担金を6カ月以内に納付できる見込みのある場合は徴収猶予できる規定を同要綱に設けています

②【回答】申請につきましては、該当する世帯の収入、貯蓄の状況など個々の事情を詳しく伺った上で、生活保護等の他の法令による医療費助成制度の活用も含めて、適切に対応するよう努めておりますので、必要最小限度の記載内容であると考えております。

③【回答】　医療機関においては、診療費用において保険診療・保険外（自費）診療があり、保険診療の場合には国民健康保険、健康保険組合、後期高齢者医療広域連合等さまざまな保険者、また加入する保険者において定める一部負担金割合があり、現在の医療機関窓口において相当な事務が発生していると推察するところです。このことから、医療機関の事務負担をさらに増加することは難しいと思われます。

このほか、個々の判断が必要となるような市町村国民健康保険にかかわる申請について、医療機関の会計窓口での手続きは適当ではないと考えております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】滞納されている方については、督促状の送付や催告書等を通じて納税の履行を促しており、また、折衝機会を設け納付相談が実施できるよう催告書等には休日開庁日に併せ休日収納相談を記載しご案内するなど、個々の実情や生活状況等の把握に努めております。

　その相談する中で生活困窮と判断した場合には、法令に規定された納税緩和措置の適用や生活支援等の担当課と連携を図るなどその方の実情に即した対応を行っております。

②【回答】差押えを実施する際は、法令に規定されている差押禁止財産や差押禁止額に留意して行っております。

また、差押えをする前には、世帯の状況等十分な調査を行い、担税力があると判断した場合には、法令に則って適正に行っております

③【回答】差押えを実施するまでには、督促状・催告書等を送付しており、自主納付における完納を慫慂しております。

また、納税者個々の生活実態や収支状況等を把握し、滞納解消への提案を行えるよう相談受付に向けての折衝機会を電話・窓口等でも設けております。開庁時での相談が難しい方には、休日開庁日に併せ休日収納相談を実施し、個々の実情や生活状況等の把握に努めております。なお、売掛金の差押えについても給与等の差押えを実施する時と同様に十分な調査を行い担税力があると判断した場合には、法令に則って適正に行っております。

④【回答】徴収につきましては、税負担の公平性を踏まえた徴収の実現に努めなければなりませんが、滞納者に滞納処分をすることができる財産がない場合や、滞納処分をすることにより生活を著しく窮迫させるおそれがある場合など、要件に該当する場合には、滞納処分の執行停止を適用しております。滞納整理にあたっては、滞納者の生活状況等を十分配慮したうえで、個々の実情に応じたきめ細かな対応をしてまいります。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】国民健康保険法第５８条第２項の規定に基づき、市町村は任意給付である傷病手当金の支給を条例で定める場合支給できることとされております。今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の趣旨により、傷病手当金を支給する市町村国民健康保険者に対し、国の定める基準に則った支給を行った場合は、その全額について財政支援を行う旨通知があったことにより、当市においては国民健康保険条例の一部改正を行い傷病手当金の支給を令和２年度より行っております。傷病手当金の支給対象の拡大につきましては、被保険者からの要望や運営協議会の議論により合意形成ができた場合には、国・県への要望を行うことになるものと考えます。

②【回答】今般の市町村国民健康保険者の傷病手当金の支給については、被用者を対象とした健康保険制度において法定給付とされていることから制度間の公平性の観点および感染拡大防止を図るため無理な出勤を控えること等の趣旨により図られた制度であると認識しております。このことから任意給付である傷病手当金の支給について運営協議会等の議論を経て、恒常的な施策とすべきであるとの合意形成が図られ、かつ財源としての措置を行うことができる場合には条例の改正を検討していくものと考えます。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国保運営協議会の委員は、被保険者代表、公益代表および保険医代表で構成され、その人数とともに各代表が同数であることを条例で規定しています。女性委員の積極的な選任に努めるとともに、幅広い人材の登用に努めていますが、被保険者代表については公募も選任に当たっての手法の一つと考えます。当市では令和5年1月に委員の改選を行ったことから今後の検討課題とさせていただきます。

②【回答】ふじみ野市国保運営協議会の委員は、被保険者代表、公益代表および保険医代表で構成され、その人数とともに各代表が同数であることを条例で規定しています。女性委員の積極的な選任に努めるとともに、幅広い人材の登用に努めていることで、十分な意見反映がされているものと認識しております。また、当市ではふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則を定め、全ての審議会の会議について原則公開し傍聴可能となっております。個人情報を除き会議はオープンとされることから運営について常に市民に見られる意識が働き改善に資すると考えております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健康診査につきましては、実施方法や自己負担金は東入間医師会および同医師会管内のふじみ野市・富士見市・三芳町の2市1町で協議を重ねた結果、令和３年度より本人負担を無料としております

②【回答】当市の特定健診が受けられる医療機関では、各種個別がん検診も同時に受けられるよう、実施期間を統一するなど、併診可能な体制を整えております。また、毎年４月に市報とともに全戸配布している「健康カレンダー」では、各種健（検）診内容や実施医療機関を一覧にし、市民の方に分かりやすく表記しているほか、市報やホームページ等において周知に努めております。このため、医療機関へ予約の際は、特定健診とがん検診を希望すれば、併診も可能でございます。

③【回答】今年度も、市報・ＨＰへの掲載、Ｆメールの活用、未受診者に対しての受診勧奨通知を発送する等、効果的な方法により受診率向上に繫げたいと考えております。

④【回答】保健事業を行う際には、健康に関する多くの個人情報を取り扱うことから、市の条例・規則等に則り、細心の注意を払い適切に管理しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末基金残高は349,822,341円となっております。

②【回答】ふじみ野市国民健康保険財政調整基金条例においては、国民健康保険事業の健全な運営に資するため基金を設置する事としております。国民健康保険税収入が不足するための基金繰入は本来の基金設置の目的と異なることから、安易な基金繰り入れを行うことは出来かねます。

**◆10三芳町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答：住民課】国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。これまで、国では、構造的な課題の解消に向けて制度改革を行ってきています。現在は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための様々な見直しが進められております。住民の皆さまが、安心して医療を受けられる仕組みが維持されるよう、状況を注視してまいります。

**(2) 埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答：住民課】県運営方針のもと、市町村全体で準備が進められています。段階を踏んで課題解決に取組むこととなっており、引き続き慎重に検討が進められていくものと考えています。

② 【回答：住民課】県運営方針のもと、統一に向けて準備が進められています。当町の国保財政の健全化及び安定的運営が図られていくものと考えますが、今後も国保財政の運営状況を見ながら、適切に対応してまいります。

③【回答：住民課】第3期国保運営方針のもとで、課題の解消に向けて県及び市町村が連携して取り組んでいく必要があると考えます。

④【回答：住民課】財政的な問題もさることながら、国・県において特定の対象者に画一的な基準による保険税の減免は適切ではないことが示されており課題が多いと考えます。町独自の減免ではなく、国の公費拡大など、国保制度全体の問題と捉えることが適切だと考えます。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

① 【回答：住民課】保険税率の改正については、町国保運営協議会の意見を伺いながら、社会経済情勢も見極め つつ、慎重に対応してまいります。

② 【回答：住民課】子どもの均等割りについては、子育て世帯の負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限なく、広く子どものいる世帯に対して一律に軽減を行う制度として、令和4年4月から未就学児を対象に行われました。本制度をしっかりと運用してまいります。

③ 【回答：住民課】当町の国保財政は一般会計から多くの法定外繰入を行っている状況です。今後も国保財政の運営状況を見ながら、適切に対応してまいります。

④【回答：住民課】保険税率の改正については、町国保運営協議会の意見を伺いながら、社会経済情勢も見極め つつ、慎重に対応してまいります。

**(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

① 【回答：住民課】保険税未納者との接触の機会を増やし、納税相談の機会を確保するため、短期証を発行する場合がございます。これは、通常の保険証と比較して有効期限が短いのみで、一般の保険証と同様に受診が可能であり、受診を抑制するものではございません。

②【回答：住民課】当町において窓口留置はございません。

③ 【回答：住民課】現在は資格証明書の発行はございません。

**(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

① 【回答：住民課】国政での議論が必要であると考えています。

②【回答：住民課】短期保険証の期限は６か月にしております。

**(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

① 【回答：住民課】保険税減免制度については、事務処理の基準等が県内で統一されてくるものと思われますので、その動向を注視してまいります。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答：住民課】一部負担金の減免等については、独自に定めておりますが、今後は、事務処理の基準等も県内で統一されてくるものと思われますので、その動向を注視してまいります。

② 【回答：住民課】事務処理の基準等も県内で統一されてくるものと思われますので、その動向を注視してまいります。

③【回答：住民課】事務処理の基準等も県内で統一されてくるものと思われますので、その動向を注視してまいります。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

① 【回答：税務課】税の徴収業務につきましては、納税相談等を通じ生活や収入状況などを伺い、納税者の方の生税の徴収業務につきましては、納税相談等を通じ生活や収入状況などを伺い、納税者の方の生活状況等の把握に努め、個別・具体的な実情を把握したうえで、分割納付の相談や徴収猶予・執活状況等の把握に努め、個別・具体的な実情を把握したうえで、分割納付の相談や徴収猶予・執行停止などの徴収緩和措置の適用を行っております。また、生活困窮などの理由により納税が行停止などの徴収緩和措置の適用を行っております。また、生活困窮などの理由により納税が困難な方に対しては、福祉相談窓口や社会福祉協議会などをご案内するなど、支援に繋げる取困難な方に対しては、福祉相談窓口や社会福祉協議会などをご案内するなど、支援に繋げる取り組みを行っております。り組みを行っております。

②。【回答：税務課】給与等の差押えにつきましては、法令に従い全額の差押えはしておりません。国税徴収法の規定に従い差押禁止財産あるいは差押禁止額等の法令上の規定に基づき、適切に行っております。

③ 【回答：税務課】差押につきましては、税負担の公平性の観点から法令に基づき行っております。しかし、納税が困難である申し出があった場合には、納税相談等を通じ、生活状況や家族構成、財産状況などの把握に努め、必要と判断した場合には分割納付や徴収猶予・執行停止などの徴収緩和措置の適用を行っております。督促等に応じず、納付や相談がなされない場合には、やむを得ず差押えなどの滞納整理を行っております。

④【回答：税務課】税の徴収につきましては、国民健康保険税に限らず他の諸税と同様に、納税相談等を通じ生活状況や家族構成、財産状況などの把握に努め、必要と判断した場合には分割納付や徴収猶予・執行停止などの徴収緩和措置の適用を行っております。引続き、生活実態に配慮し、適正に対応してまいります。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答：住民課】国・県の動向を注視してまいります。

② 【回答：住民課】国・県の動向を注視してまいります。

**(10) 国保運営協議会について**

①【回答：住民課】引き続き住民参加の促進に配慮してまいります。

②【回答：住民課】よりよい協議会運営に努めてまいります。

**(11) 保健予防事業について**

①【回答：住民課】現在、特定健診の本人負担はございません。

②【回答：住民課】同時に受けることが可能です。

③【回答：住民課】全対象者へ受診券を郵送することによる勧奨及びその後の未受診者への再勧奨等。

④【回答：住民課】引き続き適切に管理してまいります。

**(12) 財政調整基金について**

①【回答：財政デジタル推進課】令和4年度末時点の財政調整基金残高は、17億5,833万1千円です。

②【回答：財政デジタル推進課】

ご指摘のとおり、財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるための基金です。基金の活用ついては、今後も年度間の財源調整や災害発生時等の財源不足を補うためなど、財政状況を勘案しながら総合的に判断していきたいと思います。

**11春日部市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】今後におきましても、国民健康保険法の趣旨に基づき取り組んでまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険税水準の統一については、被保険者の負担の変動や県内全ての市町村が同等の被保険者サービス・医療費適正化対策に取り組む必要があるなどの課題があることから、直ちに保険税水準を統一することはせずに、段階を踏んで課題解決に取り組んでいくこととしています。なお、現在はこれまでと同様に、埼玉県から提示される標準保険税率を参考に保険税を決定しています。

②【回答】法定を超える繰入れについては、国保財政状況や社会情勢等を考慮し、必要性を見極めた上 で実施しています。

③【回答】県においては、被保険者の負担軽減や国保財政の基盤強化のための国庫負担の引き上げについて、国に要望していることから、県への要請は現在のところ考えておりません。

④【回答】子育て世帯に対するさらなる軽減制度の拡充につきましては、国において構築すべきものと考えていることから毎年国民健康保険中央会等の全国大会で採択された決議文を国会、政党、政府関係者などに陳情を行っています。

**(3)所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国保税については、毎年度、埼玉県から春日部市の標準保険税率が提示されており、県からの税率を参考に応能応益割合を設定しています。

②【回答】子育て世帯についても、他の世帯と同じく、法定軽減制度を適用した上で負担能力に応じた負担をいただきたいと考えています。さらなる軽減制度の拡充につきましては国において構築すべきものと考えていることから毎年国民健康保険中央会等の全国大会で採択された決議文を国会、政党、政府関係者などに陳情を行っています。

③【回答】法定を超える繰入れについては、国保財政状況や社会情勢等を考慮し、必要性を見極めた上で実施しています。

④【回答】国保財政の収支均衡を図り、安定的な運営を行うため、国民健康保険の財政調整基金を適切に活用してまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】被保険者証の一斉更新に当たっては、短期被保険者証を除き原則郵送としています。

また、短期被保険者証該当世帯であっても、既に納税相談により納付誓約を履行している方などについては郵送しています。

②【回答】短期被保険者証の交付に当たり、督促状や催告書に対して反応が無く、納付誓約をしても履行しない世帯に対しては、短期被保険者証を留め置き、納税相談を行った上でお渡ししています。

③【回答】本市では、現在、資格証明書を交付している世帯はありません。

(**5)マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止してください。**

①【回答】マイナ保険証につきましては、データに基づく最適な医療が受けられるようになることや転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要になるなど、利便性が高まると考えています。なお、申請が困難な方につきましては、保険者の職権で資格確認書を発行することができるようになる予定です。

②【回答】短期証の交付に当たり、対象者との接触機会を増やし、納税を促すため期限を４カ月としています。なお、健康保険証の廃止に伴い、短期証の仕組みは廃止となる予定です。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保税の減免については、春日部市国民健康保険税条例の規定に基づき行っています。被保険者の各々の状況に応じて相談をお受けしており、現時点で、減免基準の見直しは考えていません。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免については、春日部市国民健康保険に関する規則に基づき、対応することとしています。

②【回答】申請書の記載内容については、減免等の要件を確認する上で必要な項目となっています。

③【回答】一部負担金の減免については、春日部市国民健康保険に関する規則に規定する事由によって生活困難となった方が対象であり、対象か否かの判断ができない医療機関の会計窓口での手続きは困難です。

**(8)国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】徴収事務の執行にあたっては、滞納者の置かれている状況を把握するための納税相談に努めながら、関係法令に基づき適切な滞納整理を推進しています。

なお、納税相談の中で、生活支援に関する相談が必要であると担当者が判断した場合は、生活支援部門への相談も勧めています。

②【回答】財産の差押えについては、関係法令に基づく差押禁止財産や最低生活費の控除などの規定を順守しながら、適切に執行しています。

③【回答】財産の差押えを執行するまでには、督促状をはじめ、電話や文書による催告をしており、一括納付が困難な場合には、納税相談するよう周知しております。こうした対応にも納付や連絡の無い滞納者に対しては、関係法令に基づき滞納処分へ移行せざるを得ないところです。

④【回答】徴収事務の執行にあたっては、滞納者の置かれている状況を把握するための納税相談に努めながら、滞納税目の種別による扱いに差異を設けることなく、関係法令に基づき適切な滞納整理を推進しています。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症の感染又は感染の疑いのある被用者が休みやすい環境を整備するため、国の財政措置に基づき、条例改正を行い実施したところです。対象者の拡大についての国・県への要望は現在のところ考えておりません。

②【回答】傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国の財政措置に基づき、条例改正を行ったところです。条例に基づき適切に運用してまいります。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】公募制を実施しています。

②【回答】公募委員や被保険者を代表する委員を委嘱し、市民の意見を十分反映できるよう努めています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健診の受診対象は、国民健康保険加入中の４０歳以上の方としているため、３９歳以下の方との公平性を保つため、１割程度の自己負担金を求めるものとしています。

②【回答】本市では、特定健診と同時に肺がん検診・大腸がん検診が受診できます。肺がん・大腸がん検診については、特定健診の受診券を発送する際、案内と問診票を同封し、同時に受けられることをお知らせしています。また、医療機関からも、受け忘れが無いように声掛けをしています。その他のがん検診については、実施できる医療機関が限定されていることから、特定健診と分けて実施しています。

③【回答】本市の特定健診受診率は、令和３年度４６．０％で埼玉県４０市中１位の受診率となっています。国から示されている受診率６０％の目標達成のため、特定健診未受診者に対し、人工知能（ＡＩ）を活用し、未受診者の過去の特定健診データから、受診行動に対する意識分析を行い、それぞれの特性に応じた勧奨通知を作成・送付するとともに、市の広報やホームページ、庁舎内のテレビモニターなどを利用し、受診勧奨を実施しています。さらに令和５年度からは、ＬＩＮＥやＴｗｉｔｔｅｒなどのＳＮＳを活用して広く受診勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。

④【回答】保健予防事業に関する個人情報の管理については、個人データを送受信する際にパスワードを掛けることはもちろんのこと、データも名前などは用いず、個人が特定されないよう番号化するなど、厳重に管理しております。今後も引き続き個人情報の管理に留意してまいります。

**(12)財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末現在高見込は、５１億７１００万円です。

②【回答】基金につきましては、設置目的に則り、健全かつ安定した財政運営に資するように、計画的に積み立てたものです。今後も本市の発展に真に必要な施策を見極め、効果的な活用を図ってまいります。

**◆12草加市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】平成３０年度（２０１８年度）に実施された国民健康保険の広域化に伴い、国や県からの公費が増加する一方で、法定外繰入金の削減・解消が求められております。また、将来的には、県内の全市町村が同じ保険税率となる標準保険税率の導入が予定されております。

そのため県内では、標準保険税率の導入に向け、税制改正を行う市町村が増えており、本市におきましても税制の見直しは重要な課題となっております。

また、県内では、これまでのような市町村単独での国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一にも取り組んでいくこととした考え方を示しておりますので、市独自での施策の展開は難しいと考えております。

このような状況の中、国民健康保険制度を維持し、必要な医療の提供を確保するためにも、被保険者の方々には公平に保険税をご負担いただくことが重要となっております。

今後とも、県と連携しながら適切な制度運営を行ってまいります。【健康福祉部　保険年金課】

**(2)埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険税水準の統一につきましては、平成３０年度（２０１８年度）に実施された国民健康保険の広域化に伴い、埼玉県では全市町村が同じ保険税率となる標準保険税率の導入が予定されております。また、「埼玉県国民健康保険運営方針」を定め、これまでのような市町村単独での国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一を進めておりますので、市独自の税率等の設定は難しいと考えております。

国民健康保険税の見直し等につきましては、市民負担の状況や近隣自治体の状況等を含め、様々な要素を総合的に勘案する中で対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部　保険年金課】

②【回答】現在、県内で標準的な事務処理手続等を導入しようとする動きがある中で、市独自の施策促進などは、混乱が生じてしまう可能性があります。また、市町村独自の取組で生じた法定外繰入金は、『削減・解消すべき赤字』とみなされます。このことから、現状では独自の取組は難しいものと考えております。市といたしましては、こうした状況も踏まえ、まずは現行の制度の中で健全な国民健康保険の財政運営を目指すことにより、安心して医療等を受けられる国民健康保険制度を維持してまいります。【健康福祉部　保険年金課】

③【回答】県におきましては、市町村と協議する中で「埼玉県国民健康保険運営方針」を定めており、これまでのような市町村単独での国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一を進めております。地域の実情に応じた方針の策定については、意見照会等の機会を通じ述べていきたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

④【回答】条例による減免は、災害による収入減少など特別な理由がある方々に、申請に基づき行うことが可能なものですが、減免は個々の事情を勘案して行うものであり、あらかじめ画一的な基準を設けて行うことは適切ではないとされていることから、一定の年齢を特別な理由と定め、均等割を一律に減免することは適切ではないと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

**(3)所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】市の国民健康保険税は、地方税法に基づき、所得に応じて算出される所得割額（応能割）と被保険者の人数に応じて算出される均等割（応益割）の２方式で課税されております。

「埼玉県国民健康保険運営方針」では、標準的な保険税算定方式を前述の２方式としており、市独自で応能負担を原則とする保険税率に改めることは難しい状況です。

国民健康保険税の見直し等につきましては、市民負担の状況を考慮するとともに、広域化を始め、国民健康保険制度が大きな変革の時期を迎えていることから、国や県の示す動向や近隣自治体の状況等を含め、様々な状況等を総合的に判断し、対応してまいりたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

②【回答】子どもの均等割負担につきましては、これまで国に対し、子育て世帯への国民健康保険税の負担軽減等について要望してまいりましたが、地方からの要望等が実り、子どもの均等割額の減額措置が導入されることとなりました。令和４年度（２０２２年度）から、全ての国保加入世帯に属する未就学児を対象として、均等割額の５割を軽減しております。制度の更なる拡充等につきましては、他市町村と連携をする中で要望してまいります。【健康福祉部　保険年金課】

③【回答】一般会計からの繰入金につきましては、これまで国民健康保険財政の歳入不足を補てんしてまいりましたが、昨今の市財政の状況を鑑みると、これまでと同様に国民健康保険財政を支え続けることは厳しさを増しております。

また、平成３０年（２０１８年）４月に実施された国民健康保険の広域化に伴い、国や県は法定外繰入金の削減・解消を目指しており、それに併せて税制改正を行う市町村も増えてきております。市といたしましても、こうした状況を勘案する中で、一般会計からの繰入金を含め、これからの国民健康保険の運営をどのように行っていくか、市民負担の状況、国や県の動向、近隣自治体の状況を見据えながら、総合的に検討していく必要があると考えております。【健康福祉部　保険年金課】

④【回答】国民健康保険の運営は、一般会計と区別して行うため、国民健康保険特別会計を設けて運営しております。そのため、一般会計に設置している財政調整基金を国保税の引き下げで活用することは想定しておりません。

一方で、国民健康保険特別会計においても、財政調整基金を設置しており、歳入歳出の決算上剰余を生じたときに積立てをするものとなっております。しかし、現在、国保税については、埼玉県全体で標準保険税率の導入を予定しており、本市はまだ標準保険税率よりも低い状況にありますので、国保税を引き下げる予定はございません。【健康福祉部　保険年金課】

**(4)受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】短期被保険者証、被保険者資格証明書は、納税を促すための折衝の機会を得るために必要であると考えております。なお、短期被保険者証につきましては、納付及び納税相談の状況・滞納額等を考慮した上で発行しております。

また、被保険者資格証明書につきましては、前述の内容に加え、年齢や医療機関の受診状況等を考慮した上で発行しております。なお、短期被保険者証該当世帯の１８歳未満の被保険者については短期被保険者証を郵送しており、加えて受診機会を失うことのないよう、医療機関等から照会があった場合は被保険者資格の回答等に適宜対応しております。【健康福祉部　保険年金課】

②【回答】短期被保険者証該当世帯の１８歳以上である被保険者につきましては、短期被保険者証を窓口交付しておりますが、納付や滞納額の状況等によって適宜被保険者証への切り替えを行っております。今後につきましても、引き続き、個々の納税者との納税折衝等により生活実態を慎重かつ正確に把握するとともに、税の公平性を担保しながら適切に対応して参りたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

③【回答】資格証明書の発行につきましては、年齢、医療機関受診状況等を考慮した上で、毎年一定の所得があるにもかかわらず、数年にわたり納税について全く誠意がなく、こちらの呼びかけに応じない滞納者に発行しております。医療機関受診中の場合は発行対象者から除外しているとともに、資格証明書を発行した後であっても医療が必要な方におかれましては、納税相談をしていただくことを条件に速やかに短期被保険者証への切替えを行っております。今後も引き続き、個々の滞納者との納税折衝・訪問調査等により生活実態を慎重かつ正確に把握した上で、税の公平性を担保しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

**(5)マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止してください。**

①【回答】マイナンバーカードの国民健康保険証としての利用につきましては、令和３年（２０２１年）１０月から医療機関や薬局でマイナンバーカードが保険証として利用できるようになっており、令和６年（２０２４年）秋以降には、マイナンバーカードと健康保険証の一体化等に関する法改正がされております。具体的な運用については未だ示されてはいませんが、今後の被保険者証及び「資格確認書」の交付事務等につきましては、国の通知等をもって適切に対応してまいりたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

②【回答】短期被保険者証につきましては納付及び納税相談の状況・滞納額等を考慮した上で発行しており、有効期間は６か月としております。【健康福祉部　保険年金課】

**(6)国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険税の減免は、被保険者世帯の収入や生活状況等を総合的に勘案し、個々の担税力、如何によって決定すべきものと考えており、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。今後も引き続き、画一的な基準を設けることなく個々の状況に応じ、適切に対応してまいりたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

**(7)窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】市といたしましては、申請者個々の生活実態等を把握しながら、支払能力等を総合的に勘案して対応をすることで、適切に減免決定を行っており、今後も引き続き、個々の状況を的確に踏まえた総合的な判断に基づき、対応をしてまいりたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

②【回答】一部負担金の減免申請書については、傷病名等の必要事項を記入する書式となっております。

また、減免申請書と同時に、収入・無収入申告書、資産等申出書、資産及び収入状況の調査に係る同意書等の提出が必要になりますが、申請者個々の状況を的確に把握するために必要な書類となりますので、今後も現状の申請書類を継続して使用していきたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

③【回答】申請書につきましては、書類の記載内容を確認しながら、申請者個々の生活実態等を把握する必要がありますので、今後も窓口で手続を受け付けていきたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

**(8)国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国保税の納付が困難な場合につきましては、納税相談を通じて現在の生活状況や収入状況などを詳しく丁寧にお伺いし、分割納付や徴収猶予などの納税緩和措置を個々の状況に応じてご案内しております。また、他の制度や支援が必要なケースにつきましては、他部署や外部機関をご案内しております。今後につきましても、丁寧な対応を心掛けてまいります。【総務部　納税課】

②【回答】給与等の振込先口座の差押えにつきましては、給与等の差押えに準じた差押禁止額を順守して手続きを行っており、法令に基づいた最低生活費を考慮して対応しております。【総務部　納税課】

③【回答】国保税等の未納に対しましては、督促状や催告書等の通知の送付や、コールセンターから納付の呼びかけを適宜行っており、納税が困難な場合には納税相談のご案内をしております。納税相談では、滞納の原因や収支状況などを詳しくお伺いし、差押えについても十分に説明させていただいております。また、ご相談いただけない場合や計画どおりに納付いただけない場合には、状況に応じて財産の差押えに移行しますが、差押えを行う際にはできるだけ事業等への影響が少ない財産を選択するよう努めております。【総務部　納税課】

④【回答】国民健康保険税に限らず、地方税全般の徴収に際して納付が困難と認められる場合には、納税相談を通じて生活状況や収入状況などを詳しく丁寧に伺う中で、個々の生活実態に配慮した分割納付や徴収猶予などの納税緩和措置についてご案内しております。【総務部　納税課】

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当金につきましては、国からの通知に基づき被用者のみを対象としており、被用者以外であっても、傷病手当金の支給対象になる場合もございますが、一部のフリーランス等の職業が対象外であるのは事実でございます。この度、令和５年（２０２３年）２月１０日付けの国通知により、令和５年（２０２３年）５月８日から、新型コロナウイルス感染症を５類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、財政支援を終了するとされました。市といたしましても、国の通知に合わせ対応をしているところでございます。市民の方々からお問い合わせを多くいただいておりますので、今回いただきましたご意見につきましては、引き続き、国や県への情報提供を検討してまいります。【健康福祉部　保険年金課】

②【回答】本市といたしましては、厚生労働省から発出された新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当の支給に関する事務連絡に基づき、条例等の改正を行ってまいりました。先述のとおり、この度、令和５年（２０２３年）５月８日以降に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給につきましては、財政支援を終了するとされました。今後、国からの通知等に変更があった場合は、その内容に基づいて条例の改正を行ってまいりたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国保運営協議会の委員につきましては、１８名の委員のうち５名を被保険者の代表として選任し、さらにそのうち２名を被保険者からの公募としており、協議会の場で貴重なご意見をいただいております。【健康福祉部　保険年金課】

②【回答】国保運営協議会は公開されており、市民の方にも傍聴いただくことができます。また、国民健康保険の制度等につきましては、広報「そうか」や市ホームページ等によりご案内するとともに、市民の方々からのご質問やご意見について個々に回答を差し上げる等、意見の反映に努めております。【健康福祉部　保険年金課】

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健康診査の本人負担については、平成２９年度（２０１７年度）までは一律１,２００円のご負担をお願いしておりましたが、平成３０年度（２０１８年度）から無料で受診できるよう変更いたしました。【健康福祉部　保険年金課】

②【回答】肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、令和５年度（２０２３年度）から実施する前立腺がん検診につきましては、特定健診と同時に受診することが可能です。また、胃がん検診（胃内視鏡検診）、乳がん検診、肝炎ウイルス検診につきましても、受診券を持参することで同時に受診いただけます。いずれも、各検診と特定健診の指定を合わせて受けている医療機関での受診となります。今後も引き続き、受診しやすい環境を整えるよう努めてまいります。【健康福祉部　保健センター】

③【回答】例年、市では特定健診未受診者を対象に、その状況に応じて文書の送付や電話による受診勧奨を実施するほか、受診に係る費用負担を無償にするなど、様々な手法で被保険者の受診率向上に努めてまいりました。今年度につきましても、ナッジ理論を活用し、受診を意識できるような内容のハガキを送付し、必要な対象者に絞って受診勧奨をしてまいりたいと考えております。【健康福祉部　保険年金課】

④【回答】　個人情報の保護につきましては重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令を順守し、適切に管理しております。【健康福祉部　保険年金課】

**(12)財政調整基金について**

①【回答】令和４年度（２０２２年度）末時点における一般会計の財政調整基金の残高は、７４億円でございます。なお、令和５年度（２０２３年度）当初予算、また令和５年度（２０２３年度）中に新たに必要となった事業費に充当するため、財政調整基金から５５億円を繰り入れる予定としております。また、この残高の中には、国が将来の公債費償還のために交付した約１１億円が含まれており、直ちに活用することができないものですので、その分を差し引きますと、現時点で活用できる残高は約８億円となります。【総合政策部　財政課】

②【回答】国民健康保険の運営は、一般会計と区別して行うため、国民健康保険特別会計を設けて運営しております。そのため、一般会計に設置している財政調整基金を国保税の引き下げに活用することは想定しておりません。一方で、国民健康保険特別会計においても、財政調整基金を設置しており、歳入歳出の決算上剰余を生じたときに積み立てをするものとなっております。しかし、現在、国保税については、埼玉県全体で標準保険税率の導入を予定しており、本市はまだ標準保険税率よりも低い状況にありますので、国保税を引き下げる予定はございません。【健康福祉部　保険年金課】

**◆13越谷市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】保健医療部　国保年金課

国民健康保険は、病気や怪我をしたときに安心して医療を受けられるよう、被保険者の保険税と国庫負担金等の公費によりその運営財源を賄っており、平成３０年度からは都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体となるとともに、国は毎年3,400億円の公費を投入するなど、脆弱な国保財政基盤の強化を図っています。

同時に、安定的な財政運営には収支の均衡が重要であるため、国・県からは赤字解消を強く求められており、また、赤字補填のために一般会計から多額の法定外繰入を続けていくことは、自律的な財政運営を難しくすることに繋がりかねないことから、国民皆保険の最後の砦と言われる国保制度を将来に渡って持続していくためにも、その解消が必要であるものと考えております。

一方で、高齢化の進展や医療の高度化などによって一人当たりの医療費は年々増加し続けていることから、被保険者の負担軽減や国保財政の基盤強化を図るため、さらなる公費負担の拡充について、中核市市長会や全国市長会などの関係団体を通じて国に対して要望を続けておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**(2)埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保健医療部　国保年金課

都道府県国民健康保険運営方針は、国民健康保険法第８２条の２に基づき都道府県が策定するもので、市町村との協議をはじめ、国民健康保険団体連合会や都道府県国民健康保険運営協議会等の意見を踏まえて策定されるものです。

令和９年度の保険税水準の統一については、第２期の埼玉県国民健康保険運営方針で目標とされたもので、第３期の運営方針でも継続することで協議が進められています。保険税水準の統一は、県内の保険給付の負担を全市町村で支え合うため財政の安定化に繋がり、同じ世帯構成・所得であれば同じ保険税となるため、被保険者間の公平性の確保にも繋がるものです。埼玉県の医療費水準の格差は全国で４番目に小さいことから比較的統一に取り組みやすく、広域的及び効率的な国保の運営の観点からも有用であり、市町村は運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとされておりますので、運営方針で定められたとおり進めていく必要があるものと考えております。

②【回答】保健医療部　国保年金課

国・県からは国保の安定的な財政運営のために赤字の削減・解消が求められており、赤字補填のために一般会計から多額の法定外繰入を続けていくことは、自立的な財政運営を難しくすることに繋がるのみならず、他の行政施策を先送りせざるを得ないことにもなり、市民サービスを大きく低下させかねません。また、法定外繰入は国保以外の健康保険に加入する市民にとって重ねての負担となることから、公平性の観点からも、法定外繰入による赤字補填ではなく、計画的に赤字削減・解消を進めていくことが必要であるものと考えております。

③【回答】保健医療部　国保年金課

保険税水準が統一されれば、県内どこに住んでいても、原則として、同じ世帯構成・所得であれば同じ保険税となることに加え、一定水準の給付サービスが受けられることから、県内市町村間の公平性や保険税算定の透明性が高まり、被保険者にとっては受益と負担の関係が分かりやすくなります。さらに、県内の保険給付の負担を全市町村で支えあうため、高額な医療費が発生した場合においても保険税の急激な変動を抑える効果があるなど様々なメリットがあるため、広域的及び効率的な国保の運営の観点からも進めていくべきものであると考えております。

なお、保険税水準の統一は、県内の保険税の算定方法等を統一するものであり、必ずしも保険税が高くなることを前提とするものではありません。

④【回答】保健医療部　国保年金課

国は子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和４年度から未就学児の均等割額を２分の１とする軽減措置を導入し、また、本市においても、令和４年度から、独自の制度として１８歳までの第３子以降の均等割額の減免を開始しています。子どもの均等割を当面の間なくすことについては、赤字補填のために一般会計から多額の繰入を行っている現状から、実施は困難であると考えております。なお、子どもの均等割の軽減のさらなる拡充については、中核市市長会や全国市長会などの関係団体を通じて、国に対して要望を行っており、今後も要望を続けてまいります。

**(3)所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】保健医療部　国保年金課

国民健康保険税は、被保険者の皆様が医療給付などを受けるため納めていただくもので、皆様の納めていただく保険税が運営の大切な財源となっています。

ご案内のとおり、本市の保険税は、応能割として被保険者の所得に応じて負担いただく「所得割」と、応益割として被保険者が等しく負担いただく「均等割」で算出されています。埼玉県では埼玉県国民健康保険運営方針（第２期）において、県内市町村のどこに住んでいても同じ所得であれば同じ保険税となるよう保険税水準の統一を目標として掲げており、本市保険税の応能・応益の割合も、今後、保険税水準の統一の目安である標準保険税率の割合に近づけていくことが必要であると考えております。

なお、応益負担である均等割については、低所得世帯に対して、７割、５割、２割軽減を実施しており、本年度からは5割軽減・2割軽減に係る軽減所得基準判定基準を拡大しております。

②【回答】保健医療部　国保年金課

子どもの均等割の廃止については、国民健康保険は全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、世帯の人数に応じた応分の均等割保険税を負担いただくことが原則であり、こうした原則を見直すことについては、国が公的保険の在り方を検討する中で議論すべきものであると考えております。

③【回答】保健医療部　国保年金課

国民健康保険は被保険者の皆様に負担いただく保険税収入と国庫負担金等の公費で運営することとされていますが、赤字については、やむを得ず一般会計から国保特別会計へ多額の法定外繰入を行い、収支の均衡を図っているのが現状です。

しかし、国・県からは安定的な財政運営のため赤字の削減・解消が求められており、自律的な財政運営のためにも、法定外繰入に頼るのではなく、赤字は削減していくべきものと考えております。本市といたしましては、県の運営方針を踏まえ、今後、一般会計からの法定外繰入を計画的に削減することを基本方針とし、特定健康診査や生活習慣病重症化予防対策事業などの健康の保持増進のための「保健事業の推進」、ジェネリック医薬品のさらなる利用促進やレセプト点検の充実強化などによる「医療費適正化」、保険税の徴収対策の強化や口座振替の促進などによる「収納率向上対策の推進」などの取組みを進めることで、赤字の縮減に努めるとともに、全国市長会や中核市市長会などの関係団体を通じて、さらなる公費負担の拡充について、国に対して要望を続けてまいります。

④【回答】保健医療部　国保年金課

本市国民健康保険では、現在、財政を調整する基金は設置しておりません。

**(4)受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】保健医療部　国保年金課

保険税が未納の方については、督促状や催告書の送付、さらには電話や訪問等により納税相談のご案内を行い、個々のご事情をお聴きするなかで納付のご相談をお受けしています。

しかしながら、再三の納税催告（文書・電話・訪問）を行ってもご連絡のない方やご納付のない方については、一定の基準のもと、短期被保険者証を交付しています。また、短期被保険者証の交付を受けている世帯のうち、それでもなお、ご納付のない方や納税相談に応じない方については、資格証明書を交付しています。資格証明書の交付については、事務的かつ一律に交付するペナルティの措置ではなく、納付を促す機会を多く設けることを趣旨として行っています。なお、法定軽減の対象となる低所得世帯に対しては短期被保険者証を交付しておらず、担税力があるにもかかわらずご納付がない世帯を交付の対象としています。

②【回答】保健医療部　国保年金課

前述のとおり、再三の納税催告（文書・電話・訪問）を行ってもご連絡のない方やご納付のない方について、納付を促す機会を多く設けることを趣旨として、短期被保険者証を交付しています。そのため、基本的にはご来庁いただき、個々の状況に応じて分割納付等の相談をさせていただいた上で交付することとしています。しかしながら、来庁による新型コロナウイルス感染症等の感染を防止する観点から、現在、短期被保険者証の留め置きは行っておりません。

③【回答】保健医療部　国保年金課

資格証明書は、納期限から1年間保険税を納付しない場合に、特別の事由がない方に対して、国民健康保険法に基づき交付するものです。資格証明書の発行については、事務的かつ一律に交付するペナルティの措置ではなく、納付を促す機会を多く設けることを趣旨として行っています。しかしながら、残念なことに、再三の納税催告を行ってもご連絡のない方やご納付のない方については、一定の基準のもと、短期被保険者証を交付し、短期被保険者証の交付を受けている世帯のうち、それでもなおご納付のない方や納税相談に応じない方について、資格証明書を交付しているものです。

**(5)マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】保健医療部　国保年金課

マイナ保険証については、健康保険証としての機能に加え、マイナポータルで医療費情報や薬の処方履歴、特定健診情報などが確認でき、就職や転職、引っ越しをしても保険証を切り替えなくてもよいなど様々なメリットがあります。

一方で、マイナンバーカードを取得されない方や取得が困難な方、保険証利用登録をされない方への資格確認書の発行に対する被保険者と保険者の負担、保険証廃止までの期間が少ないことによる被保険者や保険者、医療現場の混乱、資格情報の誤った紐づけなどの誤登録、多くの課題や問題があることも事実です。今後、国においてこうした課題や問題に対する対策が講じられるものと思われますので、その動向を注視していくとともに、市民生活や市政運営を行う上で、より良い制度となるよう、機会を捉えて国に要望してまいります。

②【回答】保健医療部　国保年金課

本市の「短期被保険者証」は６か月の期間としています。

**(6)国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】保健医療部　国保年金課

保険税の申請減免については、所得が少ないなどを理由に画一的な基準により適用するものではなく、あくまでも、個々の事情を総合的に勘案のうえ判断して適用する、応急的な措置であると考えています。したがいまして、生活保護基準の概ね1.5倍など具体的な一律の所得基準による申請減免は考えていません。納付が困難な方については、まずはご相談いただきたいと考えております。

**(7)窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】保健医療部　国保年金課

本市では、国通知で示されている基準に準じ、越谷市国民健康保険条例及び越谷市国民健康保険に関する規則に、一部負担金の減免基準を定めています。この規則の減免基準については、生活扶助基準の段階的引き下げに伴い、令和２年１０月から生活保護基準の1.155倍に拡充しています。また、国の減免基準が入院診療に限られている一方で、本市では外来診療にもその対象を広げ、独自に減免対象範囲を拡充しています。今後のさらなる制度の拡充については、多額の法定外繰入を行っている国保会計の現状から、現在のところ考えておりません。

②

③【回答】保健医療部　国保年金課

一部負担金減免については、越谷市国民健康保険に関する規則に減免基準と申請書類を定めており、申請書類には審査に必要な事項の記載を求めているものです。そのため、被保険者から一部負担金減免の相談があった場合には、個々の事情をお聞きする中で申請書等の提出についても丁寧に説明を行うなど適切に対応しています。

また、一部負担金減免については、条例及び規則に基づき行うものであり、医療機関が減免の可否を決定するものではありません。したがいまして、医療機関に減免の申請書を置き、会計窓口で手続きを行う予定はありません。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】行財政部　収納課

国民健康保険税に滞納がある方で、督促状や催告書等の文書、電話催告等により一括で納付ができないと申し出があった場合は、納税相談をご案内しています。納税相談により、個々のご事情をお聞きする中で、滞納分を一括で納付できない状況が確認できた場合は、分割納付による納税計画を立てております。加えて、徴収を猶予する事情がある場合には、徴収猶予等を行うとともに、財産調査や納税相談の結果、滞納処分をする財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるときなどは、滞納処分の執行を停止する徴収の緩和措置を行っております。さらに、必要に応じて、生活保護担当への相談のご案内や、多重債務者向けの相談窓口の案内等も行っております。しかし、文書、電話等により再三の納税催告を行ってもご連絡のない方や、納付資力があるにもかかわらずご納付いただけない方については、やむを得ず、財産の差押え等を実施しているところです。

②【回答】行財政部　収納課

国民健康保険税に滞納があり、文書、電話等により再三の納税催告を行ってもご連絡のない方や、納付資力があるにもかかわらずご納付いただけない方については、やむを得ず、財産の差押え等を実施しているところです。

なお、差押えにあたっては、法令で規定されている差押禁止財産や禁止額を考慮するとともに、毎月の収支や家族の状況等を鑑み、差押えを行うことで生活困窮に至る場合は、差押えを行っていません。

③【回答】行財政部　収納課

差押えは、文書、電話等により再三の納税催告を行ってもご連絡のない方や、納付資力があるにもかかわらずご納付いただけない方について、やむを得ず実施しております。また、差押えを実施する場合も、売掛金など生活等への影響が大きい財産の差押えについては、より影響が小さく滞納を解消できる財産がある場合は行わず、滞納解消後の生活再建に資するよう配慮しております。

④【回答】行財政部　収納課

国民健康保険税に滞納がある方について、納税相談の中で個々のご事情をお聞きし、滞納分を一括で納付できない状況が確認できた場合は、徴収の猶予や執行停止等の緩和措置や分割納付など、生活状況に応じたきめ細かな対応を行っております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】保健医療部　国保年金課

本市では独自の取組として、被用者以外の個人事業主（国民健康保険及び後期高齢者の被保険者）が令和５年５月７日までに新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を営むことができない期間がある場合、一律１０万円（令和４年１２月３１日まで、それ以降は一人５万円です。）の傷病給付金を支給しています。

②【回答】保健医療部　国保年金課

被用者に対する傷病手当金は国の財政支援の期間を超えて実施する場合は、財政支援が受けられなくなることから、一般会計からの多額の法定外繰入をしている現状では、恒常的に実施することは困難であると考えています。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】保健医療部　国保年金課

本市の国保運営協議会委員の定数は21人であり、そのうち、被保険者を代表する委員6人については、公募により選出しています。

②【回答】保健医療部　国保年金課

本市の国保運営協議会委員は、越谷市国民健康保険条例第2条第2項で、被保険者を代表する委員6人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員6人、公益を代表する委員6人、被用者保険等保険者を代表する委員3人の計２１人と定めており、様々な立場からのご意見を十分反映できるようご意見を拝聴しています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】保健医療部　国保年金課

本市の特定健康診査の受診に本人の負担はありません。

②【回答】保健医療部　健康づくり推進課

本市ではがん検診として、国の指針に示されている胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診のほか、平成24年度より前立腺がん検診、口腔がん検診を市の独自の検診として実施しています。特定健診との同時受診につきましては、現在、特定健診は市内89医療機関で実施しており、そのうち86医療機関で大腸がん検診を、55医療機関で肺がん・結核検診を、39医療機関で胃がん検診を、14医療機関で乳がん検診を実施しており、保健ガイドや越谷市ホームページにて各医療機関で実施している健（検）診の一覧表を掲載し、周知致しております。また、特定健診の集団健診では、同時に肺がん・結核検診を受診できる体制を整えています。今後とも市民の皆様の健康増進が図れるよう受診率の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

③【回答】保健医療部　国保年金課

受診率の向上の取組については、案内通知を分かりやすくするとともに、広報紙やホームページ等による周知をはじめ、窓口での啓発物の配布、自治会掲示板等へのポスター掲示、ＪＡ越谷市や越谷商工会議所と連携した団体の広報誌への受診勧奨記事掲載など、幅広く周知を図っています。また、未受診者へは、受診勧奨通知と電話勧奨を一体的に行い、受診率の向上に努めています。さらに、令和４年度からは、受診者に対し、抽選での景品贈呈、埼玉県コバトン健康マイレージ参加者への市の独自ポイント付与などのインセンティブによる受診率向上対策を実施しています。

④【回答】保健医療部　国保年金課

個人情報の取扱いについては、越谷市個人情報保護条例及び越谷市個人情報保護条例施行規則に基づき、個人情報がその目的外に利用されることがないよう適正に管理しています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】行財政部　財政課

令和4年度末財政調整基金残高：10,828,633千円

②【回答】行財政部　財政課、保健医療部　国保年金課

税率の改定については、国民健康保険制度の安定的な運用を図るため、「赤字削減・解消計画」に基づき、計画的に見直しを行っており、財政調整基金を活用した保険税の引下げを行う予定はありません。

**◆14八潮市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国保年金課

国民健康保険の保険税は、国民健康保険制度の主たる財源であり、国民健康保険事業は、法律に基づく公費負担分を除き国民健康保険税で賄うこととなっています。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えています。

**(2)埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国保年金課

国民健康保険税率の算定に当たり必要となる保険税総額は財政運営の責任主体である県が算定しており、それを各市の被保険者数や所得水準などに応じた目安として示しているのが市町村標準保険税率となっています。

保険税水準の統一は、ともに埼玉県が保険者でありながら、県内の市町村ごとに保険税水準が異なることによる不公平感の改善につながるものと考えています。

なお、保険税水準の統一に当たっては被保険者間の公平性を図るため、すべての市町村が同等の被保険者サービスや医療費適正化対策に取り組むことができるよう、慎重な検討が進められています。

②【回答】国保年金課

埼玉県の第２期国民健康保険運営方針では、国民健康保険の財政安定化の一層の取組促進を図り、令和８年度までに赤字の解消・削減に取り組んでいくこととされています。

国保財政の健全化を図るためには、赤字を解消する必要があり、法定外繰入金の活用については、法定外繰入は解消すべきとされている現状を踏まえ、極力避けるべきものと考えています。

③【回答】国保年金課

国民健康保険の保険税は国民健康保険制度の主たる財源であり、国民健康保険事業は、法律に基づく公費負担分を除き、国民健康保険税で賄うこととなっています。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えています。

また、保険税水準の統一は、ともに埼玉県が保険者でありながら、県内の市町村ごとに保険税水準が異なることによる不公平感の改善につながるものと考えています。

なお、保険税水準の統一に当たっては被保険者間の公平性を図るため、すべての市町村が同等の被保険者サービスや医療費適正化対策に取り組むことができるよう、慎重な検討が進められています。

④【回答】国保年金課

地方税法では、均等割額の算定において、「均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。」と規定されていることから、18歳までの子どもの均等割負担を廃止することは、困難なものと考えています。

国民健康保険制度においては、すべての被保険者が等しく給付を受ける権利があります。そのため、18歳未満の子どもがいる世帯でも子どもを含めた被保険者の人数に応じて、一定のご負担をいただくことになります。

当市の国民健康保険税条例は、災害等により生活が著しく困難となった方、病気・負傷・失業等により収入が著しく減少した方及び貧困による生活のため公私の扶助を受ける方に対し、市長が必要と認めた場合、減免する旨を規定しており、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に年齢や総所得金額で一定金額以下の方を対象者とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、今後も、現行制度の枠組みの中で世帯の状況、不動産・預貯金等の資産状況など生活実態等を十分把握した上で審査により対応していきます。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国保年金課

当市の保険税率の見直しに当たっては、県が示した標準保険税率を参考に当市の現状を勘案しつつ、適切な応能・応益割合となるよう配慮しながら、低所得者層をはじめ、できる限り、被保険者の負担が大きくならないよう、見直しを行っています。今後につきましても市の実情を勘案し、加入者の負担が偏りすぎず、また、大きくならないよう、慎重に検討を進めたいと考えています。

②【回答】国保年金課

地方税法では、均等割額の算定において、「均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。」規定されていることから、子どもの均等割負担を廃止することは、困難なものと考えています。国民健康保険制度においては、すべての被保険者が等しく給付を受ける権利があります。そのため、子どもがいる世帯でも子どもを含めた被保険者の人数に応じて、一定のご負担をいただくことになります。

なお、未就学児に係る均等割額の軽減措置については令和３年度の改正に合わせ、当市においても令和４年度から実施しています。また、子どもに係る均等割額の軽減措置の拡充については、埼玉県国保協議会を通じ、国への要望活動を継続して行っていきます。

③【回答】国保年金課

市町村国保には、被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な課題があったことから、国は、財政支援の拡充により、財政基盤を強化した上で、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、都道府県が財政運営の責任主体となりました。埼玉県の第２期国民健康保険運営方針では、国民健康保険の財政安定化の一層の取組促進を図り、令和８年度までに赤字の解消・削減に取り組んでいくこととされています。このため、法定外繰入金の活用については、法定外繰入は解消すべきとされている現状を踏まえ、極力避けるべきものと考えています。

④【回答】国保年金課

国民健康保険の保険税は国民健康保険制度の主たる財源であり、国民健康保険事業は、法律に基づく公費負担分を除き、国民健康保険税で賄うこととなっています。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えています。このため、歳出超過に陥らないよう税収を確保する必要があり、県が算定する市町村標準保険税率を勘案しながら、当市の収支の状況に合わせ国保税率を定めています。税率の改定に当たっては、基金からの繰入も活用し、税負担の増加が最小減となるよう検討を行っています。

**(4)受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国保年金課

当市では、国民健康保険法等の規定に基づき、対象の被保険者に対し、短期被保険者証を交付しています。

短期被保険者証は、保険税の滞納者対策を目的とし、納付を促す機会を設け、納付についての理解を得るとともに、個々の滞納者の状況に応じて早期に対応するために用いています。対象の被保険者には、納付相談を促す通知を送付した上、納付相談の有無やその内容、又は納付状況によって、一般被保険者証あるいは短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納付相談等を十分行うとともに、滞納がない方との不公平感が生じないよう、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

②【回答】国保年金課

当市では、住所不明以外の保険証の窓口留置は行っていません。今後においても、速やかに保険証を被保険者の手元に届けることができるよう、手続きの迅速化に努めていきます。

③【回答】国保年金課

当市では、国民健康保険法等の規定に基づき、対象の被保険者に対し、資格証明書を交付しています。

資格証明書についても、短期被保険者証と同様に、保険税の滞納者対策を目的として、納付を促す機会を設け、納付についての理解を得るとともに、個々の滞納者の状況に応じて対応するために用いています。

対象の被保険者には、「返還予告通知書及び弁明の機会付与通知書」を経て、「返還を求める通知書」を送付した上、納付の状況などによって、資格証明書又は短期被保険者証あるいは一般被保険者証を交付しています。

なお、18歳以下の子ども及び65歳以上の方、又は国保税の７割軽減に該当している方については、資格証明書は交付せず、短期被保険者証を交付しています。

今後においても、滞納世帯に対する納付相談等を十分行うとともに、納税されている方との不公平感が生じないよう、国民健康保険法等に基づき制度の適切な運用に努めていきます。

**(5)マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国保年金課

マイナンバーカードと保険証の一体化については、従来の健康保険証では不可能であった過去の服薬情報や特定健診の結果など、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けることが可能となることが期待されています。また、マイナ保険証を持たない方への対応として、「資格確認書」を発行することとなっており、その詳細な取扱いについて、現在国で検討されているところです。今後の取り扱いについては、国の動向を注視しながら、保険者として適切な対応に努めたいと考えています。

②【回答】国保年金課

当市においては有効期間を6か月とした短期被保険者証を交付しています。

**(6)国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保年金課

当市の国民健康保険税条例には、災害等により生活が著しく困難となった方、病気・負傷・失業等により収入が著しく減少した方及び貧困による生活のため公私の扶助を受ける方に対し、市長が必要と認めた場合、減免する旨を規定しています。いずれの場合も、専ら納税義務者の担税力の状況に着目し、単に総所得金額が一定金額以下の方を対象者とするといった、画一的な基準によって減免の範囲を定めるものではないとされていますので、今後も、現行制度の枠組みの中で世帯の状況、不動産・預貯金等の資産状況など生活実態等を十分把握した上で審査により対応していきます。

なお、低所得世帯については、所得申告を行うことで、均等割額の７割・５割・２割軽減が適用される場合が多いため、積極的に所得申告の勧奨を行い、国保税の適正な賦課に努めています。

**(7)窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】国保年金課

一部負担金の減免については、「八潮市国民健康保険に関する規則」に規定しており、「収入の減少の認定」に関する具体的な基準については、国の通知に基づき、生活保護基準見直し前の「生活保護基準×１．１倍以下」となる基準で運用しています。また、埼玉県では、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、県内市町村の事務の標準化を目指していることから、県の方針を踏まえつつ運用していきたいと考えています。

②【回答】国保年金課

国の通知に基づき、八潮市国民健康保険に関する規則に規定した「一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書」の様式に記入する事項には、被保険者証の記号番号、療養の給付を受ける方の氏名、生年月日など申請者に関する基本的事項のほか、療養の給付に係る傷病名、治療見込み期間などの必要事項に限られていますので、項目の省略等は難しいものと考えています。

③【回答】国保年金課

一部負担金の減免の対象者は、「八潮市国民健康保険に関する規則」の基準を満たす方に限られますので、一部負担金の減免の措置を受けようとする方は、あらかじめ市役所に申請いただき、適用の審査を行う必要があります。

**(8)国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納税課

国民健康保険税を含む市税の滞納については、自主納付を促すために催告書等を送付し、納付を喚起しています。また、納期内納付が困難な方に対しては、納税相談を実施の上、生活状況を考慮した納税計画による納付を求めています。

さらに、多重債務やＤＶ等の生活上の諸問題が納税を困難にさせていると思われる方に対しては、相談先を案内する等のアドバイスを行い、解決の一助になるよう努めています。

②【回答】納税課

滞納処分については、納期限内に納税した多くの方との公平を欠くことのないよう、地方税法の規定に従い適切に執行しなければならないと考えています。差押に当たっては、国税徴収法に差押禁止財産が明記されていますので、それらを除外の上、執行しています。

③【回答】納税課

売掛金が給与と異なる性質であることは十分理解した上、差押えに至るまでには相当な手順を尽くしています。また差押えになったとしても、場合によっては個々の状況に応じた対応をするなど、柔軟な対応をしています。

④【回答】納税課

納税相談で、収入、支出および所有財産の状況を確認し、課税額と納付能力に乖離があると判断した方に対しては、実情に見合った納付計画を立てるなど、個々の納税者の状況を踏まえて対応しています。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】国保年金課

健康保険法に基づく傷病手当金は、被保険者が病気等の治療と仕事の両立を図る環境を確保するために整備されたものであります。一方、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金は、時限的な措置として、国の基準に基づき、対象者を被用者に限定したものです。被用者以外の支給にかかる財政支援については、今般の傷病手当金の支給が時限的に行われるものであるため、国・県への要請の予定はありません。

②【回答】国保年金課

新型コロナウイルス感染症対策に係る傷病手当金は、国内の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として、当該支給に要した費用について財政支援が行われるものです。傷病手当金は、被保険者が納める保険料を財源とした保険財政に余裕がある場合などに、自主的に行うことができる任意給付とされておりますので、恒常的な施策とすることは考えていません。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国保年金課

本市の委員の定数は、八潮市国民健康保険条例第２条において、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員として規定しています。被保険者を代表する委員については、公募を実施しています。

②【回答】国保年金課

八潮市国民健康保険運営協議会では、市民や市内の医療機関に従事する委員の皆様に、国民健康保険の運営に関し、必要な意見の交換や審議を行っていただいており、会議の結果については、市ホームページにおいて周知しています。

また、「国民健康保険保健事業実施計画」等の計画を策定する際には「パブリックコメント」を実施するなど、機会を捉えて幅広い意見の聴取に努めています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】国保年金課

国民健康保険被保険者における特定健康診査の一部負担金については、令和５年度より、すべての被保険者を対象に無償化を実施しています。

②【回答】国保年金課

特定健診は、市内指定医療機関に委託しており、がん検診は、委託医療機関に委託して実施しています。それぞれの委託を受けている医療機関であれば、同時に受診することができます。

③【回答】国保年金課

第３期八潮市特定健康診査等実施計画では、令和５年度受診率目標値を60％と定めています。特定健診の受診率については、受診率向上対策の成果が現れ、徐々に受診率は向上しているものの、目標値を下回っており、特に、40代から50代の年齢層の受診率が低い傾向にあります。

このため、令和５年度は、令和４年度に実施した特定健康診査の未受診者に対するアンケート調査を踏まえ、特定健康診査の一部負担金について、すべての被保険者を対象に無償化を実施しています。

④【回答】国保年金課

特定健康診査や特定保健指導の受託事業者については、良質なサービスが低廉に供給されるよう、高齢者の医療の確保に関する法律等で具体的に委託できる者の基準が定められており、また、個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報の適正な管理を行っています。

**(12)財政調整基金について**

①【回答】国保年金課

八潮市一般会計における令和５年３月31日現在の財政調整基金残高は、3,864,086,418円となっています。

②【回答】国保年金課

国民健康保険の保険税は国民健康保険制度の主たる財源であり、法律に基づく公費負担分を除く国保事業は国民健康保険税で賄われることとなっています。国民健康保険の制度を維持し被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き国民健康保険事業を安定的に運営するためには、国民健康保険税により必要な財源を確保することが重要だと考えています。このため、歳出超過に陥らないよう税収を確保する必要があり、県が算定する市町村標準保険税率を勘案しながら、当市の収支の状況に合わせ国保税率を定めています。税率の改定に当たっては、国民健康保険財政調整基金からの繰入も活用し、税負担の増加が最小減となるよう検討を行っており、一般会計における財政調整基金の活用は考えていません。

**◆15三郷市**

**１．国民健康保険制度について**

**（1）国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国保年金課

埼玉県国民健康保険運営方針等に基づき、健全な財政運営を行うことで、医療の提供に寄与してまいります。

**（2）埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国保年金課

保険税水準の統一につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき対応してまい　りますが、被保険者に対し急激な負担増とならぬよう慎重に検討をしてまいります。

②【回答】国保年金課

一般会計からの法定外繰入につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針等を踏まえ、適切に対応してまいります。

③【回答】国保年金課

保険税水準の統一につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき対応してまいりますが、被保険者に対し急激な負担増とならぬよう慎重に検討をしてまいります。

④【回答】国保年金課

少子化対策、子育て支援は国が行うものと考えております。未就学児の均等割軽減の対象年齢や軽減割合の拡大について、引き続き、全国市長会等を通じて制度の拡充を要望してまいります。

**（3）所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国保年金課

応能応益割合につきましては、保険税水準の統一を踏まえ、適切な保険税負担の在り方を引き続き研究してまいります。

②【回答】国保年金課

少子化対策、子育て支援は国が行うものと考えております。未就学児の均等割軽減の対象年齢や軽減割合の拡大について、引き続き、全国市長会等を通じて制度の拡充を要望してまいります。

③【回答】国保年金課

一般会計からの繰入れにつきましては、国保の財政状況や県の方針等を踏まえて対応してまいります。

④【回答】国保年金課

財政調整基金から国保特別会計に適宜繰り入れを実施しております。

**（4）受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①②③　【回答】国保年金課（①②③まとめて）

短期被保険者証及び資格証明書につきましては、納税相談の機会の確保と被保険者間の負担の公平を図ることを目的に交付しており、今後も適正に交付してまいります。なお、窓口交付は行わず、すべて郵送としております。

**（5）マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国保年金課

マイナ保険証の制度運用は、現在、国において協議中でございますが、国や県の方針に従い、適切に対応してまいります。

②【回答】国保年金課

短期被保険者証の有効期限は6か月としております。

**（6）国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保年金課

国民健康保険税の減免につきましては、個別にご事情を伺ったうえで判断しており、一定の所得額以下であることのみを理由には行っておりません。

**（7）窓口負担の軽減制度（国保法44条）の拡充を行なってください。**

①【回答】国保年金課

本市では、三郷市国民健康保険に関する規則において、一部負担金の減免について規定し、運用しております。運用にあたりましては、厚生労働省から平成２２年９月１３日に通知された基準により、被保険者の状況に応じて個別に相談を受けるようにしております。

②【回答】国保年金課

一部負担金減免の申請にあたり、被保険者の状況を詳細に聞き取りする必要があることから、申請書等につきましては現行の書式を使用してまいります。

③【回答】国保年金課

一部負担金減免の申請にあたり、本市職員が被保険者の状況等を詳細に聞き取りする必要があることから、現行の方法による申請の受付をしてまいります。

**（8）国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】収納課

国民健康保険税を含む市税等の納付が遅れているかたから納税の相談をいただく際は、納付が遅れている状況や生活実態等を詳しくお聞きするため、来庁でのご相談を促しております。また、納税相談や財産調査等の結果、財産がないときや、滞納処分を行うことにより生活を著しく窮迫させる恐れがあるときなどの場合には、法令に基づき滞納処分の執行停止を行っております。今後も滞納処分の執行停止等の納税緩和については、納税者の納税資力を見極め、法令に基づき適切に対応してまいります。　なお、相談等の中で福祉制度の支援が必要と思われるかたには、福祉担当窓口をご案内しております。

②【回答】収納課

地方税法では、市税等を滞納した場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定されており、滞納処分については、国税徴収法や地方税法等の法令に則り執行しております。　生活保障費等の差押禁止財産についても、法令に基づき、差押は行わないよう徹底しております。

③【回答】収納課

市税等を滞納されているかたには、督促状や催告文書の郵送に加えて、納付呼びかけセンターからの電話による納付勧奨を行うほか、日曜納税相談を行うなどして、あくまで自主的に納付いただくようご案内しております。しかしながら、納税折衝や財産調査の結果、納付できる財産があるにもかかわらず、納付いただけない場合には、法令に則った差し押さえ等の滞納処分を行っております。

④【回答】収納課

市税等を滞納した場合は、国税徴収法や地方税法等の法令に則り事務を行っております。また、相談において、生活再建等の福祉制度の支援が必要と思われるかたには、福祉相談窓口をご案内しております。

**（9）傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】国保年金課

新型コロナウイルス感染症の感染状況及び国の動向を注視してまいります。

②【回答】国保年金課

新型コロナウイルス感染症対策として、国の指針に基づき条例改正を行い、被用者に対して傷病手当金の支給をすることとしました。今後の国の動向に応じ、対応してまいります。傷病見舞金の創設につきましても、国の動向を注視してまいります。

**（10）国保運営協議会について**

①②　【回答】国保年金課（①②まとめて）

国保運営協議会の委員につきましては、医療関係者、有識者のほか、被保険者のかたからも選出しています。選出方法については引き続き検討してまいりたいと考えております。

**（11）保健予防事業について**

①【回答】健康推進課

特定健康診査の本人負担につきましては、現在、国民健康保険特別会計から半額補助を行っております。国民健康保険の財政状況から、現段階での本人負担、家族負担の無料化は困難な状況です。

②【回答】健康推進課

集団方式では、胃がん・肺がん・大腸がん検診と特定健康診査を同時に実施しております。乳がん検診と子宮頸がん検診は、女性特有の検診のため、健診会場のレイアウトや新たな部屋の確保、及び医師の確保できる時間帯などの課題があり、困難な状況です。　個別方式では、胃がん・肺がん・大腸がん検診と特定健康診査を同時に実施しております。乳がん・子宮頸がん検診を含むがん検診と特定健康診査を全て実施している医療機関が限られているため同時受診は、困難な状況です。

③【回答】健康推進課

特定健診未申込者に対し複数回受診勧奨を行います。また、集団方式の実施回数を増やすとともに、申込者に対して健診日が近づいたら健診日を知らせるはがきを送付し、受診忘れを予防します。

④【回答】健康推進課

三郷市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めております。今後も個人情報の取扱いにつきましては、管理を徹底してまいります。

**（12）財政調整基金について**

①【回答】財政課

令和4年度当初予算編成後の基金残高につきましては、約4億3千万円となっております。

②【回答】国保年金課

財政調整基金から国保特別会計に適宜繰り入れを実施しております。

**◆16吉川市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】　国民健康保険事業運営の安定性を確保することは住民の健康増進及び安心した医療受診につながるものと認識しておりますことから、引き続き、保険者の責務として保険税の賦課や給付とのバランスを比較・検討しながら、適切かつ健全な事業運営に努めてまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】　国民健康保険の持続的・安定的な運営のために、統一は必要との共通認識を持っておりますが、直ちに行おうといたしますと急激な変化をもたらせてしまうことから、段階的に進めていこうとする県の方針には理解を示しているところです。また、収納率格差以外の保険税水準統一に向けましては、県と市町村間において十分な協議を重ねていくことが必要だと考えております。

②【回答】法定外繰入につきましては、国保を健全で安定的に運営していくために、解消していかなければならないものと認識しております。また、国保が抱える構造的な問題につきましては、引き続き、国に対して、国保基盤の強化や更なる公費拡充について要望してまいります。

③【回答】国民健康保険の持続的・安定的な運営のために、統一は必要との共通認識を持っておりますが、直ちに行おうといたしますと急激な変化をもたらせてしまうことから、段階的に進めていこうとする県の方針には理解を示しているところです。また、収納率格差以外の保険税水準統一及び地域医療体制の構築に関しましては、県と市町村間において十分な協議を重ねていくことが必要だと考えております。

④【回答】子どもの均等割の軽減につきましては、子育て世帯の負担軽減を図るために、国が責任をもって取り組むべきものと考えており、令和４年度から開始された均等割の軽減を歓迎するとともに、更なる制度拡充について、機会を捉え、国に要望してまいりたいと考えております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】応能負担の所得割、応益負担の均等割の負担割合につきましては、所得割は、中間所得層の負担に影響し、均等割は、低所得者層の負担に影響することから、保険税率の見直しを行う際は、そのバランスについて、慎重に見極めていきたいと考えております。

②【回答】国民健康保険は、国民皆保険制度の最後の砦として、所得のない方もご加入していただいており、子どもも含め、全ての加入者の方に一定の負担をしていただいております。子どもの均等割の軽減につきましては、子育て世帯の負担軽減を図るために、国が責任をもって取り組むべきものと考えており、令和４年度から開始された均等割の軽減を歓迎するとともに、更なる制度拡充について、機会を捉え、国に要望してまいりたいと考えております。

③【回答】一般会計からの法定外繰入金については、埼玉県国民健康保険背運営方針（第２期）において、収納率格差以外の保険税水準統一の目標年度の前年度である令和８年度までにすべて解消することと位置付けていることから、計画的な削減・解消に努めてまいります。

④【回答】国民健康保険財政基盤の拡充・強化を図るため、保険税の上昇抑制や低所得者層に対する負担軽減策の拡充、低所得者を抱える保険者への支援など、国保制度改善強化全国大会などの機会を捉え、引き続き、県とともに、国に要望してまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国民健康保険税を滞納されている方について、再三の催告にもかかわらず、納税相談や分割納付などがない場合に、税負担の公平性の観点から、滞納の状況に応じて、資格証明書または短期被保険者証を発行しております。

②【回答】納税折衝の機会を確保するため、一定期間に限り、窓口留置きを行っています。

③【回答】国民健康保険法の規定に基づき、特別な事情がなく、一定期間納付がなく、相談がない場合は、資格証明書を発行しています。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】政府の示す「安心して生活できる社会の実現に向けて全世代型社会保障の構築」に向け、「市民の健康・医療情報に基づいたより良い医療を受けられる」よう国の動向を注視するとともに、マイナ保険証の適正な運用に関する情報取集を行ってまいります。また、法の成立により、政省令や通知等で具体的なプロセスが示される予定であることか　　　　　　　　 ら、マイナンバーカードを保有されない方々に対する「資格確認書」の取扱いに関しましても確認するよう努めてまいります。

②【回答】当市では「短期保険証」の有効期間を６か月として交付しております。

**(6)国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保税の減免につきましては、一部負担金に関する国の減免基準１．１倍に対し、収入要件を生保基準の１．３倍としていることから、更なる拡充については考えておりません。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】個々の被保険者の状況を十分に伺い、必要に応じ、一部負担金減免制度や生活保護担当課への案内などを適切に行ってまいります。なお、当市の減免基準は、災害等により生活が困難になり、収入が生活保護基準の１．３倍以下となった場合などとしており、基準の見直しの予定はございません。

②【回答】申請書については、審査に必要な事項を記入していただく必要がございますので、現行の様式での受付を考えています。手続きや記載にあたっては、相談者に対し、丁寧にサポートしてまいります。

③【回答】個々の被保険者の個人情報が含まれていることなどから、医療機関での申請手続きは考えておりません。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国民健康保険税を各納期限までに納付いただけない場合は、地方税法に基づく督促状の発送や納税催告書・差押予告書などの文書催告を段階的に行うほか、必要に応じて電話催告や臨宅を行い、自主納付をお願いしているところでございます。納付が困難などのご相談があった方については、納税相談を通じて国保税の減免制度や納税猶予制度の案内をするとともに、個々の生活状況や納税資力に応じた納付をお願いしているところであり、相談の際に、生活困窮や多重債務などで困っているなどの訴えがあった場合は、必要に応じて各関係機関へ案内するなど、相談者に寄り添った対応をしているところでございます。

②【回答】滞納処分（給与等の差押え）につきましては、地方税法に基づく督促状の発送や納税催告書・差押予告書などの文書催告を段階的に行うほか、必要に応じて電話催告や臨宅を行い、自主納付をお願いしてもなお納税相談に応じていただけない場合や、相談時に誓約した納税計画を計画どおり履行していただけないなど納税に対する意志が見られない場合に、国税徴収法に基づく差押禁止額を考慮した上で、適正に執行しているところでございます。

③【回答】売掛金の差押えにつきましても、他の財産の差押えと同様に、国税徴収法に基づき、適正に執行しているところでございます。

④【回答】国民健康保険税を各納期限までに納付いただけない場合は、他の地方税と同様に地方税法に基づく督促状の発送や納税催告書・差押予告書などの文書催告を段階的に行うほか、必要に応じて電話催告や臨宅を行い、自主納付をお願いしているところですが、納付が困難などのご相談があった方については、納税相談を通じて国保税の減免制度や納税猶予制度の案内をするとともに、個々の生活状況や納税資力に応じた納付をお願いしているところでございます。

また、財産がない場合や、滞納処分を執行することで滞納者個人の生活を著しく窮迫させる恐れがある場合などについては、法令に基づき、適正に滞納処分の執行を停止しているところでございます。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】これまで被用者以外の「個人事業主」に対しては、本人の感染に限定した支援だけでなく、事業継続に困っている方に対し、「事業全般を対象」に支援を行う別のスキーム「事業復活支援金」などの給付金を相談者に対し、丁寧にご案内してまいりました。また、国県への要望は、「国保制度改善強化全国大会」（R4.11.18）において、国が支給額全額を補助する制度について、支給対象者の拡大や、支給対象額の増額を行うことを要望しております。

②【回答】今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内で感染拡大をできる限り防止し、被用者が感染した場合、（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備し、被用者に傷病手当金の支給を促すとともに、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととされ、これらを踏まえ、条例を改正したものでございます。ご指摘の恒常的な施策としての条例改正及び傷病見舞金制度の創設については、現段階では、考えておりません。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】当市の国保運営協議会委員につきましては、平成２８年４月から、第１号委員（被保険者を代表する委員）の公募を実施しており、現在１名の方が公募委員を務めております。

②　市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

当市の国保運営協議会は、被保険者代表、保険医、保険薬剤師、公益を代表する方々により構成されており、広く市民の方々の意見が反映できるように努めております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健診の費用については、約１万円の費用が掛かるところ、自己負担については、集団健診６００円、個別健診９００円とさせていただいております。なお、今年度４０歳になられる方、住民税非課税世帯や障害者手帳をお持ちの方については無料です。

②【回答】集団健診の会場においては、肺がん検診、前立腺がん検診を同時に受けることが可能です。特定健診対象者には、がん検診の案内も同封して送付しています。

③【回答】受診期間を１か月前倒（４月１２日から１０月１６日まで）し、実施しております。また、早期受診を促進するため、８月までに受診した方を対象に、抽選で１００名の方に「吉川産コシヒカリ」を贈呈するキャンペーンを昨年度に引き続き実施します。

さらに、未受診者に対して特定検診の有効性などを紹介した勧奨通知を送付し、啓発に努めております。

④【回答】個人情報の取り扱いや管理については、十分に留意し、実施しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末現在における国民健康保険財政調整基金は623,130千円です。

②【回答】国民健康保険財政を安定的に運営していくため、必要な支出を保険税や国庫支出金等により賄うことにより財政収支の均衡が保持されることが重要であることから、納付金や国民健康保険事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税を設定するとともに、医療費の上昇を抑制する医療費適正化対策に積極的に取り組み支出額を削減する必要があります。令和９年度を目途とした県内の保険税水準統一に向けた様々な課題解決に取り組むため、財政調整基金の効果的かつ適正な活用法を検討してまいります。

　また、引き続き、低所得者や生活困難者に対する国民健康保険税の軽減・減免制度及び一部負担金の減免制度の周知を図り、国民健康保険の給付に対する啓発に努めてまいります。

**◆17松伏町**

**１．国民健康保険制度について**

 **(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】被保険者数は減少しているものの、一人当たりの医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化などの影響で増加傾向にあります。脆弱な財政基盤の市町村単位での国保運営は厳しい状況になることを見据え、国は、平成２７年度から保険者支援制度の拡充などや医療費適正化等の努力を行う自治体への財政支援を行い、財政基盤の強化を行っています。平成３０年度からは都道府県が新たな財政運営の責任主体となり、国保財政の健全化に努めています。

**(2) 埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】市町村単位での国保運営は、高齢者や低所得者が多く加入していることなど被保険者の構造、脆弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な問題に対応し、国保の財政基盤強化のため、国保の広域化（都道府県単位化）が施行されました。国民健康保険税の決定については、法令や埼玉県国民健康保険運営方針等に基づき適正な賦課に努めてまいります。

②【回答】法定外繰入金の削減・解消については、法令や埼玉県国民健康保険運営方針等に基づき実施してまいります。

③【回答】保険税の統一化につきまして、法令や埼玉県国民健康保険運営方針等に基づいて決定してまいりたいと考えております。また、地域医療の提供体制については、埼玉県が2025年に方向性を示す計画となっています。

④ 【回答】全世代対応型の社会保障制度を構築するための国保法改正により、令和４年４月１日から子ども（未就学児）の均等割額が軽減されました。18歳までの子どもの均等割額の軽減につきましては、国や県の方針に基づき、対応してまいります。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】埼玉県国民健康保険運営方針（第２期）における標準保険税率の算定の応益割合は、約５３対４７となっています。当町では、応能割合が応益割合を上回り、この乖離が大きくなると低所得者への負担が軽減される一方で、中間所得者への税負担が過重になるという側面を持ち合わせています。この負担割合については、受益と負担の公平性を踏まえ、市町村標準保険税率等を参考に決定してまいります。

②【回答】全世代対応型の社会保障制度を構築するための国保法改正により、令和４年４月１日から子ども（未就学児）の均等割額が軽減されました。子どもの均等割額の軽減につきましては、国や県の方針に基づき、対応してまいります。

③ 【回答】埼玉県国民健康保険運営方針では、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」は解消・削減すべき赤字と定義されており、計画的・段階的に赤字を解消するものとされています。当町においても、赤字削減・解消計画書を策定し、一般会計からの法定外繰入金を段階的に削減しているところです。今後についても、被保険者の税負担に配慮しながら、財政の健全化に努めてまいります。

④【回答】国保税額の決定にあたっては、財政調整基金も活用しながら決定してまいりたいと考えています。

**(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

① 【回答】保険者証は、国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則に基づき発行しているものです。滞納のある方については、保険税の納付促進及び被保険者間の税負担の公平を図るため、納税相談を促しています。納付計画により納付が確認できたとき等については、通常の有効期間の被保険者証の交付を行っています。

② 【回答】現在、保険証の窓口留置は実施しておらず、郵送により交付しています。

③ 【回答】資格証明書は、特別の事情があると認められる場合を除き、国保税の納期限から１年以上保険税の滞納が続く場合に、被保険者証を返還してもらった上で交付するものです。資格証明書を交付することは、保険税の納付促進及び被保険者間の税負担の公平を図るためやむを得ないものと考えています。

**(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

① 【回答】マイナンバーカードの健康保険証利用及び資格確認書の発行につきましては、国の方針に基づき対応してまいります。

② 【回答】保険者証は、国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則に基づき発行しているものです。

滞納のある方については、保険税の納付促進及び被保険者間の税負担の公平を図るため、納税相談を促しています。納付計画により納付が確認できたとき等については、通常の有効期間の被保険者証の交付を行っています。納付計画の確認ができない方については、６月を超えない短期の保険証を送付し、納付相談の機会につなげております。

**(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】町国保税条例に規定する「所得が皆無となったため生活が著しく困難となった方又はこれに準ずると認められる方」に対する国保税減免要件につきましては、疾病及び傷病等により事業又は業務を継続することが不可能となった方等で、世帯の実収入額が生活保護基準の１．３倍以下かつ保有する資産等が一定の条件に該当する方等を要件としています。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

① 【回答】一部負担金の減免につきましては、法令及び国通知等に基づき実施してまいります。

②【回答】一部負担金の減免申請は、被保険者個々の事由に応じた申請、審査となることから国保担当窓口での申請のみとさせていただいております。

なお、申請の際には、記入方法を丁寧に説明してまいります。

③ 【回答】一部負担金の減免申請は、被保険者個々の事由に応じた申請、審査となることから国保担当窓口での申請のみとさせていただいております。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

① 【回答】納付が困難な方には、納税協議において個々の状況を把握し、実情に合わせた納付計画を作成するとともに、徴収猶予の要件に該当する場合には、法令に基づく徴収の猶予制度を適用しています。

② 【回答】税負担の公平性を前提に、給与等並びに預貯金の差押えは、法令に基づく生活費に相当する差押禁止額を控除して執行しています。

③【回答】差押えを執行する場合には、事前に差押予告書を送付して完納を呼びかけ、事情がある場合には納税協議を実施するよう促しています。差押予告書の期限までに完納がない場合、または、納税協議に応じない場合に、取引先へ売掛金の照会を行い、差押えを執行する際には、家族構成等を考慮して差押金額を決定しています。

④ 【回答】差押えは、法令に基づく生活費に相当する差押禁止額を控除して執行しています。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当金の支給対象となる方については、国の実施基準に基づいてまいります。

②【回答】

傷病手当金の支給事業につきましては、国の実施基準に基づき実施してまいりたいと考えています。

**(10) 国保運営協議会について**

①【回答】委員の公募は行っていませんが、被保険者、保険医及び公益を代表する方から委員を選定し、適正な運営に努めているところです。

② 【回答】国保運営協議会を通じて住民の意見をいただきながら、国民健康保険制度の適正な運営に努めているところです。

**(11) 保健予防事業について**

①【回答】特定健康診査の個別健診については、委託単価から本人負担額を１，０００円としていますが、集団健診については、本人負担額を無料としています。

② 【回答】がん検診と特定健診を同時に受けられるようにすることが、受診率の向上につながることから、集団健診においては、特定健診と胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん、喀痰検査を同時に受けられるようにしています。

③ 【回答】特定健診の未受診者には、ＡＩの分析により、文面や図を考慮した勧奨ハガキを受診券送付後直後の５月、７月、個別健診の終了１か月前にあたる９月に送付し、受診への動機づけを行います。かかりつけ医で検査データを保有している場合は、検査データの提供により特定健診を受診したものとみなす診療情報提供事業の実施により受診率の向上に努めてまいります。また、がん検診につきましては、ホームページなどＳＮＳを活用して、より多くの人に周知をしていただき受診率の向上を図ります。

④ 【回答】関係法令や個人情報保護法等を遵守し、適切な情報管理に努めてまいります。

**(12) 財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末時点で、２億３，３６７万４千円です。

②【回答】国保税額の決定にあたっては、財政調整基金も活用しながら決定してまいりたいと考えていま

す。

**◆18さいたま市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

　一般的に国民健康保険税が、被用者保険に加入している方が負担する保険料に比べ本人負担が重いということは承知しております。本市の場合、加入世帯の約半数が所得100万円以下で、約７割が200万円以下となっております。構成する加入者の所得状況の違いと、構成する年齢層が高く医療給付費も高いため、現在ある軽減や減免制度以上に、加入者に負担いただく国民健康保険税を減額することは、今後の加入状況の流れからは見込まれません。本市としましては増え続ける医療給付費をいかに抑えられるか、そのためには疾病の重症化予防やその啓発に力を入れ、市民が健康に生活できることがより重要と考えております。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

国民健康保険は、平成30年から都道府県単位化し県と市町村が共同保険者となって運営しています。県が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、国民健康保険制度の安定化を図るものです。本市としましても持続可能な制度となるよう、県で示した標準保険税率を参考に市町村で保険税を決定しています。

②【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

上述のとおり、国民健康保険は県と市町村が共同保険者となって運営しています。財政運営の主体となる埼玉県は、国民健康保険を持続可能な制度となるよう、国民健康保険の安定的な運営を図るため「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定しており、県内の市町村とともに赤字の解消に努めているところです。制度の趣旨を尊重しつつも、共同保険者という立場であることから市町村の状況によって県へ意見・要望する事も重要であると考えております。

③【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

　上記②と同じ回答になります。

④【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

上述のとおり、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税としていくためには、減免制度においても統一を図っていく必要があり、現在、県が主体となって調整を進めているところです。新たな減免を市独自で制定することはこれに反することであり、検討していません。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

応能応益の割合は、埼玉県が示す割合よりも、本市では、所得が少ない方の負担が過重にならないよう、応能割合を大きくしており、現在の応能割は約61.3％、応益割は約38.7％となっております。国民健康保険は社会保障制度の一部であり、広く薄く保険税をご負担いただくことにより危険を分散する制度であることから、必ずしも応能負担が原則であるとは認識しておりません。応能割合を過度に大きくすることは、加入者の税負担の不公正感から納税意欲をそぐことにもなると考えております。

②【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

令和４年度より未就学児の均等割軽減が開始されました。所得や子どもの人数による制限はなく一律に均等割額の５割を軽減する制度です。就学児以上の子どもに関しても、国の財政負担により均等割負担軽減を拡大するよう指定都市市長会の他、大都市民生主管局長会議や政令指定都市国保・年金主管部課長会議などで働きかけております。

③【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

昨年同様となりますが、法定外繰入金については、国保の被保険者以外の方にも費用負担を求めることから、市民からの理解を得られることが難しいと考えております。また、多額の繰入金は一般会計を圧迫することにもなります。この問題を解決するため、国は3,400億円の財政支援を拡充した上で、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、国民健康保険を持続可能な制度となるよう法改正を実施しております。国民健康保険の財政運営の主体となる埼玉県は、国民健康保険の安定的な運営を図るため、「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、県内の市町村とともに赤字の解消に努めております。本市としましても、国民健康保険を持続可能な制度とするため、医療費の適正化や健診等の保健事業、事務の効率化などに取り組み、国保財政の健全化を図るとともに、保険税の急激な負担増とならないよう、基金を活用しながら計画的に一般会計法定外繰入の段階的な削減・解消を行う予定です。

④【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

決算剰余金を基金積立金へ積み立てるとともに、保険税率等の見直し時には全額を繰り入れておりますが、それでも赤字が残るため保険税の引き上げを行っております。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

納期までに保険税をお支払いただいている多くの被保険者には保険証を郵送しております。納付が困難な方、滞納が続いている方には納付の相談を承っており、無理のない納付の計画に基づき、適切に保険証は発行しております。

②【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

滞納が続いている世帯への対応で、やむを得ない場合には窓口留置もひとつの手段と考え

ておりますが、近年では窓口留置の実績はありません。

③【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

国民健康保険制度は国民健康保険税をお支払いいただくことで成り立つ制度です。被保険者相互に支え合う国民皆保険の理念からも、また納期までにお支払いただいている多くの被保険者の方との均衡の観点からも、滞納が続いている世帯への資格証明書の発行はやむを得ないと考えております。また更新の際には、納付の相談を承っている旨周知を図っているところです。

(5)**マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

マイナンバーカードと健康保険証の紐づけについては任意であり、マイナンバーカードを持っていない、または健康保険証の紐づけをしていない被保険者については、国の方針では資格確認書の申請を代理申請も含めて案内し、申請が期待できないと判断された場合には、本人からの申請によらず職権で交付する予定としています。本市としましては、今後示される国の通知等に基づき、取り組んでまいります。

②【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

短期被保険者証は現在、６カ月で発行しています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

減免制度とは、一時的に生活困窮に陥った方を救済する制度であると考えております。このため、本市では、所得減少減免や生活困窮減免を別途の制度設計で既に整備しており、税の公平性の観点から、現状は拡充を考えておりません。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

一部負担金の減免制度は、一時的に生活困窮に陥った方を救済する制度であると考えています。減免基準は、生活扶助基準の見直しに併せてその影響ができる限り及ばないように平成30年から段階的に変更し、令和２年10月１日からは従前の生活保護基準額の870分の910から1000分の1155に変更いたしました。一部負担金減免の拡充は、国民健康保険の財政運営の観点から容易に引き上げられるものではないため、今後の生活保護基準額の見直し等を注視しながら対応を検討していきます。

②【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

現状の申請書は、全ての項目において一部負担金減免の可否等を判断するために必要であると考えているため、申請書の改定は考えておりませんが、記入方法等については、ご相談いただければと存じます。

③【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

一部負担金の減免申請は保険者に対して行い、保険者において減免の可否決定を行うものであるため、医療機関の会計窓口で事務手続きを行うことはできません。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】　財政局　税務部　収納対策課

国民健康保険税などの徴収業務を行うにあたっては、納付が困難であるとの申し出があった場合、猶予制度の適用など、納税者の状況に即し、対応を行っております。また、必要に応じて、生活にお困りの方などの相談を包括的に受け止め、必要な支援のコーディネートを行う「福祉まるごと相談窓口」等の利用についての案内をしています。今後につきましても、納税が困難な方に対しましては、納税者の個別・具体的な実情を考慮し、対応してまいります。

②【回答】　財政局　税務部　収納対策課

給与等の差押えにつきましては、最低生活の保障等の理由から差押禁止額が定められており、法令で定める差押禁止額を踏まえ、差押えを行っております。なお、給与等の差押え禁止債権が含まれた預貯金債権の差押えに当たっては、差押禁止債権相当額を考慮し、対応しているところです。納税相談等において、納税者個々の実情を把握するとともに、最低限度の生活に必要とされるものを考慮し、対応してまいります。

③【回答】　財政局　税務部　収納対策課

差押については、法令に基づき実施しているところですが、差し押さえるものについては、滞納額や滞納されている方の財産等、個々の実情を勘案し、総合的に判断し決定しております。売掛金についても、納期内納付をされている方との公平性確保の観点から、差押・取立を実施することがあります。

④【回答】　財政局　税務部　収納対策課

国民健康保険税の滞納税金の徴収につきましては、収入状況や生活状況を聴取、また調査等を行い、一括納付するだけの資力が無いと判断された場合には、一時的に分割により、納付いただくケースがあります。分納約束履行中におきましても、個々の実情を把握するとともに、納税資力の把握等に努めております。分納期間が長期化しますと、滞納額が累積されることが多く、延滞金も増え、より納付が困難となることがございます。このようなことから、分納期間や金額につきましては、原則１年で完納となる納付計画としております。また、納税の猶予の要件に該当する場合は、法令等に即し、対応しているところです。なお、財産や納税資力のある方につきましては、法令等に則り差押を執行しております。ただし、収入や生活状況の聴取や調査等において、財産もなく、生活が困窮している等、納税資力がないと判断した場合は、執行停止を行っているところです。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

傷病手当金の支給対象拡大につきましては、個人事業主、専従者、フリーランスの方々の場合、被用者とは異なり、傷病に伴う収入減少の形態が多様に分かれ、また所得補填としての妥当な支給額の算出も困難であることに加え、国からの財政支援がなく、財源の確保が難しい状況でおります。また、支給対象期間が令和５年５月７日をもって終了したことからも支給対象の拡大は困難であるものと認識しています。

②コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

被用者に対する傷病手当金につきまして、令和５年５月８日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等は対象外とされ、国からの財政支援が終了しました。また、財源の確保が困難なため本市独自制度の創設は困難であると認識しています。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

被保険者を代表する委員は公募しており、市報やホームページ等で広報を行っております。

②【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

運営協議会の被保険者を代表する委員は公募しており、公募委員の意見が反映できるよう努めております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

さいたま市特定健康診査では、医療保険者に特定健康診査の実施が義務付けられた平成20年度から継続して、本人の自己負担なしで実施しています。

②【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

がん検診との同時受診については、広報物に特定健康診査とがん検診が同時受診できる旨を記載し、同時受診可能な医療機関をわかりやすく表示して全戸配布しています。また、特定健康診査受診券とがん検診のお知らせを一体化することで、健（検）診を受診しやすい環境づくりに務めています。

③【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

未受診者対策としては、文書、電話、ＳＭＳによる受診勧奨事業及び早期受診キャンペーンとして、さいたま市健康マイレージにおける健（検）診ポイントを２倍のポイント付与とする受診勧奨を実施し、受診率向上を目指します。　　また、特定健康診査の内容や検査時間などを分かりやすく説明した健診案内ページをWeb上で作成しています。健診実施機関を地図上で確認でき、予約する医療機関に直接電話をかけることができるなど、対象者の利便性の向上に努めています。

広報としては、健診受診率の低下は疾病の重症化につながることから、健診の重要性を周知しながら、市報、さいたま市ホームページ、ソーシャルネットワークサービスを利用した健診周知、及び、区役所、支所、公民館等の市内公共施設、コミュニティバス車内、健診実施医療機関に健診ＰＲポスターを掲示した健診周知、及び、自治会回覧版における健診ＰＲチラシ回覧、区役所及び大宮駅における健診ＰＲ懸垂幕・横断幕の掲示による健診周知、並びに、区役所窓口における新規国保加入者への特定健康診査受診案内チラシ配布による健診周知を実施してまいります。また、サッカーＪリーグのホームゲームにおける大型映像装置での健診ＰＲ動画放映、及び、区役所、大宮駅、さいたま新都心駅周辺のデジタルサイネージでの健診ＰＲ動画放映による健診周知を実施し、受診率向上を目指します。

④【回答】福祉局　生活福祉部　国保年金課

さいたま市特定健康診査・国保人間ドック・国保健康診査等を受診された皆様の個人情報の 管理につきましては、次のとおり、プライバシーポリシーに基づき適切に取り扱っています。

1．管理・取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「さいたま市個人情報保護条例」を遵守します。

2．各健診の個人情報（健診票及び健診情報）は本市及び委託先で保管されます。

3．委託先との間では契約の中で個人情報取扱特記事項の遵守の取り決めを交わしています。

4．個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤使用等を防止するためのセキュリティー対策を実施しています。

5．安全な環境下で管理するため、個人情報データベース（管理システム）へのアクセス制限を実施しています。

6．個人情報の保護についての職員教育を行っています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】　財政局　財政部　財政課

令和４年度末時点での財政調整基金は37,616,171,461円となっております。

②【回答】　財政局　財政部　財政課

財政調整基金につきましては、年度間の財源調整や補正予算編成、災害対応等に備え万全を期し、持続可能な財政運営を行うため、一定程度の基金残高を確保し続ける必要があります。　また、財政調整基金を活用することによる法定外繰入金は、国保の被保険者以外の市民の方に費用負担を求めることになり、市民からの理解を得られることが難しいと考えております。

**◆19鴻巣市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民皆保険制度は、わが国が誇る社会保障制度の一つであると考えます。また、国民健康保険の運営については、各法令を遵守し行っています。引き続き、誰もが安心して医療にかかれるよう国民健康保険を運営していきます。（国保年金課）

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険税は、市町村の保険税条例により決定していますが、平成30年度からの国民健康保険を都道府県単位とする制度改正において、原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税とする旨の運営方針が示されているところです。　埼玉県第3期国保運営方針でも継続される見込みですが、保険税の決定方法は被保険者に直接かかわることですので、様々な機会を通じて県と意見交換を行っていきます。（国保年金課）

②【回答】平成30年度からの国民健康保険を都道府県単位とする制度改正において、一般会計からの法定外繰入金等の削減・解消に向けた取組について示されているところです。

埼玉県第3期国保運営方針でも継続される見込みですが、法定外一般会計繰入金等の取扱いは、市町村国保財政にかかわることですので、様々な機会を通じて県と意見交換を行っていきます。（国保年金課）

③第３期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】保険税が、医療費を支払う原資であるとすると、医療費が増え続ければ、税負担も増え続けることになりますので、特定健診等の健(検)診による早期発見早期治療を始めとした医療費適正化対策や保健事業の強化により医療費を抑制、削減するための努力をしていきます。また、公費の拡充についても、国、県に機会を捉えて要望していく必要があると考えています。（国保年金課）

④【回答】令和4年度から未就学児の均等割を5割軽減し、軽減相当額を公費で支援する規定も盛り込まれた制度改正が実現しました。本市としましても、引き続き、制度の拡充について埼玉県国保協議会を通じて国に要望してまいります。（国保年金課）

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】応能負担、応益負担については、50：50が、景気や医療費の動向等の外的な要因に対し財政運営上、安定的とされています。不安定な財政運営は、被保険者にとっても不利益であると考えます。いずれにしても、財政運営の主体が埼玉県に移っていますので、この負担割合の考え方についても、様々な機会を通じて県と意見交換を行っていきます。（国保年金課）

②【回答】令和4年度から子ども・子育て支援策として未就学児の均等割を5割軽減し、軽減相当額を公費で支援する規定も盛り込まれた制度改正が実現しました。

本市としても、引き続き、子どもの均等割無料化について埼玉県国保協議会を通じて国に要望していきます。

本市では、平成30年度の国保税の税率改正に際し、激変緩和対策として、平成30年度から多子世帯への負担軽減措置として、18歳未満の3人目以降の均等割額を減免する制度を実施していますが、本制度を令和4年度に引き続き令和5年度も継続しています。（国保年金課）

③【回答】平成30年度からの国民健康保険を都道県単位化とする制度改正において、一般会計からの法定外繰入金等の削減・解消に向けた取組について示されているところです。

埼玉県第3期国保運営方針でも継続される見込みですが、法定外一般会計繰入金等の取扱いは、市町村国保財政にかかわることですので、様々な機会を通じて県と意見交換を行っていきます。（国保年金課）

④【回答】本市では、令和4年度、令和5年度税率改正を行いましたが、保険税の急激な負担とならないように、令和4年度当初予算では、国民健康保険運営基金の取崩しを4億3千2百万円、令和5年度当初予算では、3億6千万円を取崩すこととしています。（国保年金課）

 **(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】本市では、特別な事情が無いにもかかわらず国保税を滞納している世帯に対し、短期被保険者証を発行し、医療機関で受診できるようにしています。（国保年金課）

②【回答】国保税の納付が困難な場合でも、分割納付が履行されない方や高額滞納者の方などに対して、納税相談の機会を確保することや国保制度や保険証の利用について周知するため、来庁をお願いしています。（国保年金課）

③【回答】本市では、現在、資格証明書の発行は行っていません。（国保年金課）

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国は、国民の不安感の高まりを受けて、6月21日、省庁横断の「マイナンバー情報総点検本部」をデジタル庁に設置し、マイナポータルで閲覧できる医療や年金、保健福祉分野など全てのデータについて、秋までをめどに総点検をするとの報道がありました。また、健康保険証の廃止につきましても、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提である旨の報道もありました。総点検と併せて、情報のひも付けミスを防ぐため、マイナンバー登録に関わる政令、省令の見直しも行うとのことですので、引き続き国の動向を注視していきます。（国保年金課）

②【回答】本市では、特別な事情が無いにもかかわらず国保税を滞納している世帯に対し、短期被保険者証を発行し、医療機関で受診できるようにしています。なお、18歳になる年度末までの被保険者につきましては、6か月としています。（国保年金課）

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】減免については「鴻巣市国民健康保険税条例」第25条の規定により対応していますが、低所得者世帯への対応としましては、均等割を7割・5割・2割軽減する制度が設けられており、平成26年度から令和2年度まで、段階的に軽減判定基準の引き上げが行われてきました。令和5年度も軽減判定基準の引き上げが行われ、本市も専決処分により、令和5年度から適用できるように対応したところです。軽減に必要な所得の申告勧奨にも積極的に取り組んでおり、軽減対象世帯、被保険者の拡大が図られています。き続き、減免制度や均等割軽減制度について、市のホームページや広報に掲載するなど、周知に取り組んでいきます。（国保年金課）

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免及び徴収猶予については「鴻巣市国民健康保険に関する規則」第12条から第14条に定める規定及び「鴻巣市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱要綱」により対応しています。

生活保護基準を目安とした減免基準については、上記要綱で「生活保護基準に10分の12を乗じて得た額以下」と規定しています。（国保年金課）

②【回答】申請減免制度の申請書については、必要な項目を記入していただくだけの簡便なものになっています。ご不明な点等がありましたら、国保年金課にお問い合わせください。（国保年金課）

③【回答】申請には減免を必要とする事由など個人情報等を含むことから、医療機関での申請書類の設置は考えておらず、また、申請事由等は個々の状況により相違するため、国保年金課での申請をお願いしています。（国保年金課）

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】本市では、国保年金課と収税対策課の連携を密にし、納税者世帯の家計の状況を十分に把握するよう聞き取りを行い、生活困窮などの納税者の状況にも十分に配慮して関係機関を案内するなどして相談に応じています。（国保年金課）

②【回答】本市では、納税者から相談があれば納税者の世帯の家計を十分に把握するよう聞き取りを行い、真摯な態度で面談等を行っています。また、給与等の差押えについては、国税徴収法の差押禁止財産の規定を遵守し、十分に検討を重ねたうえで、適切に執行しています。（収税対策課）

③【回答】本市では、納期限内に納付がなかった場合、督促状や催告書を発送して未納のお知らせと　自主納付を促しています。その通知に対して事業を営む納税者から連絡があった場合には、事業における収支や納税者の世帯における家計の状況などを丁寧に聞き取り、真摯な態度で相談に応じています。　また、差押えについては、納期限内に納付している納税者との公平性を踏まえ、十分に検討を重ねたうえで状況に応じて適切に執行しています。（収税対策課）

④【回答】本市では、国保年金課と収税対策課の連携を密にして、納税者の世帯における家計の状況を十分に把握するよう聞き取りを行い、真摯な態度で相談に応じています。

資産の差押え及び換価については、納期限内に納付している納税者との公平性を踏まえ、納付可能な資産を持ちながら納付しないと判断した場合等、十分に検討を重ねたうえで処分を執行しています。（収税対策課）

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】被用者以外の方については、資金繰りなどで傷病手当金とは別の支援スキームがあることから、国・県への財政支援の要請は検討していません。また、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、傷病手当金制度は廃止されています。（国保年金課）

②【回答】新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、傷病手当金制度は廃止しましたが、厳しい財政事情や様々な就業の形態の被保険者間の公平性などの観点から、恒常的な条例改正は検討していません。（国保年金課）

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】　被保険者を代表する委員は、市の広報紙やホームページで周知を行い、被保険者の市民の方を公募により選出しています。令和4年5月の任期満了に伴い、被保険者代表5名を公募により選出しています。（国保年金課）

②【回答】　国保運営協議会では、前述のとおり、公募による被保険者代表5名を委員に選出しており、会議録についてもホームページで公開しています。また会議を傍聴することもできます。（国保年金課）

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】本市では、被保険者の健康増進を図るとともに、更なる受診率の向上を目指して、令和2年度の特定健診から本人負担を無料として実施しています。（国保年金課）

②【回答】本市では、令和2年度から、大腸がん検診、前立腺がん検診、子宮がん検診と個別乳がん検診は特定健診と同じ健診（検診）期間とし、同時受診を勧奨しています。（国保年金課）

③【回答】本市は、目標とする受診率を達成できていませんが、令和2年度の特定健診から本人負担を無料とし、各種がん健診と特定健診が同じ期間に受診できるようにするなど受診者目線での受診率向上対策に取り組んだ結果、県内でも上位の受診率となっています。目標とする受診率を達成するために、今後も受診者目線での改善策を検討してまいります。

（国保年金課）

④【回答】特定健診の結果や特定保健指導の結果等については、個人情報保護法に基づき管理しています。（国保年金課）

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和4年度末の予定残高は約34億円です。

（国保年金課）

②【回答】財政調整基金の活用方法は予算編成過程において決定されますが、現在のところそのような議論はしていません。

**◆20上尾市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【保険年金課回答】平成３０年度から国保が都道府県単位化され、埼玉県が国民健康保険の財政運営の主体となりました。市町村国保における被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差などの構造的な問題など、様々な課題を解決し国保財政の健全化を図るため、現時点では「埼玉県国民健康保険第２期運営方針」に基づき、赤字の削減・解消の取り組みを進め、収納率の向上、医療費適正化の一層の取組みを図っているところです。今後も、財政運営主体である県や、他市町村と連携を図りながら、国民健康保険制度の安定的な運営に取り組んでまいります。

**(2) 埼玉県第3期国保運営方針について**

①【保険年金課回答】「埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）」の策定については、埼玉県と市町村で構成されているワーキンググループにて地域格差を含めた議論を重ねております。令和９年度の保険税水準の準統一に向けて課題を整理し、国民健康保険制度を運用していく上で何を統一するべきか、議論が進められているところであり、今後もワーキンググループの動向を注視してまいります。

②【保険年金課回答】国民健康保険制度については、平成３０年度から財政運営主体が埼玉県となっており、法定外繰入については保険税準統一の前年である令和８年度までに解消することとされています。上尾市でも財政運営主体である県や、他市町村の意見も踏まえながら、国民健康保険制度の安定的な運営に取り組んでまいります。

③【保険年金課回答】「埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）」の策定については、埼玉県と市町村で構成されているワーキンググループにて、市町村ごとに異なる保険税水準など、令和９年度の保険税水準の準統一に向け課題を整理し、国民健康保険制度を運用していく上で何を統一するべきか、議論が進められているところであり、上尾市も県ワーキンググループの動向を注視してまいります。

④【保険年金課回答】国民健康保険税減免は、国民健康保険税条例の規定に基づき、納税者の担税力など個々の事情に応じて決定しております。また、子育て世代の負担軽減については、国において令和４年度から未就学児を対象に均等割を５割軽減する制度が創設されました。また、令和６年１月からは、被保険者を対象とした保険税の産前・産後免除が予定されていることから、今後も国の動向を注視してまいります。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【保険年金課回答】県が定めた「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、標準保険税を算定するための賦課割合は、県の所得水準に応じた設定により、応能割と応益割に按分するとしています。これにより、保険税の見直しをする際は、県が算定した標準保険税率を参考に検討してまいります。

②【保険年金課回答】子育て世代の負担軽減については、国において令和４年度から未就学児を対象に均等割を５割軽減する制度が創設されました。全国市長会からも、対象者の拡充について提言がなされていることから、その動向を注視してまいります。

③【保険年金課回答】法定外繰入金については、令和８年度までに解消することとされています。現在、行っている法定外繰入は、国民健康保険制度における支出額に対する収入不足を補うため、やむを得ず行っているものです。必要以上の法定外繰入は、法定外繰入金を原資とした決算剰余金を過度に発生させる可能性があることから、収支バランスを考慮した上で繰入額を判断しております。

④ 【保険年金課回答】基金については、国民健康保険の有している基金の残高が１００万円弱であり、当面の間は基金からの繰り入れは見込めない状況です。

**(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

① 【保険年金課回答】現在、保険税を滞納している世帯のうち、納税の催告や納税相談等にも応じていただけない場合に、特別な有効期間を定めて保険証を発行しておりますが、令和６年１０月以降は、いわゆるマイナ保険証の導入に伴い、短期保険証の発行が廃止となる見込みです。

②【保険年金課回答】納税相談の機会を確保し、個々の実情を把握することを目的に、直接、窓口で保険証を交付しております。

③【保険年金課回答】回答日現在、資格証明書は発行しておりません。

**(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【保険年金課回答】「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律」（令和５年法律第４８号）が令和５年６月９日に公布され、令和６年秋に健康保険証は廃止されることになりました。厚生労働省では、健康保険証の廃止後はマイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、医療保険各法の改定などの措置を講じ、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療を受けられるよう対応を進めているところであり、今後も動向を注視してまいります。

②【保険年金課回答】回答日現在、７５歳到達者や在留期限等の事由以外については、６か月の「短期保険証」発行しております。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

①【保険年金課回答】国民健康保険税減免は、国民健康保険税条例の規定に基づき、納税者の担税力など個々の事情に応じて決定しております。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【保険年金課回答】一部負担金の減免については、国民健康保険法第４４条、「上尾市国民健康保険に関する規則」に定められ、その取扱いについては、厚生労働省通知（「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取り扱いについて」）に基づき運用しております。

②【保険年金課回答】一部負担金の減免の申請書は、「上尾市国民健康保険に関する規則」に基づき、療養の給付を受ける者の氏名、傷病名など必要な事項をご記入いただく申請書となっております。

③【保険年金課回答】一部負担金の減免は、「上尾市国民健康保険に関する規則」に基づく審査を経て、対象と承認された場合に受けることができるものとなるため、申請は上尾市にしていただく必要があります。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【納税課回答】市税は納期限までに納付していただくことが定められております。しかし、一定の要件に該当し、市税を一時に納付することができない場合には、申請することで市税の徴収や財産の換価が猶予される制度があり、広報あげおや市ホームページでお知らせをしているところです。また、必要に応じて、生活支援課や消費生活センターなどの窓口のご案内を行っております。

②【納税課回答】国民健康保険税が納期限までに納付されなかった場合には、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書催告によって早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼びかけております。しかし、催告や納税相談の呼びかけにもかかわらず、納付や相談がなされず、または誓約を履行せずに完納の見込みがたたない場合には、地方税法や関連する法令に則り滞納処分を執行しております。

③【納税課回答】

滞納処分にあたっては、一方的な滞納処分となることがないよう、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書催告によって早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼びかけております。こうした催告や納税相談の呼びかけにもかかわらず、納付がなされないときは、地方税法や関連する法令に則り滞納処分を執行しますが、その際も対象財産については、総合的に適否を検討してまいります。

④【納税課回答】制度の趣旨に留意しつつも、国民健康保険税のみ特別対応することは検討しておりません。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

①【保険年金課回答】傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合でも、労働者が休みやすい環境

を整備することを目的に、療養中の生活保障として緊急的・特例的に支給するものとされておりますが、令和５年５月８日以降の感染については対象となりません。なお、 新型コロナウイルス 感染症流行時に、 全国市長会から国に対して、支給対象者の拡大などの要望を行っていることから、今後の動向を注視してまいります。

②【保険年金課回答】傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症関連に限って財政支援を受けられる緊急的、特例的な措置であることから、恒常的な運用は予定しておりません。また、傷病見舞金については、傷病手当金の終了に合わせ、新たに運用を開始する予定はありません。

**(10) 国保運営協議会について**

①【保険年金課回答】上尾市国民健康保険運営協議会委員のうち、「被保険者を代表する委員」の選出については地域住民の代表として、上尾市自治会連合会から推薦をいただいております。

②【保険年金課回答】上尾市国民健康保険運営協議会においては、被保険者を代表する委員を含め、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等を代表する委員で構成され、さまざまな立場の方のご意見を取り入れながら運営しております。

**(11) 保健予防事業について**

①【保険年金課回答】平成２３年度から特定健康診査の自己負担額は無料です。

②【保険年金課回答】個別がん検診に関しては、特定健診を実施している医療機関であれば、同時に受けられるよう予約時に調整いただくことで同時に受診することが可能です。

③【保険年金課回答】未受診者に対して、受診勧奨通知を年２回発送しています。

④ 【保険年金課回答】「上尾市個人情報保護条例」に基づき、適正に管理しています。

**(12) 財政調整基金について**

①【財政課回答】財政調整基金の令和４年度末残高は、53億579万8,773円となっています。

②【財政課回答】国民健康保険制度については、必要となる医療費等を賄うため、県が市町村ごとの標準保険税率を算定するなど財政運営の主体を担っており、本市においては当該標準保険税率を踏まえ税率を設定しています。そうした中で令和８年度までに法定外繰入を解消することとされており、国保税を引き下げるための財政調整基金の活用は予定しておりません。

**◆21桶川市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】一定以上の所得がある場合、被用者保険より国民健康保険税の負担が高い状況にありますが、一定の所得以下の場合は、国民健康保険税の方が被用者保険より負担が低くなるよう配慮しております。これは、国民健康保険の加入者に低所得者が多いことによるものです。ただ、所得に対する保険料の負担割合が他の被用者保険と比較して高いという状況がありますことから、定率国庫負担等、国の国民健康保険に対する負担を引き上げるよう、要望を行っているところです。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国民健康保険は、平成３０年度からの都道府県単位化により、財政の運営主体が市町村から都道府県に移行いたしました。都道府県は標準的保険料率を決定し、市町村はその標準的保険料率を参考に、実際の保険税率を決定します。そのため現在も、市町村で保険税率を決定しております。

②【回答】国民健康保険は、制度構造上財政基盤が脆弱であるため、国・県からの財政支援を多く受けて成り立っている状況ですが、近年の人口減少、一人当たり医療費の増などに伴い財源が不足し、本市では、やむを得ず法定外繰入を行っている状況です。法定外繰入は、国民健康保険に加入していない方からいただいた税金を、国民健康保険のために使うもので、負担の公平性という観点から、過度な繰り入れは非常に難しい状況です。

また、市町村独自の判断で法定外繰入を続けることは、根本的な解決にはつながりません。定率国庫負担割合の増や、法定内の繰入の範囲を増やすよう、国に要望をしているところです。

③【回答】県は、標準保険料率を設定し、この標準保険料率に統一することで「同じ国保税」とする方針ですが、ご指摘のとおり統一するラインである「標準保険料率」が、現在の国保税よりも高い状況にあります。標準保険料率の算定方法は、国が定める基準に基いており、標準保険料率が高い主な理由は、国民健康保険の加入者の医療費が高いことと、高い医療費に対する国民健康保険税の負担割合が高いことと認識しております。医療費を抑制するため、本市では保健事業等を積極的に実施しておりますが、加入者や市の取組だけでは効果は限定的です。また、国民健康保険税の負担割合を下げるためには、定率国庫負担等の国の補助割合を引き上げる必要があります。国への要望のほか、県の取組についても動向を注視し、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

④【回答】桶川市では、１８歳未満の加入者が２人以上いる世帯に対し、第２子以降の均等割を全額免除する「多子減免」を実施しております。当該減免の財源は、一般会計からの繰入れにより賄っておりますが、この繰入れは「決算補てん目的の繰入れ」とみなされ、解消すべき赤字に位置付けられております。また、国は、多子減免など市が独自基準を設けて行う減免について「保険料の減免の仕組は、相互扶助により運営される制度の理念に鑑みると、保険者が個々の事情を勘案して行うものであり、特定の対象者に、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、明確に法令違反とは言えないものの、適切ではない」と考え、市町村にその旨通知しております。以上のことから、１８歳未満の均等割の減額については、市が独自に行う「減免」ではなく、国が画一的に基準を設ける「軽減」で行うものと考えています。なお、子どもの均等割に関し、軽減対象年齢や軽減割合を拡大することについては、全国市長会において、「令和５年度国の施策及び予算に関する重点提言」に位置付けられております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険の被保険者は、被用者保険と異なり、加入世帯すべてに安定収入があるわけではないため、応能負担を増やしてしまうと、中間所得層の負担が非常に大きくなってしまいます。さらに、保険税は前年中の所得に基づいて課税されるため、会社を退職され国保に加入した方に対しては多大な保険税の負担を求めることとなり、所得割の割合を上昇させることが応能負担の原則に即するとはいいがたい状況にあります。そのような中、本市では、国民健康保険の医療給付費分では、応能率が6.5割、応益率が3.5割程度となっており、標準的な応能応益割合（５対５）と比較して、応能割合を高く設定し、低所得者に配慮しております。また、低所得者には応益負担に対して最大７割の軽減を行っております。今後もバランスを考慮しながら、運用してまいります。

②【回答】本市では、保険税における課税方式の改正による影響を緩和するため、１８歳未満が２人以上いる世帯においては、第２子目以降の均等割を減免する多子世帯減免制度を設けて、子どもに対する保険税負担の軽減を図っております。また、令和４年度から、すべての未就学児の均等割について、５割軽減を実施しております。（既に７・５・２軽減を受けている未就学児については、残りの額を更に５割軽減（例：７割軽減の方については、残りの３割を５割軽減するため、合計で８．５割軽減））

③【回答】法定外繰入は、国民健康保険に加入していない方からいただいた税金を、国民健康保険のために使うもので、負担の公平性という観点から、過度な繰り入れは非常に難しい状況であり、また、財政調整基金は財源の少ない中での活用は厳しい状況であります。なお、国の赤字削減・解消計画では、国民健康保険特別会計における収入不足に伴う決算補填目的などの法定外繰入は、削減や解消する計画を策定するよう通知されております。

④【回答】本市の国民健康保険財政調整基金の残高は、令和４年度末時点で3,100万円余りとなっており、令和５年度当初予算において全額を繰り入れている状況です。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】短期保険証については、滞納者すべてではなく、資力があるにもかかわらず納税の意思がない方など、一定の条件に該当する方に発行し、相談の機会を確保するため窓口発行を行っております。そのため、納税相談などを行っていただいている方に対しては、正規の保険証を郵送しております。

②【回答】本市では、短期保険証の発行者(一部)を除き、郵便戻り以外での窓口留置は行っておりません。

③【回答】本市では、資格証明書は発行しておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】先日、改正法案が成立したばかりで、現時点では今後の運用に関する通知が発出されておりませんことから、詳細については不明な部分が多い状況ですが、国会答弁等を参照しますと、資格確認書の職権発行等、運用面での対応を想定しているとのことです。いずれにいたしましても、すべての加入者が引き続き適正な負担割合で医療機関を受診できるよう、市としても必要な対応をしてまいります。

②【回答】　本市で発行している短期保険証の有効期限は、原則として６カ月としております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】　保険税の減免については国の基準に基づき実施していますが、納税義務者の個々の具体的な事情に基づき、担税力を著しく喪失している者に対して定めているものです。減免の拡充につきましては、他の納税義務者との均衡を失わないよう、慎重に取り扱っております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免については国の基準に基づき実施しており、一部負担金の減免を想定している対象者は、災害などによって「一時的に」医療費の支払が困難となった者となります。継続的に医療費の負担が困難な方については、生活保護などの制度を利用しないと改善の方向へは向かわず、一部負担金の減免だけではなく、その方の生活そのものに対する扶助を検討すべきと考えております。なお、埼玉県の「第３期国保運営方針」の骨子では、一部負担金の減免基準について、県内市町村で統一する予定であることが示されております。

②【回答減免申請の様式は簡便な申請書となっております。また、添付書類についても、必要最小限の書類に努め、ご案内をしているところです。

③【回答】一部負担金を減免する場合には、現在の生活状況を聞き取りながら主観的事情を考慮し判断することになり、また一方では、医療機関の会計窓口職員の事務負担増となることも踏まえ、市の窓口で手続きを行うものと考えております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】　納税者の経済状況を詳細に聞き取る等、納税者の状況に応じた丁寧な対応を行っております。

②【回答】法令順守を行い、最低生活費の保障をしております。

③【回答】　売掛金の差押は納税者の今後の収入にも影響を及ぼし、納税が困難になる恐れもあることから、慎重な対応を行っております。

④【回答】　①の回答と重複しますが、納税者の生活実態に配慮した納税相談を行う等、対応しております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】　国、県への要望の機会が限られていることから、本市では、定率国庫負担等、国の国民健康保険に対する負担増に特化して要望を行っているところです。傷病手当金につきましても、要望の機会がありましたら、積極的に実施してまいりたいと考えております。

②【回答】傷病手当金の支給は、保険者が国保財政運営に余裕がある場合などに条例等を自主的に制定することができるものとなっておりますが、国民健康保険に加入している方は様々な就業形態であること、本市は一般会計から法定外繰入で運用している財政状況であることを考慮しますと、恒常的な施策として傷病手当金を支給することは難しいものと考えております。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国保運営協議会委員の公募は行っておりませんが、様々な分野の方のご意見が伺えるよう、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員で構成されております。

②【回答】国保運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員のほかに様々な分野の方のご意見が伺えるように構成されておりますので、保険者として委員からの様々な意見を真摯に受け止め、運営するように努めています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】令和５年度から、特定健診の自己負担を無料といたしました。

②【回答】保健センターでご案内しております、大腸がん検診、前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診等は、特定健診と同時受診ができるようになっており、対象者に郵送する受診案内にも、その旨周知しております。

③【回答】本市では、特定健診を比較的受診率が高いといわれている個別健診とし、市内の各医療機関で実施しております。地区医師会と連携し、かかりつけ医で受診の声掛けをしていただくなど、受診率の向上に資する取組を例年行っているところです。また、令和５年度から、特定健診の自己負担を無料といたしました。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から延長していた受診期間につきましては、今年度も、例年９月末までとしているところを、１１月３０日までに延長しました。

④【回答】事業の実施により収集した個人情報は、桶川市個人情報保護条例の規定に基づき、個人の権利利益を尊重するとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じ、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲で保有個人情報を常に正確かつ最新なものに保つよう努めております。今後も、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理に努めてまいります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末現在高（令和５年３月３１日時点）で　１，０５７，２５４，８１７円

となっております。

②【回答】本市では、国民健康保険特別会計の財源不足を補てんするため、一般会計から繰入れを行っており、当該繰入の財源は財政調整基金を含む市税等の一般財源となっております。また、国民健康保険特別会計では、一般会計の財政調整基金とは別に、国民健康保険財政調整基金を設置しており、令和５年度当初予算において全額を繰り入れている状況です。

**◆22北本市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険は他の医療保険と比べ加入年齢層が高く、医療費水準も高いことが特徴となっています。県はこの医療費の支払いに充てられる保険給付費等の必要額を国民健康保険事業費納付金として算定し、市ではその国民健康保険事業費納付金を支払うため国民健康保険税を徴収しています。今後も、低所得者世帯に対する軽減措置を図るなど、被保険者の所得水準に見合った適正な賦課のもと、被保険者が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度の安定的な運営を図ってまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】平成３０年度の国民健康保険制度改革に伴い、市町村は県が策定する国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険の事務を実施することとなっております。

この方針の中で、保険税水準の統一が掲げられているところではございますが、最終的な税率については、市が決定することになります。

②【回答】埼玉県国民健康保険運営方針では国保財政の健全化を図るため、赤字を解消する必要があることを規定しています。

本市においてもこの方針に基づき、保険税の収納率向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化への取組、適正な保険税の設定により赤字の解消を図り、現段階では、一般会計からの法定外繰入れは行わない予定です。

③【回答】保険税につきましては、これまでも標準保険税率の算定基礎となる「国民健康保険事業納付金」について、激変緩和措置等により費用負担を軽減するよう、国に対し要望してきたところです。今後も折を見て検討してまいります。

また、地域医療提供体制の整備につきましては、県が実施する地域医療構想協議会において、議論がなされるよう求めてまいります。

④【回答】市独自の保険税の減免については、これを賄うための国・県からの補助もなく、その減額分を保険税として被保険者全体で負担することになります。このため、市独自で子どもの保険税均等割負担を当面廃止することは難しい状況となります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】地方税法では、国民健康保険税は応能割と応益割から構成されることが原則となっています。市町村の賦課割合は平均して応能割が高くなっており、北本市においても令和４年度の医療給付費分、後期高齢者支援分の賦課割合は、応能割が依然として高い状況です。

②【回答】市独自の保険税の軽減については、これを賄うための国・県からの補助もなく、その減額分を保険税として被保険者全体で負担することになります。このため、市独自で子どもの保険税均等割負担を廃止することは難しい状況となります。

③【回答】埼玉県国民健康保険運営方針では、国保財政の健全化を図るため、赤字を解消する必要があることを規定しています。本市においてもこの方針に基づき、保険税の収納率向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化への取組、適正な保険税の設定により赤字の解消を図り、安定運営が図れていることから、現段階で一般会計からの法定外繰入は行わない予定です。

④【回答】本市の国民健康保険被保険者については、今後も減少が想定されており、それに伴う保険税収入の減少も見込まれているところです。令和５年度予算についても、歳入と歳出のバランスを保つため、基金を繰り入れて予算編成を行ったところです。令和６年度以降の保険税率については、現段階で未定となっておりますが、国民健康保険事業納付金の算定結果や基金残高の推移、標準保険税率等を参考に、慎重に検討してまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】本市では、国民健康保険税を滞納している世帯主については、納税相談、納税指導等の機会を設けるため、短期被保険者証を交付しています。

②【回答】短期被保険者証につきましては、納付交渉の機会を確保するため、原則として、窓口交付としております。

③【回答】本市では資格証明書は発行しておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】「マイナ保険証」の運用に係る事務及び「資格確認書」の発行事務等につきましては、国の方針に沿って適切に対応してまいります。

なお、「資格確認書」の申請に関し、市町村裁量の範囲内において、申請の手間を軽減できる部分があれば対応してまいります。

②【回答】本市では「短期保険証」の有効期限は６カ月としています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】本市では生保基準の１．０倍相当で設定しておりますが、一方で、収入・財産等の適用要件において、車の所有の有無を除くなど、生保基準より広い適用範囲とするなどの配慮も行っております。このため、現時点において減免制度の拡充の予定はございません。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】医療費負担の減免制度については、医療費の一部負担金の減免と徴収猶予を国基準どおりに実施しており、今後も引き続き実施してまいります。

②【回答】申請内容を精査するため、添付していただく書類が多くなる場合もありますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

③【回答】申請内容について、職員が確認しなければならない事項があるほか、医療機関への協力要請も必要であることから、早急な対応が難しい状況となります。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納付が困難な場合は、納付が困難であることがわかるものを準備し、御相談いただければ、分割納付や減免等について御説明し、状況によっては関係課へ御案内いたします。

②【回答】給与や年金につきましては、差押え禁止や可能な範囲のルールに基づきまして差押えを行っております。

③【回答】督促や催告等により自主的な納付の機会を設けた上で、完納されない場合に、やむを得ず、差押えを行っております。

④【回答】滞納整理にあたっては、法令に基づき適切に対応してまいります。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】これまで傷病手当金に関しては、国の財政支援のもと、被用者を対象とした「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」を支給してきましたが、被用者以外の者への支給に関し、国や県に要望する機会がありましたら検討いたします。

②【回答】恒常的な施策として実施するためには、国の財政支援を含め、安定した財源確保の担保が必要となります。他自治体の動向などを踏まえながら、対象範囲の拡充や見舞金制度の創設の可能性について、今後研究してまいります。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】委員については、被保険者の代表、保険医又は保険薬剤師の代表、公益の代表が各４人と被用者保険の代表３人の計１５人で組織されていますが、被保険者の代表４人のうち２人については、原則公募としています。

②【回答】市民の方からご意見、ご提案をいただき、国保運営に反映させていくことを目的として委員の一部を公募としています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】自己負担額は、受益者負担の原則の観点からご負担いただいておりますが、他自治体の動向や財政状況を踏まえながら、無料化実施の可能性について研究してまいります。

②【回答】大腸がん検診、前立腺がん検診（対象者の方）は同時に受けられます。

③【回答】広報及び市ホームページへの掲載、実施医療機関等にポスターの掲示、デザインを工夫した「受診勧奨はがき」の送付、協定企業へ健診チラシの配布、事業者健診の結果提供依頼等の取組みを実施しますが、その他についても研究してまいります。

④【回答】担当職員に対し、機会あるごとに指導及び注意喚起を行い、適切かつ厳重に管理してまいります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】２０億７，３６９万８，０１６円（令和４年度末残高）です。

②【回答】財政調整基金は、経済事情の変動等による財源不足を埋めるために充てる場合や、災害によ　り生じた経費の財源に充てる場合等に活用されるものであり、国保税を引き下げる目的では活用することができません。

**◆23伊奈町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】保険医療課

国民健康保険の都道府県単位化以降、国保運営方針では、県と市町村で共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営を図っていくこととしています。町といたしましても、この方針に基づき、安心して医療にかかれる体制を維持するため、国民健康保険の安定的な運用に努めていきます。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険医療課

国保運営方針では、県と市町村で共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営を図っていくこととしています。町としても、本方針に基づき、保険税水準の統一に向け課題の解決に取り組んでいきます。

②【回答】保険医療課

国保財政の健全化を図るための取り組みは重要であると考えます。県内の統一的な方針に基づき、埼玉県とともに国民健康保険の安定的な運営に努めます。

③【回答】保険医療課

国保財政の健全化を図るための取り組みは重要であると考えます。町としても県内の統一的な方針に基づき、埼玉県とともに保険税水準の統一に向け課題の解決に取り組んでいくため、現在のところ要請の予定はありません。

【健康増進課】

地域医療提供体制の整備に関しては、埼玉県の地域保健医療計画に基づいて運用されています。

　町としましても、住み慣れた地域で必要な医療が受けられる体制は重要と考えていますので、今後、国、県の動向を注視したいと考えています。

④【回答】保険医療課

令和4年度から未就学児に係る均等割額の5割軽減を導入していますので、現在のところ、18歳までの子どもの国保税均等割を廃止する予定はありません。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】保険医療課

国民健康保険の都道府県単位化に伴い、県と市町村は共同で、国保財政の健全化に向けた統一的な方針に基づき運営することになりました。そのような状況において、当町における令和4年度の応能割（所得割）と応益割（均等割）の比率は、約67対33で従来の応能割、応益割の割合を維持し、低所得者に配慮した税率を設定しています。また、所得が一定額以下の世帯に対し、均等割の軽減割合を7･5･2割としています。国保加入者で、納付が困難な方には、税の軽減・減免制度により対応していきます。

②【回答】保険医療課

令和4年度から未就学児に係る均等割額の5割軽減を導入していますので、現在のところ、子どもの国保税均等割負担を廃止する予定はありません。

③【回答】保険医療課

県内の統一的な運営方針である「埼玉県国民健康保険運営方針」では、国保財政の健全化を図るため、市町村は法定外繰入の解消に取り組むこととしています。本方針に基づき、県と市町村は共通認識の下、今後も国民健康保険の安定的な運営を図ります。

④【回答】保険医療課

県内の統一的な運営方針である「埼玉県国民健康保険運営方針」により、国保財政の健全化を図るため、埼玉県とともに保険税水準の統一に向け課題の解決に取り組み、国民健康保険の安定的な運営を図ります。

また令和5年度予算執行後の基金残高見込みは3,898,215円となっています。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】保険医療課

郵送しています。

②【回答】保険医療課

本人の希望による窓口留置以外は行っていません。

③【回答】保険医療課

当町においては、資格証明書の発行は行っていません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①回答】保険医療課

国の動向を注視し、適切な対応をとっていきます。

②【回答】保険医療課

当町においては、有効期限は6カ月としています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください**。

①【回答】保険医療課

経済的な事情により、国民健康保険税を支払うことが困難な方には、個々の状況を伺いながら対応してきたところですが、平成30年3月に明確な基準を定めた「伊奈町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱」を策定し、同年4月より同要綱により、国民健康保険税の減免の申請・相談にも円滑に対応しています。また、国民健康保険税の減免につきましては、町ホームページ、広報等で掲載するほか、納税通知書に同封している「国保だより」にも掲載し、広く周知に努めています。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】保険医療課

経済的な事情により、窓口での一部負担金を支払うことが困難な方には、個々の状況を伺いながら対応してきたところですが、平成31年3月に明確な基準を定めた「伊奈町国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱」を策定し、同年4月より同要綱により、一部負担金の減免等の申請・相談にも円滑に対応しています。また、一部負担金の減免等につきましては、町ホームページ、広報等で掲載するほか、納税通知書に同封している「国保だより」にも掲載し、広く周知に努めています。

②【回答】保険医療課

減免の申請にあたり、使用する様式は「伊奈町国民健康保険に関する規則」により規定し

たものを使用しています。申請をされる方には、減免等に際して必要事項を記入していただ

きます。

③【回答】保険医療課

町において申請を受理した後、内容を審査、決定する必要があるため、医療機関の会計窓口で手続きをすることはできません。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】収税課

滞納者には、納税相談をとおして個々の生活状況を把握した上で、納税をしていただいています。その中で、生活困窮者につきましては、必要に応じて減免制度や生活保護の手続きを関係各課へ案内するなどの対応をしています。

②【回答】収税課

滞納処分の実施につきましては、最低限度の生活保障等を考慮した上で実施しています。

③【回答】収税課

滞納処分の実施につきましては、財産調査や納税相談をとおして、滞納者の個別の実情を把握した上で、総合的に判断し実施しています。

④【回答】収税課

生活困窮者につきましては、納税相談をとおして個々の生活状況を把握した上で、必要に応じて減免制度の案内や納税緩和措置を講じています。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】保険医療課

国・県の動向を注視し、適切な対応をとっていきます。

②【回答】保険医療課

国・県の動向を注視し、適切な対応をとっていきます。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】保険医療課

国保運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医、保険薬剤師を代表する委員、公益を代表するものの3区分から選出しています。委員の公募制につきましては、現在のところ導入予定はありません。

②【回答】保険医療課

適切な運営に努めていきます。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】保険医療課

当町における特定健康診査に係る自己負担はありません。

②【回答】保険医療課、健康増進課

当町では、町内医療機関で、ガン検診と特定検診を同時に受診することができます。

③【回答】保険医療課

受診機会を確保するため、令和5年度においても受診期間を長く設定しています。（令和5年度実施期間：令和5年6月19日から11月30日）

④【回答】保険医療課、健康増進課

伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例に則り、個人情報の保護に努めています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】企画課

1,009,611,000円

②【回答】企画課

県内の統一的な運営方針である「埼玉県国民健康保険運営方針」では、国保財政の健全化を図るため、市町村は法定外繰入の解消に取り組むこととしています。本方針に基づき、県　　　と市町村は共通認識の下、今後も国民健康保険の安定的な運営を図ります。

**◆24川越市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤となる制度ですが、被保険者の高齢化や医療の高度化等により一人当たりの医療費が年々増大する一方、被保険者の所得水準が低く、保険税の負担率が高いという構造的な問題を抱えており、医療制度間における所得や年齢構成等の格差が、依然として存在しているものと認識しております。

当市としましては、誰もが安心して医療を受けられるよう、安定的な国保事業の運営に努めるとともに、国に対しましては、国民健康保険の構造的な問題を踏まえ、国保財政基盤の強化のための財政支援の更なる拡充について、今後も継続して要望してまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険税水準の統一につきましては、県や他市町村と協議しつつ、慎重に検討してまいります。また、保険税の決定につきしては、今後も各市町村が行うこととされております。

②【回答】法定外繰入金の削減を進めていくうえで、各施策の必要性につきましては慎重に判断してまいります。

③【回答】保険税水準の統一につきましては、県や他市町村とも協議しつつ、慎重に検討してまいります。

④【回答】当市では、平成２９年度に「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画書」を、策定し、国民健康保険事業の赤字の削減に取り組んでおりますことから、財政支援を受けずに「１８歳までの子どもの均等割はなくす（当面）」ことは、困難であると考えます。なお、令和４年４月から未就学児に係る均等割の軽減措置制度が、市町村からの要望により制度化されております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険税につきましては、地方税法第７０３条の４及び川越市国民健康保険税条例第３条から第８条により、所得割額と均等割額を課することが定められております。

国が定めた「国民健康保険における納付金及び標準保険税料率の算定方法について（ガイドライン）」では、所得割額と均等割額の賦課割合は原則５:５となっています。一方、埼玉県国民健康保険運営方針では、標準保険税を算定するための賦課割合は、県の所得水準に応じた設定により応能割（所得割）賦課総額と応益割（均等割）賦課総額に按分するとしながら、実際に市町村が賦課する時に使用する賦課割合は、市町村が決定するとしております。このことにより、「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画」では、中間所得層への配慮及び後期高齢者医療制度への安定移行の観点から、当面６：４を目指すこととしております。また、後期高齢者医療制度における保険料につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条」及び「同法律施行令第１８条」にて算定基準等が定められており、被保険者誰もが平等に医療を利用する立場にあることから、被保険者が等しく負担するいわゆる応益負担としての「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担するいわゆる応能負担としての「所得割額」の合計額が保険料となっております。埼玉県においては、保険者であります埼玉県後期高齢者医療広域連合が国の算定基準を基に保険料を決めており、県内にお住まいの被保険者は、同じ算定方法で計算された保険料になるよう、統一化が図られております。

②【回答】均等割額は、加入者一人ひとりにかかる国保税の応益分であることから、子どもの均等割額を廃止することは難しいと考えております。なお、子どもの均等割につきましては、令和４年４月から未就学児に係る均等割の軽減措置制度を導入しております。また、未就学児の均等割軽減に係る対象年齢や軽減割合の拡充につきましては、全国市長会等を通して、継続的に国へ要望してまいります。

　③【回答】「埼玉県国民健康保険運営方針」におきまして、国保財政が赤字の市町村は、赤字の削減・解消に関する計画の策定が求められていたことから、当市におきましても、平成２９年度に「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画書」を策定しています。６年間の計画期間の中で想定される、年平均１５億円の一般会計からの繰入れの一部につきまして、その削減を図りたいと考えております。

一方で国は、被保険者への負担増が急激なものとならないよう、配慮も求めており、当市といたしましても、多くの方々の御意見等を参考にしながら、段階的に計画を進めてまいります。

 ④【回答】基金につきましては、平成３０年度からの国保財政運営の都道府県化により、保険給付費の支払金に不足が生じなくなることから、当市におきましては、平成29年度末をもって廃止しているところでございます。

しかしながら、当市の国民健康保険事業特別会計は、一般会計からの多額の繰入れによる運営となっております。そのため、国民健康保険の財政の健全化を図るうえで、引き続き、医療費の適正化及び収納率向上による対策とともに、保険税設定の見直しを進め、赤字を削減していく必要があるものと考えております。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】被保険者証は、特定記録郵便にて被保険者に郵送しております。しかしながら、国民健康保険税を滞納している場合、再三の文書や電話により催告を行っても理由なく接触に応じない世帯、担税力があると認められるものの納付が確認できない世帯に対しまして、初めに、原則有効期限を６箇月として短期被保険者証を交付しております。国民健康保険税を滞納しているため、短期被保険者証世帯となっている場合につきましては、原則窓口において交付しているところでございます。

②【回答】国民健康保険財政において、国民健康保険税は主要な財源のひとつでございます。国民健康保険税を滞納している場合、再三の文書や電話により催告を行っても、理由なく接触に応じない世帯及び担税力があると認められるものの納付が確認できない世帯に対しましては、原則有効期限を６箇月とした短期被保険者証を交付し、滞納者との折衝の機会を確保するための手段であるとして、窓口での交付を原則としております。なお、窓口にお越しにならず未交付状態が続く世帯につきましては、受領勧奨通知を適宜郵送しております。

③【回答】資格証明書につきましては、被保険者証の交付抑制あるいは医療の受診抑制を目的とした制度ではなく、短期被保険者証と同様に滞納者との折衝の機会を確保するための手段のひとつであると考えております。

短期被保険者証交付後、短期被保険者証の更新を含めた経過においても、なお接触の機会が確保されず、納税相談等もなく納付が確認できない世帯に対しましては、負担の公平性を確保するという観点から、資格証明書を交付せざるを得ないものと考えております。

資格証明書の交付にあたっては、川越市国民健康保険被保険者資格証明書交付対象者認定審査会において、新たに資格証明書の交付対象者となる被保険者の認定を行うとともに、個別の訪問や弁明の機会の付与に関する通知を行うなど、個々の世帯の事情を把握し、その状況に応じた適用に努めております。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

 ①【回答】令和５年６月に、被保険者証とマイナンバーカードの一体化を盛り込んだ改正マイナンバー法が成立しました。引き続き国の動向を注視するとともに、被保険者の利便性が低下することのないように務めてまいります。

 ②【回答】現状では、短期保険証の有効期限は原則６箇月としておりますが、被保険者証の廃止に伴い、保険証の有効期間という概念がなくなり短期被保険者証も廃止となる予定です。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険税の減免制度につきましては、事務取扱細則により、減免申請日以後に納期の末日が到来するものについて、減免申請日前４箇月間の世帯の合計収入の１箇月あたりの平均額が、生活保護基準額未満は６０％減免、１．０５倍未満は４０％減免、１．１０倍未満は３０％減免、１．１５倍未満は２０％減免、１．２０倍未満は１０％減免と規定しております。なお、減免の判定に際し、世帯の個別の実情を考慮し、適正、公正な運用に努めております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】医療費の一部負担金の減免につきましては、国基準では、申請する世帯の世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の収入月額の合計が、生活保護基準に１．１を乗じて得た額以下とされていたものを、１０００分の１１５５を乗じて得た額以下としました。これは、平成３０年１０月から、生活扶助基準が最大５％を限度として段階的に引き下げられることにより、一部負担金減免措置の対象となっていた方が減免対象から外されないようにするための救済措置となります。当市におきましても、国と同様の基準としております。国民健康保険法第４４条の規定の適用につきましては、今後も適切に対応してまいります。

②【回答】国民健康保険一部負担金減免申請書につきましては、川越市国民健康保険に関する規則にて定めており、制度改正等に対しましても、適時対応しております。今後も適正、公正な運用を行ってまいります。

③【回答】国民健康保険一部負担金減免申請につきましては、川越市国民健康保険に関する規則にて定めており、減免が認められるのは、震災や風水害等の災害により損害を受けたとき、干ばつや冷害等により収入が減少したとき、事業の休廃止や失業等により収入が著しく減少したときなどとなっております。

また、減免を受けようとする方の属する世帯主が市長に提出することとされておりますので、医療機関の窓口で手続きを行うことはできません。一方で、多くの方に当該制度を周知する必要があるものと考えておりますので、窓口配布のリーフレット等で周知に努めてまいります。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国民健康保険税の徴収につきましては、納期限を過ぎても納付のない場合、督促状を発送し、それでも納付いただけない方には文書等で催告を行っています。

　納税相談の際には、滞納に至った経緯や生活状況の把握に努めた上で、今後の納税計画をたてるなど丁寧な対応を心掛けています。なお、内容によりましては生活福祉課、川越市自立相談支援センター及び市民相談窓口等の福祉や生活再建の部署を案内するなど個々の市民の状況に応じた対応を行っております。

②【回答】国民健康保険税の滞納が発生した場合、督促状や催告書の発送により自主的な納付を促しておりますが、自主納付が期待できない場合には歳入の確保はもとより公平性確保等の観点から、やむを得ず差押え等の滞納処分を行う場合があります。給与が振り込まれた預貯金の差押えにつきましては、給与差押えに準じて最低生活費に配慮した額を差し押さえるなどの対応を行っております。

③【回答】自営業者の売掛金は差押えの対象となる資産でありますが、まずは納税相談等の折衝の場を設けるなどし、個々の状況に即した対応ができるよう心掛けております。

④【回答】国民健康保険税につきましては、市民税等と同様に地方税法を根拠に課税及び徴収を行う税で、滞納の発生した場合の対応につきましても他の税目と同様の対応となっております。御連絡をいただいた方や納税相談に来庁された方につきましては、滞納に至った経緯や生活実態を把握することに努め、個々の状況を考慮し今後の納税に結びつくよう対応をしておりますのでご理解賜りたいと存じます。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】被用者以外の自営業者等には、事業継続に関する各種支援制度が用意されていると認識しておりますが、国民健康保険の保険者の立場からも、国及び県へ機会を得て、個人事業主等の方々の窮状を伝えてまいります。

なお、川越市国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給につきましては、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置づけられたことに伴い、適用期間が令和５年５月７日までの感染等によるものをもって終了しております。

また、国からの財政支援につきましても、令和５年５月７日までの感染等によるものをもって終了となっております。

②【回答】国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給につきましては、感染症状がある会社員等が会社を休んで外出を控えることができる環境を整備し、感染拡大の抑制に資することを目的とした緊急的・特例的な措置でございます。健康保険等の被用者保険において制度化されている傷病手当金の支給を国民健康保険の被保険者となっている被用者、個人事業主、フリーランスの方々に対して、恒常的に行うことに関しましては、疾病に伴う収入減少の形態が多様に分かれていること、所得補填としての妥当な支給額の算出が難しい等の事情があるほか、当市の国民健康保険財政は、現在厳しい状況が続いており、その赤字解消・削減に取り組んでいるところでもございます。そのため、国からの財政支援が得られない傷病手当金支給制度を新たに設けることにつきましては、大変厳しいものと考えております。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国民健康保険運営協議会の委員の構成につきましては、国民健康保険法施行令第３条に「国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」と規定されております。当市におきましては、被保険者を代表する委員の定数を６人とし、うち２人を公募しております。

②【回答】これまでも、国民健康保険のしくみや現状について市民の皆様に御理解いただくために、広報川越や市ホームページの活用、自治会回覧等により説明の機会を設けております。また電話、メール等により市民の皆様から寄せられた御意見等につきましては、運営の参考とさせていただいております。今後につきましても、市民の皆様からの御理解が得られる国保運営を行ってまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】当市では、特定健康診査の基本的な健診項目の他、貧血検査、尿酸、血清クレアチニン、胸部エックス線の検査項目を加え、自己負担を無料にして実施しております（セットＡ）。その他、任意の追加項目といたしまして、心電図検査、眼底検査を自己負担５００円で（セットＢ）、セットＢに腹部超音波検査等の人間ドック項目を加えたセットＣを自己負担８，５００円で、受診できるようにしております。

②【回答】当市では、特定健康診査対象年齢の市民の方が受診できる個別がん検診の制度があり、がん検診と特定健診を同日受診できるよう、実施期間を６月から１月に統一しております。加えて、特定健診の受診券に同封している実施医療機関一覧にはがん検診が受診できる医療機関も掲載し、特定健康診査との同時受診を勧奨しているところでございます。

③【回答】特定健診の受診率向上対策としましては、例年、未受診者へのはがき通知による勧奨や、地区ごとの啓発、健診受診者へのインセンティブ提供などを実施してまいりました。２０２３年度はその中でも、未受診者へのはがき勧奨の方法にAIによる未受診者の傾向予測を用いた手法を取り入れ、より効果的な勧奨を実施することで、受診率の向上を図ってまいります。

④【回答】これまでも個人情報の取り扱いにつきましては、十分に留意し事務を遂行しているところですが、今後につきましても、職員一人一人が個人情報の管理に十分留意のうえ、事務を進めてまいります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】財政調整基金の令和４年度末残高は約４４億円でございます。

②【回答】国民健康保険制度は特別会計を設置し、事業の円滑な運営と経理の適正化を図っていることから、財政の年度間調整を行うことが目的の財政調整基金を国保税の引き下げに活用することは難しいと考えております。

**◆25東松山市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険法及び関係法令に則り、事業を運営してまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国民健康保険法において、市町村は都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとすると規定されていることから、埼玉県国民健康保険運営方針に沿った運営を行ってまいります。

②【回答】一般会計からの繰入については、その目的や基金残高等を勘案して、埼玉県国民健康保運営方針に照らし、必要性を判断いたします。

③【回答】安定的かつ継続的な制度運営のため、市長会等を通じ、必要な施策の推進を要望してまいります。

④【回答】特定の対象者に予め画一的な基準を設けて減免を行うことは適切ではないという考え方が国から示されていることから、現時点で実施の予定はありません。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】当市の応能割・応益割の割合は、概ね６５：３５であり、税率改定により応能割の割合を更に増やすことは、保険税水準の統一が見込まれる中では難しいものと認識しています。

②【回答】未就学児に係る均等割軽減について、全国市長会等を通じて、対象年齢の拡大や軽減割合の拡充を要望してまいります。

③【回答】埼玉県国民健康保険運営方針（第２期）において、決算補填等を目的とした法定外繰入金は削減・解消すべきものとされていることから、基金繰入により対応してまいります。

④【回答】保険税の負担軽減のため、基金繰入を実施しています。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】被保険者の税負担の公平性を保つため、国民健康保険法及び当市で定める取扱基準に則り、　対応してまいります。

②【回答】被保険者証の年次更新時において、短期被保険者証のいわゆる窓口留置は行っていません。

③【回答】現在、交付対象者はいませんが、被保険者の税負担の公平性を保つため、国民健康保険法及び当市で定める取扱基準に則り、対応してまいります。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】廃止に伴う混乱が生じないよう、全国市長会等を通じて、必要な施策の推進を要請してまいります。

②【回答】高校生世代以下の子どもがいる対象世帯については、有効期限を６カ月とした被保険者証を交付しています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険税の減免については、東松山市国民健康保険税条例第２４条の規定に基づき、適正な運用を図っています。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険の一部負担金の減免については、東松山市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱を制定し、適正に対応しています。

②【回答】制度の運用上、必要な事項を記載していただく必要があることから、現行の様式を変更する予定はありません。

③【回答】国民健康保険の一部負担金の減免申請には、申請書の他に所得や資産状況を確認するための書類等が必要であることから、市の窓口以外での手続きは難しいものと認識しています。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】何らかの事情により、納期限までに納税が困難な状況であると判断される場合には、徴収や換価を猶予する制度を案内しています。また、財産調査や納税相談等を通じて、滞納処分できる財産が無い場合や、滞納処分することにより生活を著しく窮迫させるおそれがあると判断される場合等については、その執行を停止しています。その他、必要に応じ生活保護等の相談窓口を案内するなど、他部署との連携も図っています。

②【回答】給与等の差押えは、法令上、最低生活費を踏まえ定められている「差押禁止額」を考慮の　上、実施しています。

③【回答】差し押さえる財産については、原則、生活の維持や事業の継続に与える影響が少ないものを優先して選択するよう配慮しています。

④【回答】納税相談等を通じて把握した当事者の納税資力や生活状況を勘案し、滞納処分や徴収緩和　措置の適用について判断しています。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類感染症に移行したことに伴い、被用者への傷病手当金支給に係る国の財政支援が終了していることから、対象拡大を要望する予定はありません。

②【回答】国の財政支援が既に終了しており、財源が確保されない状況での恒常的な制度化は、難しいものと認識しています。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】既に公募を行っています。

②【回答】国民健康保険運営協議会でのご意見を参考に、適正な制度運営を行ってまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】既に無料化しています。

②【回答】既に実施済みです。

③【回答】集団健診においては、感染予防対策として１５分毎に時間指定を行い、密を避け安心して受診いただける環境を整えています。また、未受診者に対して、ＡＩを活用した受診勧奨通知を送付する予定です。

④【回答】個人情報の保護に関する法律等の関係諸法令を遵守してまいります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】年度末残高は約２４億２，３００万円です。

②【回答】既に国民健康保険事業基金からの繰入を実施しているため、財政調整基金を活用する予定はありません。

**◆26坂戸市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】当市の現状といたしましては、被保険者の減少による保険税の減収、被保険者の高齢化による医療費負担の増加、また、県への納付金の支払いなど、国保財政は厳しい状況にありますが、収納率の向上や保険給付の適正化を図り、また、交付金や基金の活用など、国民健康保険の財政運営の安定化が図れるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国民健康保険制度では、都道府県が財政運営の責任主体となっていることから、保険税につきましては、県が策定した埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、対応してまいります。

②【回答】国民健康保険制度は、都道府県が財政運営の責任主体となっていることから、一般会計からの法定外繰入等につきましても、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、対応してまいります。

③【回答】埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、対応するとともに、今後の運営方針の見直しに伴う、県の動向を注視し、引き続き対応してまいりたいと考えております。

④【回答】子どもの保険税の均等割を廃止するには、国民健康保険に加入している他の被保険者に費用負担を強いることになるため、慎重に検討してまいります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】財政運営の責任主体が都道府県になっていることから、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、検討してまいります。

②【回答】保険税の子どもの均等割を廃止する場合、国民健康保険に加入している他の被保険者に費用負担を強いることになるため、慎重に検討してまいります。

③【回答】埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、対応してまいりたいと考えております。

④【回答】基金につきましては、国民健康保険の財政運営の安定化を図るため、毎年繰り入れており、引き続き、活用してまいりたいと考えております。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】原則、すべての被保険者に正規の保険証を郵送しております。しかしながら、保険税に１年以上の滞納があり、その他複数の要件を満たした世帯に限っては、短期証の発行や窓口留置を行う場合があります。

　なお、高校生以下の子どもがいる世帯には、滞納状況に関わらず、正規の保険証を郵送しております。

②【回答】保険証の窓口留置は、保険税に１年以上の滞納があり、かつ、その間全く納付のない世帯に限り、対象者との折衝機会を確保する目的で行っております。　なお、高校生以下の子どもがいる世帯には、滞納状況に関わらず、正規の保険証を郵送しております。

③【回答】資格証明書の発行は、保険税に３年以上の滞納があり、かつ、その間全く納付のなく、収納担当課とも折衝がない世帯に限って適応させております。納税相談を行っていただいた世帯には、生活状況等を伺ったうえで、適宜、短期証への切り替えを行っております。　なお、高校生以下の子どもや60歳以上の方がいる世帯には、資格証明書を発行しておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】マイナンバーカードの保険証利用につきましては、健康保険証を令和６年の秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化する法律が制定されましたが、具体的な事務手続等については、今後の国・県からの通知等に基づき、対応してまいりたいと考えております。

②【回答】当市における現在の短期保険証の有効期限は、６か月としています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保税の減免につきましては、国の通知に基づき、対応してまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】医療機関等での窓口負担の減免につきましては、国の通知に基づき、対応してまいります。

②【回答】窓口負担の減免申請は、災害時等の緊急事態を除き、世帯の生活状況、資産状況等を見極めたうえで、個々に詳しく直接説明することが重要と考えます。そのため、引き続き、丁寧に対応し、減免制度が正しく活用できるよう努めてまいります。

③【回答】個々の生活状況について、詳しく調査のうえ、判断すべきであり、一律な周知は難しい面があると考えます。そのため、個々の相談に親身に対応してまいります。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納税は基本的に納期限内での自主納付が原則でありますが、所得の状況により納期限内に納付ができない方については、納税相談をいただき、一括での納付が困難と判断される場合は分割納付の対応をさせていただいております。しかしながら、通知しても納税相談を行わない、相談で決めた納付計画を守らない、あるいは一定の資力があるにも関わらず説明もなく納期限内までに納付がない場合には、税徴収の公平性に鑑み法令に基づく滞納処分を行っております。

②【回答】給与及び社会保険制度に基づく給付の差押えについては、最低限度の生活を維持する額を原則差押禁止としており、法令で保障された差押禁止額を控除した上で執行しております。また、給与等の振込先となっていることが確認できた預貯金の差押えにつきましても準じて執行しております。

③【回答】催告書などの文書等により、期限を設けて納付及び納税相談を行うように促すとともに、売掛金に代わる財産への滞納処分についても検討を行うこととしております。

④【回答】納税相談の際には生活実態等の把握をしたうえで、税徴収の公平性に留意し、適切に対応しております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行されたことに伴い、被用者の方への国の財政支援が終了となりました。そのような状況等を踏まえ、傷病手当金の拡充についての国・県への要請につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

②【回答】傷病手当金につきましては、国の通知に基づき、実施しております。また、市町村独自の施策として実施する場合、その財源は保険税を充てることになり、結果として、被保険者の負担増につながることから、慎重に検討してまいります。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】現在、国保運営協議会委員の公募は行っておりませんが、被保険者代表につきましては、性別、地区などに偏りがない選出としております。

②【回答】国保運営協議会は、被保険者、保険医・薬剤師及び公益のそれぞれの代表者から構成されており、様々な立場から意見を聴取し、運営を行っております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健康診査は、身体診察や血液検査、尿検査等の基本検査項目について全額公費負担とし、負担の軽減を図っております。追加検査として、健診の血圧値が基準に該当し、医師が必要と認めた場合に実施する心電図検査や眼底検査と、希望により実施する心電図検査については、自己負担額を一部いただいております。

②【回答】本市では、受診者が希望される健（検）診を効率よく受診できるよう、特定健康診査を実施している坂戸市、鶴ヶ島市等のほとんどの医療機関で大腸がん検診の同時受診及び胃がん検診（胃内視鏡検査）、子宮頸がん、乳がん検診については、一部の医療機関で同時受診できるよう対応しております。　また、令和５年度から坂戸市の一部医療機関において、肺がん・結核検診を開始し、特定健康診査との同時受診ができるよう対応しております。

③【回答】本市の特定健康診査については、令和２年度受診率３５．４％（県平均３５．８％）、令和３年度３８．２％（県平均３８．２％）、令和４年度は法定報告値が確定していませんが、行政報告値で３９．１％です。令和２年度から令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しても、受診率が低い状況であることから、さらなる受診率向上の取組を行っていく必要があります。令和４年度からの取組として、特定健診の受診率向上を目指し、新たに４０歳到達者へ受診　勧奨はがきを送付したほか、例年実施している市内民間施設等への特定健康診査に関するポスターの掲示依頼について、施設数を拡大し周知しております。

④【回答】保健事業における個人情報の取り扱いにつきましては、坂戸市個人情報保護条例を遵守し、情報漏洩や不正が生じないよう万全の体制のもと、適切に管理しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】2022年度(令和4年度)末の財政調整基金現在高は、4,879,532千円です。

②【回答】財政運営の責任主体が都道府県になっていることから、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、対応してまいりたいと考えております。

**◆27鶴ヶ島市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険は病気やけがでかかった医療費の一部を、公費と加入者の保険税で負担し、支え合う制度です。

急速な高齢化と医療技術の進展により、医療費は年々増え続けており、国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。

国民健康保険制度は平成３０年度からの国民健康保険新制度において、県と市町村が共同運営する際の統一的な指針となる「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、市町村とともに国民健康保険の安定的な運営を図っております。

国民健康保険を将来にわたり維持していくために、保険税のご負担をいただきますことにご理解とご協力をお願いします。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】令和２年１２月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針」（第２期）では、保険税水準の統一について、段階を踏んで課題解決に取り組むこととしています。納付金ベースでの統一を令和６年度から実施し、収納格差以外の統一を令和９年度から実施する予定です。その後は、収納率格差が一定程度まで縮小された後に完全統一を実現する予定です。計画の達成状況等は、毎年度埼玉県国民健康保険運営推進会議等で全市町村が共有し、目標達成に向けて取り組み、引き続き県と市町村で共通認識の下、安定的な運営を図ります。「埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）」については、埼玉県国民健康保険運営協議会において審議されております。この中で保険税水準の統一の進め方は同様の考え方で進めていくこととされております。本市では県が示す納付金、またこれを賄うための保険税に対する標準保険税率に基づき、段階的に税率の改正を行ってまいります。

②【回答】「埼玉県国民健康保険運営方針」では、赤字削減・解消の取り組み、年次目標が定められており、埼玉県全体として計画的に取組むこととしています。具体的には、令和８年度までに一般会計からの法定外繰入金を解消することが示されています。そのため、本市では策定した「赤字削減・解消計画書」に基づき、段階的に法定外繰入金の解消を図ってまいります。

③【回答】「埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）」の原案では、保険税水準の統一の意義を県内の保険給付の負担を全市町村で支え合うため、小規模な市町村において高額な医療費が発生した場合においても保険税の変動を抑えることができ、更なる財政の安定化につながること。また、県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となるため、被保険者間の公平性の確保につながることとしています。当市では「埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）」の策定の基本的な考え方である財政運営の安定化を図りつつ、国保の都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進に取り組んでまいります。また、「埼玉県国民健康保険運営方針」の趣旨を踏まえ、県が示す標準保険税率の水準に向け、被保険者への影響などに留意し段階的に税率等の改正を行ってまいります。厚生労働省が示す地域医療構想では、都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、構想区域ごとの各医療機関の将来必要量を含めた地域医療構想を策定するとしています。埼玉県では、二次医療圏が１０のエリアに分かれており、それぞれの医療圏において、医療計画などを協議している「地域医療協議会」を活用するなど、地域の実態に即した医療体制の検討を進めています。当市は、川越比企区域に属しており、高齢者の増加などを背景にとして、今後も医療需要が増加すると見込まれています。また、病床機能報告による回復期の病床数は依然として不足している状況であり、新興感染症に備えた感染症病床の確保等も必要であるとの見解から、今後も既存医療機関の病床数を増やす方向で整備していくことが現実的であるとしています。この方向性により本区域の地域医療機関は、拡充されていくものと考えております。

④【回答】子どもに係る保険税の均等割額の減額措置として、令和４年度から未就学児の均等割額を軽減する措置が全国統一的に講じられました。具体的には、公費で最大５割軽減し、低所得者の７割・５割・２割軽減に該当している世帯の場合は、残る均等割額５割を軽減対象とするため、それぞれ８．５割、７．５割、６割軽減とするものです。また、多子世帯や就学時等の減額措置については、国の政策で対応すべき事案と考えておりますので、市独自の減額措置を拡大する予定はありません。なお、全国知事会及び全国市長会では、今回の減額措置が未就学児に限定されることから、対象年齢や軽減割合の拡大を引き続き検討するよう国に求めています。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険税は、地方税法により、４方式（所得割・資産割・被保険者均等割・世帯平等割）、３方式（所得割・被保険者均等割・世帯平等割）、２方式（所得割・被保険者均等割）の３つの賦課方式の中から、市町村が条例で賦課方式を定めることになっています。そのため、均等割額を設けない方式を設定することは、法令違反に当たると考えられることから、今後も法令を遵守した運営を図っていきます。なお、本市では、平成２６年度から賦課方式を応能部分としての所得割額、応益部分としての均等割額の２方式を採用しており、応能・応益割合は、概ね７対３となっています。

②【回答】子どもに係る保険税の均等割額の減額措置として、令和４年度から未就学児の均等割額を軽減する措置が全国統一的に講じられました。具体的には、公費で最大５割軽減し、低所得者の７割・５割・２割軽減に該当している世帯の場合は、残る均等割額５割を軽減対象とするため、それぞれ８．５割、７．５割、６割軽減とするものです。また、多子世帯や就学時等の減額措置については、今回の制度改正にはありませんが、今回の措置と同様に、国の政策で対応すべき事案と考えておりますので、市独自の減額措置を拡大する予定はありません。なお、全国知事会及び全国市長会では、今回の減額措置が未就学児に限定されることから、対象年齢や軽減割合の拡大を引き続き検討するよう国に求めています。

③【回答】本市では「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、段階的に法定外繰入金の解消を図っており、毎年２千万円の削減することを計画で定め、令和７年度までの解消を目指しています。

④【回答】国保の都道府県単位化により、県は県全体の医療給付費等の必要額から交付金等を差し引いた額を国が定めた算定方法で市町村に案分し、標準保険税率及び事業費納付金額を定めております。市町村は、事業費納付金を納付することで県は市町村の保険給付に要した費用を普通交付金として交付しております。 事業費納付金は国民健康保険税、法定による繰入金のほか、法定外繰入金や財政調整基金を財源として支出しております。このような中、被保険者への負担軽減をできる限り図るため、本市では財政調整基金を活用しており令和５年度は約２億６千６百万円を繰入れています。本市といたしましても、被保険者への影響を考慮しつつ急激な負担の増加とならないよう国民健康保険特別会計財政調整基金を活用しながら運営を図っております。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】本市では、保険税を滞納している世帯に対し、滞納者との接触の機会を確保する観点から、６か月の有効期間の短期被保険者証を窓口にて交付しております。また、滞納期間が長期であり、かつ滞納額が高額となる世帯については、被保険者証にかわり「資格証明書」を交付しております。いずれも、滞納者との納付相談の機会を設け、状況の確認や計画的な納税につなげ、国民健康保険税の収納確保と被保険者間の負担の公平・公正を図るために交付しているものです。

②【回答】被保険者証は、毎年、簡易書留で郵送後に保管期間経過や居所不明等により、市に差し戻された場合は、普通郵便で、窓口で受領するよう通知しており、市役所に留め置くことのないよう努めています。

③【回答】資格証明書については、税負担と給付の公平性を確保する観点から、担税能力があるにもかかわらず納税相談等に応じない滞納世帯に対して発行しています。資格証明書の発行に当たっては、機械的な運用を行うのではなく、対象者世帯の所得状況、家族構成、疾病履歴、現地調査、弁明の機会の確保等、１件ずつ確認し、特別な事情を考慮した上で発行しています。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】令和６年秋の健康保険証の廃止により、マイナンバーカードで医療機関等を受診する　ことが原則となりますが、全ての被保険者が、保険診療を受ける権利を損なうことのないよう「資格確認書」の交付方法について、現在国において検討を進めておりますので令和６年秋以降も被保険者証を発行できるよう国に要請する考えはありません。

②【回答】本市では「短期被保険者証」の有効期限を「６か月」としております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】保険税の減免は、天災その他特別な事情がある場合を除き、担税能力に着目して減免するものです。

そのため、一概に「生活保護基準の概ね１．５倍」のように、一定の枠において減免の範囲を指定することはできません。

そこで、低所得者の方に対しては、保険税の負担軽減を図るために、被保険者の世帯の総所得金額が一定額以下の場合に、条例で定める額を減額しています（いわゆる７割・５割・２割軽減）。

　　　　　今後は、都道府県単位化に伴い、県内市町村の事務の標準化等の中で推進していくことになりますので、埼玉県と市町村との協議の状況を踏まえ、適正な対応に努めてまいります。

なお、法定軽減については、これまで国において適宜必要な拡充を行ってきていますので、今後更なる軽減率の引上げが実施された場合には、適正に対応していく考えです。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免については、天災その他特別な事情がある場合において、一部負担金の支払いが困難であると認められる者に対して行われるものであるため、単に「生活保護基準の概ね１．５倍」のように一定の枠において減免の範囲を指定することはできません。

②【回答】本市での一部負担金の減免申請書については、国からの通知をもとに作成していますので変更する予定はありません。申請書記載時には、記載事項を丁寧に説明しながら応対しております。

③【回答】一部負担金の減免申請時には、本人やご家族の所得状況や生活状況などを伺いながら応対しておりますので、医療機関の会計窓口で手続きすることはできません。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】徴収事務については、各種財産調査の上、納付資力がないと判断した住民については納税緩和措置を行います。また、納税相談の中で、生活困窮状態と思われる方に対しては、生活支援を行う部署に案内しています。

多重債務などの理由で税金の納付が困難な方には、「消費生活相談」の利用を促し、生活再建に向け対応しています。

②【回答】　納税相談などの機会をとおして、自主納付を第一としております。やむを得ず滞納処分を執行する場合は、関係法令を遵守し適正に対応します。

③【回答】　納税相談などの機会をとおして、自主納付を第一としております。やむを得ず滞納処分を執行する場合は、関係法令を遵守し適正に対応します。

④【回答】　納税相談などの機会をとおして、自主納付を第一としております。やむを得ず滞納処分を執行する場合は、関係法令を遵守し適正に対応します。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】令和５年５月８日より「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等を踏まえて感染急拡大に対応するため運用していた傷病手当金の支給に係る臨時的な取扱いについては終了しております。

②【回答】傷病手当金は、疾病または負傷により業務に従事できない被用者に対して、給与を得ていた額に応じて支給するもので任意給付とされており、条例を制定して支給することは可能ですが、本市においては厳しい財政事情や様々な就業形態の被保険者間の公平性の観点から、条例を改正する予定はありません。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国保運営協議会の委員は、条例において被保険者を代表する委員４人、保険医又は薬剤師を代表する委員４人、公益を代表する委員４人の定数１２人となっており、今後も委員は、指名、推薦により選任する予定です。

②【回答】日頃よりインターネット、郵送、ファックス及び持参する方法で市民の意見をお伺いしております。

また、窓口応対の際にも市民のお話を直接伺い、国保運営の改善に努めております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】本市が実施する特定健康診査は、契約医療機関において自己負担金を支払わず、全額公費負担で受診できます。

健診項目は、国が示す「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、実施しており、全員が無料で実施できる基本的な検査（問診、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、医師の診察など）と、医師が必要と判断した場合に有料で実施する検査（心電図検査、眼底検査）があります。特定健康診査の基本的な検査は、自己負担がなく、被保険者が受診しやすくなっていますので、引き続き受診勧奨を行い、生活習慣病の早期発見、早期治療に結び付けてまいります。

②【回答】特定健診と大腸がん検診は、個別健診にて医療機関で同時に受診することができ、肺がん検診と胃がん検診（バリウム検査）を集団検診で同時に受診することができます。また、医療機関によっては、子宮頸がんや乳がん検診を同時実施できる体制を整えています。市では、引き続き、がん検診の個別化を進め、特定健診と同時実施ができる医療機関を増やせるよう体制整備に努めてまいります。

③【回答】令和３年３月に策定した「鶴ヶ島市国民健康保険事業実施計画及び第３期鶴ヶ島市特定健診等実施計画中間評価報告書」に基づき、特定健康診査受診率向上対策事業として、引き続きＡＩを活用した勧奨通知の送付、勧奨通知に二次元コードを印刷し動画による勧奨を実施するほか、新たに近隣市町の医療機関と契約を行い、受診医療機関の拡充を行っています。計画の最終年度の令和５年度の受診率の目標値を６０%とし事業を進めてまいります。

④【回答】本市では、関係法令に基づき、個人情報の適正な取り扱いを行っています。保健事業におきましても、個人情報の保護、管理には最新の注意を払い事業を実施しております。なお、人間ドック等補助金申請の際に、本人の同意を得て、受診した医療機関から結果票を送付していただき、保健事業に活用しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】国民健康保険特別会計財政調整基金の年度末残高は３億８百７万６千円となります。

②【回答】本市の国民健康保険税率を県が示す標準保険税率まで税率を引き上げた場合には被保険者に対する影響が大きくなるため、市といたしましては段階的に改正し、引き上げを行う予定です。その間の県が示す標準保険税率と市の保険税の税率との乖離を補填する財源調整として活用していきたいと考えています。

**◆28毛呂山町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】高齢化の進展等に伴い医療費の伸びが見込まれる中、国保の財政運営が大変厳しさを増していくことを踏まえ、持続可能な国保制度を堅持するため、広域化により財政運営上の多様なリスクを分散し安定化を図っております。国保の安定化を図り、国保のサービスを確保し、国民皆保険を守っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険税水準の完全な統一につきましては、現段階では確定されておりません。統一に向けて段階的に進めていき、引き続き課題解決に向けて取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

②【回答】県では、国保財政の安定的な運営のため、法定外繰入は解消していくことを目標としております。医療費適正化対策や収納対策等、必要な対策に取り組みながら健全な国保運営を推進するとともに、定率国庫負担の引上げ等について国等に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

③第３期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】国保の被保険者は、高齢者や低所得者が多く、医療費が高いといった構造的な問題を抱えているため、保険料負担率が高く、医療費に見合う税収の確保が困難な状況が続いております。保険税上昇の抑制や様々な医療ニーズに応じた対応につきまして、県へ要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

④【回答】令和４年度の改正により未就学児の均等割は２分の１に軽減されております。対象年齢を広げるためには国等の財政支援が必須であると考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】公平性の観点から、支払い能力に応じて賦課する応能分と受益に応じて等しく賦課する応益分のバランスが重要となりますが、保険税率の設定につきましては、被保険者の負担が重くならないように賦課割合を含めた税率設定は必要と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

②【回答】子どもの均等割負担の廃止につきましては、財政上厳しいと考えております。子どもの均等割負担廃止が制度化され、廃止分の税収が補填されるよう国等に要望してまいりたいと考えております。【住民課】

③【回答】埼玉県においては、令和９年度に保険税水準の準統一を実現するため、赤字以外を含めた法定外一般会計繰入金全体を解消することとしているため、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

④【回答】基金残高の状況や医療費の動向、保険税率の準統一の検討状況を踏まえて協議してまいります。【住民課】

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】被保険者の税負担の公平性、納税相談の機会を設けるため、短期証及び資格証明書を交付しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

②【回答】保険証は特定記録郵便で受取人様の郵便受箱に配達されるため、不在でも受け取ることが可能となっております。【住民課】

③【回答】資格証明書は、被保険者の税負担の公平を図るため、特別な事情がないにも関わらず、定期的な納税やご相談がない方に対してやむを得ず交付しているものです。特別な事情がある方には弁明の機会を設けて対応しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】「資格確認書」につきましては国において取扱い詳細を検討しており、まとまり次第、保険者　に示す方針となっております。国の動向を踏まえ対応を検討してまいります。【住民課】

②【回答】当町では短期証の対象世帯は3ヵ月としております。短期証の仕組みを通じて未納者との接　触の機会を増やし、自主的な納付の働きかけを行い、納税者に対する公平性を保つ必要性があると考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】財政状況に配慮して減免の範囲を検討していきたいと考えておりますが、県内保険税率の準統一に向けて減免基準が統一基準となる方向性ですので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】一部負担金の減免につきましては、当町の減免基準は生活保護基準の１．２倍となっておりますが、近隣市町の動向を踏まえ検討していきたいと考えております。県内保険税率の準統一に向けて減免基準が統一基準となる方向性ですので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

②【回答】申請書の様式は条例や規則で定めておりますが、より簡便な申請書となるよう研究してまいります。【住民課】

③【回答】申請書の提出は世帯主が行うことになっておりますので、医療機関の会計窓口での手続きは難しいと考えておりますが、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認により限度額適用認定証の提示が不要になっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】滞納者の対応につきましては、納税相談を実施し、生活状況の聞き取り調査を行い、中でも生活が困窮している滞納者には、各相談窓口を案内し、生活再建から滞納解消まで繋げることができるように努めています。滞納整理につきましては、世帯の生活状況を充分に考慮し、住民に寄り添った対応してまいります。【税務課】

②【回答】給与や年金の差押えについては、法律により差押え禁止額が定められており、基本的にはそれを超えて差押さえることはできません。最低生活費を保障するため、滞納状況、収入、財産及び家族形態等を考慮し、総合的に判断した上で、差押え可能財産がある場合に執行しています。【税務課】

③【回答】売掛金についても差押えの対象となりますが、他の差押え債権と同様、滞納状況、収入、財産及び家族形態等を考慮し、総合的に判断した上で、差押えの可否を判断しています。【税務課】

④【回答】国民健康保険は、収入の多寡にかかわらず加入しなければならず、そのことが滞納の原因の一つとなっていると考えられます。世帯ごとに生活状況は異なり、滞納理由も異なることから、納税相談を実施し、制度を理解していただくとともに、自主納付につながるように努めていきます。【税務課】

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当金は、被用者が療養のため労務に服することができないときに、生活費に充てるため賃金にかわるものとして支給するものであることから、被用者以外の被保険者は、支給対象となりません。被用者以外の方への傷病手当金の支給が財政支援の対象となるよう、県内市町村と情報共有を図り、国等に要請してまいります。【住民課】

②【回答】個人事業主、フリーランスにつきましては対象外となっておりますが、対象を拡大することや誰もが休みやすい環境を整備することは重要だと考えております。しかしながら、就業状況や収入の把握が困難であることなどから、新型コロナウイルス感染症による被用者への傷病手当金のみ財政支援の対象となっておりました。今後、対象を拡大し条例改正するためには、国等からの財政支援が不可欠となりますので、ご理解いただきたいと存じます。【住民課】

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】現在公募しておりませんが、今後委員の公募について検討してまいります。【住民課】

②【回答】協議会議事録につきましては開示請求により公開しておりますが、意見が反映されるよう研

究してまいります。【住民課】

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健診は、令和３年度から自己負担なしの無料で実施しております。【保健センター】

②【回答】特定健診とガン検診の同時受診については以前から実施しているところですが、今後もより受診しやすい環境を整えていくよう努めてまいります。【保健センター】

③【回答】受診率を向上させるため、対象者が受診しやすいように、令和３年度から特定健診は自己負担なしで無料で実施しております。また、未受診者に送付する勧奨通知を工夫し、受診率の向上につなげてまいります。【保健センター】

④【回答】健診等事業実施において、委託先と町との契約書の中で、個人情報の取り扱いについて規定しており、個人情報保護を管理しております。【保健センター】

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末の１２８，２７５，４９４円でございます。【住民課】

②【回答】基金残高の状況や医療費の動向、保険税率の準統一の検討状況を踏まえて検討してまいります。【住民課】

**◆29越生町**

**１．国民健康保険制度について**

 **(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】来秋には現行の健康保険証が廃止されるなど、国民健康保険をはじめ、健康保険全体の運用が大きく変わろうとしています。こうした中、本町においては、マイナンバーカードの保険証利用の能否にかかわらず、地域住民が安心して公平に医療を享受できるよう努めてまいります。

**(2) 埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】本町では、令和９年度の県内保険税率の準統一を見据えて、本年度に保険税率を改定しました。今後、準統一に向けて県等からの説明などの機会が設けられると考えておりますが、被保険者の過度な負担とならないよう慎重に検討を進めるとともに、必要に応じて県に要望してまいりたいと思います。

②【回答】一般会計からの法定外繰入金につきましては、国民健康保険以外の被用者保険等の被保険者との公平性を鑑みると難しいものと考えております。本町としては、埼玉県国保協議会を通じて国からのさらなる公費拡充などを引き続き要望してまいります。

③【回答】国において、都道府県が策定する運営方針の指針となる策定要領を改定し、令和６年度からの次期運営方針を保険税水準の平準化に向けた取り組みを一段と加速する期間として位置付けられました。埼玉県においては、令和９年度に収納率格差以外の項目を統一することが目標として掲げられておりますが、被保険者の急激な負担増加とならないように本町の国保財政の状況と国や県の動向を注視し、必要に応じて県に要望をしていきたいと考えております。

④【回答】少子化対策については、本町のみならず全国的に対策が迫られており、国の政策において措置を講じるべきものであると考えております。引き続き、均等割の減免措置の拡充などを要望してまいります。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】本町においては、県の示す標準保険税率を参考に保険税率を改正いたしました。応能応益の割合については、今後予定されている準統一を見据えて設定しております。

②【回答】本町においては、１８歳までの医療費の無料化や第３子以降の保育料無料化などの子育て支援施策を実施していることから、国民健康保険被保険者の子どもの均等割の廃止については考えておりません。引き続き、国に対して子どもに係る均等割の減免措置などの拡充を要望してまいります。

③【回答】町の財政も厳しいことから一般会計からの法定外繰入のさらなる増額は難しい状況です。しかしながら、保健事業などの被保険者の健康保持、増進に寄与するサービスを低下させないためにも安定した財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

④【回答】本町では、これまでも被保険者の保険税負担の軽減を目的に国民健康保険財政調整基金からの繰り入れを行ってきました。しかしながら、基金も潤沢にあるわけでもないため、今後を見据えて保険税率の改正を行なったところでございます。

**(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】本町では、保険税を納付できない特別の事情がない長期滞納者で、かつ、保険税の納付指導に応じようとしない方に限り、短期被保険者証を発行しております。被保険者間の負担の公平性を図るためには、やむを得ないものと考えております。

② 【回答】短期被保険者証の更新時には、窓口への来庁を促し、今後の納税計画などについて相談したうえで発行するようにしております。滞納者の現状を把握するとともに、納税に向けた相談の機会を設けるものですのでご理解いただきたいと思います。

③【回答】現状において、本町では資格証明書は発行しておりませんが、担税能力があるにもかかわらず納税に向けた相談にも応じない世帯に対して発行する場合があります。

**(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】来秋には健康保険証が廃止される予定ですが、資格確認書等の発行等に係る事務手続きについては国や県から示されていないところでございます。本町としては、マイナ保険証の所持にかかわらず、被保険者の皆さんがきちんと医療を受けられるように努めてまいりたいと考えております。

②【回答】本町では、更新期間を４か月で設定しております。これは、対象者の方との納税に向けた相談の機会を設けるための措置でございます。なお、高校生未満がいる世帯については、６か月を更新期間としております。

**(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】減免制度については、現行の規定の範囲内で運用しており、拡充等は考えておりません。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免については、個々の事情を考慮しながら現行の規定の範囲内で対応しており、制度の拡充などは考えておりません。

②【回答】申請書の様式は、町の規則に定めており、必要に応じて改正を検討したいと考えております。

③【回答】減免の申請に当たっては、該当する世帯の生活や資産の状況等を詳しく伺う必要がありますので、医療機関等の会計窓口での手続きは考えておりません。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】滞納者の経済状況などの個々の事情を踏まえ、住民に寄り添った対応を心がけております。また、滞納者の実情に応じて、福祉部門等の関係部署に繋げるなど、きめ細かな対応に努めてまいります。

②【回答】滞納整理については、個々の事情を十分に配慮しつつ、慎重に対応しております。また、財産の差押えにつきましては、税負担の公平性を確保するため、納める能力があるにもかかわらず、納税されない方に対し国税徴収法、地方税法に基づき滞納処分を行っております。

③【回答】他の債権差押えと同様に督促状、二度にわたる催告書、さらには差押えの予告へと段階を踏んだ十分な周知や警告をし、それでもなお反応や納税相談がない場合に実施しているものです。

④ 【回答】公正公平な税負担の観点から、他の町税と同様に個別に担税能力に応じた無理のない納税計画に基づく配慮をしております。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】本年５月８日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「５類感染症」になったことに伴い、現在、傷病手当金の支給は行っておりません。

② 【回答】傷病手当金については、任意給付となっております。本町の国保財政の現状を踏まえると恒常的な施策として支給することは難しいと考えております。

**(10) 国保運営協議会について**

① 【回答】国保運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医等を代表する委員、公益を代表する委員をそれぞれ３名選出しております。公募につきましては、他の市町村の例などを参考に検討したいと考えております。

②【回答】住民の意見を十分反映できるよう取り組んでまいります。

**(11) 保健予防事業について**

① 【回答】本町では特定健診の自己負担額については無料となっております。

② 【回答】がん検診と特定健診との同時実施につきましては、令和４年度は、集団検診において、胸部検診（肺がん検診）と前立腺がん検診をセットで受けられるようにいたしました。令和５年度は、集団検診において、胸部検診（肺がん検診）・胃がん検診・前立腺がん検診をセットで受けられる日と、胸部検診（肺がん検診）・胃がん検診・前立腺がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診をセットで受けられる日を設定いたしました。

③ 【回答】本年度は、町の広報紙やホームページを活用して特定健診の重要性等を発信するとともに、総合検(健)診として各種検診と健康診査を同日に実施するなどの取り組みを進めてまいります。

④【回答】個人情報の取り扱いに際しては、適切な管理を行うとともに、外部への流出防止に努めてまいります。

**(12) 財政調整基金について**

①【回答】本町の財政調整基金残高は、７４８，５９０千円でございます。 また、国民健康保険財政調整基金残高は、７８，５４２千円でございます。

② 【回答】本町では、国民健康保険財政調整基金を活用して、被保険者の保険税負担の軽減を図ってまい りました。今後も、基金の活用を検討してまいります。

**◆30滑川町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】令和元年度の医療保険の運営財源に占める保険料（税）・公費の割合はそれぞれ、国民健康保険で23.3％・40.8％、協会けんぽで87.4％・12.6％、組合健保で98.6％・1.4％となっています。また、低所得の方への負担軽減のため、所得に応じて国民健康保険税均等割の７・５・２割軽減を行っております。被保険者の高齢化、社会保険適用拡大による被保険者数の減少、１人当たり医療費の増加傾向等、年々厳しさを増す国保財政運営ですが、今後も健全財政を維持し、国民皆保険制度を守ってまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】同方針の「保険税水準の統一に対する考え方」として、「保険税水準の統一により被保険者の負担が大きく変動する場合がある」ことや、「県内全ての市町村が同一水準の被保険者サービスの提供に取り組む必要がある」ことなどの課題を踏まえ、「直ちに保険税水準を統一することはせずに、段階を踏んで課題解決に取り組んでいく」としています。このため、これらの課題を解消しつつ、保険税水準統一の検討が進められていくと解釈しております。また、町で決定している現行の保険税率では納付金算定上の「標準保険料率の算定に必要な保険料総額」を満たす国保税収とならず、国保財政運営は非常に厳しいものとなっております。

②【回答】現在滑川町では、国県の方針に従い、法定外繰入を行わずに国保財政を運営しています。しかし、近年は一人当たり医療費も増加傾向にある一方で、今後国の財政支援（保険税負担の激変緩和措置）も縮小されていきます。

このような状況下では、法定外繰入も必須の財源とならざるを得ないと捉えております。

③【回答】令和９年度からの保険税水準の準統一、そしてその後に完全統一がなされる方針ですが、標準的な住民負担の「見える化」や将来的な保険税水準の統一を図る観点から、「市町村ごとの標準保険税率」が定められています。これは、財政運営の責任主体である県が算定する率で、現状はこの率からは大きくかけ離れて低い所得割率・均等割額により課税を行っていて、町の国保財政は年々厳しいものとなっております。標準保険税率と同等の課税を行っていくことで、ようやく収支バランスの取れた国保財政運営が行えるようになると考えています。

④【回答】子育て支援として幼稚園から中学生までの給食費の無償化、高校終了時までの医療費が無料化となっており、児童・生徒に対する支援は手厚くなっています。また、令和４年度から未就学児の均等割は半額とする改正を行っております。このことから子どもの均等割負担の廃止は考えておりません。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】平成30年度税率改正により、7割軽減、5割軽減、2割軽減と均等割額の減額幅の拡大、令和５年度には5割軽減と2割軽減の判定基準額の見直しを行う予定のため、応益負担の負担軽減に配慮しております。

②【回答】子育て支援として幼稚園から中学生までの給食費の無償化、高校終了時までの医療費が無料化となっており、児童・生徒に対する支援は手厚くなっています。また、令和４年度から未就学児の均等割は半額とする改正を行っております。このことから子どもの均等割負担の廃止は考えておりません。

③【回答】国民健康保険は平成30年度の制度改正により保険者は市町村と都道府県（埼玉県）との共同保険者となったことにより財政運営の責任主体は埼玉県へと変わり、国民健康保険事業費の財政基盤となる保険税のほか国・県・町からの基盤安定繰入金（法定繰入）で事業運営を賄うこととなりました。

県内の市町村国保では、財政運営が逼迫する保険者が一般会計からの法定外繰入を実施しており実質的な収支は赤字が続いております。そこで国では多額の財政支援（保険税負担の激変緩和措置）を行ないました。

本町においても平成30年度の制度改正に合わせ税の賦課方式、税率変更を行ない財政健全化を図りました。よって埼玉県国保運営方針で定めた赤字解消・削減の取組に従い、本町では一般会計からの法定外繰入れは行なっておりません。

④【回答】現状では基金繰入れと保険税増税を同時に行う予定はありません。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、令和２・３年度は、すべての被保険者（在留期限切れの外国人は除く）に通常の被保険者証を発行しましたが、令和４年度には、主に６カ月間の短期証の発行を行いました。令和５年度についても、町の短期被保険者証交付要領に基づき、短期証の発行を行う予定です。資格証・短期証でも給付制限は一切ないので、受療権が損なわれることはないと解釈しております。

②【回答】令和４年度は短期証発行を窓口交付とし、来庁のうえ納税相談後に保険証を交付しました。窓口留置とならないよう、滞納者への納税相談の勧奨を一層進めてまいりたいと考えております。

③【回答】近年は発行しておりませんし、令和５年度も発行の予定はありません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】経過措置により、令和７年12月まで有効の被保険者証の発行は可能となっております。また、厚労省においても施設が管理できるようにするマニュアルの作成を行うとのことです。この件についても、今後どういった内容で示されるのか動向を注視していきたいと考えております。

②【回答】令和５年度についても、令和４年度同様、６カ月の短期証を主として発行を行う予定です。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】減免制度拡充の考えはありませんが、病気の治療が中断することのないように福祉部門等と連携をはかり、生活困窮者等個々の事情に寄り添いながら相談を行っています。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】滑川町の規則・要綱にもとづき対応することとしております。また、被保険者の方々の事情も考慮し、福祉部局と連携しながら対応しております。

②【回答】申請者の生活状況を把握するため、世帯状況や収入等を申告していただく必要があります。ご不明な点がある場合は、記載方法等ご案内しております。

③【回答】申請者の生活状況の把握や、世帯状況、収入等の確認をさせていただく必要があるため役場での手続きをお願いしています。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】適切に運用して納得のいく納税計画を立て、相談に応じております。滞納処分については督促・催告を期別に行っております。相談のあった方については、分納という方法もとっております。相談のない方については、預金や給与の差押えを行っています。また、財産のない方や差押え禁止額以下の方は執行停止や不納欠損を行っています。なお福祉部門の生活困窮者自立支援制度の案内を行っています。

②【回答】給与の差押禁止額の計算を行い、法律に基づいて滞納処分を執行します。

③【回答】売掛金の差押えは行っておりません。

④【回答】生活実態に基づき分割納付の相談等を行っておりますが、住民税や固定資産税と異なる特別な対応ではありません。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】支給対象者については同じ国民健康保険加入者でありながら、該当しない方が確かに出ることになります。国民健康保険は、協会けんぽや組合健保など社会保険

に加入できない方が最後の砦として様々な職業、業種の方が加入する保険であるとの特色があります。今回の傷病手当金についても社会保険の加入者には既に制度としてありましたが、国保加入者には今回の新型コロナの感染拡大防止のため緊急的、特例的な措置として追加されています。

傷病手当金については上位法である健康保険法第99条にうたわれていますが（今回の改正の16条の部分）その中で、給付金の算定に必要な勤務状況、直近3か月の支払い額など事業主の証明が必要になります。また、保険者が支給した

金額は事業主から本来は徴収するという規定もあります。そういった理由から事業主等が支給対象者には含まれない可能性があります。支給する対象者の拡大については国県や近隣市町村の状況を見ながら、健康保険としてできる対応をしてまいりたいと考えています。

②【回答】国の基準に基づいて傷病手当金を支給できるよう、条例改正を行ない、令和５年５月７日までの感染に対して支給継続しています。今後も国の財政措置や近隣自治体の動向等を把握しながら、傷病手当金の支給にあたってまいります。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】運営協議会委員は、滑川町国民健康保険条例に基づき適正に委嘱していきます。現状では委員の公募制は考えておりません。

②【回答】国保を運営する上で、幅広く意見を取り入れることは重要であると理解しております。まずは、代表機関である国保運営協議会の委員の意見を反映するとともに国保事業の安定化を図ってまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】今後、検討してまいります。

②【回答】集団健診においては大腸、肺、前立腺がんを同時実施しております。今後、保健部門と連携し検討していきます。

③【回答】「令和５年度 市町村国保ヘルスアップ事業計画」に基づき、対象者を抽出し、郵送で受診勧奨を行います。

④　個人情報の管理に留意してください。

【回答】個人情報保護関連例規に基づき、適切に管理してまいります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和３年度末一般会計財政調整基金850,694,552円、国民健康保険特別会計財政

調整基金40,015,671円です。

②【回答】財政調整基金は、緊急の支出増に対応するために活用するもので、経常的な事業のために取り崩しを続ける性質のものではないと認識しております。また、基金を取り崩して保険税減免のため一般会計から繰入を行った場合、赤字補てん法定外繰入と見なされるため、繰入には慎重な検討が必要であると考えて

います。

**◆31嵐山町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】制度創設時から国保事業の健全な運営の確保に努めてまいりましたが、被保険者の減少と高齢化、無職者や非正規雇用者といった低所得者が増加、また一人当たりの医療費の増加といった加入者の状況の大きな変化により国保財政の現状は大変厳しい状況です。埼玉県が財政主体になった現在、本町は県の方針や指導に基づき、医療費の適正化や収納率の向上を目指し、引き続き取り組んでまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】本町におきましては、財政責任主体となった埼玉県の方針に基づき、医療費の適正化や収納率の向上に取組み、健全な国保財政の運営ができるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

②【回答】令和３年度より一般会計繰入金の法定外繰入金を行っておりませんので、今後も埼玉県の運営方針に基づき、適切な対応に努めてまいります。

③【回答】第３期国保運営方針で県は、収納率向上の取組支援と医療費適正化の取組促進、また赤字削減、解消の取組を市町村と共に取り組むと言っております。本町も共通認識の下、国民健康保険の安定な運営を埼玉県と共に取り組んでまいります。

④【回答】子どもの均等割負担の廃止または軽減等の減免制度については、町独自として令和３年度より１８歳以下の子どもが３人以上いる世帯の第３子以降の子どもの均等割の全額減免を実施しております。また、令和４年度より未就学児の均等割りの軽減を実施しております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】政令等で示されている標準保険税率の「応能・応益割合は５０：５０」ですが、令和４年度当初における本町の割合は、応能割が５９.２２％、応益割が４０.７８％と引き続き応能負担割合が高くなっており、低所得者に配慮した賦課割合となっております。今後、税率改正等を行う際は、賦課割合についても十分考慮してまいります。

②【回答】子どもの均等割負担の廃止または軽減等の減免制度については、町独自として令和３年度より１８歳以下の子どもが３人以上いる世帯の第３子以降の子どもの均等割の全額減免を実施しております。また、令和４年度より未就学児の均等割りの軽減を実施しております。

③【回答】本町におきましては、令和３年度から財政責任主体となった埼玉県の方針に基づき、一般会計繰入金の法定外繰入金を行っておりません。健全な国保財政の運営ができるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

④【回答】本町におきましては、国保財政の運営の中で、毎年財政調整基金を繰り入れて対応し、税率を上げることなくやってまいりました。しかし、現在基金残高を見まして、来年度予算の積算が難しい状況です。近隣を見ましても多くの市町村が税率の見直しを行っております。本町におきましても準統一に向け急激に税率を上げないためにも税率の改正を検討してまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】保険証の発行につきましては、税負担の公平性を保つという観点から、その趣旨に則り、対象者の皆様に対して丁寧に対応し、通常の保険証を所持することができるよう、個々の実情に即した納税相談を行っております。

②【回答】交付すべき保険証につきましては、簡易書留により各被保険者世帯に発送しておりますが、そのような中でどうしても受け取りができない被保険者の方もいらっしゃいます。そのような場合にも、定期的に保険証を受領していただくよう文書等によりご案内しております。今後もすべての被保険者の皆様に保険証をお届けできるように努めてまいります。

③【回答】資格証明書の発行につきましては、税負担の公平性を保つという観点から制度化されており、町ではその趣旨に則り、資格証明書切り替えの時点における窓口来庁時などをはじめとして、対象者の皆様に対して丁寧に対応し、通常の保険証を所持することができるよう、個々の実情に即した納税相談を行っております。今後も担当部門と協力しながら、制度の運用に対して適切な対応に努めてまいります。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】現行のままでは、障害者や介護の必要な高齢者等不利益を被る恐れがあるため、保険診療が受けられない方を出さないよう国の政策や対応を注視してまいります。

②【回答】短期保険証は被保険者間の負担の公平を図るため、制度化されており、納付すべき保険税額により６カ月、３カ月、１カ月と交付並びに保険給付の一時差し止めを行うものです。町ではその趣旨に則り、窓口来庁時などをはじめとして、対象者の皆様に対して丁寧に対応し、通常の保険証を所持することができるよう、個々の実情に即した納税相談を行っております。今後も担当部門と協力しながら、制度の運用に対して適切な対応に努めてまいります。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】保険税申請減免の基準拡充については、国保財政の状況を勘案し検討してまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】国保税の減免制度の拡充につきましては、令和３年度より新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免について実施しております。保険税申請減免の基準拡充については、国保財政の状況を勘案し検討してまいります。

②【回答】各種申請方法におけるその簡便さについては、行政職員と住民の方との意識の違いが存在すると思われます。減免の申請にかかわらず、各種申請又は届出等を行う際には、住民の皆様が分かりやすく手続きできるよう、丁寧に説明・周知等を図っていくよう努めます。

③【回答】医療機関に減免申請書を設置することは、医療機関に対して大変な負担を求めることとなるため、住民の皆様が分かりやすく手続きできるよう、丁寧に説明・周知等を図っていくよう努めます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】滞納者に対しては、納税相談により本人や家族から収入および生活費等の支出状況を聞き取り、本人等の意向も伺いながら個別に判断し相談者の実状に合った対応を心がけております。その結果、納付能力があるにも関わらず、未納の方については差押え等の滞納処分を行っておりますが、納付能力がないと判断した方については滞納処分の停止を行い、強制的な取り立てはしておりません。

また、納税相談等で生活困窮が疑われる事案については、生活支援部署への相談を推奨しております。

②【回答】本町では、納税相談や財産調査により状況を把握し、納付能力があるにも関わらず未納の方については差押え等の滞納処分を行っております。給与差押による取り立ては法律に基づく差押禁止額の規定に則って行い、給与以外の債権についても同様に生活費を除いた額を取り立てております。

③【回答】本町では、納付期限までに納付されない方については督促状、催告書等で納付を促します。納税相談の機会も設けておりますがそれでも納付がない方については、財産調査を並行して行います。その結果、事業費等の振込口座の確認が取れれば、まず預金差押えを行います。預金差押にあたっては給与の差押禁止額の規定に則り行います。預金からの差押えで取り立てが不可能な場合は、最終的な手段として売掛金の差押を行います。事業の継続を脅かすことも重々承知しておりますので、納税相談の機会も十分に設け、慎重に対応し一方的な差押えは行っておりません。

④【回答】国民健康保険税の差押え等の滞納処分は「国税徴収法における滞納処分の例によること」とされており、他の諸税と同様の扱いとしております。しかしながら、すべての町税において納税相談による本人からの聴き取り及び財産調査等で生活状況を客観的に判断し滞納整理を進めておりますので、特別な対応はしておりませんが当事者の生活実態に配慮した対応をとっております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】現時点において、町独自の支援・要望等は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

②【回答】現時点において、町独自の支援・要望等は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】本町の国民健康保険運営協議会委員の選任にあたり、現在公募は行っておりません。しかしながら、条例の定めにより、被保険者代表3名、保険医又は保険薬剤師代表3名、公益代表3名と定められており、現在その区分に従って適切な方を選任しております。今後も選任の方法等、開かれた協議会を念頭に様々な方法を検討して参りたいと考えております。

②【回答】本町におきましては、協議会に関する情報を町ホームページに可能な限り掲載して周知を図っております。今後も、協議会運営の改善に向けて努めてまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】令和元年度より、40歳から55歳の方は無料で受診できます。それ以外の方は自己負担500円で気軽に受診できるようになっております。

②【回答】がん検診・特定健診の同時受診については医療機関によって健診項目が異なりますが、特定健診が受診できる86医療機関のうち、36医療機関においてがん検診を実施しております。

③【回答】未受診者を対象に勧奨通知の発送を予定しております。

④【回答】実施事業において、嵐山町個人情報保護条例に基づき適正に管理しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末の残高は、８億３，０６５千円です。

②【回答】本町の財政調整基金の残高は、埼玉県内の町村のなかでも低位にあり、今後の、高齢化等による財政需要を考えた場合、現在のところ、財政調整基金の活用については、難しい状況です。

**◆32小川町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険は、事業の健全な運営のための都道府県単位化が行われ、将来において段階的に保険税水準を統一することが目標とされているところであります。この保険税水準の統一は、県内の保険給付の負担を全市町村で支え合い小規模な保険者を含めた財政の安定化を図ること、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税であるという被保険者間の公平性の確保を図ることにつながります。当町においては、低所得者層、中間所得者層における負担の軽減を図るために、賦課方式・賦課限度額・保険税の法定軽減等を政令どおりに行っています。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】埼玉県第３期国保運営方針は国民健康保険の都道府県化という今般の制度改革の趣旨を鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、保険税水準の県内統一を目指すものであり、今後のワーキンググループでの協議等を注視していきます。

②【回答】保険税水準の統一（準統一）を実現するためには、赤字削減・解消計画の対象赤字だけでなく、法定外繰入れそのものを解消していくことが必要です。そのため、新たに保険税水準統一の目標年度を設定した第２期国保運営方針を策定したことも踏まえ、今後の国保の安定的な財政運営に向けて引き続き取り組んでいきます。

③【回答】第３期国保運営方針は策定において議論が重ねられているところですが、保険税水準の統一の前提として負担と受益の公平性を掲げています。また、課題の解決に取り組むため、保険税水準の統一は段階に分けて進めていくこととされています。構造的な問題を抱える国民健康保険の財政基盤の拡充・強化のため、国に対し、財政支援の更なる拡充を図るよう要望しているところです。

④【回答】対象者や減額幅の拡充等の課題につきましては、引き続き国の動向を注視してまいります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】当町では、平成３０年度から課税区分を２方式とし、均等割額の引き下げと同時に５割・２割軽減対象世帯の拡大を行いました。今後も低所得者世帯へ配慮し、住民の負担能力に応じた適正な国保税としてまいります。なお、当町の令和５年当初予算（医療分）は、応能割58.05％、応益割41.95％です。

②【回答】子どもの均等割負担につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、当町でも条例を改正し対応しております。　なお、対象者や減額幅の拡充等の課題につきましては、引き続き国の動向に注視してまいります。

③【回答】一般会計からの繰入れにつきましては、赤字解消、削減の取組により、法定外繰入れは行っておりませんが、総務省から示された繰出基準に基づき、適正な繰入れを行っています。

④【回答】小川町では年度当初において、国民健康保険特別会計財政調整基金からの繰入れを行うことによる予算編成を毎年行っており、平成３０年度からの国民健康保険の都道府県単位化の時点における２方式への改正以来、税率の改正は行っておりません。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国保の資格証明書は、滞納者対策として税負担の公平性を保つために交付しているもので、国民健康保険法に基づき行っております。

②【回答】窓口へ来庁していただくことで、状況の聞き取りや申告相談・納税相談に繋がり、納付の機会を作ることができると考えています。

③【回答】資格証明書は、「小川町国民健康保険被保険者資格証明書等交付対象者認定審査会」において、対象者の収入状況、家族構成、納税意識等を考慮の上、認定し交付しています。対象者は、特別の事情がないにもかかわらず、納められるのに納めない場合や納税相談に応じようとせず、全く接触できない場合などで、税負担の公平性を確保するという観点からも、資格証明書の交付を国民健康保険法に基づき行ってまいります。なお、令和４年度、令和５年度において資格証明書は発行しておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】マイナンバー法等の一部改正法の施行日は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、マイナンバーカードの保険証利用、資格確認書の発行、健康保険証の廃止等については、国において議論が重ねられております。マイナンバーカード自体の課題が多方面において残る中で、各自治体における事務処理上の課題・問題が発生することも想定されますが、現時点においては国の議論の方向性が定まるまで見守りたいと考えます。

②【回答】小川町では、小川町国民健康保険短期被保険者証交付要綱により、「短期保険証」の有効期間を６か月として交付しております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】対象者や減額幅の拡充等の課題につきましては、引き続き国の動向を注視してまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免につきましては、小川町国民健康保険に関する規則により、減免を受けられる者の要件のほか、個々の世帯の生活実態等の状況など総合的に判断して適切な対応をしております。

②【回答】一部負担金の減免について適切な認定をするため、必要な申請書の提出をお願いしています。

③【回答】減免の決定については、個々の世帯の生活実態等の状況など総合的に判断し、保険者が行っておりますので、役場窓口での申請をお願いしております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納税相談の中で、滞納者（世帯）の生活状況の実態を把握し、納税方法の説明や生活支援が必要と思われる場合には、関係課へ案内するなどの対応しております。

②【回答】法令を遵守し個々の生活状況や実態等を十分に把握したうえで、適切な対応をしていきます。

③【回答】法令を遵守し個々の生活状況や実態等を十分に把握したうえで、適切な対応をしていきます。

④【回答】法令を遵守し個々の生活状況や実態等を十分に把握したうえで、適切な対応をしていきます。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当金の支給については、保険者に保険財政上余裕がある場合などに、条例の定めるところにより支給できるとされています。したがって、国の財政支援により、令和５年度も５月７日までの期間を適用日とし、支給を行います。

②【回答】財政が脆弱な国民健康保険では制度上、国の財政支援を超えた給付を行えず、コロナに対する傷病手当金の支給については臨時特例措置であることから、恒常的な施策として改正を行う考えはありません。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国保運営協議会委員のうち、第１号委員として、被保険者を代表する委員（住民３名）を、各地区代表として、自薦、他薦で選任しております。委員の選出につきましては、全体のバランスを考慮し、広い範囲から選出できるよう検討してまいります。

②【回答】小川町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会長が国保運営協議会に諮って公開を決定した場合は、傍聴が可能です。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健康診査につきましては、一人当たり13,551円の費用がかかり、その内1000円を自己負担していただいております。本人負担無料につきましては、受益者負担の原則から無料にすることは考えておりません。

②【回答】個別がん検診（医療機関で個別で受けられるがん検診）として子宮頸がん検診に加え、令和2年度より、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診についても個別検診を実施しております。個別がん検診と特定健康診査の同時受診は可能です。但し、医療機関により診療時間や受付状況等により同時に受けられない場合もございます。

③【回答】特定健康診査につきましては、町民一人一人の健康維持のためにとても重要と考えております。受診勧奨ポスターの掲示、のぼりの庁舎等の設置、電話等による受診勧奨に加え、町職員・医療機関職員の受診啓発ポロシャツの着用、広報・ホームページ・回覧等による特定健康診査についての情報掲載し周知しております。また、９月末頃に未受診者に個別に受診勧奨のためのはがきを郵送し、受診率向上を図っております。

④個人情報の管理につきましては、受診券等の注意事項に個人情報の取り扱いについて記載し、受診者の同意をいただいております。また、各種検（健）診で取得した個人情報についても「小川町個人情報保護条例」に従い、適正な管理を行うとともに個人情報の保護に努めております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度当初で、386,943,285円です。

②【回答】小川町では年度当初において、国民健康保険特別会計財政調整基金からの繰入れを行うことによる予算編成を毎年行っております。

**◆33川島町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民皆保険制度は国の基本です。誰もが安心して医療にかかることができる体制を継続するためにも、応能応益に応じた国保税の負担を基準として、国保財政の安定化を図り、国民健康保険制度の維持に取り組んでまいります。【健康福祉課】

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】現在、埼玉県では市町村も参加して第3期国保運営方針について検討を行っております。令和9年度の保険税水準の統一についても、継続した検討を行っているとことです。今後に向け、県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

②【回答】国保会計の都道府県化に伴い、市町村財政の健全化が求められ、決算補填目的の法定外繰入については、解消するように埼玉県国保運営方針にも示されております。そのため赤字市町村は、赤字発生要因を分析した上で、赤字削減・解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化の取組、適正な保険税率の設定等により、赤字の削減・解消を図り、県が支援する体制をとっております。あわせて、国・県からは保険税の軽減分に対し繰入金を設け、保健基盤の安定化を図っております。

【健康福祉課】

③【回答】現時点では、保険税水準の準統一に向け検討を行っているところです。今後に向け、県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

④【回答】国による未就学児の保険料均等割額の減免措置が導入されましたが、子どもの均等割負担については、保険制度の公平性と子育て支援の観点から、国レベルで検討されるべきものであると考えます。また、独自基準による減免については、一般会計からの繰り入れができません。国保財政が厳しい中、健全な運営を行うためにも、国や県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

【回答】国による未就学児の保険税均等割額の減免措置が導入されましたが、子どもの均等割負担については、保険制度の公平性と子育て支援の観点から、国レベルで検討されるべきものであることから、国や県の動向を注視してまいります。【税務課】

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】令和３年度に保険税の見直しを行い、均等割を一人当たり3,200円の引き下げを行いました。かつ、低所得者のかたには、平成28年度からは応益割部分における保険税軽減率を拡充しております。【健康福祉課】

②【回答】国による未就学児の保険料均等割額の減免措置が導入されましたが、子どもの均等割負担については、保険制度の公平性と子育て支援の観点から、国レベルで検討されるべきものであると考えます。国保財政が厳しい中、健全な運営を行うためにも、国や県の動向を注視してまいります。【健康福祉課】

【回答】保険税は、被保険者間の負担の公平性を図る観点から「応能割」と「応益割」のバランスを考慮し決定しております。また、保険税は保険給付の財源となるものであることから、一部世帯のみに過度な負担が生じることの無いよう、税としての公平性を保つことのできる税率を検討してまいります。【税務課】

③【回答】国保会計の都道府県化に伴い、市町村財政の健全化が求められ、決算補填目的の法定外繰入については、解消するように埼玉県国保運営方針にも示されております。法定外の繰入については、現状、保険税で賄えているため０円としたものです。ただし、不足する場合は基金繰入を予定します。【健康福祉課】

④【回答】国保財政が厳しい中、健全な運営と被保険者の負担を勘案し、保険税の税額については検討を重ねてまいります。【健康福祉課】

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】町では、特別な事情がないのにもかかわらず過年度分の国民健康保険税の滞納がある方で、納付相談により取り決めた保険税納付方法を全く履行しない方については、国民健康保険被保険者資格証明書を交付することになっています。しかし、本年度の一斉更新においては、すべての方に正規の保険証を交付しております。【健康福祉課】

②【回答】基本的には、窓口留置は行っておりません。【健康福祉課】

③【回答】町では、特別な事情がないのにもかかわらず税を滞納している方で、納付相談等に一向に応じようとしない方、または納付相談により取り決めた保険税納付方法を全く履行しない方については、国民健康保険被保険者資格証明書を交付することとなっていますが、本年度については交付しておりません。【健康福祉課】

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】マイナンバー保険証の開始及び従来の被保険者証の発行については、全国での実施となるため、大きな混乱が出ないよう事務処理を行うとともに、国の動向にも注視してまいります。

②【回答】町では、特別な事情がないのにもかかわらず税を滞納している方で、納付相談等に一向に応じようとしない方、または納付相談により取り決めた保険税納付方法を全く履行しない方については、短期保険証の交付することとなっていますが、本年度については交付しておりません。【健康福祉課】

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】応益割部分に適用される保険税軽減率を「７・５・２割」を実施し、低所得者世帯に対する支援を行っており、基準の設定は現在考えておりません。【健康福祉課】

【回答】保険税の減免申請の基準は、川島町国民健康保険税条例及び要綱に基づき判断しております。国民健康保険税条例第２４条に基づき、災害等により生活が著しく困難となった方、貧困により生活のために公私の援助を受ける方などが減免対象となります。【税務課】

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険法第44条の規定を受けて「川島町国民健康保険に関する規則」第12条（一部負担金の減免又は徴収猶予）及び第13条（一部負担金の減免又は徴収猶予の申請）で規定しています。【健康福祉課】

②【回答】検討いたします。【健康福祉課】

③【回答】多忙な医療機関に減免申請書の受け付けを依頼することは、困難と考えます。【健康福祉課】

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国保税の徴収については、納税相談や財産調査の実施により、生活状況等の把握に努め、個々の実情に応じて、徴収猶予の説明や生活保護担当への案内を行っております。【税務課】

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】県・国へ要望いたします。【健康福祉課】

②【回答】国民健康保険の傷病手当制度については、新型コロナウイルスに感染するなどした被用者である被保険者に対して支給するために、令和２年に条例改正いたしました。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけ変更となったことにより、時限立法の期限が経過しております。新たな制度創設については、今後の国保の統一に向けて検討及び調整が必要であるものと考えます。【健康福祉課】

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】平成30年１月から、被保険者代表の委員については、公募名簿より選出しております。【健康福祉課】

②【回答】町民の意見が反映できるように、努めます。【健康福祉課】

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】町国保加入者の自己負担はなく無料です。【健康福祉課】

②【回答】特定健診と各種検診が同時に受診できるような体制づくりに努めており、大腸がん・肺がん・前立腺がん・胃がん・肝炎ウイルス検診においては、特定健診と同時に受診ができる体制を整えています。現在、集団方式と医療機関方式を選択できます。【健康福祉課】

③【回答】特定健診は集団方式と医療機関方式の選択できるようにしております。また、３年間未受診もしくは過去３年間で１回しか受診していない国保加入者の方に、受診勧奨通知を送付し受診できるように促します。【健康福祉課】

④【回答】個人情報の管理については、定期的に注意喚起及び研修を行っております。【健康福祉課】

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】財政調整基金の2022年度（令和4年度）の年度末残高は、1,148,767,160円です。【政策推進課】

②【回答】国保税を引き下げるために財政調整基金を活用し、法定外の繰り入れを行うことは、国保の被保険者以外の町民からの理解を得られることが難しく、多額の繰入金は一般会計を圧迫することにもなりかねません。まずは、国保財政の健全化を図っていく必要があります。【政策推進課】

**◆34吉見町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】町民健康課

町民の健康を支えるセーフティーネットとしての役割が国民健康保険にあり、課題であった被保険者の減少、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な問題を解決するために、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、県と市町村による共同運営になりました。

引き続き埼玉県国民健康保険運営方針に基づき共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営が

図られるよう取り組んでまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】町民健康課

保険税水準の統一については、市長会、町村会からの要望を踏まえ、県と市町村の丁寧な議論を経て、埼玉県第2期国保運営方針に追加したものと認識しております。

また、保険税水準が統一されても、保険税率は町が条例により設定することに変更はなく、町議会の議決を経ることとなるため、最終的な決定権限は町に残ります。

②【回答】町民健康課

国民健康保険事業の財源は、原則として一般会計からの繰入金によることなく、国民健康保険税や法定負担の公費によって賄われるものであると考えております。法定外繰入を行うことがないよう、引き続き、埼玉県第2期国保運営方針に基づく取組みに努めてまいります。

③【回答】町民健康課

国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保障制度であり、その財源となる保険税の収納確保は制度を維持していくうえで、また、被保険者間の負担の公平を保つという観点からも極めて重要な課題です。さらに、平成30年4月からは、国民健康保険の広域化が図られ、新たな制度のもと、県への納付金を税収で確保しなければなりません。安定的な運営を図るために、被保険者には応分の負担をお願いすることが必要なものと考えます。

また、地域医療体制については、第7次埼玉県地域保健医療計画で異次元の超高齢化を迎える埼玉県において、将来にわたり持続可能で質の高い保健医療体制を確保するため、取り組むべき施策の方向性が示されておりますので、県に要請することは考えておりません。

④【回答】税務会計課

令和4年度から、国の基準に基づき、国民健康保険に加入する全世帯の未就学児に係る国民健康保険税の均等割額について、その5割を減額する軽減措置を導入いたしました。

また、既に、低所得者の均等割軽減措置が適用されている場合には、当該軽減後の均等割額の5割を減額しているところであり、町独自に対象年齢を引き上げることは、考えておりません。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】税務会計課

国民健康保険税の算定における応能割合及び応益割合の比率は、受益と負担の公平性を確保す

るため、50対50が望ましいとされております。

町では、平成26年度に税の負担の公平性を図るため、税率の改定と賦課方式を変更しました。

また、平成30年度には、国民健康保険の都道府県化にあたり、低所得者層の負担を配慮の上、税率等の改定を行っております。

②【回答】税務会計課

令和4年度から、国の基準に基づき、国民健康保険に加入する全世帯の未就学児に係る国民健康保険税の均等割額について、その5割を減額する軽減措置を導入いたしました。

また、既に、低所得者の均等割軽減措置が適用されている場合には、当該軽減後の均等割額の5割を減額しております。

③【回答】町民健康課

国民健康保険税の引下げ財源を一般会計からの繰入の増額に求めることは、国保被保険者以外の方の負担も増えることから、適切ではないと考えております。

④【回答】町民健康課

現在、市町村標準保険税率と実際の税率に乖離が生じており、その不足分を国民健康保険事業基金から繰り入れており、被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するために、基金を有効活用しております。　平成30年度に税率の改定を行って以来、基金を活用して税率を引き上げずに据え置いてきました。しかし、このまま、恒常的に基金を投入すると、いずれ枯渇することが見込まれます。今後、安定的に国民健康保険を運営するために、令和9年度からの保険税準統一に向けて、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、課税について検討を進めてまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】町民健康課

保険税の納付相談が必要と思われる被保険者の短期被保険者証、資格者証以外の被保険者証は郵送しております。

②【回答】町民健康課

短期被保険者証、資格証明書の交付事務を通じて、できるだけ被保険者と接触する機会を確保し、保険税の納付相談に努めていくことが重要だと考えております。

③【回答】町民健康課

資格証明書については、保険税を納付しない場合において、災害等の特別な事情があると認める場合を除き、保険者は交付を行うこととされております。国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保障制度であり、その財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していくうえで極めて重要です。被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき、適切に対応してまいります。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】町民健康課

被保険者証とマイナンバーカードの一体化を盛り込んだ改正マイナンバー関連法が成立したところです。厚労省は「資格確認書」等の運用方法は検討中であり、市町村などの意見を聞き具体的な仕組みを整備し、通知などで示す予定とされております。また、全国知事会ではマイナンバーの安定運用について政府に要請したところです。今後は国や県の動向に注視し、適正な対応に努めてまいります。

②【回答】町民健康課

「短期被保険者証」に該当した場合でも、未納の状況が改善された場合は、通常の保険証に切り替えさせていただきます。なお、18歳未満の被保険者については、6ヵ月としております。短期被保険者証の交付に当たっては、保険料を滞納している世帯に対し、町の窓口において納付相談をすることができる旨を周知徹底するとともに、継続的に納付相談及び納付指導を行うことにより、滞納の解消に努めております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】税務会計課

国民健康保険税の減免は、条例に基づき、災害等により生活が著しく困難になった世帯等に対して認めているところです。また、低所得世帯に対する軽減については、法定軽減率「7割・5割・2割」で対応しており、軽減率の更なる引上げについては、法定上難しいものと考えております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】町民健康課

一部負担金の減額・免除については、すでに基準を制定済みです。【免除】実収入月額が基準生活費の110％以下の世帯

【減額】実収入月額が基準生活費の110％を超え、115％以下の世帯は2/3を減額、115％を超え、120％以下の世帯は1/3を減額

②【回答】町民健康課

申請書については、すでに簡便な様式を定めております。

③【回答】町民健康課で回答

減額・免除については、審査等が必要であることから、医療機関の会計窓口で手続きを行うこと

は難しいものと考えております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】税務会計課

納税者ごとにそれぞれ収入及び生活状況が異なることから、納税相談により現況を把握したうえで納税計画を立てるなど、きめ細かな支援を引き続き行ってまいります。

②【回答】税務会計課

納付については、納税者の自主性に期待しておりますが、やむを得ず滞納処分を行う際は、その方の納税資力を調査のうえ、一定の配慮を行っております。

③【回答】税務会計課

社会的信用を失墜するような状況に陥らないようにするためにも、納税相談による納付計画に基づき自主納付していただくことが重要と考えております。

④【回答】税務会計課

延滞金の発生状況を考慮するなど、最終的な納付額が納税者にとって有利となるよう他税と合わせて納税計画を立てていくことが引き続き重要であると考えております。

(9)　傷病手当金制度を拡充してください。

①【回答】町民健康課

被用者に対する給与保障としての機能から、被用者以外への支給を拡大した場合の財政支援は困難なものと考えますが、国や県、近隣市町村の動向を注視してまいります。

②【回答】町民健康課

新型コロナウイルス感染拡大防止のための傷病手当金の支給については、国から支給を検討するよう要請があり、町でも新型コロナウイルス感染症対策として条例改正を行ったものです。令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことから、傷病手当金の支給は、令和5年5月7日で終了いたしました。なお、令和5年5月7日以前の感染等により支給の対象となった方については支給を継続しております。

被用者の多くは社会保険に加入していることからも、新型コロナウイルス感染拡大防止以外を目的とした、恒常的な施策としての条例改正は現在のところ、考えておりません。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】町民健康課

国保運営協議会の委員は公募制になっております。

②【回答】町民健康課

国民健康保険運営協議会での意見等を踏まえ、今後も適正な運営に努めてまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】町民健康課

健康づくり事業をより推進させていくため、令和3年度から特定健診は無償化いたしました。

②【回答】町民健康課

一部のがん検診は、特定健診と合わせて受診できるように実施しております。

③【回答】町民健康課

個別健診については約7か月の受診期間を設けており、集団検診についても日曜の受診日を設けるなど受診しやすい環境を整えております。

④【回答】町民健康課

各種健診等で得た個人情報は、吉見町個人情報保護条例等に基づき管理されており、今後も適正管理に努めてまいります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】自治財政課

令和4年度末現在高：13億3,000万円

②【回答】自治財政課

国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用は考えておりません。

**◆35鳩山町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険税の賦課につきましては、被保険者全体で制度を支えるという観点から、負担能力に応じた「応能割」と受益に応じた「応益割」のバランスをとることが重要であると考えております。また、低所得世帯に対する軽減を広く実施していくには、応能応益割合5：5の平準化を目指す必要があると認識しております。町国保運営協議会の意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営に努めてまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国保制度改革により平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、県は運営方針を策定し、赤字解消に向けた取り組み等を示しています。また、国では国保の財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を保険税や国庫支出金等により賄うこととしています。現在、県と市町村職員で構成する財政運営ワーキンググループで保険水準の統一化に向けて議論を進めているところでございますので、その検討内容等を踏まえ、町国保運営協議会のご意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営に努めてまいります。

②【回答】一般会計繰入金は、町の義務として行わなければならない保険基盤安定繰入金や事務費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金、未就学児均等割保険税繰入金を繰り入れており、歳入不足の解消等を目的とする法定外繰入金は、平成29年度以降行っておりません。町国保運営協議会のご意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営に努めてまいります。

③【回答】国保制度改革により平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、県は運営方針を策定し、赤字解消に向けた取り組み等を示しています。また、国では国保の財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を保険税や国庫支出金等により賄うこととしています。町国保運営協議会のご意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営に努力してまいります。

④【回答】保険税の減免措置につきましては、税の公平性と国保財政の安定的な運営の観点から、慎重な検討を要すると考えております。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組みとして未就学児の均等割保険税を5割軽減しております。これに加え、令和5年度から町独自の制度を創設し、0歳から18歳までの被保険者に係る均等割保険税を最大全額減免としております。当該制度の対象年度は令和5年度から令和8年度までとなっておりますが、子育て世帯に対する支援について一層の充実に努めてまいります。

 **(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険税の賦課につきましては、被保険者全体で制度を支えるという観点から、負担能力に応じた「応能割」と受益に応じた「応益割」のバランスをとることが重要であると考えております。

低所得世帯に対する軽減を広く実施していくには、応能応益割合5：5の平準化を目指す必要があると認識しております。

②【回答】子どもの均等割負担につきましては、（2）の④の回答のとおり、令和5年度から令和8年度まで最大全額減免としております。

③【回答】一般会計繰入金は、町の義務として行わなければならない保険基盤安定繰入金や事務費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金を繰り入れており、歳入不足の解消等を目的とする法定外繰入金は、平成29年度以降行っていません。町国保運営協議会の意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営に努力してまいります。

④【回答】国民健康保険の被保険者は年々減少傾向にあり、それに伴い保険税の収入も減少しています。不足となる収入は財政調整基金から繰り入れることになります。町国保運営協議会の意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営に努力してまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】納税相談を行ったうえで、個々の生活状況を考慮しながら対応してまいります。

②【回答】納税相談を行ったうえで、個々の生活状況を考慮しながら対応してまいります。

③【回答】当町は現在、納税相談により生活及び健康の状況等の確認をしながら対応しております。なお、資格証明書の発行は0件です。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】政府は、今年３月に2024年秋に健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードに一体化するための関連法案を閣議決定いたしました。「マイナ保険証」につきましては、国ではマイナンバーカードを所持していない方やマイナンバーカードを紛失又は更新中の方などに対して、健康保険証に代わるものとして有効期限を最長１年とする「資格確認書」を交付することとしております。この「資格確認書」につきましては、国では当初、本人の申請に基づき交付することとしておりましたが、保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず交付できる規定を、関連法案に盛り込んでいるとのことでございます。現時点で国から正式な通知等はございませんが、町が保険者となっている国民健康保険につきましては、町の国民健康保険運営協議会等にご意見をお聞きしながら、被保険者に負担が生じないよう努めたいと考えております。

②【回答】納税相談を行ったうえで、個々の生活状況を考慮しながら検討してまいります。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】当町では、条例で減免規定を設けています。また、低所得者に対して「鳩山町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱」を制定し、生活保護法の規定に該当する場合を含め、失業や疾病等の理由により収入が著しく減少し生活が困難になった方（世帯）を対象に、国民健康保険税を減免する措置を実施しております。減免制度が十分機能するよう、制度の周知や、納税相談の際などに必要な方を制度につなげるなど、適切な対応を行ってまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】近隣市町村の状況や財政運営ワーキンググループの検討などを踏まえ検討してまいります。

②【回答】近隣市町村の状況や財政運営ワーキンググループの検討などを踏まえ検討してまいります。

③【回答】近隣市町村の状況や財政運営ワーキンググループの検討などを踏まえ検討してまいります。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納税が困難である方に対しては、個々に納税相談を実施し、それぞれの生活状況に応じた適切できめ細やかな対応に努めてまいります。

②【回答】差押等の滞納処分については、納税相談を行ったうえで、個々の実情を勘案しつつ対応してまいります。

③【回答】納税相談を行ったうえで、個々の生活状況を把握しながら対応してまいります。

④【回答】納税相談を行ったうえで、個々の生活状況を把握しながら対応してまいります。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】当町では、条例改正及び規則の改正、予算措置を行い、傷病手当金の支給について、対応できるようしております。

②【回答】当町では、条例改正及び規則の改正、予算措置を行い、傷病手当金の支給について、対応できるようしております。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国保運営協議会につきましては、現在9名で構成し、うち被保険者代表は3名の方にお願いをしております。委員改選の際、被保険者代表の公募を実施しております。

②【回答】近隣自治体の状況等を勘案しながら、今後の検討課題としたいと考えます。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】国保被保険者の特定健診は無料でございます。

②【回答】肺がん、大腸がん、胃がんについては集団健診と同時実施しております。また、個別健診においても大腸がん検診を同時実施しております。

③【回答】人工知能(AI)を活用し、特定健康診査データ等に基づく受診行動に対する意識分析を行い、対象者特性に応じた勧奨資材を作成・受診勧奨の実施、また、受診者の同意のもと医療機関から町に特定健診に係る診療情報を提供する事業を実施するなど、効果的な受診率向上に努めております。

④【回答】個人保護法や関係する法令を順守の上、今後も個人情報の管理には細心の注意を払って実施いたします。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和4年度末の財政調整基金の残高は、441,898,907円です。

②【回答】国民健康保険の被保険者は年々減少傾向にあり、それに伴い保険税の収入も減少しています。不足となる収入は財政調整基金から繰り入れることになります。町国保運営協議会の意見をいただきながら、今後も継続的に安定した財政運営を行いたいと考えています。

**◆36ときがわ町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】今後も埼玉県と共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営を図ってまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国民健康保険制度の健全な財政運営に資するため、埼玉県で示された市町村標準保険税率を参考に、保険税を決定していきます。

②【回答】現在ときがわ町国民健康保険は健全財政となっておりますので、法定外繰入、決算補填目的（赤字）繰入ともに行っておりません。

③【回答】　保険税が急激に増加することがないよう、要請してまいります。また、地域医療提供体制の整備については、近隣市町村の動向を踏まえて検討してまいります。

④【回答】子どもの均等割廃止について、町独自で行うことは厳しいと考えます。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険制度として、応能負担を原則とすることは難しいと考えます。

②【回答】子どもの均等割廃止について、町独自で行うことは厳しいと考えます。

③【回答】一般会計からの法定外繰入は行っておりません。

④【回答】保険税を引き上げないために、基金から繰入は行うことは厳しいと考えます。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】税の公平性からも、すべての被保険者に正規の保険証をお渡しすることは難しいと考えます。

②【回答】保険証の窓口留置をときがわ町は行っておりません。

③【回答】税の公平性からも、資格証明書の発行は正しいと考えます。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】現時点で来年秋以降の対応については詳細がわかっておりません。町として、住民の方々にご不便がかからぬよう、今後も情報収集に努めてまいります。

②【回答】税の公平性からも、現在の対応が正しいと考えます。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】低所得者向け減免について、町独自で行うことは厳しいと考えます。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】ときがわ町独自で、医療費負担の軽減制度の拡充を行うことは難しいと考えます。

②【回答】近隣市町村を参考にしながら、今後も研究してまいります。

③【回答】医療機関に手続きを依頼することは厳しいと考えます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】滞納整理につきましては、納税相談や財産調査等により、個々の事情を把握したうえで納税資力がありながら納付しない滞納者には差押えを実施します。一方で生活困窮等の正当な理由により納付できない滞納者には、滞納処分の執行停止を行うとともに、必要に応じて関係部署への案内を行っています。

②【回答】差押え等滞納処分については、滞納者の生活が著しく困窮することのないよう法令を遵守するなかで実施しています。

③【回答】租税負担の公平性を踏まえつつ、納税折衝や通告を十分行ったうえで納税資力がありながら滞納者が納税に誠意を有しないと判断した場合に差押え等の滞納処分を法令に基づき実施しています。

④【回答】国民健康保険税の税収確保は、被保険者間の公平性を保つためにも必要と考えております。納税相談や財産調査等により個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて猶予制度等をお示しするなどし、日頃から丁寧な対応を行っております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当金制度の趣旨からも、更なる財政支援の要請は厳しいと考えます。

②【回答】国民健康保険の安定的な運営のためにも、傷病手当金の拡充、新たな傷病見舞金制度の設立も厳しいと考えます。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】ときがわ町は、すでに公募制を実施しております。

②【回答】議事録をホームページ上にアップし、住民の方々から意見をいただけるよう環境を整えてあります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】今後の検討課題とさせていただきます。

②【回答】集団健診と同時に、肺がん及び大腸がん検診を受けられるよう体制を整えてあります。

③【回答】レディースがん検診パックでは、がん検診を同日に複数受診できる体制を整えております。また、乳がん、子宮がん検診では節目年齢の受診者自己負担を無料にするなど、がん検診の受診率向上に向けて取り組んでおります。

④【回答】情報漏洩等が生じないよう適切に管理していきます。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末時点の財政調整基金の残高は985,872,848円です。

②【回答】財政調整基金につきましては、財源を調整するための基金であり、また、災害など緊急的な支出に備えるものであるため、特定の目的のために経常的に活用することは適切ではないと考えます。

**◆37東秩父村**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】平成30年度の制度改革により県が市町村と共に国保の運営を担っていますが、令和５年現在、保険税率については市町村で決定しています。なお、保険税率については、この制度改革以降据え置きとなっています。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険税水準の統一化については、地域の実情を踏まえた内容になるように、また急激　　な負担増にならないよう県に要請しています。

②【回答】法定外繰り入れは国保加入者以外の住民に対して負担を強いるものであり、これを繰り入れることは考えておりません。

③【回答】保険税水準の統一化については、地域の実情を踏まえた内容になるよう県に要請しています。

④【回答】条例にある特別な理由を根拠に子どもの均等割減免を行うことは、村独自では難しいと考えます。近隣自治体の動向を踏まえつつ検討します。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】本村の保険税率は、応能応益割合は、ほぼ５対５になっています。また、均等割の軽減割合が６割・４割軽減から７割・５割・２割へ拡大されており、低所得者に配慮した税率になっています。

②【回答】現状、子どもの保険税均等割負担の廃止については難しいと考えますが、近隣自治体の動向等を踏まえつつ検討します。なお、令和４年度より未就学児均等割軽減（２分の１）を実施しています。

③【回答】現在、法定外繰り入れは行っていません。一般会計からの法定外繰り入れは国保加入者以外の住民に対して負担を強いるものであり、これを繰り入れることは考えておりません。

④【回答】基金への積立や繰入は状況に応じて行っており、保険税率については平成３０年より据え置きとなっています。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】現在、被保険者全員に正規の保険証を発行していますが、滞納者に対しては納税相談や訪問による面談等を行いつつ状況に応じて短期の保険証を発行します。

②【回答】長期滞納者に対しては、接触の機会の確保に努めるため、必要に応じて保険証の窓口交付を行います。

③【回答】現状、資格証明書は発行しておりませんが、公平性確保のため、悪質な保険税滞納者等については規則に基づき資格者証の発行を行います。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】現状は未定ですが、政府は保険料（税）を払いながら保険診療が受けられなくなる事態を避けるため、カードを持たない全ての人に資格確認書を交付する等の対応を検討するとしています。

②【回答】悪質な保険税の滞納者等に対しては、規則に則り必要に応じて6か月より短い短期被保険者証の発行を行います。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

　①【回答】国保税の減免については、災害や所得減少など、事由に応じて最大全額免除となる規定を設けています。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金減免については、1000分の1155の規定を設けておりますが、生活困窮者については相談、聞き取り等を行い、必要に応じて生保担当への案内等を行っています。

②【回答】申請に必要な書類については、記載内容を最小限にとどめるよう努めています。

③【回答】用紙の記入方法や減免の可否の判断などが医療機関では出来ません。そのため医療機関の窓口に申請書を置くことは考えておりません。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】公平、公正を念頭に、住民の方々に納得してお納めいただけるよう取り組んでいます。また、滞納者には納税相談等、事情に合わせた対応ができるよう心がけています。

②【回答】差押えについては、最低生活費の保証を優先しつつ、法令等に則り慎重かつ適切に実施できるよう努めています。

③【回答】差押えについては、法令等に則り慎重かつ適切に実施できるよう対応しています。

④【回答】滞納者への聞き取りや納税相談等を行い、必要に応じて減免等の制度利用を行っています。また、制度維持のため公平、公正な賦課徴収を行っていることをご理解いただけるよう丁寧な説明を心がけています。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】国や県からの意見募集の際には、ご意見として報告したいと思います。

②【回答】村単独での創設は考えていませんが、周辺自治体の状況等を鑑み必要に応じて検討します。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】現在、国保運営協議会の委員９名のうち、３名が被保険者代表となっています。選任方法については、地域の事情もあり、地区や年齢のバランス等を考慮して村長が委嘱しているため、現時点で公募は考えていません。

②【回答】運営協議会委員９名のうち、被保険者代表３名に加え、公益代表委員として議会議員３名を委嘱しています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】本村は、平成27年度から特定健診の本人負担を無料にしています。

②【回答】健診は、７月末の日曜日を含む３日間、保健センターにて集団健診を実施し、６月から１２月に比企医師会医療機関で個別健診を受診できるようにしています。７月の集団健診では、各種がん検診や、胃がんリスク検診も同時に無料で受診できるようにしています。

③【回答】集団健診を受診できない方や受診を希望していない方に対して、個別健診の案内を送付し受診を促しています。

④【回答】個人情報についてはこれまでも細心の注意を払い管理してきましたが、今後も引き続き留意してまいります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和4年度決算年度末現在高1,048,396,330円。

②【回答】国保税の引き下げを目的とした一般会計からの繰入は、国保加入者以外の住民に対して負担を強いるものであるため考えておりません。なお、国保税額はここ数年据え置きで維持しており、本村の1人あたりの国保税賦課額は県内自治体の中でも最低水準となっています。

**◆38所沢市**

**１．国民健康保険制度について**

 **(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】 国においては、これまで現役世代の健康保険料引き上げ、高齢者の医療費負担引き上げ、診療報酬の改定、薬価引き下げ等による医療費の抑制などの施策が実施され、現在も国民皆保険制度を維持するために、さまざまな議論がなされているところです。 また、平成３０年度の広域化以降は国の財政支援が拡充されたことなどにより、国保の財政状況は改善されつつあります。 本市といたしましても、引き続き、国保財政の健全化のために収納率向上に努めるとともに、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査などの受診率の向上による医療費の抑制に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**(2) 埼玉県第3期国保運営方針について**

① 【回答】国民健康保険制度は平成30年に改正が行われ、新たに都道府県が共同保険者となりました。そのため、財政上の責任主体である埼玉県の意向を重視しなければならないこととなりました。持続可能な制度運営のために県内自治体間の負担の公平性を踏まえながら検討してまいります。

②【回答】現在、統一化に向けた議論がなされているところですので、注視してまいりたいと考えます。

③【回答】財政上の責任主体である埼玉県とワーキンググループ等の場を活用して、持続可能な制度運営のために協議してまいります。

④【回答】子どもの均等割につきましては、法令改正により令和４年度から未就学児の均等割一律５割軽減が導入されました。国は法令に則らない画一的な減免を否定しております。このことから、「18歳までの子ども」ということは特別な理由とならず、画一的な減免に該当いたしますので、今後の法令改正動向を注視してまいります。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険は、被保険者の疾病や負傷等に対して必要な給付を行うことで救済することを目的とする事業です。国民健康保険税は、その給付の費用等にあてられる重要な財源です。国民健康保険税は、応能割だけではなく、応益割の2本立てで算定する方式がとられております。応能・応益割合の見直しにつきましては、受益者負担の観点からも納税者間の負担の公平性を踏まえながら検討してまいります。

②【回答】子どもの均等割につきましては、国保財政が厳しい状況にあり、廃止は難しい状況ですが、今後の法令改正動向を注視してまいります。

③【回答】一般会計からの法定外繰入につきましては、埼玉県の運営方針で段階的に削減・解消を図ることとされております。また、一般会計からの法定外繰り入れは、国民健康保険に加入していない市民の方にも負担を求めることになり、税の公平性に欠ける側面があること、また、市の財政状態が厳しいことから、今後も多額の法定外繰入を継続して行うことは困難であると考えております。

④【回答】現状の保険税では国保財政状態が厳しいことから、法定外繰入を断続して行っておりますが、法定外繰入を行うということは基金が枯渇していることを意味します。

**(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】被保険者資格証明書は、納税相談に一向に応じない場合や、支払い能力があるにもかかわらず納税に応じない方を交付対象としております。被保険者資格証明書を手渡しで交付することにより、納税相談の機会を確保し、納税者の負担の公平を図っております。

②【回答】納税相談の機会を確保し、納税者の負担の公平を図っております。

③【回答】前述のとおり、被保険者資格証明書は、納税相談に一向に応じない場合や、支払い能力があるにもかかわらず納税に応じない方を交付対象としております。被保険者資格証明書を手渡しで交付することにより、納税相談の機会を確保し、納税者の負担の公平を図っております。

**(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】現状県や国等からの正式な通知はありませんが、今後の動向等注視してまいります。

②【回答】短期被保険者証の有効期限は6カ月です。

**(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

① 【回答】本市の国民健康保険税におきましても、生活困窮者に対する減免を行っており、生活保護受給者は減免対象としております。そのほかの生活困窮者につきましては、貯蓄の有無等個々の生活状況を伺いながら対応しております。減免基準につきましては、納税者間の負担の公平性を踏まえながら、検討してまいります。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】本市における一部負担金の減免は、国の基準よりも適用基準を緩和して運用を行っているところです。平成30年度の国保の広域化以降、事務の取扱いにつきましては、将来的に県内の統一的な運用を目指すこととされていることから、県や他市町村とも協議の上、検討してまいります。

②【回答】一部負担金の減免申請につきましては、収入等の確認が必要なことから、申請書の他に収入申告書等の記入いただいております。認定に必要な事項となりますので、ご理解をお願いいたします。

③ 【回答】一部負担金の減免申請につきましては、収入等の個人情報の確認が必要なこと、また、事務手続きの大きな負担を求めることになることから、市役所窓口以外での手続きは困難と考えております。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】滞納されている方との納税相談等を通じて、生活および経済状況等の現状把握に努め、個々の事案としての検討を行い、徴収の緩和措置（徴収の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止）を行っております。

② 【回答】給与等の差押えにつきましては、法令で定める差押禁止財産を踏まえ、納税者の最低限度の生活を考慮し、適正に滞納処分を行っております。

③【回答】法令順守はもとより、滞納されている方の生活及び経済状況等を納税相談等により現況把握に努め、個々の事案としての検討を行ったうえで、適正に滞納処分を行っております。

④ 【回答】国民健康保険税の未払いは、医療保険制度の持続的な運営の困難や保険料金額の上昇を招く要因となることから、安定的な医療制度また公平な負担を維持するために、他の諸税と分けて考えることは困難と考えております。しかしながら、滞納されている方との納税相談等を通じて、生活および経済状況等の現状把握に努め、個々の事案としての検討および徴収の緩和措置（徴収の猶予・換価の猶予・滞納処分の停止）を行っており、滞納整理の方針として今後も継続してまいります。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当金の支給対象者につきましては、今後の支給事務の実施状況等を見ながら必要に応じて国・県に要望を上げたいと考えております。

②【回答】傷病手当金は任意給付とされており、行うかどうかは保険者の判断によるものになりますが、財政に余裕がある保険者が実施することが望ましいとされており、これまで国民健康保険で実施している保険者はありませんでした。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染者に対する傷病手当金は、国が財政支援を行うことにより実施することが可能となっております。財政支援なしに恒常的な施策とする場合、保険者が独自に財源を確保する必要があり、保険税率を上げることなどを検討しなければならず、現状では困難と考えております。

**(10) 国保運営協議会について**

①【回答】本市の国民健康保険運営協議会の委員構成につきましては、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員をもって組織されております。委員の公募につきましては、令和３年１２月３１日の任期満了に伴い、新たに被保険者を代表する委員としまして２名の公募委員を選任したところです。

②【回答】国民健康保険運営協議会につきましては、被保険者を代表する委員を置くこととされており、市民を代表する立場の委員の意見を、国民健康保険事業の適正な運営に反映させていただいております。

**(11) 保健予防事業について**

①【回答】対象者が被保険者全員ではないため、受益者負担の見解により、費用の概ね一割弱相当分を負担いただいております。また、本市国保の検査項目には、法定項目以外に基本項目として、尿酸とクレアチニンを追加するなどしており、疾病予防・健康増進に効果的につなげられるような健診を実施しております。本人・家族負担の無料化につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えます。

② 【回答】本市の特定健診は、大腸がん検診と前立腺がん検診（年齢条件あり）の同時受診が可能となっております。

個別健診による実施となりますので、各医療機関において、健診と併せて受診可能ながん検診について、同時受診できるようにしております。

③【回答】受診勧奨ハガキ送付や受診勧奨通知送付など、集中的に行う取り組みのほか、保健衛生主管課が実施するがん検診や健康に関する各種事業と共同で勧奨を実施します。その他、早期受診者対象の特典キャンペーンの実施、また広報やホームページ等、各種メディアを通じた啓発活動を行ってまいります。

④【回答】個人情報の管理・取扱いにつきましては、「個人情報の保護に関する法律」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守し、個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん等を防止するためのセキュリティ対策を実施しております。また、適宜、個人情報保護についての職員教育を行っております。

**(12) 財政調整基金について**

①【回答】財政調整基金の令和４年度末残高は約７４億円です。なお、そのうち約４６億円を令和５年度当初予算において、財源調整のために繰り入れております。

②【回答】国民健康保険特別会計に対しては、一般会計からの『保険基盤安定繰入金』により、保険税軽減や保険者支援を行っており、一般会計全体の財源調整として財政調整基金が活用されております。

**◆39飯能市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険の被保険者は、他の医療保険制度と比べて所得水準が低いために保険税の負担率が高いという構造的な問題を抱えていることや高齢者が多いために医療費水準が高いことなど、保険者は非常に厳しい財政運営を強いられているところです。こうしたことから平成30年度に県単位化され埼玉県が財政運営の責任主体となりましたが、急速な高齢化等による医療費の更なる増加などにより、厳しい状況が続くと想定されています。今後も被保険者が安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険の持続可能な運営に向けて、被保険者への影響や本市の財政負担などを考慮しつつ、埼玉県と協力・連携していきます。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国保が県単位化されたことにより、市町村ごとに異なる保険税水準の統一を図ることが、第2期埼玉県国民健康保険運営方針に明記されており、第3期埼玉県国民健康保険運営方針（原案）でも第2期と同様に県内全市町村で取り組むこととされていることから、被保険者への影響や本市の財政負担などを考慮しつつ、埼玉県と連携して検討していきたいと考えます。

②【回答】国保財政の健全化を図るためには、赤字解消が必要であり、国においても削減・解消すべき赤字の範囲を明確にし、計画的・段階的な解消を図ることとされています。第3期埼玉県国民健康保険運営方針（原案）において、保険税水準の準統一を実現するため、赤字以外を含めた法定外一般会計繰入金全体を解消することとされています。赤字が解消されるということは、国保財政が健全に運営できることにつながり、結果として住民福祉の向上に資すると考えます。

③【回答】埼玉県国民健康保険運営推進会議等で意見・要望等を述べる場が設けられていますので、必要に応じて要望等をしていきます。

④【回答】少子化対策は本市のみの課題ではなく、全国的な課題だと認識しています。埼玉県国保協議会等から国に対し、子どもに係る保険税の均等割額の軽減措置について、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度を拡充することを要望しています。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険税は、地方税法において課税方式が定められており、応能負担のみで課税することはできません。本市では、現在4方式で計算し課税していますが、応能割と応益割の割合は概ね7：3となっており、低所得の方の負担を考慮した割合となっています。

②【回答】子どもの均等割負担については、昨年度から未就学児の均等割5割軽減が開始されました。なお、本市は「切れ目のない子育て支援」に取り組んでいます。その中で、昨年度から子ども医療費の無償化の対象年齢を18歳年度末まで拡大したほか、子どもインフルエンザ予防接種費用の無償化、0歳児おむつ無償化事業などを実施しています。

③【回答】一般会計からの法定外繰入については、県に納める国民健康保険事業費納付金額などが、どの程度かを踏まえ、被保険者への影響、本市の財政運営や県の運営方針等を考慮し、検討していきたいと考えます。なお、第3期埼玉県国民健康保険運営方針（原案）において、保険税水準の準統一を実現するため、赤字以外を含めた法定外一般会計繰入金全体を解消することとされています。

④【回答】令和4年度に実施された埼玉県の国民健康保険指導助言において、財政調整基金の繰り入れを前提とした予算編成をしない旨の指導助言を受けています。また、第3期埼玉県国民健康保険運営方針（原案）において、保険税軽減を目的とした基金残高の取崩しは行わないこととしていることから、国保税を引き上げないための繰り入れは難しいと考えます。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】被保険者の方には有効期限が1年の保険証を交付し、郵送しています。ただし、国民健康保険税に一定の滞納額がある方の場合は、有効期限が４か月の短期保険証を交付し、国民健康保険税に滞納がある方と接触する機会を設け、納税相談を促しています。被保険者間の公平性の観点から必要な施策です。

②【回答】被保険者間の公平性を考えると、滞納がある方と接触の機会を設けることは、国民健康保険制度を維持する上でやむを得ないことと考えます。早期に納税相談等をしていただき、計画的に納税いただくことで、郵送へ変更できます。ぜひ納税相談をお願いします。

③【回答】交付に至るまでには短期被保険者証を交付し、督促・催告・臨宅・納付相談の案内通知を送付するなど接触の機会の確保に努めています。また、交付にあたっては、対象者の状況を十分に調査し、特別な事情がある場合には申し出をいただくようにしています。特別な事情がなく国民健康保険税を滞納し、納税相談等にも応じていただけない方には交付することとなります。なお、来年秋に被保険者証が原則廃止されると資格証明書も廃止されます。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

　①【回答】資格確認書については、原則保険者が本人からの申請に基づき交付する予定でしたが、正式な通知はないものの、８月４日の首相会見で、マイナ保険証のない方全員に職権で交付するとの方針が示されました。

②【回答】短期被保険者証の対象者は、国保税を滞納し、納税相談等に対して誠意のない方や取り決めた納税計画・誓約を履行しない方であり、その有効期限は6か月を限度に市長が定めてます。なお、18歳までの子どもについては、6か月としています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】本市条例では、減免について「所得割額を納付すべき納税義務者で、その年の所得が著しく減少し、かつ、担税力がないもの」等と規定しています。個々の生活状況を１件ずつお聞きし判断していますので、一律に生活保護基準の1.5倍未満というような基準を定めることは考えていません。なお、第3期埼玉県国民健康保険運営方針（原案）において、保険税の減免基準が定められる予定です。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免についても、減免の希望がある方の個々の事情をお聞きし、１件ずつ判断しています。一律に生活保護基準の1.5倍未満というような基準を定めることは考えていません。

②【回答】申請書の様式については、国の基準に沿って決められています。審査に必要な項目等を申請いただくこととなっていますので、項目の省略などはできませんが、丁寧な説明をさせていただくなど、記入しやすいように対応しています。

③【回答】減免の決定については、保険者である本市が行うため、医療機関の会計窓口に申請書を置いたり、手続きを行うことは難しいと考えます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国民健康保険税の収納を担当する部署と連携を取りながら、一人ひとり状況を聞き取り対応しています。納税相談についても、わかりやすい説明を行いながら状況をお聞きし、一緒に納税計画を立てています。

②【回答】差押えについては、担税力があるにもかかわらず、納税相談にも応じない等、納付意思のない長期滞納者に対し、生活費相当額を除き実施しています。

③【回答】納税者が事業者の場合は、やむを得ず処分を執行するにしても、可能な限り事業そのもの　に大きな影響を与えない財産への処分を検討、優先しています。しかし、他の財産が発見されない場合や、意図的で悪質な滞納と判断された場合のみ、やむを得ず売掛金などへの処分を執行することもあります。

④【回答】納税相談では休日開庁の実施など相談しやすい環境をつくるとともに、相談時は丁寧な対応で聞き取りを行い、納税計画を立てていきます。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】大規模な災害となるような事案で国から財政支援が受けられる場合は、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給と同様の対応をする予定ですが、それ以外の場合は、国民健康保険の財政運営に影響するため、慎重に検討する必要があると考えています。

②【回答】被用者以外の者への支給については、今後必要に応じて国から財政支援が受けられるよう要望していきたいと考えています。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】本市では、被保険者や医療関係者等から広く選任していますが、公募は行っていません。

②【回答】通常業務の中で市民の皆様から様々な声をお聞きしています。また、国保運営協議会から　も多くのご意見をいただき、そういったご意見等を事業運営の参考にさせていただいています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健診の本人負担は無料です。

②【回答】がん検診と特定健診については、同時受診が可能です。ただし、検診種別によって受診できる指定医療機関が異なるため、ご希望のがん検診を実施している指定医療機関を選んで受診していただきます。

③【回答】特定健診受診率向上のため、人工知能による分析を活用した通知および受診勧奨を実施します。また、過去３年間で職場健診や指定医療機関以外で人間ドックを受検し、健診結果の情報提供があった方に対し、提供を呼びかける通知を送付します。特定健診のPRについては、広報はんのうやホームページ、ポスター、イベント等を利用し、多くの方に周知できるよう効果的に実施します。

④【回答】保健予防事業の実施にあたり、個人情報については適切かつ厳重に管理を行っています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】　218,510,706円（令和3年度末）

②【回答】令和4年度に実施された埼玉県の国民健康保険指導助言において、財政調整基金の繰り入れを前提とした予算編成をしない旨の指導助言を受けています。また、第3期埼玉県国民健康保険運営方針（原案）において、保険税軽減を目的とした基金残高の取崩しは行わないこととしていることから、国保税を引き下げるための活用は難しいと考えます。

**◆40狭山市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いことから一人当たりの医療費水準が高く、また、所得水準が低いことから保険税収入が得られにくいという構造的な問題を抱えております。現在、本市では、収納率向上対策や医療費適正化対策等を実施しておりますが、国保財政は厳しい状況にありますので、国民皆保険制度を守るために、市長会等を通じて、国民健康保険の財政基盤の拡充・強化、加入者負担の軽減を国に要望してまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】本市では、埼玉県国民健康保険運営方針にある保険税水準の統一をめざしつつ、新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響に配慮し、低所得者への影響が大きい応益割（均等割、平等割）の引き上げをできるかぎり抑制することを基本に、令和４・５年度の２カ年分の歳入不足の解消に重点を置いた税率改定を令和４年度に実施いたしました。

今後も、社会情勢等の市民生活への影響を踏まえたうえで税率等の見直しを行ってまいります。

②【回答】一般会計からの法定外繰入金につきましては、国・県支出金や交付金及び保険税をもって賄うことができない不足分を一般会計より繰り入れておりますが、国保財政は、本来、歳出に見合う国・県支出金や交付金及び国民健康保険税をもって賄うこととされており、財政支援としての一般会計からの法定外繰入金は、決して好ましいことではありません。また、市民の約７５％以上が国保以外の社会保険等の他の保険の加入者であり、多額の法定外繰入金を繰り入れすることは、市民全体の税負担の公平性の観点からも懸念が生じているところであることから、法定外繰入金のあり方については今後も保険税率等の見直しの中で検討してまいります。

③【回答】地域医療提供体制の整備につきましては、保健所を通じて県へ働きかけてまいります。

④【回答】子育て世帯に対する負担軽減につきましては、少子化社会に対応するための重要事項であると認識し、子どもに係る均等割額の軽減措置の導入について、全国市長会等を通じて、国に要望を続けてきました。こうした中、健康保険法等の改正により令和４年度から未就学児の保険税均等割額の減額措置が導入され、均等割額（７・５・２割軽減該当の場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の５割を減額することとなりました。軽減の拡大につきましては、本市の国保財政が極めて厳しい状況であることから、現時点では、子どもに係る均等割額の廃止や、本市独自の減免制度の新設については 困難であると考えており、全国市長会等を通じて、対象者や減額幅のさらなる拡充について国に要望し、引き続きその動向を注視してまいります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険税につきましては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが、被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であり、現在、本市においては低所得者層への負担を配慮した応能・応益割合としております。今後も、応能割と応益割の適切な割合について、保険税の４方式から２方式への賦課方式の移行状況等を踏まえて、保険税率等の見直しの中で検討してまいります。

②【回答】全国市長会等を通じて、対象者や減額幅のさらなる拡充について国に要望し、引き続きその動向を注視してまいります。

③【回答】現在、国民健康保険特別会計は、国保の健全な運営を維持するため、一般会計から多額の法定外繰入れを行っておりますが、一般会計の財政状況も厳しい現状であるため、法定外繰入金を増額することは困難な状況にあります。

④【回答】般会計の財政調整基金を活用することは、法定外繰入金であることから、決して好ましいことではありません。国民健康保険特別会計においても、国民健康保険財政調整基金を設置しており、令和５年度の予算編成において、約３億４，０７０万円の繰り入れを行った結果、現時点の基金残高は約１９６万円となっております。今後、国民健康保険税が被保険者数の減少により減収が見込まれるとともに、歳出の国民健康保険事業費納付金の大きな減額が見込めないという厳しい状況のなかで、持続可能な財政運営を図るためには、保険税率等の見直しが必要と考えております。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】短期被保険者証及び資格証明書は、保険税の滞納者に対し、接触の機会を設け、保険税の納付を促すため、原則窓口にて交付しており、被保険者間の税負担と給付の公平性の観点からも必要なものと考えております。

なお、１８歳以下の被保険者がいる世帯や、公費負担医療を受けている世帯などについては、短期被保険者証の適用除外として、被保険者証を郵送にて交付しております。

②　住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】短期被保険者証及び資格証明書の窓口留置につきましては、滞納者との接触の機会を設けることを目的として行っており、来庁した際には、納税相談を促すとともに手渡しして交付しているものですが、一定期間、窓口来庁がなかった場合は、郵送することにより受診に支障をきたさないよう配慮しております。

③回答】資格証明書につきましては、短期被保険者証を交付するなど、滞納者との接触の機会の確保に努めたにもかかわらず、納付や納税相談に応じられない場合に交付しているものであり、資格証明書の交付そのものを目的としたものではなく、保険税の収納率向上対策として実施するもので、納税相談等実施する中で、対応していく必要があると考えております。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】被保険者証の交付は、法令に基づいて交付しているものであり、今後も国等の動向を確認し、適切に対応してまいります。

②【回答】国民健康保険法の規定により、１８歳以下には６カ月以上の短期被保険者証を交付することとなっているため、６カ月の設定をしている市町村もあると思われますが、本市は１８歳以下の被保険者がいる世帯には短期被保険者証は交付しないこととしております。それ以外の世帯については、納税者との折衝の機会をより多く確保する目的から、短期被保険者証の有効期間を４カ月としておりますが、他市の状況等を踏まえ検討してまいります。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保税の減免につきましては、令和４年度の税率改定に合わせ生活保護基準の１．１５５倍以下から１．１７０倍以下に引き上げを行いました。更なる引き上げについては、国保財政等の状況から今のところ予定はしておりません。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免につきましては、国民健康保険税の減免と同じく、令和４年度の税率改定に合わせ生活保護基準の１．１５５倍以下から１．１７０倍以下に引き上げを行いました。更なる引き上げについては、国保財政等の状況から今のところ予定はしておりません。

②【回答】一部負担金の減免申請書の記入項目や添付書類につきましては、減免適用の決定にあたり必要なものであるため、改正は予定しておりませんが、申請者に対しては、分かりやすく適切な説明に努めてまいります。

③【回答】一部負担金の減免申請につきましては、担当職員が当該被保険者の状況等を直接確認する必要があり、プライバシーに関わることから、医療機関で手続きを行うことは適当でないものと考えております。なお、一部負担金の減免制度については、市公式ホームページやリーフレットにおいて周知を図っております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納税相談の際には、生活実態や収支状況等を聴取し、必要に応じて猶予制度や滞納処分の停止等の納税緩和措置を説明し、適切に対応しております。

②【回答】給与等の差押えに関しましては、国税徴収法第７６条第１項第４号に規定する「最低生活費相当額」を担保して、それを超過する金額を差押えしており、差押えにあたっては十分に留意しつつ適法に対応しております。

③【回答】一方的な売掛金の差押えにならないよう、納税者個々の生活実態や収支状況等を聴取し、状況に応じた対応、提案を行う等、適切に対応しております。

④【回答】国民健康保険税に限らず、滞納の回収については納税者個々の生活実態や収支状況等お伺いし、状況に応じた対応、提案を行う等、適切に対応しております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものと国民健康保険法で定められておりますが、傷病手当金につきましては、市町村の判断による任意給付であり、当市の財政状況で実施することは困難であると考えております。

②【回答】新型コロナウイルス感染症が、本年５月８日から５類感染症に位置づけられたことを受け、同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の国の財政支援が終了したことから、本市においても、５月８日以降の感染者は傷病手当金の支給対象から除いております。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国が特例的に費用の全額を財政支援することにより可能となったものであります。

したがって、今後、新型コロナウイルス感染症以外に対象を拡大し、市独自に傷病手当金を支給することについては、現在の国保財政の厳しい状況では困難であると考えております。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国民健康保険運営協議会は、１８名の委員のうち５名を被保険者の代表として市内各地区から選出しており、現在のところ公募制を導入する予定はありません。

②【回答】国民健康保険運営協議会は、１８名の委員のうち５名を被保険者の代表として市内各地区から選出することにより、国民健康保険の運営に関する住民の視点からの意見を反映しております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】現在、特定健診の被保険者負担は無料であります。

追加で心電図検査を希望される場合は、５００円の負担をいただいております。

②【回答】ガン検診と特定健診の同時受診は可能であります。各種がん検診と特定健診を合わせて申し込んでいただくことで、人間ドックとほぼ同様の充実した検査を受診することができます。

③【回答】受診率向上のため、前年度より受診期間を１２月末から１月末まで延長し受診機会の拡充を図っております。

2023年度からは、特定健診受診券送付時の封筒に健診費用が無料であることの表示や受診券送付時の案内文書や受診勧奨ハガキをわかりやすい文章表現・見やすいレイアウトに変更するなど、受診率の向上に努めております。また、受診率向上のための強化期間を設け、未受診者への電話勧奨の強化と庁内などに設置しているビデオモニターを利用した特定健診の周知を図ってまいります。

④【回答】特定健診等に関わる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて適正に取り扱っております。また、特定健診等に関わる業務を外部に委託する際は、個人情報の厳正な管理や目的外利用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を確認しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】国民健康保険特別会計における国民健康保険財政調整基金につきましては、令和４年度末残高は約３億４，２６５万円でしたが、令和５年度当初予算に約３億４，０７０万千円の繰り入れを行ったため、現時点の基金残高は約１９６万円となっております。

②【回答】一般会計の財政調整基金を活用することは、法定外繰入金であることから、決して好ましいことではありません。国民健康保険特別会計においても、国民健康保険財政調整基金を設置しており、令和５年度において、約３億４，０７０万円の繰り入れを行った結果、現時点の基金残高は約１９６万円となっております。今後、国民健康保険税が被保険者数の減少により減収が見込まれるとともに、歳出の国民健康保険事業費納付金の大きな減額が見込めないという厳しい状況のなかで、持続可能な財政運営を図るためには、保険税率等の見直しが必要と考えております。

**◆41入間市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答・国保医療課】当市の国民健康保険については埼玉県国民健康保険運営方針に基づき運営しておりますが、運営方針において「同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる」国民健康保険税の統一を目指すことを掲げており、令和９年度には収納率格差以外の項目を統一（準統一）することとしています。このため、当市の国民健康保険税率についても県が示す標準保険税率に近づけて行かなければなりません。

しかしながら、国民健康保険は、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「被保険者の所得水準が低い」といった構造的な問題を抱えており、厳しい財政状況にあることも事実です。

これからも埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して国庫負担割合の引き上げや更なる財政支援を講じるよう要請をしてまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答・国保医療課】「同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる」ことは、負担と受益の公平性の観点から望ましいものと考えます。しかしながら、国民健康保険は、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「被保険者の所得水準が低い」といった構造的な問題から厳しい財政状況にあり、他の被用者保険などと比較して被保険者の負担割合が高くなっていることも事実です。

これからも埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して国庫負担割合の引き上げや更なる財政支援を講じるよう要請をしてまいります。

②【回答・国保医療課】国民健康保険は、原則として必要な支出を加入者が納付する国民健康保険税と法律で定められた公費により運営していくことが重要であると認識しております。一般会計からの法定外繰入金については、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、法定外繰入金の削減・解消を図っていくところであり、決算補填目的の繰り入れは難しいと考えます。被保険者の保険税負担が上がらないようにするため、これからも国に対して国庫負担の引き上げや財政支援の拡充を要望してまいります。

③【回答・国保医療課】「同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる」ことは、負担と受益の公平性の観点から望ましいものと考えます。しかしながら、国民健康保険は、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「被保険者の所得水準が低い」といった構造的な問題から厳しい財政状況にあり、他の被用者保険などと比較して被保険者の負担割合が高くなっていることも事実です。これからも埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して国庫負担割合の引き上げや更なる財政支援を講じるよう要請をしてまいります。

④【回答・国保医療課】子どもの均等割負担を廃止することについては、国保広域化に伴い策定された埼玉県国民健康保険運営方針において「決算補填に関わる繰入金は削減すること。」とされており、現状においては決算補填目的の法定外繰入金が増額となる減免を実施することは難しいと考えます。現在、未就学児の均等割について、その半額が減額されておりますが、この範囲の拡大について、これからも埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して要望してまいります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答・国保医療課】埼玉県国民健康保険運営方針において、令和９年度には収納率格差以外の項目を統一（準統一）することとされており、当市の国民健康保険税率についても県が示す標準保険税率に近づけていく必要があると考えます。

これからも埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、市国保運営協議会に諮りながら、適正な国保税率等を検討してまいります。

②【回答・国保医療課】子どもの均等割負担を廃止することについては、国保広域化に伴い策定された埼玉県国民健康保険運営方針において「決算補填に関わる繰入金は削減すること。」とされており、現状においては決算補填目的の法定外繰入金が増額となる減免を実施することは難しいと考えます。現在、未就学児の均等割について、その半額が減額されておりますが、この範囲の拡大について、埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して要望してまいります。

③【回答・国保医療課】般会計からの法定外繰入金については、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、法定外繰入金の削減・解消を図っていくところであり、決算補填目的の繰り入れは難しいと考えます。これからも埼玉県国保協議会や全国市長会などを通じて、国に対して国庫負担割合の引き上げや更なる財政支援を講じるよう要請をしてまいります。

④【回答・国保医療課】これまで、国民健康保険特別会計における不足に対して入間市国民健康保険財政調整基金を積極的に活用し、被保険者の税負担の増大を抑えてまいりました。その結果として、令和４年度の決算（見込）時点において、基金積立額のほぼ全てが無くなり、今後は基金からの繰入金を不足に充てることができない状況となっています。

　(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

①

②

③【回答・国保医療課】

国民健康保険法及び政令において、特別の事情もなく納期限から1年を超えて国保税の滞納が続いた場合は「被保険者資格証明書を交付する」と規定されています。「交付することができる」等と規定されているものではないため、一律に発行をやめることはできません。入間市では、短期被保険者証・被保険者資格証明書交付基準及び短期被保険者証・被保険者資格証明書事務取扱要領に基づき、郵送及び窓口での交付を適切に行っており、納税相談等をしている方には、被保険者資格証明書の交付は行っておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答・国保医療課】マイナンバーカードの活用拡大に向けた改正マイナンバー法などの関連法は、令和5年6月2日の参議院本会議で可決・成立しており、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止して「マイナ保険証」に一本化する流れは不可避と考えます。マイナンバーカードは保険証利用に限らず、国が進めるデジタル社会の基盤となっており、その信頼性の確保が重要であると認識しています。安全性の確保のために、誤りのないよう事務処理やチェックをおこなっていくことは勿論ですが、安全性やメリットについて丁寧に説明していく必要があるとも認識しております。なお、マイナカードを取得しない人・取得できない人に対して本人からの申請に基づき交付する「資格確認書」についても広報・周知を図る予定です。

②【回答・国保医療課】入間市では、短期被保険者証の期間は6ヶ月としています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答・国保医療課】入間市の国保税の減免基準については、平成31年4月より生活困窮世帯に対する減免基準を段階的に拡大しています。今後も「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」に基づき、申請者の個々の状況に応じて、適切に対応してまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答・国保医療課】国民健康保険一部負担金の減免基準については、平成31年度より貧困世帯に対する減免基準の拡大を実施しました。今後も「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」により適切に減免事務を行ってまいります。

②【回答・国保医療課】申請書については、「入間市国民健康保険税及び国民健康保険一部負担金減免等事務取扱要領」により規定していますが、減免の判断に必要最低限の記載内容としています。また、一部負担金の減免制度については、市公式ホームページに掲載している他、入間市民便利帳「いるまにあ」、被保険者証送付時の案内にも掲載し、生活支援課等と連携をしながら周知に努めています。

さらに、令和元年度から減免制度等の案内チラシを窓口で配付し、周知に努めています。

③【回答・国保医療課】

申請減免の可否の判断は、医療機関では行えないため、難しいものと思われます。また、仮に申請書等の預かりのみを行う場合であっても、必要書類等の確認等、医療機関に本来業務でない負担を強いることになるため、難しいと思われます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答・収税課】現在、市役所窓口で直接納付いただく方法の他に、金融機関やコンビニエンスストアでの納付、口座引落、電子決済など様々な納付方法を取り入れ、時間や場所を制限せずに納付できる環境を整えております。

一方、滞納者に対しては、租税法律主義の原則に基づいて、国税徴収法第４７条、地方税法第３３１条等により徴収職員は督促状を発して１０日経過すると財産を差押えなければならない規定になっております。その運用が自治体の裁量によって決められるという規定は全くございません。

しかし、督促状発布後、すべての滞納税に対して差押するには物理的な問題もあります。そのため、自主納付していただきたいことや、どうしても一時に納付できない方へは、計画的な納付に向けた納税相談をしていただくために、催告書を発行し、折衝機会を提示しながら事務を進めております。それでも納付の意思が確認できない方については、差押等の滞納整理を行う流れで事務を遂行しています。

納税相談等で、生活困窮等により「払う意思があるのに払えない方」等と判断ができた場合は、納税相談の際に生活実態を伺ったうえで、法令に則った猶予制度をご案内し負担分散を行う等の対応をしています。

年２回休日開庁での相談業務も行っております。納付が困難な方はぜひ納税相談をしていただきたいと思います。

②【回答・収税課】最低生活費を考慮せずに給与等の全額差押えは行っていません。滞納処分にあっては、差押え禁止の法令を遵守して遂行しています。

③【回答・収税課】租税法律主義の原則に基づいて、国税徴収法第４７条、地方税法第３３１条等により徴収職員は督促状を発して１０日経過すると財産を差押えなければならない規定になっており、その運用が自治体の裁量によって決められるという規定は全くございませんが、上記(8)①の回答のとおり、催告書を発行し事務を進めております。

差押えにあたり、財産状況調査を行い、余剰財産等を優先的に差押える等、生計・事業運営に対して考慮はしています。しかしながら、売掛金の外に対象債権等がない場合等については、売掛金の差押えもやむを得ないものとして遂行しています。

④【回答・収税課】ご存じのとおり、国民健康保険税も地方税法で規定された地方税です。そのため、租税法律主義の原則に基づいて、上記(8)①や③の回答のとおり滞納処分を行うこととなり、法令を遵守したうえで適切に対応しています。

他税目同様に収税課で徴収業務の管理を行っていることから、相談窓口の一元化に繋がっており、生活困窮者等についても生活支援課との連携がしやすいものと考えています。連携が適切に行われることにより、相談者への利便性はより向上するものと考えており、そのような観点からも、他税目と区別なく対応し、当事者の生活実態に即した総合的な対応が行えるものと考えています。国民健康保険税に限っての特別な対応は特にしておりません。納税相談等で生活実態を伺ったうえで、総合的な判断を行い、必要な方へは法令に則った猶予制度を適用し負担分散を行う等の対応をしています。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答・国保医療課】

②【回答・国保医療課】

①②合わせて回答

傷病手当金とは、もともと生産手段を有さない被用者性に着目して、労働不能な場合の労　働者の生活保障に由来した制度と解釈しています。

また、国保には、様々な就業生活形態の方が加入しており、自営業者等は被用者と異なり、療養の際の収入減少の状況も多様であり、所得補償として妥当な支給額の算出が難しいなどの課題が従来から指摘されていると認識しております。以上の理由から、被用者以外の者への支給は現実的でないと思われます。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答・国保医療課】国民健康保険法及び国民健康保険法施行令に基づき、市条例で次のとおり規定し、委員の　委嘱をしています。また、被保険者を代表する委員については、国保事業の適正かつ円滑な運営に十分な理解と熱意を有し、広く情報の収集・発信ができる人物であることを考慮して選任しています。公募については、検討しています。

１　被保険者を代表する委員　５人

２　保険医又は保険薬剤師を代表する委員　５人

３　公益を代表する委員　５人

４　被用者保険等保険者を代表する委員　３人

②【回答・国保医療課】入間市国民健康保険運営協議会の会議は、事前申込による傍聴を可能とし、市民に広く公開　し、開催しています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答・健康管理課】本市における特定健診は、本人・家族ともに無料で受けられます。

②【回答・健康管理課】本市では、特定健診と同時に各種がん検診を受けられる体制を整えています。ただし、受けられるがん検診の種類は医療機関により異なります。

③【回答・健康管理課】年間2回、対象者へはがきによる受診勧奨を実施します。具体的には、1回目は受診率が低い働き盛りの世代（40歳～59歳）や新型コロナウイルス感染症の流行により受診を控えていたと思われる方を対象に送付し、2回目は当該年度未受診者を対象に送付する予定です。

また本市独自の受診率向上対策事業として、9月を「特定健康診査受診強化月間」と定め、市内各所へのポスターの掲示や、市公式ホームページの活用による情報発信に取り組みます。

④【回答・健康管理課】各種健（検）診において取得する個人情報は全てシステムで管理しており、利用目的の範囲内で適切に取り扱っています。また、健（検）診結果は要配慮個人情報に当たるため、本人に渡すことを原則とし個人情報の流出を防止しています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答・財政課】4,098,487千円

②【回答・財政課】今後の市の財政状況はより一層厳しさを増していくことが予想されるため、国保税への財政調整基金の活用は予定しておりません。

【回答・国保医療課】これまで、国民健康保険特別会計における不足に対して入間市国民健康保険財政調整基金を積極的に活用し、被保険者の税負担の増大を抑えてまいりました。

その結果として、令和４年度の決算（見込）時点において、基金積立額のほぼ全てが無くなり、今後は基金からの繰入金を不足に充てることができない状況となっています。

**◆42日高市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険法の目的に沿った健全な事業運営の確保を心掛け、被保険者の誰もが安心して医療を享受できるよう努めてまいります。

**(2) 埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】平成30年度の制度改正以降は、国民健康保険が都道府県単位化され、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国民健康保険事業運営における中心的な役割を担うこととなりました。一方で市町村は、引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などを担っております。

このことは、これまでの市町村国保における被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差などの構造的な問題を解消するために実施されたもので、県内の多くの市町村が一般会計から法定外の繰入れを行っており、実質的な収支は赤字が続いていました。そのため、県が各市町村の収納率向上に向けた取組を支援するとともに、市町村の赤字の削減・解消に取り組むことが運営方針に掲げられ、市町村としても異なる保険税水準の統一を図るため、必要な取組を進めることが求められています。

しかしながら、保険税水準の統一による急激な変化は、被保険者の負担を大きく変動することになるため、直ちに保険税水準を統一することはせずに、段階を踏んで課題解決に取り組んでいく旨も本方針には示されていますので、今後も県及び各市町村の状況や動向を注視してまいります。

②【回答】一般会計からの法定外繰入は、国民健康保険の被保険者以外の方を含めた全市民の負担となっていることから、県の示す標準税率を考慮しながら保険税率を見直し、一般会計からの法定外繰繰入の金額を段階的に減少させていかざるを得ない状況となっています。

③【回答】国民健康保険運営方針における一般会計からの法定外繰入、決算補塡目的（赤字）繰入の解消計画の方針に基づき、国民健康保険を運営するためは、保険税率の増加は必須となってしまいます。このことから、県や各市町村の状況を常に注視してまいります。

④【回答】子どもの均等割軽減の範囲拡大については、引き続き要望してまいりたいと思います。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】昨年度の医療給付費分についての応能割と応益割は低所得者に配慮した約７対３という状況でした。今後につきましても県の動向を注視してまいります。

②【回答】子どもの均等割軽減の範囲拡大については、引き続き要望してまいりたいと思います。

③【回答】一般会計からの法定外繰入につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針により、各市町村が目標年度までに赤字を解消していくこととなっております。また、一般会計からの法定外繰入は、国民健康保険の被保険者以外の方を含めた全市民の負担となっていることから、県の示す標準税率を考慮しながら保険税率を見直し、一般会計からの法定外繰繰入の金額を段階的の減少させていかざるを得ない状況となっています。しかしながら、保険税の増加は、被保険者の方の負担増となるため、段階的に削減していきたいと考えております。

④【回答】一般会計からの法定外繰入を行っているため、日高市国民健康保険財政調整基金には新たな積立てができず、繰入れを行うことはできない状況です。

**(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国民健康保険制度の維持、被保険者間の負担の公平性を保つためにも資格証明書の交付は止むを得ないものと考えます。

②【回答】滞納者との接触の機会を確保するため、必要なものと考えます。

③【回答】資格証明書については、医療の受診抑制を目的としたものでなく、滞納者との接触の機会を確保するための制度であり、長期にわたり保険税の納付がなく、納税相談等に応じていただけない方に交付しており、被保険者間の負担の公平性を保つためには必要なものと考えております。

なお、資格証明書を発行した後であっても、特別な事情により医療が必要な方については、短期被保険者証への切り替えを行っています。

**(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】マイナ保険証の取扱いについては、今後も国の動向を注視してまいります。

②【回答】滞納者との接触の機会を確保するために短期被保険者証の交付を行っておりますが、短期被保険者証を６か月のみとしてしまうと短期証の更新時のみ保険税の納付を行い、更新時以外は保険税の納付をしない方が存在することから、被保険者間の負担の公平性が保てなくなってしまいますので、期限が６か月以外の短期被保険者証の交付は必要と考えます。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

①【回答】国民健康保険税の減免につきましては、条例に規定し、基準に該当する世帯に対して実施していますが、低所得の世帯に対する市独自の減免の拡充は予定しておりません。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】生活困窮世帯に対する生活保護基準の適用につきましては、国の基準に沿って実施してまいります。

②【回答】申請書の変更の予定はありません。③【回答】医療機関の会計窓口での手続を実施する予定はありません。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】相談徴収業務につきましては、コンビニエンスストアでの納付など各種納税方法を用意し、納税の利便性の確保に努めています。また、納期限内に納税がお済みでない方に対しましては、催告書等により納付を促し、納付することが難しい方は納税相談に来庁いただくよう、ご案内をしているところです。この他、夜間や休日窓口を設け、ご利用いただいているところです。

②【回答】市税の徴収、差押えにつきましては、地方税法及び国税徴収法等に基づき執行しています。ご理解いただくようお願いいたします。

③回答】市税の徴収、差押えにつきましては、地方税法及び国税徴収法等に基づき執行しています。ご理解いただくようお願いいたします。

④【回答】市税の徴収、差押えにつきましては、地方税法及び国税徴収法等に基づき執行しています。ご理解いただくようお願いいたします。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当の支給につきましては、国が示す範囲内で実施してまいります。

②【回答】傷病手当金の恒常的な施策につきましては、実施の予定はございません。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】他市町村の事例を参考に検討してまいります。

②【回答】他市町村の事例を参考に検討してまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】当市では、特定健康診査は１年度内、１回につきましては、本人負担額はありません。

②【回答】集団で特定健康診査を受ける場合には、肺がん・結核検診、大腸がん検診、胃がん健診を併せて受けることが可能です。

③【回答】診率向上の対策として、受診勧奨のはがきの送付、集団健診の土日開催、広報紙やホームページ等に掲載するなどの啓発をしています。また、受診キャンペーンを実施し、被保険者の受診意欲の向上が図れるよう努めています。

④【回答】個人情報の管理については、業務上必要なもの以外触れることができないようにし、保管場所に施錠を行う等の管理をしています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】日高市国民健康保険財政調整基金の基金保有額は、約１万３千円です。

②【回答】一般会計からの法定外繰入を行っているため、日高市国民健康保険財政調整基金には新たな積立てや残金が無く、繰入れを行うことはできない状況です。

**◆43行田市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】市町村国民健康保険は、他の医療保険に比べ高齢者や低所得者層が多く加入していることから財政基盤が脆弱であり、また、市町村規模による格差など構造的な問題があります。本市では、国保の安定的な運営のため、事務の効率的な運営が図れるよう、共同保険者の県と標準化や共同化の取り組みを進めるとともに、国保財政基盤の強化のため、全国市長会等においても国に対し財政支援をさらに拡充してほしい旨を要望しております。引き続き、誰もが安心して医療を受けることができるよう安定した国保運営に努めてまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】県では、令和６年４月からの埼玉県国保険運営方針（第３期）を策定中です。本方針にお

いては、保険料水準の統一を方針としていることから、本市では、引き続き共同保険者の県

と適切な制度運営が図れるように取り組んでまいります。

②【回答】本市では、毎年度一般会計からの繰入金で国保財政の恒常的な財源不足を補っております。一方で、法定外繰入金については、原則削減・解消するという国の基本的な考え方があり、県においても、埼玉県国保運営方針の中で、段階的に赤字の削減・解消を行うこととしております。

③【回答】埼玉県国保運営方針（第３期）（案）では、財政の安定と被保険者間の公平性の観点から保険税水準の統一を方針としています。また、埼玉県が推進する地域保健医療計画においては、被保険者が県内どこに住んでいても安心して医療を受けることができるよう、市町村は地域の関係団体、保健所等との連携を図りながら、地域医療体制計画の推進に努めるとともに、医療保険者は特定健康診査、特定保健指導の実施体制の充実強化に努めることとされています。被保険者がどこに住んでいても安心して保健や医療が受けることができる医療提供体制については、機会を捉えて県に要請してまいります。

④【回答】国保税の減免については、行田市国民健康保険税条例に基準を定めており、受益と負担の観点から納税者の担税力に応じた取扱いをしております。子どもの均等割については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和４年４月１日から未就学時の均等割の軽減措置を実施しております。本市の国保財政は厳しい状況であることから、年齢を拡大した子ども均等割額相当への財政支援は難しいものと考えておりますが、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財政支援や対象年齢の拡大等、制度の拡充を国に要望してまいります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください**。

①【回答】国保税の賦課に際しては、被保険者全体で制度を支えるという観点から、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスが重要であると考えております。

②【回答】子どもの均等割については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和４年４月１日から未就学時の均等割の軽減措置を実施しております。本市の国保財政は厳しい状況であることから、年齢を拡大し子どもの均等割額相当への財政支援は難しいものと考えておりますが、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財政支援や対象年齢の拡大等、制度の拡充を国に要望してまいります。

③【回答】本市では、毎年度、一般会計からの繰入金で国保財政の恒常的な財源不足を補っております。一方で、法定外繰入金については、原則削減・解消するという国の基本的な考え方があり、県においても、埼玉県国保運営方針の中で、段階的に赤字の削減・解消を行うこととしております。なお、法定外繰入金を増額することは、国保加入者以外の市民負担増にもつながることから、一般会計からの繰入金を必要以上に増額することは難しいものと考えております。

④【回答】本市では、毎年度、一般会計からの繰入金で国保財政の恒常的な財源不足を補っており、基金からの繰り入れは行っておりません。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】本市では、被保険者の税負担の公平性を保つため、滞納者に対し、より多くの接触機会を持ち、納税相談等に応じるための措置として、国保税納期限から１年以上経過している滞納がある世帯に短期被保険者証を交付しております。

②【回答】本市では、被保険者の税負担の公平性を保つため、滞納者に対し、より多くの接触機会を持ち、納税相談等に応じるための措置として保険証の窓口留置をしておりますが、やむを得ない理由により納税相談ができない状況で、入院等により保険証の使用希望の申し出があった場合などには、個別に対応しております。

③　資格証明書は発行しないでください。

【回答】

本市では、現在、資格証明書を発行している事例はありません。

(5)**マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】マイナ保険証は、服薬、特定健診等の情報を閲覧できるようになり、データに基づくよりよい医療が提供されるメリットがありますが、健康保険証がなくなることで医療機関に受診できないような事例が生じないようにしなければならず、その対応が重要であると考えております。なお、国は現行の健康保険証の廃止について、国民の不安を払しょくするために丁寧な対応を強力に推進しており、現時点においては、国に健康保険証の廃止を中止するよう求めることは考えておりません。

②【回答】本市では、短期保険証の期間は６か月としております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保税の減免につきましては、行田市国民健康保険税条例に基準を定めており、受益と負担の観点から納税者の担税力に応じた取扱いをしております。また、低所得者世帯の軽減については、平成２５年度から７割・５割・２割の負担軽減を実施しており、令和５年度においても軽減世帯を拡大しております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免または徴収猶予につきましては、行田市国民健康保険規則第１２条から第１４条に定める規定により対応しております。本市では、東日本大震災や令和元年の台風１９号の被保険者に対し減免を行っており、今　後におきましても制度の趣旨に沿った適切な運用に努めてまいります。なお、経済的な理由による医療費負担に対する相談がありましたら、他の公的制度の利用　についてもご案内させていただくなど、適切に対応してまいります。

②【回答】申請書の様式につきましては、他の自治体の様式等を参考に検討してまいります。

③【回答】医療機関の会計窓口において軽減制度の手続きを行うことは、医療機関の協力をはじめ、個人情報の取扱いなど課題も多いことから、実施は難しいものと考えております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国民健康保険税等の滞納者に対しては、納税相談の機会を拡充できるよう努め、それぞれの生活状況、収支状況等や滞納となる原因を把握したうえで滞納整理を進めております。生活が困窮している方には、個々の状況に応じた納付計画、納付方法、徴収緩和などを実施しており、その実情に応じて生活再建支援を担当する窓口を紹介するなどの対応を行っております。

②【回答】滞納処分を行う際には、納税折衝や財産調査をもとに生活状況や収支状況を確認しております。その結果、最低生活費等を考慮したうえで、納税する財産があるにも関わらず納税していただけない方への手段として、国税徴収法、地方税法などの法令に基づき、適正かつ慎重に財産の差押を行っております。

③【回答】売掛金等、財産の差押処分につきましては、督促状や催告書を送付しても納税相談をいただけない場合や納付約束が履行されない場合などに、税の公平性の観点から地方税法の定めるところにより適正かつ慎重に執行することになります。

④【回答】国民健康保険税に限らず、滞納者に対しては、それぞれの生活状況、収支状況等や滞納となる原因を把握したうえで滞納整理を進めております。今後も納税折衝や財産調査をもとに、適正な滞納処分の執行または停止を行ってまいります。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】財政支援については、様々な機会を捉えて国や県へ要請してまいります。

②【回答】傷病手当金については、国保の保険給付の中で、保険者が財政上余裕のある場合などに条例等を制定し支給する任意給付に位置付けられております。新型コロナウィルス感染症の傷病手当金については、緊急的・特例的な措置として、支給に要した費用の全額が国から財政支援されておりましたが、本市の国保財政は、毎年度、一般会計からの繰入金で恒常的な財源不足を補う、厳しい財政状況が続いております。国や県からの財政支援がない状況で、恒常的な施策としての傷病手当金の支給または傷病見舞金制度を創設することは難しいものと考えております。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】本市の国保運営協議会は、被保険者を代表する委員を公募しております。

②【回答】引き続き被保険者を代表する委員を公募するなど、国保運営に市民の意見が反映されるよう努めてまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健診は、令和３年度からすべての対象者に対し無料で実施しています。

②【回答】本市の特定健診及びがん検診の一部は医療機関での個別健診として実施しており、指定医療機関がほぼ同一であるため、予約の際に本人が申し出ることにより同時に受診することは可能です。なお、受診案内には、特定健診とがん検診を同時に受診できる旨を記載し、受診を促しております。

③【回答】健診の自己負担無料化を継続し、未受診者に対してはハガキや電話による受診勧奨を実施します。また、受診特典としてのインセンティブ、職場健診受診者からの結果の提供事業、治療中の方へ診療情報提供事業等を行い、受診率向上に努めてまいります。

④【回答】保健事業の実施にあたり、個人情報の取扱いに関しては行田市個人情報保護条例及び行田市情報セキュリティポリシーを遵守しながら、適正に管理しております。　　　　また、外部に委託する際にも、個人情報の厳正な管理や目的外使用の禁止等を契約に定めるとともに、委託先の管理状況の把握に努めております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末時点における財政調整基金現在高は、1,965,906,483円です。

②【回答】財政調整基金は、経済不況等による大幅な税収減によって収入が不足したり、災害の発生による多額の経費が必要になるなどの不測の事態に備え、積み立てておく必要があり、国保税への活用は難しいものと考えております。

**◆44加須市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国保年金課

国民健康保険は、誰もが等しく適切な医療を受けることができるように、加入者全員で助け合う制度です。国民健康保険制度が瓦解しないような安定的な運営が必要という大前提のもと、埼玉県への納付金額の見込み、そして国保加入者の負担である国保税額と一般会計からの法定外繰入額とのバランス、経済状況などを総合的に見極めながら、国民皆保険制度を維持していきたいと考えています。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国保年金課

市町村国保には、被保険者の構成、脆弱な財政基盤、市町村規模の格差等の構造的な問題があり、その問題を解決するため、国の財政支援の拡充により、財政基盤を強化した上で、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、埼玉県が財政運営の責任主体となりました。保険税水準の統一は、負担と受益の公平性の観点から県内全ての市町村の収支の均衡を図り、収納率の向上や医療費の適正化により赤字の削減・解消に取り組み、国民健康保険の安定的な運営を図るものでございますので、今後も引き続き、医療費等の給付と保険税そして一般会計の負担とのバランスを踏まえて、県内保険税率の準統一に向けて、適正な課税方法を検討してまいります。

②【回答】国保年金課

国及び県の要請に基づき、赤字削減・解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化の取組、適正な保険税率の設定等により、赤字の削減・解消に努めるとともに、県の保険者努力支援制度等を活用して国保財政の健全化を図っているところです。しかし、被保険者数の減少とは反比例し、一人当たり医療費は年々増加傾向にあります。独立採算制が原則の特別会計において、赤字の削減・解消は必要です。本市の赤字額は多額であるため、短期間での赤字解消は困難であることから、やむを得ず一般会計からの繰入金で赤字を補填しています。引き続き、保険税収入と保険給付及び一般会計の負担とのバランスを踏まえて、持続可能な国保となるよう努めてまいります。

③【回答】国保年金課

保険税水準の統一は、負担と受益の公平性の観点から県内全ての市町村の収支の均衡を図り、収納率の向上や医療費の適正化により赤字の削減・解消に取り組み、国民健康保険法第1条の趣旨にのっとり国民健康保険の安定的な運営を図るものと認識しております。

④【回答】国保年金課

国の通知において、画一的な基準で保険税を減免することは適切ではないとされているとともに、受益者負担の観点から一定の負担はやむを得ないこと、また、本市の国保財政は相当厳しい状況であることから、18歳までの子どもの均等割の減免は困難と考えております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国保年金課

本市の令和４年度当初賦課決定段階における応能割と応益割の割合は、概ね６３：３７であります。国保の都道府県化となり、埼玉県から標準税率が示されておりますが、本市は、今後においても医療費等の給付と国保税そして一般会計の負担とのバランスを毎年度検証し、当市の現状を踏まえながら適正な課税方法を検討してまいります。

②【回答】国保年金課

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和４年４月１日から施行されたことに伴い、令和４年度の保険税から未就学児に係る保険税均等割額の５割軽減を実施しています。国の通知において、画一的な基準で保険税を減免することは適切でないとされているとともに、受益者負担の観点から一定の負担はやむを得ないこと、また、本市の国保財政は相当厳しい状況であることから、子どもの均等割の廃止や一律減免は困難と考えております。

一方、本市においては、子育て世代の方々に、国保税を適正にご負担いただいた上で、お子さんの医療費の窓口払いの本人負担（就学前２割、就学後３割）の無料範囲を中学校修了前から18歳まで拡大し、医療費負担の軽減など子育て支援の充実に努めています（令和５年７月１日現在）。

③【回答】国保年金課

 本市は、これまでも医療費等の給付と国保税収入、そして一般会計の負担との関係を毎年度検証しながら、国保税率を改正しており、一般会計からの繰入については国保加入者以外の市民の方々との公平性という観点など多方面から検討し対応して参りました。今後においても、これまでの考え方を踏襲しながら、国・県の動向を踏まえ、本市の財政状況も勘案しながら適切に運営してまいります。

④【回答】国保年金課

本市の国民健康保険事業特別会計には、基金はございません。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国保年金課

 短期被保険者証の発行については、被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき適切に対応しております。

②【回答】国保年金課

 短期被保険者証や被保険者資格証明書を含めた被保険者証については、郵便で発送しています。今後につきましても適切な対応に努めてまいります。

③【回答】国保年金課

 被保険者資格証明書の発行については、被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき適切に対応しております。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国保年金課

マイナンバーカードと健康保険証利用の一体化に伴う紙の健康保険証の廃止は令和６年秋から施行される見込みです。今後の国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

②【回答】国保年金課

短期証の交付については、本市では平均所得以上の所得があり、納税の意思がみられない方などを対象に、公正・公平の観点から行っており、滞納額を基準に3か月及び6か月の短

期被保険者証を交付しています。今後も引き続き適切に対応してまいります。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保年金課、収納課

現在、国民健康保険税の減免につきましては、加須市国民健康保険税条例第２７条（国民健康保険法第７７条）に基づき、前年の総所得金額に比し、本年の所得が皆無又は著しく減少した方や、災害等により生活が著しく困難となった方又は、貧困により公私の扶助を受ける方等に対して実施しております。しかし、生活保護基準を根拠とした減免等につきましては、被保険者が保険医療機関等に支払う一部負担金を減免等する際に、加須市国民健康保険に関する規則第１５条（国民健康保険法第４４条）に基づき、事務処理要領を定めて、生活保護基準の１．２倍以下の生活困窮世帯に適用しているところです。従いまして、生活保護基準を適用いたしました減免等につきましては、一部負担金の減免 に適用しておりますので、当該基準の引き上げにつきましては、今後、調査研究に努めてまいりたいと思います。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】国保年金課 現在、加須市国民健康保険に関する規則第15条の取扱事務については、要領を定め、生活保護基準の1.2倍以下の生活困窮世帯に適用しております。従いまして、当該基準の引き上げにつきましては、今後、調査研究に努めてまいりたいと思います。

②【回答】国保年金課

 免除等を決定する上で必要な事項を記載いただくことから、今後においても現行の申請書を使用していく考えです。しかし、他の申請書等も含めお客様が記載しやすいようにするための工夫は、引き続き検討してまいります。

③【回答】国保年金課

免除等を決定する上で必要な事項を記載いただくことから、行政窓口以外での手続きは、個人情報保護の観点からも難しいものと考えます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】収納課

納付が困難で滞納している方に対しては、予告なしに滞納処分を行うのでなく、督促状や催告書により事前に納付を促しております。滞納している方から納税相談があり、資力があると認められた場合は、一括納付を促しております。そのうえで、一括納付ができるにも関わらず、引き続き滞納している場合には、滞納処分を行っております。

しかしながら、相談時点において、一括納付が困難な場合には、法令に則り、家族状況や収支状況などの質問や調査を行い、納税資力を確認したうえで、分割納付の妥当性を判断しております。分割納付は、一括納付が困難な場合の例外的な取り扱いであるため、分割納付中であっても預貯金・生命保険・給与・不動産等を調査し、市税に充てることができる財産が見つかった場合には、納期限までに納税された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分を行っております。

一方、所得や財産が無く生活が困窮している方に対しては、地方税法の規定に基づき、滞納処分の執行停止を行うなど適切に徴収緩和措置を講じております。さらに、納税折衝を進める中で著しい生活困窮が見受けられる場合には、福祉部門等と連携して実情に即した対応も行っております。

②【回答】収納課

給与等の差押えにつきましては、法令で定める差押禁止財産を踏まえ、納税者の最低限度の生活を考慮し、適正に滞納処分を行っております。また、給与が振り込まれた預貯金口座を差し押える際には、給与の差押禁止額の考え方を準用して全額取り立てせず、最低生活費に配慮した額を差し押さえる対応としております。

③【回答】収納課

売掛金についても、差し押さえることができる債権であることから納期限までに納税された方との公平性を保つため、差押えを実施することがあります。滞納処分につきましては、納税折衝や財産調査等の結果により、滞納されている方の実態を把握したうえで総合的に判断しております。

④【回答】収納課

国保税は地方税法を根拠に賦課徴収する税目であることから、市民税や固定資産税等の税目と同様の対応を行っております。そのため、滞納となった場合には、預貯金・生命保険・給与・不動産等を調査し、市税に充てることができる財産が見つかった場合には税負担の公平性を保つため、やむを得ず滞納処分を行っております。一方、財産がないことが判明した場合には滞納処分の執行停止を行うなど徴収緩和措置を講じております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】国保年金課

被用者以外への支給については、傷病手当金の趣旨や支給要件などの点からも困難である、と認識しております。

②【回答】国保年金課

傷病手当は、本来被用者に限定した制度であり、国保における傷病手当金は、財政上余裕がある場合に限り、支給できるものです。今回の支給の趣旨は、感染症法上で2類相当に位置付けられていた新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備するための緊急、特例的な措置です。従いまして、傷病手当の恒常的な支給につきましては、困難であると認識しております。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国保年金課

自治会や医師会等の関係団体へ委員の推薦を依頼し、推薦のあった方に運営協議会委員を委嘱しております。公募制につきましては、選出方法などを含め引き続き検討してまいります。

②【回答】国保年金課

市民の意見等を直接聴く機会等の検討をしてまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】いきいき健康長寿課

加須市国民健康保険における特定健康診査については、対象者は全て無料で受診できます。

②【回答】いきいき健康長寿課

本市では、がん検診と特定健診は、集団検（健）診及び個別検（健）診ともに同時に受診できます。

③【回答】いきいき健康長寿課

けんしんパスポート、国保健診、後期健診受診券の個別通知や、集団検診の予約方法にＷＥＢ予約システムの導入、未受診者へAIを活用した受診勧奨の実施、ホームページやＳＮＳ（市公式LINE）を活用した周知などの取組を進めてまいります。

④【回答】いきいき健康長寿課

市民の健康状態などの個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律、加須市個人情報の保護に関する法律施行条例、情報セキュリティ基本方針等の各種規程を遵守しており、引き続き適正に管理してまいります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】財政課

令和４年度の財政調整基金について、元金と利子を合わせて884,089円を積立て、財政調整基金の年度末残高は2,727,909,790円となっています（令和５年３月31日現在）。

②【回答】国保年金課

独立採算制が原則の特別会計において赤字の削減・解消は必要です。本市では、平成30年度から令和6年度までを計画期間とする赤字削減・解消計画を策定していますが、本市の赤字額は多額であるため、短期間での赤字解消は困難であり、やむを得ず一般会計からの法定外繰入金で赤字を補填しています。したがって、国保税を引き下げるために財政調整基金を活用し、赤字を補てんする法定外繰入金を増額することは困難と考えます。

**◆45羽生市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国保制度の安定的な運営が図れるよう努め、誰もが安心して医療にかかれるようにしてまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】当市においては、今後の国保税率の段階的な変更を検討していく上では、被保険者の所得層や世帯構成を踏まえて、被保険者の負担を考慮してまいります。

②【回答】国は、法定外繰入を国保加入者以外の方の負担増につながることから慎重に判断していく必要があると指摘するとともに、「埼玉県国民健康保険運営方針」では、いわゆる法定外繰入は解消すべき赤字と定められております。当市では、被保険者負担を考慮し、基金の活用も含めた適切な保険税負担を検討してまいります。

③【回答】県の第３期国保運営方針の策定に当たっては、県が主催する会議の場等を活用してまいる所存です。

④【回答】子どもの均等割負担減免については、減免分の財源確保が困難であると考えております。国において公費による補填の仕組みが制度化されるよう、動向を注視してまいります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】当市では、埼玉県国民健康保険運営方針」に則り、今後において国保税率の段階的な変更を検討していく上で、被保険者の所得層や世帯構成を踏まえて、被保険者の負担を考慮していく考えです。

②【回答】子どもの均等割負担の廃止については、廃止分の財源確保が困難であると考えております。国において公費による補填の仕組みが制度化されるよう、動向を注視してまいります。

③【回答】一般会計からの法定外繰入金については、県の運営方針では法定外繰入は解消すべき赤字と定められております。当市では被保険者負担を考慮し、基金の活用も含めた適切な保険税負担を検討してまいります。

④【回答】当市においては、今後の国保税率の段階的な変更を検討していく上では、激変緩和を図るため、基金の活用も含めた適切な保険税負担を検討してまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、適切に対応してまいります。

②【回答】被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、適切に対応してまいります。

③【回答】当市においては、現在のところ資格証明書の発行は行っておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】マイナ保険証の制度設計に係る今後の動向を注視しながら、被保険者が適切に医療受診ができるよう、対応を検討してまいります。

②【回答】被保険者の経済状況等を充分に聞き取りしながら、適切に対応してまいります。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①　【回答】当市では、納税通知書、市の広報、ホームページ等を通じて納税相談についてお知らせするとともに、自主納付の呼び掛けや分割納付の相談等をご案内しております。また、倒産・解雇等の理由で職を失った方を対象とした国保税軽減制度についても併せて周知しているところです。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険制度は、相互扶助の理念により成り立っておりますが、滞納しがちな低所得世帯の場合、各々の生活実態を踏まえて随時相談を受け、解決策を見出してまいりたいと考えております。近隣市の状況を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

②【回答】近隣市の状況を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

③【回答】申請には、状況確認が必要となるため、対応は難しいと考えております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納付期限を経過しても納付いただけない納税義務者の皆さまに対しては、督促状の発送、文書や電話による催告により、自主納付や納税相談を促しています。また、これに応じていただけない場合は、法令に基づき財産調査などを実施し、納税義務者ごとの生活状況や納付資力に応じた徴収業務を行っています。

②【回答】給与などの債権については、国税徴収法等の法令に定められた差押禁止財産を差し引くなど、判明した収入を勘案した処分を実施しています。また、財産調査により最低生活費を下回るなど、生活困窮が確認でいた場合は、法令により納税の猶予や執行停止などの納税緩和も実施しております。

③【回答】売掛債権については、税の公平な負担の観点から、各種催告にも応じていただけないなど、納税誠意を失している場合にやむを得ず実施しております。また、売掛先からの差押処分と同時に即時取立ては実施しておりませんので、一方的な実施は控えております。

④【回答】国民健康保険は相互扶助の理念により成り立っておりますので、それぞれの生活状況を勘案した対応となります。　よって、市税と同様に、地方税法に則り、納税相談や財産調査などにより判明した生活状況に応じた滞納処分や納税緩和により、早期解決に導きたいと考えております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】近隣市の状況を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

②【回答】近隣市の状況を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】当市では、医療関係者、公益を代表する者のほか、被保険者の方についても市民の方からの推薦により委員として委嘱しております。公募につきましては、実施している自治体を参考に検討してまいります。

②【回答】審議の中で市民の意見が反映されるよう、適切に運営してまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】厳しい財政事情と受益者負担の観点から、特定健康診査の自己負担額は、通常1,000円をご負担いただき、世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が非課税の場合は無料とさせていただいております。また、特定健診受診者で生活習慣病のリスクが一定以上ある方には、特定保健指導を無料で実施しております。

②【回答】当市では、特定健診と同時に受けられるがん検診もあり、特定健診の案内でお知らせしております。

③【回答】受診期間を令和５年度から２カ月延長しましたので、受診機会の拡大を広く周知してまいります。

【回答】個人情報の管理については、個人情報保護法等に基づき、留意してまいりたいと思います。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末の当市財政調整基金残高は、1,850,873千円です。

②【回答】財政調整基金の目的及び使途については、地方財政法及び羽生市財政調整基金条例に規定されており、市財政全体の年度間調整や、災害等の緊急時に備えるために積み立てている財源です。今後も国民健康保険基金の活用も含めた適切な保険税負担を検討し、国保財政の健全な運営に努めます。

**◆46久喜市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険課

保険税水準の統一については、負担と受益の公平性の観点から、県内全ての市町村が同等の被保険者サービスの提供や医療費適正化対策に取り組む必要があるなどの課題があり、埼玉県では直ちに保険税水準を統一することはせずに、段階を踏んで課題解決に取り組むこととされております。本市におきましても、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険の安定的な運営に努めてまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国民健康保険課保険税水準の統一を図る観点から、財政運営の責任主体である埼玉県が、市町村ごとの標準税率を算定することとされており、次期国保運営方針（原案）には、令和９年度の保険税水準の準統一において県内全ての市町村が標準税率どおりに賦課する方針が示されております。本市におきましては準統一時に被保険者の急激な負担増とならないよう配慮し、段階的に標準税率へ近づけていく見直しを行ってまいります。

②【回答】国民健康保険課

国民健康保険は平成３０年度から都道府県単位化され、都道府県が財政運営の責任主体となったことに伴い、県と市町村は、県が定める国民健康保険運営方針に基づき共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営を図っていく必要があります。

令和２年１２月に埼玉県が策定した埼玉県国民健康保険運営方針（第２期）において、赤字削減・解消の取組や目標年次等が示されておりますので、本市におきましても、本方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めてまいります。

③【回答】国民健康保険課

国民健康保険の安定的な運営を図るため、国に対して、被保険者の財政運営に支障が生じないよう、十分な財政措置を講じること、また保険税負担が急激に増えることのないよう、十分な財政措置を講じることなどを要望していますが、引き続き要望してまいります。

④【回答】国民健康保険課

子どもにかかる均等割負担については、令和4年度から未就学児を対象に5割を公費により軽減する制度が開始されました。また、均等割負担は所得の低い方にとって負担となることから、7割、5割、2割の軽減が適用される制度があり、低所得の世帯の税負担の軽減を図っているところでございます。　これらの軽減制度につきましては、国の基準を超えて市が独自に定めることはできない仕組みとなっておりますことから、均等割をなくす考えはございませんが、軽減の拡充について引き続き国に要望してまいります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険課

国民健康保険は、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険税として世帯の人員に応じた応分の保険税を負担いただいているものでございます。応能割のみの保険税率とすることは安定的な財源確保を困難にするとともに、税負担の公平性を損なうことから実現は難しいと考えております。なお、応益割は所得の低い方にとって負担となることから、7割、5割、2割の軽減が適用される制度があり、低所得の世帯の税負担の軽減を図っているところです。

②【回答】国民健康保険課

子どもにかかる均等割負担については、令和4年度から未就学児を対象に5割を公費により軽減する制度が開始されました。この制度の拡充について、引き続き、全国市長会等を通じて、国へ要望してまいります。

③【回答】国民健康保険課

埼玉県国民健康保険運営方針（第２期）において、赤字削減・解消の取組や目標年次等が示されておりますので、本市におきましても、本方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めてまいります。したがいまして、一般会計からの繰入の増額については、考えておらないところです。

④【回答】国民健康保険課

本市では、これまで基金を活用することで税率を据え置いてまいりましたが、令和９年度の保険税水準の準統一に向けて、段階的に標準税率に近づけていくことで、被保険者の急激な負担増とならないよう努めてまいりたいと考えています。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国民健康保険課

資格証明書や短期保険者証の発行については、納税相談等の機会を確保し、国民健康保険事業の適正な運営と負担の公平を図る上で、必要なものと考えておりますことから、対応の変更は考えておりません。

②【回答】国民健康保険課

短期保険者証の方には原則、窓口交付により納税相談の機会を確保しておりますが、窓口に来ない方については留め置きをせず、一定期間経過後に郵送しております。

③【回答】国民健康保険課

資格証明書は、国民健康保険法第９条第６項の規定に基づき、被保険者証に代わり交付するので、被保険者資格を有することを証明するものです。　資格証明書で医療を受ける場合は、医療費の全額を一旦自己負担することになりますが、支払った医療費は、後日、市役所に申請することにより、本来の自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができるものとなっております。　なお、本市ではここ数年、発行した実績はありません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国民健康保険課

マイナンバ―法等の一部改正に当たり、経過措置にて、保険者が必要と認めるときは、当分の間、申請不要で「資格確認書」を提供することができる規定が設けられました。現段階では、国から「資格確認書」の様式を含めた具体的な取り扱いが示されていないことから、今後、国の動向を注視してまいります。

②【回答】国民健康保険課

短期保険者証の発行については、国民健康保険事業の適正な運営と負担の公平を図る上で、納税相談等の機会を確保しつつ、６か月間の有効期間で発行しております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険課

国民健康保険税は、解雇など失業者の特例の軽減制度があることから、独自の減免制度の拡充は考えておりません。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険課

国民健康保険法第４４条及び久喜市国民健康保険に関する規則に規定されております一部負担金の減免につきましては、市の取り扱いを定めた「久喜市国民健康保険一部負担金の減免、免除又は徴収猶予事務取扱要綱」に基づき対応しているところでございます。なお、生活保護基準を目安とした減免基準につきましては、減免対象者の収入額の要件として、生活保護基準１．２倍以下としているところでございます。一部負担金減免制度の拡充につきましては、広域化に伴い、県内の状況を見ながら制度の在り方を検討しているところでございます。

②【回答】国民健康保険課

被保険者の生活実態に即して適正に実施するため、必要最小限で簡易な申請書類となっております。

③【回答】国民健康保険課

一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の決定は市が行うものでございます。また、申請書には添付書類に個人情報の記入もあることから市役所で手続きをお願いいたします。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】収納課

国民健康保険税の徴収につきましては、納期限を過ぎても納付がない場合に督促状を送付し、その後も納付がない場合には、電話や文書での催告により、納付又は納税相談をしていただくよう働きかけております。

納税相談にあたっては、相談者の収入状況、支出状況、資産状況及び世帯の状況など個々の状況を詳しく聞き取り、一括納付が困難と認められる場合には、分割納付などで対応しております。また、納税の猶予制度に該当する場合には、適宜、制度の利用を案内するほか、生活困窮に陥っていると判断される場合には、滞納処分の執行停止を行っております。

なお、納付も相談もなく、財産調査によって納税資力があると認められる場合には、やむを得ず、法に基づき差押等の滞納処分を実施しております。

②【回答】収納課

滞納処分として給与等を差し押さえる場合には、法令で定められた最低生活費等の差押禁止額を控除して行っております。

③【回答】収納課

国民健康保険税を滞納している方に対する差押につきましては、督促や催告を行っても納付や納税相談を行っていただけず、財産調査の結果、納税資力があると認められる場合に実施しております。

また、差押を行うにあたっては、できるだけ滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える影響の少ない財産を選択して実施しております。

④【回答】収納課

税の滞納に対しては、市税、国民健康保険税にかかわらず、納税相談をとおして対象者の生活状況を把握し、個々の実態に応じて対応しております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】国民健康保険課

本市における傷病手当金の支給は、国の財政支援の範囲内で行うこととしております。このようなことから、国が示した基準を超えて行うことは考えておりません。

②【回答】国民健康保険課

本市における傷病手当金の支給は、国の財政支援の範囲内で行うこととしております。このようなことから国が示した基準に準じて行っております。なお、現在のところ、この基準を超えて行うことは考えておりません。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国民健康保険課

国保運営協議会委員のうち、第１号委員の被保険者代表(５名)につきましては、公募のうえ選任しております。

②【回答】国民健康保険課

久喜市国民健康保険運営協議会委員１８名のうち、第１号委員から第３号委員（１５名）につきましては、本市の市民が構成員となっており、市民の意見が十分反映できる体制となっているものと考えております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】国民健康保険課

平成２４年度から特定健康診査の本人負担は無料にしております。

②【回答】国民健康保険課

本市では、個別がん検診と特定健康診査を指定医療機関で実施しておりますが、どちらの検（健）診も実施している指定医療機関においては同時に受けられるようになっております。

③【回答】国民健康保険課

本市では、受診率目標達成のため、未受診者に対し、受診勧奨はがきやアドバイスシートの　送付に加え、診療情報提供事業を実施しております。また、２０２３年度から、一定の要件を満たし、早期に受診していただいた対象者に対し、抽選の上、受診特典を付与するインセンティブ事業を開始し、受診率の向上を図っております。

④【回答】国民健康保険課

個人情報につきましては、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に管理を行っております。引き続き、個人情報の管理につきましては、特段の注意を払い、適正に実施してまいります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】財政課

4,308,862,091円（令和4年度末現在高）

②【回答】国民健康保険課

本市では、国民健康保険税の税率上昇を抑制するため、国保財政調整基金を活用しております。

**◆47蓮田市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】蓮田市では、令和２年度に全ての被保険者の負担抑制のため、財政調整基金を活用し、所得割及び均等割の引き下げをいたしました。今後も税率統一までの間、中・長期的な視野に立ち、基金を有効活用することで、全ての被保険者の負担が増大しないよう努めてまいりたいと考えております。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】埼玉県第３期国保運営方針に基づき、今後は令和９年度に予定されている国民健康保険税の県内準統一の際に被保険者の負担が著しく増大しないよう、県から示される標準保険税率等を踏まえ、財政調整基金を活用して段階的な税率の改正を検討してまいりたいと存じます。

②【回答】現状では、法定外繰入解消計画の方針を変えることは難しいと考えます。

③【回答】均等割額については、所得に応じて７割・５割・２割を軽減する措置を実施しております。

④【回答】令和２年度に全ての被保険者の負担抑制のため、財政調整基金を活用し、所得割及び均等割の引き下げをいたしました。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】現状では、応能負担を原則とする保険税率にすることは難しいと考えます。なお、応益負担である均等割額については、所得に応じて７割・５割・２割を軽減する措置を実施しております。

②【回答】令和４年度から、未就学児に係る均等割額を２分の１に減額することが制度化されました。

また、令和２年度に全ての被保険者の負担抑制のため、財政調整基金を活用し、所得割及び均等割の引き下げをいたしました。

③【回答】平成３０年度決算で剰余金から法定外繰入金を差し引くと赤字となるため、今まで毎年１億円以上を繰り入れていた一般会計からの法定外繰入を６年かけて０円にする「赤字削減・解消計画」を作成しました。減額分につきましては財政調整基金で対応してまいりたいと存じます。

④【回答】令和２年度に全ての被保険者の負担抑制のため、財政調整基金を活用し、所得割及び均等割の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　引き下げをいたしました。今後は令和９年度に予定されている国民健康保険税の県内準統一の際に被保険者の負担が著しく増大しないよう、県から示される標準保険税率等を踏まえ、財政調整基金を活用して段階的な税率の改正を検討してまいりたいと存じます。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】一斉更新の際には、短期証該当者も含めてすべてのかたに郵送しております。

②【回答】一斉更新時、窓口留置は行っておりません。

③【回答】現在のところ、資格証明書の発行は行っておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】機会を捉えて、全国知事会及び全国市長会などを通じて、国に要請を行ってまいります。

②【回答】「短期保険証」の有効期限は、交付した日から起算して６カ月後の日の属する月の末日までとしております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】現在のところ制度の拡充は考えておりません。今後も引き続き必要に応じて生活保護担当と連携してまいりたいと存じます。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】現在のところ制度の拡充は考えておりません。今後も引き続き必要に応じて生活保護担当と連携してまいりたいと存じます。

②【回答】他市町の状況を参考にしながら慎重に検討してまいりたいと存じます。

③【回答】申請書の受付、審査及び証明書の交付決定、通知については、保険者の責務においてあらかじめ行われるものでございます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】被保険者のおかれている状況やそれぞれの滞納原因に応じて、地方税法及びその他関係法令に基づき、かつ関係部署と連携を図りながら、適切に対応しております。また、地方税法に規定する徴収・換価猶予及び滞納処分の停止の要件に該当する場合は、今後も的確に行ってまいります。

②【回答】税の滞納処分につきましては、地方税法、国税徴収法並びにその他関係法令に基づき、今後も適切に対応してまいりたいと存じます。

③【回答】②と同様に、税の滞納処分につきましては、地方税法、国税徴収法その他関係法令に基づき、今後も適切に対応してまいります。

④【回答】➀と同様に、被保険者のおかれている状況や滞納原因に応じて、地方税法その他関係法令に基づき、適切に対応してまいります。また、地方税法に規定する徴収・換価猶予及び滞納処分の停止の要件に該当する場合は、今後も適切に行ってまいります。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】機会を捉えて、全国知事会、全国市長会などを通じて、国及び埼玉県に対して要請を行ってまいります。

②【回答】現在のところ、恒常的な施策としての条例改正は考えておりません。今後、他市町の状況を参考にしながら慎重に検討してまいりたいと存じます。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】被保険者を代表する１号委員につきましては、すでに公募制を実施しております。

②【回答】令和元年度より、委員の定数を１人増員して１１人から１２人とするなど改善を行っております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】令和２年度から、自己負担額を無料にし、利便性の向上に努めております。

②【回答】肺がん、大腸がん、前立腺がん検診につきましては、多くの医療機関で特定健診と同時に受けることができます。また、胃がん、乳がん、子宮がん、乳がん検診におきまして、実施医療機関は限られますが、特定健診と同時に受けることができます。

③【回答】特定健診の案内通知や再勧奨通知を個別に送付しております。また、再勧奨通知につきましては、対象者のかたの特性に応じた内容とし、より受診につながるよう工夫しております。また、令和３年度からは、ショートメッセージでの再勧奨を行い、今年度からは動画での勧奨を行うなど、新たな形態での働きかけも実施しております。

④【回答】業務の性質上、健康診断結果や相談内容、通知等はほとんど個人情報であることから、窓口、電話でのやりとり、記録文書等の取り扱いについては、適正な管理に努めております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】2022年度(令和4年度)の財政調整基金残高：1,007,126,000円

②【回答】令和２年度に全ての被保険者の負担抑制のため、財政調整基金を活用し、所得割及び均等割の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　引き下げをいたしました。

**◆48幸手市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】現在の幸手市国民健康保険税の税率等は、医療給付費分の所得割が７．４％、均等割が２７，５００円、後期高齢者支援金分の所得割が２．１％、均等割が１１，８００円、介護納付金分の所得割が１．６％、均等割額が１０，４００円となっています。幸手市の税率等を合計した場合、県内での順位は真中位になります。今後も埼玉県から示される標準保険税率を参考に、税率等の決定をすることとなります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】埼玉県は、埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）を策定し、そのなかで令和９年度から県内の保険税水準を統一（準統一）することを示しました。国民健康保険税の税率は各市町村で決定することとなりますが、市町村においては当該運営方針を踏まえた事務の実施に努めることとされていることから、当市においてもこの方針に沿った対応をすることとなります。

②一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入金等については、削減・解消すべき赤字等と定義されています。当市においては、今後も国・県等の方針に沿って、事務を進めることとなります。

③【回答】国保被保険者一人当たりの医療費は、被保険者の高齢化や、医療の高度化により年々増加傾向にあります。そのため、今後も安定的な国保運営を図っていくことが必要なことから、当市においてもこの方針に沿った対応をすることとなります。

④【回答】当市の国民健康保険財政は、依然として厳しい状況が続いており、国等から新たな財政支援が示されないなかでは、市の独自施策として、子どもの均等割負担の軽減を図ることは、大変に困難なことと考えております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険税の応能割と応益割の比率については、国等の方針に沿って定めていくこととなります。当市としては、今後も埼玉県から示される標準保険税率を参考に、税率等を決定することとなります。

②【回答】子どもの均等割負担については、令和４年度から未就学児の均等割国保料（税）を５割軽減とする措置が実施され、当該軽減相当額が公費で支援されます。当市の国民健康保険財政は、依然として厳しい状況が続いており、国等から新たな財政支援が示されないなかでは、市の独自施策として、子どもの均等割負担の軽減を図ることは、大変に困難なことと考えております。

③【回答】当市では、令和５年度国民健康保険特別会計の当初予算において、法定繰入として251,783千円の財源補てんを予定しています。また、一般会計からの法定外繰入については、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき取り扱うこととなります。

④【回答】当市では、令和５年度国民健康保険特別会計の当初予算において、基金繰入として155,710千円の財源補てんを予定しています。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国民健康保険事業の健全な財政運営と被保険者間の負担の公平性の確保の観点から、特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を納付しない場合には、法令等の手続に従いやむを得ず資格証明書や短期被保険者証を交付しています。

②【回答】納税相談の機会を確保するとの観点から、短期被保険者証については、窓口で直接交付しています。

③【回答資格証明書については、あらかじめ弁明の機会を与え、かつ、対象者の診療歴などを確認するなどの配慮をしたうえで発行することとしています。なお、昨年度末時点では、当市においては資格証明書の交付はありません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、国民健康保険法の一部改正されましたが、現在、資格確認書等の具体的な交付方法について国から示されていないため、今後、国からの動向を注視しながら対応をしてまいります。

②【回答】当市発行の短期保険証の有効期限は６カ月となっています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険税の減免については、災害等被害世帯、収入減少世帯、生活困窮世帯などへの減免基準を市規則に定め、実施しています。生活困窮世帯への減免適用は、生活保護基準の1.1倍未満からとなっています。制度の拡充については、慎重に検討したいと思います。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免については、災害や失業などで生活が著しく困難となった場合などを対象として市規則に定めております。当制度の適用基準については、慎重に検討したいと思います。

②【回答】申請書は、審査に必要な事項を定めたものであるため、変更については、慎重に考えてまいります。

③【回答】被保険者に対して、市職員が適切に当該制度やその記入方法等を説明し、申請を受理及び承認をするものであるため、市窓口での対応とさせていただいております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください。**

①【回答】国民健康保険税の滞納については、地方税法及び国税徴収法、市税条例等の規定に基づき対処しています。また、滞納者に対しては、納税相談を通じて滞納者の声に耳を傾ける姿勢で対応しています。

②給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】国民健康保険税の滞納処分にあたっては、地方税法及び国税徴収法、市税条例等の法令の規定に基づき差押え禁止財産を除く財産により対処しています。

③【回答】国民健康保険税の滞納処分にあたっては、地方税法及び国税徴収法、市税条例等の法令の規定に基づき差押え禁止財産を除く財産により対処しています。

④【回答】国民健康保険税の滞納処分にあたっては、地方税法及び国税徴収法、市税条例等の法令の規定に基づき差押え禁止財産を除く財産により対処しています。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】被用者以外の者（事業主等）については、他制度において休業等に対する国や県からの支援があるため、ご理解いただきたいと思います。

②【回答】傷病手当金については任意給付であり、保険財政上余裕がある場合に行うことができるものとなります。新型コロナウイルス感染症及び、その他の傷病における傷病手当金の支給については、国等の財政支援がないため、実施することは難しいと考えます。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国民健康保険運営協議会の委員については、公募による選定を行っていませんが、法令等の定めに従い、被保険者を代表する方、保険医又は保険薬剤師を代表する方、公益を代表する方の合計１８名で構成しており、適切に運営しています。公募による選定については慎重に検討してまいります。

②【回答】当市国民健康保険運営協議会は、法令で定める委員により構成されており、市民の意見も十分に反映され、適切に事案の審議がなされているものと考えています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】当市の特定健康診査は無料で受診できます。

②【回答】当市の特定健診は、ウェルス幸手等で受診できる集団健診と市内の実施医療機関で受診できる個別健診により実施しております。集団健診では、ガン検診も同時に受診することができます。個別健診では、令和５年度から一部の実施医療機関で大腸ガンと肺ガン検診を同時に受診することができます。

③【回答】市の広報紙及びホームページでのお知らせや実施医療機関での啓発ポスター掲示などで制度の周知を図っています。また、未受診者に対し、ナッジ理論に基づいた勧奨通知を郵送します。

④【回答】個人情報の管理については、個人情報を取り扱う業務に携わる職員全員が当市の定める特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及び情報セキュリティポリシーに準じ、業務にあたっております。また、業者や医療機関にあっては、知り得た情報の目的外使用を禁じ、業務終了後も外部に漏れることがないよう明記し、細心の注意をはらっております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】財政調整基金の令和４年度決算年度末残高は1,271,645,667円になります。

②【回答】埼玉県国民健康保険運営方針において、国民健康保険税は令和９年度から県内の保険税水準を統一（準統一）することになりますが、市町村においては当該運営方針を踏まえた事務の実施に努めることとされています。そのため当市においてもこの方針に沿った対応をすることとなります。また、国民健康保険基金を活用し、運営してまいります。

**◆49宮代町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国保税は、国民皆保険のもと加入している方が保険税を負担し、病気にかかった方の医療費をまかなうための制度であり、将来にわたり維持していくために、加入者それぞれの保険税負担が重要と考えております。

しかしながら、国民健康保険は他の医療保険制度と比べて、低所得者の加入割合が高いことに加え、高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増加等により厳しい運営を強いられております。被保険者数及び一人当たりの所得が減少傾向にある中、税収による自主財源の確保が困難な状況にあり、極めて厳しい財政状況にあるところから、引続き国や県に対し、被保険者の負担を軽減する措置の拡充や必要な財源確保等について要望してまいります。

**(2) 埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったものの、制度の抱える構造的な課題は未だ解決しておりません。将来に渡って持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るためには、県内どの市町村に住んでいても、同一の保険税で、一定の医療サービスが受けられることが必要です。そのため、保険税水準の統一が必要と考えております。

②【回答】埼玉県国保運営方針では、削減、解消すべき赤字の定義について「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」としており、国保を運営する際の各市町村の共通ルールとして取り組んでおります。

法定外繰入金は、国民健康保険加入者以外の一般町民の方からの税金を財源とし、税の公平性の観点から課題であると考えております。保険者として健全な財政運営を目指すことは当然のことであり、当町においては自治体の判断において、法定外繰入金の解消を目指しております。

③【回答】国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったものの、制度の抱える構造的な課題は未だ解決しておらず、将来に渡って持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るためには引続き、国や県に対し、保険税を含めた被保険者の負担を軽減する措置の拡充や必要な財源確保等につきまして要望するとともに、地域医療提供体制につきましても、町地域医療担当課から要望してまいりたいと考えております。

④【回答】子どもの均等割負担軽減（18歳までに拡充）については、子どもに関わる全国共通の課題として引き続き、国や県に要望してまいります。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】当町では、被保険者の所得水準が低く、所得割による税収の確保が困難なため、応益割（均等割）による被保険者全体で広く負担していただく必要があります。現在は、応能割（所得割）・応益割（均等割）の賦課割合を概ね55対45としております。

また、応益割（均等割）は、所得の少ない方に７割５割２割の法定軽減が適用され、国、県の低所得者対策として保険基盤安定負担金が交付されることから、町及び被保険者の財政負担を抑える効果があります。今後は、被保険者の所得状況を注視すると共に税負担のバランスを考慮しながら、応能割と応益割の賦課割合を50対50に近づけていく予定です。

②【回答】子どもの均等割負担については、未就学児の保険税均等割額減額措置が令和4年度から創設され、均等割額の5割を公費によって軽減しております。今後とも町村会や県を通して子どもに係る均等割の軽減措置の拡充について国に対して要望してまいります。

③【回答】法定外繰入金は、国民健康保険以外の一般町民の方からの税金を財源とし、税の公平性の観点からも課題があると考えております。当町といたしましては、厳しい被保険者の状況等を十分考慮しながら、長期的な視点で法定外繰入金の段階的な解消に取り組んでまいります。

④【回答】当町においては基金はなく、歳入不足分を一般会計から法定外繰入している状況にあります。

**(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】有効期間の短い短期被保険者証や資格証明書については、特別な事情もなく、一定の期間を再三の督促や催告、納税相談の働きかけにも応じない方に発行しております。

滞納世帯との接触の機会を増やし自主的な納付を直接働きかけることを目的として行っているもので、納税者との公平性の観点から必要なことと考えております。

②【回答】窓口において交付している短期被保険者証は、滞納者との納税相談の機会を確保し、収納に繋げることにあります。当町といたしましては、納税相談の機会を確保するため一定の窓口留置はやむを得ないと考えております。なお留置期間については、対象者に保険者証受領の案内をした後に受領がなかった場合、1か月半ほど留置をし、残った方全員に郵送しております。

③【回答】資格証明書については、特別な事情が無く、国保税の納期限から１年を経過しているにも関 わらず、納付や納税相談等に応じない方に対し、納税相談の機会を確保し、収納に繋げるために実施しております。資格証明書の発行につきましては、税を納付している方との公平性からも発行はやむを得ないと考えております。発行する場合には、対象者が受診を控えることがないよう、生活実態を十分把握し、適正に対処して参ります。

**(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

① 【回答】令和6年秋に現行の健康保険証を原則廃止することを盛り込んだマイナンバー法などの関連法改正案が6月2日、参院本会議で可決、成立したところです。

現在の保険証を廃止し、マイナンバーカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」の利用を促すことが柱となっております。関連法では、マイナ保険証への移行に伴い、マイナカードを取得しない人でも保険診療を受けられるよう、本人からの申請に基づき保険者が「資格確認書」を発行する制度を盛り込んでおり、施行後も最長１年間は現行の健康保険証を使える特例措置も設けており、引き続き、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

② 【回答】短期被保険者証は、滞納者との納税相談の機会を確保し、収納に繋げることにあります。当町におきましては、短期被保険者証は6ヵ月として交付しております。

**(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保税の減免制度については、世帯の所得が生保基準額の概ね1.3倍未満にある世帯を対象としております。国保税減免基準額の引き上げは、県内全市町村が同じ制度で運用することが望ましいと考えておりますので、県に対して国保税減免基準額の統一化を検討するよう要望してまいります。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】窓口の一部負担金の減免制度については、入院療養の場合で世帯の所得が生活保護基準の概ね1.3倍未満にある世帯を対象としております。減免基準の引き上げは、前回答と同様に県内全市町村が同じ制度で運用することが望ましいと考えておりますので県に対して窓口の一部負担金の減免の基準額の統一化を検討するよう要望してまいります。

②【回答】一部負担金の減免制度については、対象者の所得や生活状況を確認させていただくための必要な書類を添付していただいております。今後におきましては、申請書の記入例等を作成し、窓口でスムーズに手続きができるようにするとともに、町のホームページ、広報等を通じて多くの方に周知してまいります。

③【回答】一部負担金の減免制度については、対象者の所得や生活状況を詳細に確認させていただく必要があります。事務の煩雑さ及び個人情報の問題を考えますと医療機関の会計窓口での手続きは困難と考えております。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国保税は、国民皆保険のもと加入している方が保険税を出し合い、病気にかかった方の医療費をまかなうための制度であり、将来にわたり維持していくために加入者それぞれの保険税負担が重要です。このような中、コロナ禍により生活状況に変化が生じている方も見受けられますので、納税相談にあたっては国保加入者の収入状況等を聞き取り、減免や徴収猶予等を踏まえ、庁内の連携を図りながら実態に即した対応に努めています。なお、一定の収入や財産のある国保加入者については、納期内に納付している多くの方々との不公平が生じないよう法令に基づき差押や換価などの滞納処分を厳正に執行してまいります。

② 【回答】滞納処分にあたっては、法令に基づき厳正に対処することとしております。差押禁止財産、保障されている生活費の差押えについては実施しておりません。滞納処分については、財産調査により財産の状況を見極めて法令に則り対応しております。

③【回答】納税相談にあたっては、個人の方や事業者にかかわらず常に実施して生活状況や収入状況を丁寧に伺いながら納付を促しています。

しかし、納税相談に応じない方や納税相談で決められた内容を守らない方に対しては法令に基づき滞納処分を実施することとしております。

差押禁止財産、保障されている生活費の差押えについては実施しておりません。滞納処分については、財産調査により財産の状況を見極めて法令に則り対応しております。

④【回答】国保税の滞納処分にあたっては、他の税と区別なく法令に基づき厳正に対処することとしております。差押禁止財産、保障されている生活費の差押えについては実施しておりません。滞納処分については、財産調査により財産の状況を見極めて法令に則り対応しております。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】関係機関を通じて国や県に要望してまいります。

②【回答】令和4年度までは、国の財政支援の基、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して、申請により減免を実施しておりました。

令和5年度の国保財政は約3,760万円の法定外繰入金を計上している現状では、傷病手手当金の支給を恒常的に実施するのは厳しい状況です。

**(10) 国保運営協議会について**

①【回答】国保運営協議会の委員については、公募を実施しております。

②【回答】町民の意見を十分反映するため、国民健康保険運営協議会を組織し、町の被保険者からの公募や医師や薬剤師などの医療関係者、国保以外の健康保険に加入する方を委員として国保運営全般に対して意見を頂いております。また、窓口においても町民の方から様々なご意見を頂いており、こうした意見を国保運営上の参考として改善に努めております。

**(11) 保健予防事業について**

① 【回答】平成29年度から特定健診の自己負担額の完全無料化を実施しております。

②【回答】特定健診とがん検診が同時に受診できる集団健診を実施しております。

③【回答】健診対象者の状況を受診履歴、年代、性別、健診結果値等を基に人工知能による分析・分類 し、健診未受診者に対して効果的な勧奨通知の送り分けを行っております。

また、不定期受診者等で再勧奨を送れば受診する可能性の高い対象者を選定し、再度の勧奨通知を行っております。さらに、令和4年度から集団健診にインターネット予約を導入し、受診しやすい環境を整備しています。

④【回答】当町では、個人情報等の法令等を十分遵守し、個人情報の管理体制を徹底して取り組んでおります。

**(12) 財政調整基金について**

①【回答】令和4年度末残高は、1,412,678千円です。

②【回答】国民皆保険制度の重要な役割を占めている国民健康保険制度においては、平成30年以降、 それまでの各市町村単位での制度運営から、県と市町村が一体となり、より安定的で持続可能な制度運営に向け取り組んでいるところです。埼玉県内においては、対象期間を令和３年度から令和５年度とする「埼玉県国民健康保険 運営方針（第２期）」に基づき、全県を挙げて制度運営にあたっております。この中では、被保険者の健康増進や医療費の適正化の他、財政収支の改善に係る基本的な考え方などが示されており、以下の３点に言及されているところです。① 当該年度の市町村国保特別会計の収支を均衡させる。② 納付金や国保事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定するとともに、 収納率の向上に取り組み、目標とする収納額を確保する。③ 医療費の上昇を抑制するため、医療費適正化対策に積極的に取り組み、支出額を抑制する。町としましては、国民健康保険に加入されている方の状況を注視しながらも、上記、全県 下における①～③の考え方にのっとり制度運営に取り組んでいきたいと考えています。また、町の国保財政に目を向けますと令和４年度の町の法定外繰入金（赤字）は約5,700万円と多額の財政調整基金を投入せざるを得ない状況となっており、町としましては、段階的にこの赤字を解消する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**◆50白岡市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】市町村国保には被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な問題があります。この問題を解決するために国は財政支援の拡充により各国保保険者の財政基盤を強化した上で、平成３０年度から国保を都道府県単位化したところです。この都道府県化に伴い、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村は都道府県が定める運営方針に基づき資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などを行っていくこととなっております。

当市といたしましても、この制度改正を踏まえ、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民健康の向上を図っていくとともに、高すぎる国保税の緩和のため更なる財政支援の拡充を要望してまいりますので御理解願います。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険税水準の統一により、被保険者の負担が大きく変動する場合もあり、負担と受益の公平性の観点から、県内全市町村において、同等の被保険者サービスの提供や医療費適正化対策に取り組む必要があるなど、様々な課題があると考えております。

保険税水準統一については、段階を踏んでこういった課題解決に取り組みながら、県と共に慎重に検討してまいります。

②【回答】将来的には県内の保険税率の統一を図るため、赤字補てん目的以外の法定外繰入についても段階的に繰入をなくす方向で検討が行われている状況です。このようなことから法定外の繰入に関しては今後厳しいものになると考えております。

しかしながら、国保事業の安定運営や高すぎる国保税の緩和のためには、国費の更なる投入は必要であると考えますので、今後も機会を捉え、引き続き県を通じ国に要望してまいりたいと考えております。

③【回答】市町村国保には被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な問題があります。この問題を解決するために国は財政支援の拡充により各国保保険者の財政基盤を強化した上で、平成３０年度から国保を都道府県単位化したところです。この都道府県化に伴い、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村は都道府県が定める運営方針に基づき資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などを行っていくこととなっております。埼玉県としては、市町村国保財政を安定的に運営していくためには、現在策定中の第３期国保運営方針に①当該年度の市町村国保特別会計の収支の均衡②納付金や国保事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率の設定や収納率の向上③医療費の上昇を抑制するための医療費適正化対策が掲げられているところです。当市といたしましては、この第３期国保運営方針に基づき、国保運営を行っていくこととなりますが、現在策定段階にありますことから、今回の御要望についてましては機会を捉えて埼玉県に要望してまいります。

④【回答】国民健康保険税の均等割額は、全ての被保険者が等しく保険給付を受ける権利があることから、受益に応じて賦課されることが原則とされており、各世帯の被保険者の人数に応じた均等割額が算定されております。そのため、被保険者である子どもについても同様に算定されておりますが、令和４年度から未就学児に係る均等割額の軽減措置が導入されたところです。子どもに係る均等割の軽減対象及び財政支援の更なる拡大につきましては、少子化対策や子育て支援の観点から重要な課題と認識しておりますので、今後も引き続き、国に要望してまいります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】

現在、市町村は県に対し、国保事業費納付金を納付し、県は市町村に対し、保険給付に要する費用として国民健康保険給付費等交付金を交付しております。この事業費納付金の納付額につきましては、所得水準や医療費水準を考慮し、国が定める基準に従って県が各市町村の納付額を決定するものです。市町村は県から示される納付金を充足するだけの額を国民健康保険税で賄うことが原則で、その保険税の標準基礎課税総額は、応能割・応益割で構成されております。

今後、一人あたりの医療費は伸びていくとの想定がされる一方、被保険者数の減少が見込まれるなど、今後も国保財政は厳しい運営を余儀なくされることが予想されております。そのため、応能割を原則とする税率では十分な財源の確保は困難であり、埼玉県が提示する標準保険税率においても応益割を引き上げることが求められておりますことから、これまでのような応能割の比率を大きくすることは困難な状況となっております。なお、所得が一定額以下の世帯に対しましては、その所得の状況に応じ、均等割額の７割、５割、または２割が軽減されており、令和５年度に５割及び２割軽減の基準が拡大されております。

②【回答】前出の要望に対して回答しておりますとおり、国民健康保険税の均等割額は、全ての被保険者が等しく保険給付を受ける権利があることから、受益に応じて賦課されることが原則とされており、各世帯の被保険者の人数に応じた均等割額が算定されております。そのため、被保険者である子どもについても同様に算定されておりますが、令和４年度から未就学児に係る均等割額の軽減措置が導入されたところです。子どもに係る均等割の軽減対象及び財政支援の更なる拡大につきましては、少子化対策や子育て支援の観点から重要な課題と認識しておりますので、今後も引き続き、国に要望してまいります。

③【回答】今般の国保の制度改正（国保の都道府県化）による財政上の目的は、赤字補てんを目的とした一般会計からの法定外繰入を段階的に削減し、国保財政の安定化を図ることであります。

また、将来的には県内の保険税率の統一を図るため、赤字補てん目的以外の法定外繰入についても段階的に繰入をなくす方向で検討が行われている状況から、法定外の繰入に関しては今後厳しいものになると考えております。国保事業の安定運営のためには、国民健康保険税に依らざるを得ない面が大きいものの、国保加入者の皆様への御負担の緩和も検討していくことが必要となるものでございます。

なお、平成３０年度から国保の財政運営の責任主体が都道府県となった際に大幅な公費の拡充が行われましたが、国保事業の安定運営や高すぎる国保税の緩和のためには、国費の更なる投入は必要であると考えますので、今後も機会を捉え、引き続き県を通じ国に要望してまいりたいと考えております。

④【回答】基金（国民健康保険財政調整基金）は、国民健康保険会計の財政運営の円滑化を図るために設置されておりまして、財政運営上急な資金不足などにおいて活用しております。

市町村国保は、被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な問題があります。この問題を解決するために国は財政支援の拡充により各国保保険者の財政基盤を強化した上で、平成３０年度から国保を都道府県単位化したところです。この都道府県化に伴い、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村は都道府県が定める運営方針に基づき資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などを行っていくこととなっております。

埼玉県としては、市町村国保財政を安定的に運営していくためには、国保運営方針で、当該年度の市町村国保特別会計の収支の均衡、納付金や国保事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率の設定や収納率の向上、医療費の上昇を抑制するための医療費適正化対策を掲げているところです。特に、保険税の税率については、市町村ごとに異なる保険税水準の統一を図るため、課題を整理し、必要な取組を進めているところです。

このようなことから、保険税を引き上げないための基金の繰り入れは難しいものと考えておりますが、標準保険税率に至る税率までの段階的な引き上げに際し、活用してまいりたいと考えております。なお、平成３０年度から国保の財政運営の責任主体が都道府県となった際に大幅な公費の拡充が行われましたが、国保事業の安定運営や高すぎる国保税の緩和のためには、国費の更なる投入は必要であると考えますので、今後も機会を捉え、引き続き県を通じ国に要望してまいりたいと考えております。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国民健康保険税の滞納状況によっては、短期保険証を交付することがありますが、有効期限が６月であること以外は、通常の保険証と同様に使用することができます。

②【回答】保険証につきましては、留置はせず、郵送しております。

③【回答】埼玉県からの強い指導もあり、資格証明書の交付等に関する要綱を策定いたしました。

なお、運用に際しましては、納付資力があるにもかかわらず国保税を納付しないなど、一定の者に限ることとしております。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】令和５年６月９日「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が公布され順次施行することとなっております。改正法では、個人番号カードと国民健康保険被保険者証等との一体化がなされることとなっているところです。また、個人番号カードによりオンライン資格確認を受けることができない状況がある方が必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」の提供をすることとなっております。

なお、個人番号カードと国民健康保険被保険者証等との一体化は令和６年秋に行われることとなりますが、一体化後１年間は有効とする経過措置が設けられております。

現在、個人番号カードと国民健康保険被保険者証等との一体化については、個人番号の紐づけ誤りを契機に誤りの是正と課題の整理が行われている状況ですので経過を注視するとともに、被保険者に不利益が生じないよう要望してまいります。

②【回答】短期被保険者証の交付に当たりましては、国民健康保険短期被保険者証交付要綱を定め、有効期限を６月以内として、有効期限６月としております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】生活が著しく困難となり、国民健康保険税の支払いが困難であると判断するための基準を生活保護基準としております。

また、法定による軽減割合については、所得状況に応じ、７割・５割・２割の軽減を採用しており、令和４年度は軽減枠の拡大などはなかったものの、令和５年度には５割及び２割軽減の対象が拡大されました。令和４年度からは未就学児の均等割について、公費による２分の１の軽減が開始されたところです。今後も、被保険者個々の生活状況を十分に伺い、生活保護等の他の法律の制度利用なども　踏まえて対応してまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】当該制度につきましては、災害などの特別な事業がある場合に限り認められるべきものでありますことから、制度の拡充に関しては予定しておりません。

しかしながら、窓口等で相談があった場合には、被保険者の個々の事情などを十分に考慮し、生活保護などの他制度の利用も踏まえて対応してまいりたいと考えております。

②【回答】現行の申請書につきましては、一部負担金の減免等の必要性を審査するために収入状況などを記入していただくものでございますが、引き続き簡便な申請書について、先進事例などを研究してまいります。

③【回答】一部負担金の減免などの申請におきましては、収入状況などの審査が必要となりますことから、医療機関の窓口での対応が難しいものと考えておりますが、近隣市町や先進事例などを参考に研究してまいりたいと考えております。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国民健康保険税を滞納されている方に対しましては、面談において生活実態、就業状況及び所有財産など、まずは滞納となってしまっている原因について丁寧にお聞きをするよう努めております。その上で、期別（納期限）ごとの納付が困難な方であると判断した場合は、分割納付や徴収猶予など、個々の実情に合わせた納付方法の御案内をさせていただくこともございます。また、面談などを通じ、生活保護やその他生活改善の支援が必要であると判断した場合は、担当する部署へ御案内するなど、滞納されている方の問題の解決につなげられるよう、より一層庁内の連携を図ってまいります。

②【回答】地方税法の規定に基づき、生活を著しく窮迫させることがないよう最低生活費を保障した上で滞納処分を行っております。

③【回答】滞納されている方に対しましては、文書による納付催告を行うとともに納税コールセンターによる電話催告も実施しております。また、滞納されている方との面談の機会の場として、月に１回の休日納税相談を設けており、このような呼びかけでも納付・連絡が無い方に対しましては、財産調査を入念に行った上で、地方税法の規定に基づき、生活を著しく窮迫させることがないよう滞納処分を行っております。

④【回答】面談等により滞納されている方の生活実態の把握に努めるとともに、財産調査を入念に行った上で、納付の資力が無いと確認した場合は、地方税法の規定に基づき他の諸税と同様に滞納処分の執行停止を適用しております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが第５類に位置づけされたこと等により、傷病手当金に係る国の財政支援が終了しました。このため令和５年５月７日の適用を以って終了したところです。

傷病手当金の支給制度については、健康保険制度との整合を図るため、現時点では被用者のみを対象とする旨が国から示されております。

被用者以外の者への支給要件の拡大に係る要望事項につきましては、近隣市町とも連携し、機会を捉え、要望してまいります。

②【回答】傷病手当金の支給制度については、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している現状を踏まえ、国内の感染拡大防止と被保険者支援を目的とし、国が緊急的・特例的な措置として全額の財政支援とともに条例の制定を全市町村に要請したことから、当市においても、国の基準に基づき、条例の改正を行い、実施したところです。同制度については、国が示しているように緊急的・特例的な措置であるため、国の定めを超えての運用については、国・県の動向を注視しながら、近隣市町とも連携を図りながら慎重に検討してまいりたいと考えております。なお、当市における傷病手当金の支給につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが第５類に位置づけされたこと等により、国からの財政支援が終了しましたことから令和５年５月７日の適用を以って終了したところです。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】被保険者を代表とする委員について公募制としているところでございまして、現在４名の委員が公募による委員となってございます。

②【回答】国民健康保険運営協議会の委員は被保険者を代表とする者、保険医又は保険薬剤師を代表とする者及び公益を代表する者につきましては、委員数を三者同数とし、それぞれの立場の利害を調整して、国保事業の運営に関する重要事項を審議・検討していただいております。

今後も、市国保の安定的な運営とともに市民の意見が十分反映されるような運営につきまして、他市町の事例も参考に研究してまいりたいと考えております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健康診査の受診率を向上させるための取組として、対象者が受診しやすい体制を整えるため、令和元年度から自己負担を無料としております。

②【回答】肺がん検診及び大腸がん検診を実施医療機関において特定健康診査と同時に行っておりま

す。特定健康診査につきましては、令和元年度から個別健診のみとしておりますが、各機関の診療科目や設備状況によりがん検診を実施しておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

③【回答】ＡＩを活用した効果的な未受診者への受診勧奨、ＳＭＳ（ショートメッセージサービス）配信を利用した勧奨、国保加入時の案内、周知啓発活動、啓発品（ティッシュ、ボールペン等）の配布、広報の活用などにより受診率の向上を図る予定です。

④【回答】個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び白岡市個人情報保護法施行条例（令和４年白岡市条例第２６号）の規定に準拠し、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努めております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末財政調整基金現在高　1,280,050,170円

②【回答】前出の（３）の「④　基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。」で回答しましたとおり、市町村国保は、被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な問題があります。この問題を解決するために国は財政支援の拡充により各国保保険者の財政基盤を強化した上で、平成３０年度から国保を都道府県単位化したところです。この都道府県化に伴い、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村は都道府県が定める運営方針に基づき資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などを行っていくこととなっております。埼玉県としては、市町村国保財政を安定的に運営していくためには、国保運営方針で、当該年度の市町村国保特別会計の収支の均衡、納付金や国保事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率の設定や収納率の向上、医療費の上昇を抑制するための医療費適正化対策を掲げているところです。特に、保険税の税率については、市町村ごとに異なる保険税水準の統一を図るため、課題を整理し、必要な取組を進めているところです。

このようなことから、保険税を引き下げるための財政調整基金の活用は難しいものと考えております。なお、平成３０年度から国保の財政運営の責任主体が都道府県となった際に大幅な公費の拡充が行われましたが、国保事業の安定運営や高すぎる国保税の緩和のためには、国費の更なる投入は必要であると考えますので、今後も機会を捉え、引き続き県を通じ国に要望してまいりたいと考えております。

**◆51杉戸町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講じるため、平成２７年に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。なお、この法律により、平成３０年度から都道府県が財政運営の主体となっています。杉戸町においても、国民健康保険加入者が病気やけがをした際にも安心して医療を受けることができるよう努めています。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】第３期国民健康保険運営方針につきましては、都道府県が定めるものであり、現在、埼玉県国民健康保険運営協議会や埼玉県国民健康保険運営推進会議において、協議が行われているところです。杉戸町では、運営方針や杉戸町国民健康保険事業の財政状況、また杉戸町国民健康保険運営協議会での御意見等を踏まえながら、保険税率（額）を決定してまいりたいと考えています。

②【回答】「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、埼玉県が財政運営の主体となっています。杉戸町としては、国民健康保険の被保険者のみならず、総合的な観点から住民福祉の向上に努めてまいります。

③【回答】国民健康保険は、年齢構成が高く医療水準が高い、低所得者の被保険者が多い、所得に占める保険料の負担が多いなどといった構造的な問題があるため、継続して、埼玉県等を通して医療保険制度の一本化や国庫負担率の引き上げなどを国に要望してまいります。また、地域の医療提供体制につきましては、埼玉県はもちろん、地域の医師会とも連携を図りながら進めてまいりたいと考えています。

④【回答】令和４年４月１日より、子育て世帯の負担の軽減の観点から未就学児の均等割保険税の５割軽減が開始されています。そして、この軽減措置が講じられたことに伴い、令和４年７月２５日付で、厚生労働省保険局国民健康保険課より「未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置に係る考え方について」の事務連絡がございました。この通知によりますと、国民健康保険税を賦課する際、国の基準を超えて、独自に保険税の減額賦課について条例で定めることはできないとの見解が示されておりますので、御理解をお願いいたします。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、世帯の人数に応じた応分の保険税の負担も必要であると考えています。

また、埼玉県国民健康保険運営方針(第2期）では、「令和９年度には全ての市町村で、所得割と均等割の２方式となることを目指します。」と記載されています。

このようなことから、杉戸町でも所得割と均等割の２方式を採用しているところです。なお、応能割と応益割の割合については、運営方針や標準保険税率等を参考に、杉戸町国民健康保険運営協議会委員の御意見を踏まえて、検討してまいります。

②【回答】(2)埼玉県第3期国保運営方針について④をご覧ください。

③【回答】埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)では、決算補填目的の法定外一般会計繰入金を削減・解消すべき赤字と定義しており、赤字市町村には、令和８年度までに赤字を解消する段階的な目標を設定するよう求めています。

国民健康保険を将来にわたって安定的に運用し、持続可能な制度とするためには、保険税や公費負担による収入と、保険給付等に係る支出の均衡が取れていることが重要でありますので、一般会計からの決算補填目的の法定外繰入につきましては考えておりません。

④【回答】杉戸町国民健康保険財政調整基金の残高は令和4年度末で約179万円となっており、国民健康保険税の収入状況や医療費の支出状況によっては、保険税の見直しも必要となってきます。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国民健康保険法第9条第10項では、国民健康保険税を滞納している世帯主に対して、特別の有効期限を定めた被保険者証を発行することができることになっています。一部の滞納者にあっては、短期被保険者証の窓口交付による納税相談（納税指導）を実施しており、被保険者間の負担の公平の確保と生活実態などの把握による必要な措置を行うため、今後も引き続き、短期被保険者証を発行する予定です。

②【回答】前述のとおり、被保険者間の負担の公平の確保と生活実態などの把握による必要な措置を行うため、一部の滞納者に対する短期被保険者証の窓口交付による納税相談（納税指導）は、今後も引き続き実施する予定です。

③【回答】国民健康保険法第9条第3項では、国民健康保険税を滞納している世帯主に対しては、被保険者証の返還を求めることができるものとされており、被保険者証を返還したときは、市町村は当該世帯主に被保険者資格証明書を交付するものとされています。なお、杉戸町では、現在、資格証明書の発行の実績はございません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】マイナンバー法の一部改正により、2024年秋に健康保険証が廃止され、マイナンバーカードが保険証代わり（一体化）となります。また、マイナンバーによりオンラインで資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療等が受けられるよう、「資格確認書」を提供することとなりました。今後、国より具体的な事務手続き等について明示されると思いますので、遺漏なきよう準備を進めてまいりたいと考えています。

②【回答】在、杉戸町では有効期限が６カ月の短期被保険者証を発行しています。なお、マイナンバー法の一部改正により、短期被保険者証の仕組みは廃止されることとなりました。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】減免制度については、規則等の定めるところにより、納税相談等を通して、申請者の個々の状況や、生活実態等を十分に把握したうえで総合的に判断し、適正に対応しています。また、国の基準に基づき7割・5割・2割の割合で軽減しており、新たに基準が改正された場合には、順次、対応してまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免につきましては、規則等の定めるところにより、納税相談等を通して、申請者の個々の状況や、生活実態等を十分に把握したうえで総合的に判断し、対応します。

②【回答】減免等の申請書は住所、氏名、申請事由など、必要最低限の記載内容となっております。また、窓口に来られた方には、記入の仕方をご案内しております。

③【回答】国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免につきましては、事前の審査等が必要であり、また、医療機関における対応も煩雑になることから、会計窓口での対応は難しいと考えています。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国保税の徴収については、納税者の生活状況に応じ、滞納処分の執行停止や納税の緩和制度の規定に基づき、柔軟に対応しております。

また、コロナ禍での収入減少や物価上昇による生活困窮などにより納税相談に来られる方が多いことから、滞納者の生活実態の聴き取りや、個々の実情を十分把握するとともに、生活支援する部署との連携を図っております。

今後も、これらを通して、生活収支の見直しの提案や、相談専門機関につなげることにより、納税における信頼関係を構築することに加えて、滞納者の生活再建に資するよう取り組んでまいります。

②【回答】差押え等の滞納処分を執行する際には、国税徴収法の差押禁止財産や、差押禁止額（最低生活費の保障）を除くことは無論のこと、滞納者の生活状況や個々の実情を十分把握したうえで行っております。

今後も、滞納処分の執行停止や納税の緩和制度の規定に基づき、納税者の生活状況に応じた国保税の徴収に取り組んでまいります。

③【回答】差押え等の滞納処分を執行する前に、来庁要請や差押の予告を行い、十分に滞納者との交渉の機会を設けて、分割納付などの滞納解消に向けて交渉を行っております。

④【回答】平日に納税相談が難しい滞納者のために、毎月1回、日曜窓口を設けており、交渉の機会を増やすことで、滞納者の生活実態の把握に努めております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】被用者以外の方、いわゆる個人事業主などの方への傷病手当金の支給については、自治体での対応に格差が出ないよう国が推進し、国から自治体への財政支援を行うものと考えており、国の動向を注視してまいります。なお、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置付けられたことにより、令和５年５月８日以降の傷病手当金に対する国の財政支援は終了しました。

②【回答】国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更したことに伴い、国の財政支援が終了をしたため、令和５年５月８日以降に新型コロナウイルスに感染した被用者等に対する傷病手当金については、支給しないこととなりました。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】国民健康保険運営協議会の委員の選任につきましては、公益を代表する委員及び保険医又は保険薬剤師を代表する委員については、各種団体や医師会等へ委員推薦の依頼を行い、推薦いただいた本人の承諾を得た上で委嘱しています。また、被保険者を代表する委員につきましては、任期満了となる委員に対し、引き続き委員としてご就任してくださるようお願いをし、ご承諾をいただけなかった場合にだけ、新たな委員を探しています。公募制の導入につきましては、委員の募集から審査、決定までに相当の時間を要しますので、任期満了となる委員に対し再任のお願いする時期を考えますと、現状の推薦制を維持してまいりたいと考えています。

②【回答】平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に移行されたところですが、資産管理（被保険者証等の発行）・保険料（税）率の決定・賦課・徴収・保険給付・保健事業等については、引き続き市町村が行うこととされています。また、国民健康保険法第11条では、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に重要事項を審議させるため、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととされており、杉戸町の運営協議会は引き続き存続され、町民の意見が反映されるものとなっております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健康診査の検査料金は1件当たり約1万円の費用がかかっています。自己負担額は1件当たり、1,000円と低額となっていますので、受益者負担の原則を踏まえ、無料化を行う予定はありません。

②　【回答】毎年、8月～10月の集団健診時には、がん検診と特定健診が同時に受けられるよう実施しています。また、この集団健診においては、インターネット予約を取り入れ、被保険者の方の利便性の向上を図っています。

③【回答】今年度も、ＳＭＳによる受診勧奨や人工知能技術を用い、特定健康診査対象者の健康意識や過去の受診履歴などのデータを基に、勧奨対象者を7つのタイプ別に分類し、各グループに最も効果的な受診勧奨通知を送付します。

④【回答】保健予防事業の遂行のために取り扱う個人情報は、個人の重要な財産であると認識し、個人情報の保護に関する法令や杉戸町個人情報保護条例等に基づいて、適正に管理し、厳重な注意を払っています。また、一部の業務を外部に委託する場合には、委託先と個人情報取扱注意事項を含めた業務委託契約を締結し、適切な監督を行っています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】　2022年度末で、約15億4,092万円です。

②【回答】国民健康保険において法定外繰入金等の解消が進められていますので、財政調整基金を活用して、新たに国民健康保険特別会計へ繰り出すことは考えておりません。

**◆52熊谷市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険制度は国民皆保険の基本となる仕組みですが、医療の高度化、被保険者数の減少及び高齢化の進行の構造上の問題等により、財政赤字を抱える保険者が多いのが実情であったことから、国保の制度改革により国民健康保険の広域化が進められております。これにより、市町村における被保険者相互の支え合いに市町村相互の支え合いの仕組みが加わり、県内全体で負担を分かち合うことで国保財政の安定的運営を目指しております。保険税につきましては、算定方法の違いから他の保険者との間に金額の差が生じますが、国保の広域化により「同じ所得水準・同じ世帯構成」であれば同じ保険料となるよう、県が示す標準保険料率に統一することとされております。国民健康保険制度を持続可能なものとし、生命と健康に対する安心を確保するためにも、今後も共同保険者である県や他の市町村とも連携をとりながら取り組んでまいります。

**(2) 埼玉県第3 期国保運営方針について**

①【回答】医療保険制度は市民生活の基盤であり、今後も安心して医療が受けられるよう、健全で強固な国保財政基盤の構築は必須であると考えております。国民健康保険は平成３０年度から県が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図っております。国保財政における給付と負担の関係を「見える化」し、地域内における公平かつ持続可能な医療提供体制を整備する観点から、「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し国保の保険税水準統一化が進められております。今後も県の運営方針を踏まえ、県や他市町村とともに課題に対する対応等を検討してまいります。

2

②【回答】国保財政の健全化・安定化の観点から、赤字補填目的の一般会計繰入を減らしていく必要があると考えておりますが、被保険者の負担が急増することがないよう十分配慮しながら、計画的に進めてまいります。また、将来的に国保財政を維持していくためにも、機会を捉え国に対して財政支援の確実な実行と拡充について要望してまいります。

③【回答】国保財政における給付と負担の関係を「見える化」し、地域内における公平かつ持続可能な医療提供体制を整備する観点から、国保の保険税水準統一化が進められております。医療保険制度は市民生活の基盤であり、今後も安心して医療が受けられるよう、健全で強固な国保財政基盤の構築は必須であると考えております。今後も共同保険者である県や他の市町村とも連携をとりながら、適切な保険税率の設定に努めてまいります。

④【回答】低所得者の国保税負担の軽減を図るため、申告により、前年の所得が一定金額以下の国保加入者世帯につきましては、均等割額の減額を行っております。減額の割合は７割・５割・２割とし、軽減判定所得の引上げを行い、対象世帯の拡大を行っております。また、天災により減免が必要と認められる場合や、貧困により扶助を受ける場合に類する等の一定の範囲となりますが、特別な事情として減免の対象としており、ホームページやパンフレット等でもお知らせしております。子どもの均等割額減額措置につきましては、法定軽減により保険税の負担軽減を図っておりますが、対象年齢拡大につきましては、今後も機会を捉えて国・県に要望してまいります。

**(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】現在の熊谷市の応能割と応益割の割合は、概ね６対４となっております。国民健康保険税は病気、けが等の不均一で偶発的な保険事故に対する保険給付に充てられるという性格から、受益に対する負担も当然考慮されなければならず、このような見地から、応能原則と応益原則の二本立てで算定する方式がとられているものであります。したがいまして、過度に応能負担に偏向した負担割合は、国民健康保険税の性格から見て適当ではないと考えております。被保険者の負担が急増することがないよう十分考慮しながら、適切な保険税率の設定に努めてまいります。

② 【回答】子どもの均等割負担につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、未就学児に係る均等割額の減額措置を令和４年度から実施しており、当該未就学児に係る均等割額の５割が公費（国が２分の１、埼玉県、熊谷市が各４分の１ずつ負担）により減額されます。子どもの均等割額減額措置の対象拡大につきましては、今後も機会を捉えて国・県に要望してまいります。

③ 【回答】国民健康保険事業の運営に当たっては、一般会計からの法定外繰入金によることなく、収支の均衡を図ることが求められております。市といたしましては、赤字の解消等に向け必要な取り組みを行っていくなかで、財政面では依然として厳しい状況が続いておりますので、 一般会計からの法定外繰入の増額については、県の運営方針や国保税の収入状況、市全体の財政状況等をもとに総合的に検討し、決定してまいりたいと考えております。

④ 【回答】国民健康保険事業の財源は、原則として一般会計からの繰入金等によることなく、国保税や法定負担の公費によって賄われるものであると考えております。したがいまして、法定繰入分は別といたしまして、本来、国保税として賦課徴収すべき費用の一部に、一般会計からの繰入金を財源として充てることは望ましくないものと考えております。国保税の収入状況や市全体の財政状況、適正な受益と負担も踏まえ総合的に判断していきたいと考えております。

**(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

① 【回答】被保険者間の税負担の公平性を図る観点から、国民健康保険税に滞納があり、納税催告や納税相談の実施勧奨に応じていただけない世帯に対しては、短期被保険者証を交付しております。

②【回答】短期被保険者証の交付にあたり、再三にわたる納税催告や納税相談の実施勧奨に対して反応がなく、一向に応じていただけない世帯に対しては、折衝の機会を確保し、個々の世帯状況等を把握するため、短期被保険者証を一定期間、窓口に留め置き、納税相談を行っていただいた上で交付しております。

③【回答】現在、資格証明書を交付している世帯はありません。

**(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国会によるマイナンバー法の改正案が可決されたことにより、令和６年度秋に新規の被保険者証発行が廃止となる見込みです。変更点の詳細は現状不明ではありますが、マイナ保険証を持たない市民に対しては、申請により従来の被保険者証に代わる「資格確認書」（仮）を発行するとしています。市としましては、国からの要請を確認しつつ、介護施設等に入所中の方等、御自身で申請が難しい方についても、マイナ保険証もしくは、「資格確認書」のどちらかが行きわたる状態となるよう、手続方法等の検討をしてまいりますが、保険証の発行については、法律改正に伴う廃止ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

②【回答】本市では、短期被保険者証の有効期間を６か月としております。

**(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】低所得者の国保税負担の軽減を図るため、前年の所得が一定金額以下の国保加入世帯につきましては、均等割額の軽減を行っております。減額の割合は７割・５割・２割とし、軽減判定基準額の引き上げを行い、対象の拡充を行っております。今後も、軽減判定基準額等につきましては、適切に対応してまいります。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44 条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免につきましては、当市では熊谷市国民健康保険条例施行規則第５条において具体的に定められており、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（厚生労働省通知）に示された適用条件を踏まえ対応するとともに、診療状況・生活状況を聴取した上で、総合的に判断し、制度適用の可否を決定するよう努めております。また、医療費が高額となる場合、窓口での支払を抑えられるよう限度額適用認定証の申請を随時ご案内しております。

②【回答】申請書の記載事項につきましては、減免の審査に当たって、申請者個々の状況を的確に把握するために必要となりますので変更する予定はありません。また、申請書記載時には、記載事項を丁寧に説明しながら応対しております。

③【回答】一部負担金の減免につきましては、申請者の診療状況・生活状況等の確認が必要であり、総合的な判断が必要なことから、市役所窓口での取扱いのみとしております。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納期限内にご納付いただいていない方に対しましては、納税相談を実施し、生活状況等を把握した上で徴収猶予制度の案内や分割納付をしていただくなど、きめ細やかな対応をしております。

②【回答】個々の生活状況や経済状況に応じて、きめ細やかな対応に努めており、法律で禁止されている生活を脅かすような差押えは実施しておりません。

③ 【回答】差押えは、あくまでも最終手段としての処分です。まずは納税相談により、個々の状況等を把握し、財産調査等の結果、納税資力がないと判断した場合は、法律に則り執行停止をするなどの対応を行っております。一方で納税資力があるにもかかわらず、滞納を続ける方に対しましては、税負担の公平性の観点から法律に則った差押えを実施しております。

④【回答】個々の生活状況や経済状況に応じて、きめ細やかな対応に努めており、納税相談や財産調査の結果、納税資力がないと判断した場合は、生活状況を勘案し、分割納付や滞納処分の執行停止をするなどの対応を行っております。なお、納税資力があるにもかかわらず、滞納を続ける方に対しましては、税負担の公平性の観点から、法律に則った差押え等を実施しております。

**(9) 傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】協会けんぽなど他の健康保険制度との均衡を図るため現時点では支給を考えておりませんが、今後の情勢を踏まえながら国・県に要望してまいります。

② 【回答】赤字削減・解消を進めている厳しい財政状況や、様々な就業形態の被保険者間の公平性の観点から、恒常的な施策として行うことは困難と考えております。

**(10) 国保運営協議会について**

①【回答】熊谷市の国保運営協議会委員につきましては、被保険者代表委員の５人の枠の中で委員の公募を実施しております。

②【回答】国保運営協議会委員につきましては、被保険者代表委員のほかに、様々な分野の方のご意見が伺えるよう構成されております。今後とも市民の理解を得られる国保運営となるよう努めてまいります。

**(11) 保健予防事業について**

①【回答】特定健診の受診料につきましては、平成２０年度の健診開始以来、無料としており、本人負担はございません。

②【回答】がん検診と特定健診の両方を取り扱っている医療機関においては同時に受けることは可能です。なお、前年度、前々年度にがん検診を受診した方等につきましては、特定健診受診券にがん検診受診券を同封しております。

③【回答】令和３年度から埼玉県との共同事業（都道府県ヘルスアップ支援事業）により、特定健診未受診者に対する勧奨について今年度も実施し、受診率向上を目指しております。また、従前から行っている市の広報媒体等を活用した啓発につきましても、引き続き実施してまいります。

④【回答】個人情報の保護につきましては、受注者である熊谷市医師会との契約において、特定健診を実施する医療機関等に健診記録の漏えいを防止するとともに、守秘義務を課すなど関係法令を遵守すること、また「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等に基づき適切に管理してまいります。

**(12) 財政調整基金について**

① 【回答】令和４年度末の基金残高は、11,767,000 千円です。

② 【回答】財政調整基金は個別の事業に対する財源とするものではなく、予算全体での財源不足を補うために活用されます。

**◆53本庄市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】市町村国保には、被保険者の構成や脆弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な問題があり、その解決のため、平成３０年度から国民健康保険を都道府県化し、埼玉県が財政運営の責任主体となりました。県と市町村は、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、共通認識のもと、国民健康保険の安定的な運営を図っていくこととされており、本市においても課題を整理し、必要な取組を進めてまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】「埼玉県国民健康保険運営方針」では、保険税水準の統一に対する考え方として、保険税水準の統一により被保険者の負担が大きく変動する場合があること、保険税水準統一の前提として、負担と受益の公平性の観点から県内全ての市町村が同等の被保険者サービスや医療費適正化対策に取り組む必要があるなどの課題を踏まえ、直ちに保険税水準を統一することはせずに、段階を踏んで課題解決に取り組んでいくこととしています。保険税水準の統一は3段階に分けて進めていくこととされ、令和９年度には収納率格差以外の項目を統一することができるよう課題解決に取り組んでいるところですので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、保険税の税率は、市町村の条例で規定することに変更はないと考えております。

②【回答】国の公費拡充による財政基盤強化を踏まえた国保の都道府県単位化により、財政運営の責任主体は埼玉県となり、市町村とともに「埼玉県国民健康保険運営方針」等に基づき法定外繰入れの解消に取り組んでいるところです。また、国保加入者以外の負担の公平性の確保という観点からも、法定外繰入れを行うことは難しいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

③【回答】保険税水準の統一は、原則として、県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となるため、被保険者間の公平性の観点から望ましいものであると認識しております。現在、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき県内全ての市町村が保険税水準の統一に向け取り組みを進めており、継続して国保運営に係る施策において課題となる事項の協議等を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

④【回答】子育て世代の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割の５割を公費により軽減する制度が令和４年度から創設され、本市も国の基準に基づき実施しております。市が独自に対象年齢や軽減割合を拡大することは、そのために必要な財源について子育て世帯以外の方にもさらに負担をお願いすることになることから、法改正の趣旨を踏まえ、制度の基準に沿って実施してまいりたいと考えております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】保険税率については、国保事業を健全に運営していくために適宜見直しを行う必要がありますが、現在本市の保険税率は、県から示された標準保険税率と同等であるため、適正な税率であると認識しております。本市の応能割と応益割の割合はおおむね6：4となっており、低所得者の負担増とならないよう配慮しております。

②【回答】上記（2）④と同様となります。

③【回答】一般会計からの繰入金のうち、市の義務（法定）として行わなければならないものについては、対象となる経費を適切に算定して繰入れを行っております。法定外繰入金については、「埼玉県国民健康保険運営方針」の中で解消･削減すべきとされ、県内すべての市町村が運営方針に則り、赤字解消に向け取り組んでいるところです。また、国保加入者以外の負担の公平性の確保という観点からも、一般会計からの法定外繰入れを行うことは難しいと考えております。

④【回答】国保財政調整基金は、県へ納付する国保事業費納付金の今後の変動に備える必要があるため、基金を保険税の減額を目的として使うことは難しいと考えております。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①②③

【回答】①～③について、まとめて回答いたします。

資格証明書は、保険税負担の公平性を図る観点から、法令の規定に基づいて交付しております。資格証明書の交付は、それ自体が目的ではなく、滞納者との納税相談の機会を確保するために必要な手段であると認識しております。これまでも、保険税を滞納している方から世帯の個別の事情をお聞きする機会を何度も設けてきめ細かく対応し、特別の事情もなく滞納している方に限って資格証明書を交付しておりますが、今後も同様の適用を行ってまいります。また、短期保険証（通常より有効期限が短いもの。本市においては６か月。）については、滞納者との接触の機会を確保するため、その一部を留め置き、納税相談を行ったのちに窓口にて交付しておりますが、一定期間（約１か月間）を経過後は全て郵送し、長期間窓口留置をするようなことはしておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国の動向を注視しながら、法令に基づき対応してまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

②【回答】短期保険証については、本市は有効期限６カ月の被保険者証を交付しております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】保険税の減免に関しては、本庄市国民健康保険税条例第25条に要件を規定し、適切な運用に努めております。その他に画一的な基準を設けることは、世帯の個別の事情に即した対応ができなくなるおそれがあり、適当ではないと考えております。なお、減免の判定に際しては、今後も世帯の個別の事情をお聞きしながら、適正かつ公正に対応してまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免に関しては、国民健康保険法第44条に「特別の理由」がある被保険者に対し減免することができると規定されており、「特別の理由」は本庄市国民健康保険に関する規則第13条に規定しております。経済的な理由により病院に行けないという方から相談がありましたら、個別にお話をお伺いし、適切に対応してまいります。また、減免基準を生保基準の1.5倍に設定してほしいとのご要望ですが、画一的な基準を設けることは、世帯の個別の事情に即した対応ができなくなるおそれがあり、適当ではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

②【回答】本市の申請書は十分に簡便なものとなっていると認識しておりますが、お困りの方に対しては職員が窓口で記入をお手伝いさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

③【回答】一部負担金の減免申請は保険者に対して申請を行い、保険者において減免の可否決定を行うものであるため、医療機関の会計窓口での手続きはできないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国民健康保険税が未納となっている方の中には、様々なご事情を抱えている方もいらっしゃいます。そのため、まずは現在の生活状況やご事情等を詳しくお聞かせいただくよう務めております。その際には、ご本人の生活を最優先に考慮しながら、無理のない納付計画を立てることが可能かどうか、一緒に検討させていただくような対応を心がけております。また、納税以前に生活自体が困窮していると判断できた場合は、生活再建についてのご相談・ご説明のため、生活支援課へご案内しております。

②【回答】給与等が振り込まれた預貯金の差押えをする際には、法令を遵守し、最低生活費等を考慮した上で、差押可能な金額を算出しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

③【回答】売掛金の差押えが、取引先との信用問題に大きく関わり、事業継続を困難にする場合もあることは、私どもも十分理解しており、差押えにあたっては慎重を期しております。しかしながら、再三にわたり納税催告をしても納税のご相談等もいただけず、また、納税に対して前向きな意思があると確認できない場合には、税負担の公平性の観点から、やむを得ず売掛金の差押えを行う場合もございます。何とぞご理解をいただきたいと思います。

④【回答】繰り返しになりますが、納税のご相談の際は、ご本人の生活状況やご事情等をお伺いし、ご本人の生活を最優先に考慮しながら、無理のない納付計画を立てることが可能かどうかご一緒に検討させていただくような対応を心がけております。また、やむを得ず給与等の差押えを行う場合には、法令に基づき、最低生活費等を考慮した上で実施しており、生活実態に配慮した対応をさせていただいておるものと考えます。以上のことから、国民健康保険税について、他の税と異なる特別な対応をすることはいたしかねますので、ご理解いただきたいと思います。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】自営業者等に対する支給への財政支援については、機会を捉えて国・県へ要望してまいります。

②【回答】傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急的・特例的な措置として、国の財政支援の適用期間や支給要件等に合わせて行うこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】本庄市国民健康保険運営協議会委員公募要領に基づき、公募を行っております。

②【回答】国保運営協議会は、被保険者を代表する委員や公益を代表する委員等で構成されております。会議の場で話し合われる内容は、会議後に市の施策に反映することになるため、市全体の利益を考え協議していただいており、市民の皆さまの意見が国保事業の運営に反映できているものと認識しております。なお、国保事業の運営については、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、PDCAサイクルの下で事業の実施状況を定期的に把握分析して評価と検証を行い、必要な改善に取り組んでまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】本市では、平成27年度より特定健康診査の集団健診を、平成29年度より個別健診を自己負担なしの無料としました。

②【回答】本市では平成29年度より特定健康診査とがん検診が同時に受けられます。また、女性を対象とした特定健康診査と乳がん検診、子宮頸がん検診を同時に受診できるプリンセス健診も平成29年度より実施しています。

③【回答】受診勧奨通知をするなど目標達成のための対策を行います。

④【回答】個人情報保護法に基づき、保有する個人情報の目的外利用や漏えい防止のため、本市及び実施機関において個人情報の適切な管理に努めています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】本庄市財政調整基金　4,892,957千円

本庄市国民健康保険財政調整基金　350,841千円

②【回答】本庄市財政調整基金は、年度間の財源調整を図り、財政需要に対処するための基金で、予期し得ない収入の減少や支出の増加などに対応できるよう積立てを行うとともに、災害発生や新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策など、緊急的な支出に活用しています。本庄市国民健康保険財政調整基金の活用につきましては、適切に対応してまいります。

**◆54深谷市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】市町村国保には、被保険者の構成、脆弱な財政基盤、市町村規模の格差など構造的な問題があります。この問題を解決するために、国は、３，４００億円の財政支援の拡充により、財政基盤を強化した上で、平成３０年度から国民健康保険を都道府県単位化し、都道府県が新たに財政運営の責任主体となっています。県は、「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、市町村とともに健全な運営を図るため課題を整理し、必要な取組を進めております。市といたしましても、県とともに課題を解決し、誰もが安心して医療にかかれるよう国民健康保険の安定的な運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国民健康保険は平成３０年度から都道府県単位化され、都道府県が財政運営の責任主体となっています。県は、安定的な運営を図るため、「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、医療費の適正化や赤字の削減・解消などを目標に掲げるとともに、市町村ごとに異なる保険税水準を統一することを明記しております。市といたしましては、この県の運営方針を踏まえ、被保険者への影響に配慮しながら、慎重に対応を検討してまいりたいと存じます。

②【回答】国民健康保険の運営に当たっては、一般会計からの法定外繰入に依存せず、国民健康保険の会計で収支の均衡を図ることが求められております。

市といたしましては、赤字の解消等に向け必要な取り組みを行っていく必要があると考えておりますが、財政面では依然として厳しい状況が続いているのが現状でございますので、一般会計からの法定外繰入につきましては、県の運営方針や、国保税の収入状況、市全体の財政状況等、総合的に検討し、決定してまいりたいと存じます。

③【回答】県は、安定的な運営を図るため、運営方針において医療費の適正化や赤字の削減・解消などを目標に掲げるとともに、市町村ごとに異なる保険税水準を統一することを明記しております。市といたしましては、この県の運営方針を踏まえ、県及び県内自治体とともに課題を整理し、対応を検討してまいりたいと存じます。

④【回答】国民健康保険制度は高齢者や低所得者の加入割合が増加傾向にあることから財政基盤が脆弱であり、深谷市も財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れている状況にあるため、市独自の施策として、１８歳までの子どもに係る均等割を廃止することは難しい状況です。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】深谷市においては、現在、応能割と応益割の割合は、概ね６．５対３．５となっております。税の公平負担の原則を考慮し、今後も引き続き、低所得者層の負担に配慮しながら、応能応益割合について慎重に検討をしてまいります。

②【回答】令和４年度分の国保税から未就学児に係る均等割の５割が公費により軽減されることとなりましたが、国民健康保険制度は高齢者や低所得者の加入割合が増加傾向にあることから財政基盤が脆弱であり、深谷市も財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れている状況にあるため、市独自の施策として、残りの５割を軽減し、子どもに係る均等割を廃止することは難しい状況です。

③【回答】一般会計からの法定外繰入は、国保税の収入状況や市全体の財政状況を踏まえながら、他の様々な事柄を総合的に勘案する中で検討し、決定してまいります。

④【回答】県は、安定的な運営を図るため、運営方針において医療費の適正化や赤字の削減・解消などを目標に掲げるとともに、市町村ごとに異なる保険税水準を統一することを明記しております。市といたしましては、この県の運営方針を踏まえ、被保険者への影響に配慮しながら慎重に対応を検討してまいたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】本市におきましては、税負担の公平性を保つために、滞納対策の一環として「短期被保険者証」発行しております。

②【回答】短期被保険者証も含め、すべて簡易書留郵便で郵送しております。

③【回答】国保の資格証明書は、税負担の公平性を保つために、滞納対策の一環として交付するものですが、現在は、新型コロナウイルスの再流行等を考慮し、８月の一斉更新時の資格証明書の発行を中止し、短期被保険者証に切り替えて発行しております。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国はマイナンバーカードを取得していないかたなどが引き続き必要な保険診療を受診できるよう資格確認書を本人の申請に基づき発行することとし、申請の手続を失念することがないよう申請勧奨を実施することとしております。

また、本人からの申請が難しい場合には、家族のほか施設職員、支援団体による代理申請も可能とする予定とのことでございます。健康保険証の廃止にあたり、国は、すべての被保険者が確実に保険診療を受けることができるための措置を講ずることとしておりますので、今後、国から事務取扱手順等詳細が示されましたら、適切に対応してまいりたいと存じます。

②【回答】「短期保険証」の有効期限は、６か月で発行しております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】深谷市では、国の基準に基づき減免を行っており、基準の緩和は考えておりません。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免については、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護法に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した額を元に算出した額以下であって、預貯金が当該額の３か月以下であるときに減免にすることとしています。これからも、国の通知や他の地方公共団体の状況も注視しながら研究してまいります。

②【回答】申請書については、申請に必要な事項のみを記載していただく様式となっております。

③【回答】申請先は市となりますので、市の窓口でのお手続きをお願いいたします。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納税者の方の不安や疑問等に対応するため、業務時間中、納税相談を常時受け付けております。さらに、毎週木曜日の夜間の窓口延長に加え、毎月第一日曜日にも休日の納税相談窓口を開設し、納税者の方の多様な生活様式に対応するための環境を整備しております。この納税相談では、生活や収入状況などを伺い、納期限どおりに納付が困難と認められる方につきましては、分割納付の相談に応じるなど、納税者の実情に応じた、寄り添った対応を行っております。また、納税相談の中で、生活が著しく困窮していると申し出たり、そのように認められる納税者の方については、生活福祉課や社会福祉協議会などをご案内するなどの対応も行っております。

②【回答】法令に従い、給与等の全額差押はいたしておりません。国税徴収法の差押禁止条件等に基づき、適切に事務を行っております。

なお、納税は憲法の定める国民の義務であり、納税者に応分の負担をしていただくことが、納税者全体での税負担の公平性の確保につながるものととらえております。こうした観点の下、差押につきましては、滞納者の方の収入状況、家族構成、財産の状況、それまでの折衝状況など、滞納者の方の実情を十分把握し、納税者の担税力に応じて適切に執行しております。

③【回答】差押につきましては、売掛金に限らず、国税徴収法の差押禁止条件等に基づき適切に事務を行っております。滞納者の方の収入状況、家族構成、財産の状況、それまでの折衝状況など、滞納者の方の実情を十分把握し、納税者の担税力に応じて適切に執行しております。

④【回答】滞納者の方に対する滞納処分に関しては、国民健康保険税に限らず、法令に基づいて執行しております。滞納者の方の収入状況、家族構成、財産の状況、それまでの折衝状況など、滞納者の方の実情を十分把握し、納税者の担税力に応じて適切に執行しております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】近隣市町村や国県の動向を注視してまいります。

②【回答】深谷市では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の要請と財政支援を受け、時限的に傷病手当金を支給しておりましたが、国保財政が大変厳しい状況であることから、任意給付である傷病手当金を恒常的にしていく考えはございません。また、個人事業主等である、被保険者を対象に支給をしておりました市独自の「傷病見舞金」につきましても、傷病手当金同様に恒常的に支給していく考えはございません。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】本市の国保運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師　を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員で構成されております。その委員の選任については、より広い意見や専門的な意見の交換ができるように、広く市民から公募した「人材バンク」の登録者を含めるほか、自営業、女性代表、地域代表、大学教授といった多様な方々を選任しております。

②【回答】法令等の定めるところにより適正な運営に努めております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健康診査の検査料金は、1件当たり約1万円の費用がかかることから一定の受益者負担

は必要であると考えております。

②【回答】特定健康診査の集団健診において同時に受診できるがん検診の種別は以下のとおりです。

・胃がん健診（胃部レントゲン（バリウム）検査）

・肺がん検診（胸部レントゲン検査）

・前立腺がん検診

・大腸がん検診（便潜血反応検査）

・子宮頸がん検診（内診、子宮頸部細胞診）

・乳がん検診（マンモグラフィー検査・視診・触診）

特定健診と胃がん（胃部エックス線検査）、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診は、集団検診方式では同時に受診していただいております。また、子宮頸がん、乳がん検診については、特定健診を午前、子宮頸がん、乳がん検診を午後と同日で受診が可能な日もございます。なお、特定健診と一部のがん検診を受診することが可能な医療機関がございますが、同時に実施できるかにつきましては、医療機関の状況によりますので、お申込み時に確認をお願いいたします。

③【回答】特定健診については、令和２年度までは集団健診を実施してきましたが、令和３年度からは集団健診に加えて個別健診を開始しました。個別健診を追加することで集団健診の日程等との都合が合わない、会場が遠い等の理由で受診を断念されている被保険者や、より自宅に近い医療機関や、かかりつけ医等で受診を希望されるかたに対して、受診しやすい機会や環境を整え、受診率向上を目指しています。がん検診については、２０２３年度、がん検診の中で受診率の低い子宮頸がん・乳がん検診について、対象者のかたに受診券シールを送付し受診勧奨を行っております。その他のがん検診につきましては、昨年度までと同様に引き続き受診勧奨に努めてまいります。

④【回答】特定検診に関係する個人情報については、適正な管理に努めております。がん検診に関係する重要な個人情報につきましては、委託医療機関及び関係機関も含め、適正な管理に努めております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度の金額につきましては、決算認定前であり、確定しておりませんので、令和３年度の金額を回答いたしますと、133億1,793万5,795円でございます。

②【回答】財政調整基金につきましては、それぞれの事業に係る財源を見極めながら、計画的かつ効果的に活用しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

**◆55美里町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国・県の動向により対応します。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国・県の動向により対応します。

②【回答】国・県の動向により対応します。

③【回答】国保財政の運営責任主体である埼玉県の動向により対応します。

④【回答】国・県の動向により対応します。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国保財政の運営責任主体である埼玉県の動向により対応します。

②【回答】国・県の動向により対応します。

③【回答】国・県の動向により対応します。

④【回答】町の基金には限りがあります。保険税率は県の動向により対応します。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】被保険者の状況を把握し、適正な被保険者証の交付に努めます。

②【回答】窓口留置は行っていません。

③【回答】資格証明書は発行しておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国の動向を注視しながら対応します。

②【回答】６カ月としています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】減免制度につきましては、窓口等において相談者の生活状況や財産状況を詳しく把握したうえで、申請につなげております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】軽減制度につきましては、窓口等において相談者の生活状況や財産状況を詳しく把握したうえで、申請につなげております。

②【回答】申請の際は、内容を一緒に確認しながら手続きをしていただき、住民の方が不安なく申請できるよう配慮して参ります。

③【回答】減免申請書は、町が受理し審査する必要がありますので、減免の申請が必要な際は、役場の窓口にお越しいただくことをお勧めいたします。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】滞納者と納税相談の中で現状の収支を聞き取り、生活困窮である場合は、生活支援等の部署と連携した対応をしております。

②【回答】法令に基づき対応して参ります。

③【回答】法令に基づき対応して参ります。

④【回答】法令に基づき対応して参ります。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】令和５年５月７日までが対象期間となっております。今後国の動向を注視しながら対応して参ります。

②【回答】今後国の動向を注視しながら対応して参ります。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】他市町村の状況を勘案しながら今後検討します。

②【回答】住民の意見が十分反映されるよう運営して参ります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】無料で実施しています。

②【回答】肺がん検診、大腸がん検診は、集団の特定健診と同時に実施しています。

③【回答】４０代、前年度国保加入者などを中心に受診勧奨通知を送付します。

④【回答】美里町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理して参ります。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】33,961,723円です。

②【回答】令和４年度は、49,898千円の取り崩しを行いました。

**◆56神川町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険制度は、他の医療保険制度に加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度です。国民健康保険制度は、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険税の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていたため、平成30年4月に都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり国保運営を行う制度見直しがありました。この見直しにより、財政運営の責任主体は都道府県になり、県と市町村は「埼玉県国保運営方針」に基づき共通認識の下国保の安定的な運営を図っていくこととされています。町では、誰もが安心して医療にかかれるように国保事業の健全な運営確保のため、県と共通認識の下、適正な保険税率の設定や医療費適正化等に取り組みます。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険税水準の統一は全国的に進められていることであり、埼玉県においても被保険者の負担が大きく変動することがないように、段階を踏んで課題解決に取り組みながら令和９年度の準統一に向けて引き続き検討を続けているところです。町では保険税水準の準統一に向けて、被保険者にとって激変ではなく緩やかに移行できるように、町の財政状況と近隣市町村の状況などの把握に努め、需要と供給のバランスを見ながら令和８年度までの保険税を決定しています。

②【回答】法定外繰入れについては「第２期埼玉県国保運営方針」において解消・削減すべき赤字と定義され、赤字市町村は赤字削減・解消計画書を作成し赤字削減・解消を図るよう取り組むこととされているなか、法定外繰入れを行うことは慎重に検討する必要があると考えます。法定外繰入れは、国保被保険者だけではなくすべての住民が負担した一般会計から国保特別会計に繰り入れを行うもので、国保の被保険者の負担を抑えるために、国保ではない人も含めた住民全体に負担をしいていることになります。

③【回答】保険税につきましては標準保険税率を埼玉県が国のガイドラインに基づき毎年算出します。統一までは県が算出した標準保険税率を参考に、市町村で納付金にみあう保険税率を設定します。地域医療の課題については機会をとらえて引き続き訴えていきます。

④【回答】「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、令和４年度からは未就学児に係る保険税の均等割額の１/２減額を実施しています。また、当町では令和２年度から１８歳までの第３子以降の子どもの均等割額の軽減を実施しています。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】神川町の応能割と応益割の割合は概ね６対４となっており、被保険者の負担能力に応じた設定であると考えています。

②【回答】１（2）④の回答と同じ。

③【回答】１（2）②の回答と同じ。

④【回答】神川町では歳入不足補填として国保財政調整基金から繰入れを行い、保険税率の改正は１５年間実施していませんでした。しかし、同じように基金から繰入れを続けると数年で基金の残がなくなってしまう見通しとなったため、保険税水準の統一も見据え令和５年度に税率改正を実施しました。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】短期被保険者証は保険税を滞納している方に対して交付され、納付相談の機会を確保し、個々の状況を把握する目的があります。事業の休止や廃止、病気など保険税を納付できない特別な事情がある場合には、分割納付の相談や税の減免など個々の状況に応じた対応がされておりますので、短期被保険者証の交付は必要と考えます。※令和６年秋に現行の保険者証廃止を盛り込んだ改正案が可決されているため、それに伴い短期被保険者証も廃止になります。町では滞納者の事情を把握する機会をどう確保するのか課題となります。

②【回答】短期の被保険者証についても、一定期間納税相談の期間を設けた後、期限が到来する前にすべて郵送しています。

③【回答】相当な収入があるにもかかわらず保険税を納めない場合には、資格証明書を交付せざるを得ないこともあり、公平性の観点からもやむを得ないと考えています。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】申請漏れ等により現物給付による保険診療を受けることができない方が生じないように保険者が資格確認書を交付することが、衆院特別委員会での採決の際に求められています。町としても法案の成立を注視しているところです。

②【回答】短期保険証は保険税滞納額や納税への姿勢等を考慮して、６カ月と３カ月を設定しています。どちらにしても、納付相談により個々の状況を把握し分割納付など個々の状況に応じた対応がされています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】現在、申請減免については生活保護費認定基準額の1.3倍未満としています、また、法定軽減率については、「７割・５割・２割」を実施しております。生活困窮者については福祉担当者や関係機関と連携を充分図ってまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】保険税水準の統一に向けて、一部負担金の減免につきましても減免基準の統一について検討が進められております。減免基準の見直しをする場合でも、統一を見据えて検討する必要があると考えます。

②【回答】申請書により、申請者の所得状況や預貯金、資産等を詳細に把握する必要があります。申請時には丁寧に申請方法の案内に努めます。

③【回答】町長宛に申請していただくものであること、要件の審査を行う必要があること、などから医療機関に設置することは難しいと考えます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】従来から、期別ごとの納付が困難な方には、事情を確認して、今後の納税方法の相談に応じており、住民に寄り添った国保税の徴収を行っております。

②【回答】給与の差押を実施する際には、生活費相当額を控除するなど、法令を遵守して実施しております。

③【回答】売掛金については、現在神川町では差押を実施しておりませんが、差押えをする際には、納税可能な資力があると判断でき、かつ、町からの再三の呼びかけに対して反応が無いなど、やむを得ない場合に限り行うこととなります。

④【回答】国民健康保険税の滞納の回収については、当事者の生活実態に配慮し、かつ、他税の納税状況等を踏まえて、対応してまいります。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】国保・後期に加入する自営業者等で、収入が事業収入等である方へは傷病見舞金を支給しています。また、国保・後期に加入する方で、勤め先から給与等の支払いを受けている方へは傷病手当金を支給しています。ただし、どちらも令和５年５月７日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染した場合になります。※令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザなどと同じ「５類」に移行されましたので、財政支援は難しいものと考えます。

②【回答】１（9）①の回答と同じ。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】業種や年齢層とともに、地域性を考慮し、被保険者である１号委員を構成員とする必要があるため、公募することは考えていません。

②【回答】国保運営協議会において運営の改善点など、構成委員さんに意見を伺いながら検討します。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】平成２７年度から無料で実施しています。

②【回答】がん検診と特定健診が同時に受けられるように、可能な限り日程に配慮しています。

③【回答】集団健診を受診していない方には個別健診の勧奨通知を送付し、健診・人間ドックの受診を促します。また、令和４年度からは４０歳を迎える方への案内送付を実施しています。

④【回答】各種法令等を遵守し慎重に管理しています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度に国保特別会計へ繰り入れた国保財政調整基金の金額は８，７４８万円、令和４年度末の国保財政調整基金の残額は９，５５６万９，９２９円です。

②【回答】１（3）④の回答と同じ。

**◆57上里町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1　)国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険は、加入者が公平に分担し万が一に備えるための相互扶助的な性格を持つ制度です。被用者以外の方がもれなく加入する皆保険制度の中核でもあることから、健全な財政運営による制度の継続が不可欠です。制度の安定した運営のために現在、都道府県単位の統一に移行している段階であり、これからも加入者の皆さまが安心して医療を受けることができる環境を継続することこそが重要であると考えております。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体は都道府県単位化されました。県と市町村は共同保険者として「埼玉県国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」という。）」に基づき安定的な運営を図っていかなければなりません。被保険者の皆様が安心して医療を受けられる制度を維持できるよう、今後も国保運営方針に基づき、町としては急激な負担増が生じないよう配慮しながら、段階的に税率を改定しています。

②【回答】県は法に基づき策定した埼玉県国民健康保険運営方針の中で、決算補填目的の法定外繰入金を赤字とし、県内の市町村に対し赤字の解消・削減を図るよう求めています。上里町も決算補填目的の法定外繰入金の解消計画に則り、赤字削減に向けて努力せざるを得ないものと考えています。

③【回答】国民健康保険の財政運営については、多くの公費が投入されているなかで、受益者である被保険者にも相応の適正なご負担をいただくことで成り立つ制度と考えています。地域医療体制の整備につきましては、引き続き県に対して要望してまいります。

④【回答】保険料の減免は個々の事情を勘案して行うものであり、特定の対象者に対し、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは適切でないとの国の見解が示されています。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険税について定めている地方税法では、賦課方式を応能負担と応益負担によるものとしており、上里町国民健康保険税条例においても同様の規定となっております。

②【回答】（２）④に準じますが、特定の対象者に対し、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは適切でないとの国の見解が示されています。

③【回答】県は県内の市町村に対し赤字の解消・削減を図るよう求めています。上里町も決算補填目的の法定外繰入金の解消計画に則り、努力せざるを得ないものと考えています。

④【回答】上里町国民健康保険特別会計では、歳入不足を補える規模の基金は持ち合わせていません。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】計画的な納税について直接ご相談できるよう、短期被保険者証交付世帯につきましては、来庁していただき、保険証を手渡ししています。

②【回答】短期被保険者証交付世帯につきましては、来庁していただき、収税担当とともに現在の家庭状況等をお伺いし、生活に過度な負担がかからないよう、対象者に寄り添った納税相談を行うよう取り組んでいます。

③【回答】平成30年度に資格証明書等基準の見直しを行い、以降、資格証明書の発行はありません。法律上に定めがあり、運用につきましては各自治体の判断で実施しているところです。①②の回答に準じますが、納税相談等を行うことにより、対象者の状況に応じて見極めていくことが重要だと考えています。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】国では、令和６年の秋を目途にマイナ保険証に移行する準備を進めていますが、ここにきて、移行時期について議論されているようです。また、マイナ保険証への移行に伴い発行される資格確認書については、ご指摘のとおり、施設入所者等の申請が難しいとの意見を踏まえ、プッシュ式での交付も検討されているようです。マイナ保険証をめぐる状況は刻々と変化しておりますので、その動向について、今後とも注視してまいります。

②【回答】納税相談の機会を確保するため、必要に応じ３ヵ月または６ヵ月の短期被保険者証としています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】低所得者に対する減免については、まず法定軽減制度（7割・5割・2割軽減）があるため、その適用を行います。その他申請に基づき、非自発的失業者の軽減適用や、生活困窮の場合について、生活保護の認定基準の1.3倍までを対象とした減免を実施しております。埼玉県国民健康保険運営方針に基づき減免等の基準も統一されていく方向にあり、県と市町村が共同保険者として運営している現状としましては、拡充の予定はありません。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免については、上里町国民健康保険に関する規則第12条の規定による「国民健康保険一部負担金の減免等の基準」により対応しています。農作物の不作、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少し、生活が著しく困難となった方に対して、世帯の生活費認定基準額の３倍を超える現金、預貯金及び有価証券等がなく、生活費認定基準額に対する平均収入の割合が、110/100未満の世帯は100％免除が3ヶ月間、110/100以上120/100未満の世帯は50％減額が3ヶ月間、120/100以上130/100未満の世帯は徴収猶予が6カ月間としています。免条例の拡充は、近隣市町や社会経済状況を勘案しながら研究してまいります。

②【回答】申請書については必要最低限の情報のみ記入していただく様式となっています。

③【回答】国保被保険者に対する制度ですので、町へ申請手続きをしていただきますようお願いいたします。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】税は納期限内での自主納付が原則ですが、期限内納付ができていない方に対しては、文書や電話による納税催告により自主納付を促すとともに、生活や事業の状況などにより納付が困難な場合は、納税相談をご案内しております。納税相談では、滞納者に寄り添う姿勢での傾聴に努め、生活状況や抱えている事情などを詳しくお聞かせいただき、個々の状況に応じて納付計画を立てて、分割での納付をお願いしております。

②【回答】差押えなどの滞納処分については、法令により規定されていますが、直ちに差押えということではなく、納税相談などで滞納者に寄り添う姿勢で生活状況や抱えている事情等をできる限り詳細に聞き取り、状況に応じた納付計画を立てて、分割での納付をお願いしております。しかし、財産調査を行った結果、納税資力があるにもかかわらず、納付や催告にも応じない滞納者については、税負担の公平性の観点から、やむを得ず差押えなどの滞納処分を行っております。なお、その場合でも本人や家族の生活を守るために、生活費相当額を控除しております。

③【回答】滞納処分については、国税徴収法により滞納者の財産を差押えなければならないと規定しておりますが、滞納者から「生活状況を伺う」姿勢は変えることなく、自主納付に向けて対応しております。また、業者の売掛金の調査は滞納者への信用への影響も大きいので、他に換価容易な財産がない場合等に滞納処分に必要な範囲で行います。

④【回答】国保税の滞納者に対しては、その経済状況・生活状況等により納税相談を受け付け、国保が将来起こるかもしれないと予測される危機に対して、加入者が公平に分担し、万が一に備えるための相互扶助的な性格をもつ制度であることを理解していただきながら、少額の分納であっても納付していただけるよう折衝しております。その中で特に、生活状況が厳しく納付困難な方へも気軽に納税相談をしていただけるよう案内しており、さらにきめ細やかな聞き取りをするなど配慮した上で適正に対応しております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】国・県では被用者以外への傷病手当金支給について、国保の枠組みとしての財政支援はおこなっていません。町では令和５年５月７日以前に罹患した、被用者でない国保被保険者に対して、傷病見舞金を支給しました。

②【回答】上里町国民健康保険における傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症に関してのみ、国の示した基準により、財政支援の対象となる期間において実施しております。傷病見舞金についても同様の期間としています。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】現在公募はしていません。保険医等を代表する委員については医師会・歯科医師会・薬剤師会より推薦をいただいています。また、被保険者及び公益を代表する委員については、区長会と民生委員からの推薦をいただいています。どちらも住民を代表する方と考えています。

②【回答】①に準じますが、住民を代表する方として区長会及び民生委員からの推薦をいただいています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健診は自己負担無料となっております。

②【回答】特定健診と肺がん検診、大腸がん検診が同時に受診できます。

③【回答】埼玉県が実施するヘルスアップ事業に参加し、未受診者に対する受診勧奨を、よりきめ細かく実施します。集団健診においても人数制限を緩和し、受診可能な人数を増加させています。

④【回答】上里町個人情報保護条例に基づき、個人情報の取り扱いに留意しています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末時点における財政調整基金残高は、1,408,702千円でございます。

②【回答】財政調整基金の処分事由につきましては、「上里町財政調整基金の設置・管理及び処分に　関する条例」にて定められており、活用にあたっては、町の財政状況等を踏まえ、慎重に判断していく必要がございます。社会情勢の変化による物価高騰に伴い、町民・町内事業者の方への支援が必要な現状は、十分、理解しております。したがいまして、当町におきましては、令和４年度１０月補正予算および令和５年度６月補正予算において、財政調整基金等を活用し、物価高騰に対する町独自の支援策を実施しております。今後も、社会情勢の変化を見極めながら、適切な支援策を実施できるよう、努めてまいります。

**◆58寄居町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険は、国民皆保険制度の礎となるものでありますことから、誰もが安心して医療にかかれるよう、今後も健全な国保財政運営ができるよう努めてまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険税の税率は町の条例で決定されております。一方で、第3期国保運営方針では「被保険者が県内全市町村で同一水準のサービスの提供を受ける」ためにも、保険税水準の統一目標年度である令和９年度に向け、賦課方式、賦課限度額の統一等を段階的に目指すことになっております。最終的に全県内「同じ世帯構成・所得では同額の税」を目指して県が税率を決定する方針となっているため、町としてはその運営方針に従って条例改正の上程を考えております。

②【回答】埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)の赤字削減・解消計画は、国保財政の健全化を目的に策定されたものであります。町といたしましても、計画に沿った赤字削減・解消を進めるとともに、引き続き、収納率の向上、健康づくりや医療費適正化の取組等により、健全な国保財政運営ができるよう努めてまいります。

③【回答】県から示されております埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)(案)は、県を主体として国民健康保険の安定的な運営を図っていくことを目的としており、現在も課題の整理と議論が重ねられておりますことから、現在のところ県への要請を行うことは考えておりません。

④【回答】国保制度は全被保険者で支えていくものと考えており、低所得者に対する国保税の負担軽減措置も実施していることから、現時点では１８歳までの子供の均等割を廃止する事は考えておりません。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国保税の税率は制度を全被保険者で支えていくとの考えのもと、どちらかに極端に偏ることなく応益割と応能割のバランスをとることに配慮し設定しており、今後もその姿勢を継続してまいります。

②【回答】国保税は全被保険者がそれぞれの範疇で納付し制度を支えていくべきものと考えており、子ともの均等割負担についても廃止する予定はありません。なお、未就学児の均等割の軽減は実施済みですので申し添えます。

③【回答】市町村国保運営の共通指針である埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)では、法定外繰入金は、令和8年度までに解消・削減することが目標として明記されており、これまで赤字補てん目的の法定外繰入金の計画的な削減に取り組んでまいりました。国保事業は特別会計として運用されているため、一般会計からの繰入金につきましては、一般納税者との公平性の観点等から、厳正に行われるべきものと考えておりますことから、赤字補てん目的の法定外繰入金の増額につきましては考えておりません。

④【回答】寄居町では、繰り入れのできる基金はございません。そのため、毎年度財務状況を分析し、健全な財政運営に必要な保険税率の設定を行ってまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】資格証明書及び短期被保険者証の交付につきましては、加入者間の負担の公平性を鑑み、納付状況等から町の基準に基づき、窓口交付を原則としております。なお、資格証明書及び短期被保険者証該当世帯であっても、18歳までの未就学及び就学中の被保険者に係る被保険者証につきましては、すべて郵送しております。

②【回答】資格証明書及び短期被保険者証の窓口交付は、加入者間の負担の公平を図るとともに、国保税の収納を確保するための一つの手段として、納税者と接することで生活状況の把握、納税相談や納税指導等の機会を設け、国保税の適正な収納に役立てることを目的としております。

③【回答】資格証明書の適用につきましては、事前に生活状況調査を行い、該当者には弁明の機会を設けるなどの適正な手続きを経たうえで実施しております。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】マイナンバーカードと保険証の一体化につきましては、すでに国の法案が成立しておりますことから、国に要請を行うことは考えておりません。

②【回答】定期的な納税相談につなげること、納税者の生活状況の変化等を考え、短期被保険者証の有効期限は4か月としております。ただし、18歳までの未就学及び在学中の被保険者に係る短期被保険者証の有効期限は6か月となっております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】低所得世帯に対しては国保税の軽減措置を行っており、天災等につきましても減免制度を設けていることから、現時点では考えておりません。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免等につきましては、国の認定基準に準じて運用しており、町独自の認定基準による取扱いについては考えておりません。

②【回答】一部負担金の減免等の対象者であるかを判断するにあたり必要最低限な内容を記入いただく申請書となっておりますことから、申請書様式を変更することは考えておりません。

③【回答】一部負担金の減免申請につきましては、町規則により申請書を町長に提出しなければならないとされておりますことから、申請手続きの窓口を保健医療機関とすることは考えておりません。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】国保税の滞納につきましては、滞納者への納税相談や納付指導などにより、自主納付を促すことが基本であると考えております。しかし、税負担の公平性を確保するという観点から、滞納者の担税力を確認したうえで、法令等の規定に基づく処分に至る場合もあります。また、相談・指導を行う中で、必要な場合には資格担当部門との連携や福祉部門への案内も行っております。

②【回答】滞納整理・処分につきましては、法令等の規定に基づき適正に対応しております。

③【回答】国保税の滞納につきましては、滞納者への納税相談や納付指導などにより、自主納付を促すことが基本であると考えております。しかし、税負担の公平性を確保するという観点から、滞納者の担税力を確認したうえで、売掛金につきましても法令等の規定に基づき適正に対応しております。

④【回答】国保税の滞納につきましては、滞納者への納税相談や納付指導などにより、自主納付を促すことが基本であると考えております。しかし、税負担の公平性を確保するという観点から、滞納者の担税力等当事者の生活実態を考慮したうえで、法令等の規定に基づき適正に対応してまいります。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当金につきましては、町の国保財政が厳しい状況にある中で、国の枠を超えた独自基準を設けることは考えておりません。

②【回答】町の条例において、傷病手当金の適用期限は令和5年5月7日となっております。町の国保財政が厳しい状況にある中で、国の枠を超えた独自基準を設けることは考えておりませんことから、条例の改正及び傷病見舞金制度の創設につきましては考えておりません。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】町国保運営協議会委員は、保健医療代表、公益代表、被保険者代表で構成されております。このうち、保健医療代表及び公益代表は、関係団体からの推薦により選出されますが、被保険者代表につきましては、住民からの公募を実施しております。

②【回答】今後も被保険者代表委員からいただいた意見につきましても、十分に協議、検討してまいりたいと考えております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健康診査につきましては、本人負担はございません。

②【回答】特定健診実施時に各種がん検診（肺、胃、大腸、前立腺）を同時実施しております。

③【回答】特定健診対象者に対しては、健診開始1か月前に受診案内を送付するとともに、町広報誌にお知らせを掲載いたします。未受診の方に向けましては、対象者の健康意識に応じた受診勧奨ハガキの送付に加え、電話勧奨も実施してまいります。

④【回答】個人情報の保護及び管理につきましては、条例に基づき、個人情報が記載される書類等をすべて施錠できるキャビネット等において、厳重かつ適正に管理しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和4年度財政調整基金の積立額は296,941千円、最終残高は1,667,724千円です。

②【回答】町全体の財政状況に鑑みて財政運営を行っているため、特定の事業に対する財政調整基金の活用は考えておりません。

**◆59秩父市**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】保険年金課

国民健康保険の運営を安定化させることは、社会保障制度上の重要な課題であると認識しております。当市でも、収納率の向上や県交付金獲得のための事業見直し、医療費適正化の取組や各種保険事業の実施など、保険者として歳入確保及び歳出抑制に努め財政の健全化を目指していますが、赤字状態が続いています。また、急速に進む少子高齢化は、国民健康保険に限らずすべての医療保険制度において深刻な問題と考えます。将来にわたって安定的で持続可能な医療保険制度を構築するために、市町村と十分に協議しながら必要な医療保険制度改革等を実施するよう、国や県に対し引き続き要望してまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】保険年金課

保険税率については、引き続き市町村が標準保険税率を参考に決定することとされていますが、県内どこに住んでも原則として同じ世帯構成、所得であれは同じ保険税額となることは、被保険者にとっては分かりやすくなるとも言えます。

保険税水準の統一について、埼玉県運営方針では、被保険者の負担が大きく変動することや県内すべての市町村が同等の被保険者サービスの提供を行う必要があることなどの課題があるため、直ちに保険税水準を統一することはせず、３段階に分けて進めていくとされています。市町村職員を含む県のワーキンググループも設置されており、引き続き慎重な協議が重ねられています。

②【回答】保険年金課

一般会計の財政状況は厳しく、事業の見直しや経費削減等、財政健全化が進められている中、国民健康保険会計の赤字補てんのために法定外繰入を続けることは難しい状況であると考えます。また、法定外繰入については、国民健康保険の被保険者以外の方を含む市民全体で国保会計を支えることになるため、慎重に議論する必要があります。

③【回答】保険年金課

財政支援の充実については県に要請しているところであり、今後も要請していきたいと思います。

④【回答】保険年金課

少子化対策もとても重要なことですが、18歳までの子どもの均等割はなくすことによって税収が減少すると、19歳以上の方の負担が増えることになるため、全体のバランスに配慮しながら慎重な協議が必要と考えます。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】保険年金課

国保税の賦課においては、応能・応益の原則が取られています。その中で、応能・応益負担のバランスを取りながら被保険者間の負担の公平を図り、適正な国保税率、賦課方式などを、今後も秩父市国保運営協議会で検討していきたいと思います。

②【回答】保険年金課

子どもの均等割については、令和４年度から未就学児を対象に５割軽減する制度が全国的に導入されております。秩父市においても軽減のために必要な条例改正を行い、令和４年度当初課税分より適用しております。対象年齢や減免額の適用範囲拡大については、全国知事会や全国市長会からも要望されているところであり、保険税水準の統一の観点からも、国の責任と負担のもと実施すべきものと考えます。当市としましても、支援の拡大について引き続き国や県に要望してまいります。

③【回答】保険年金課

県国保運営方針の中で、一般会計からの繰入削減・解消が掲げられていることから、繰入額を増額することは難しいと考えます。歳入確保、歳出削減に努め、一般会計からの法定外繰入に頼ることのない健全な財政運営を目指してまいります。

④【回答】保険年金課

当市におきましては、一般会計から繰り入れをしている状況なので、財政調整のための基金はございませんが、できる限り必要最小限の引き上げを検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】保険年金課

税負担の公平を図ることを目的に、国民健康保険法や秩父市の交付要綱等に基づき短期保険証を発行しています。窓口相談で被保険者にご理解いただけるよう丁寧に説明し対応してまいります。

②【回答】保険年金課

短期保険証の対面交付は、納付相談の機会の確保と納付についての理解を得ることを目的に実施しています。税負担の公平性の観点からも、被保険者にご理解いただけるよう丁寧に説明し対応してまいります。

③【回答】保険年金課

資格証明書は、税負担の公平を図ることを目的に、国民健康保険法、秩父市の交付要綱等に基づき、弁明書の提出に応じない世帯に発行しています。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に対応してまいります。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】保険年金課

マイナンバーカードと保険証の一体化については、国の方針のもと全国的に進められている政策です。具体的な事務手続きは今後示される予定ですが、資格確認書にあっては、手続き漏れがないよう申請勧奨し、代理による申請や申請がなくても交付するプッシュ型の活用も検討されているところです。保険者には、現物給付による保険診療を受けられない方が生じないよう、資格確認書の速やかな交付が求められています。

マイナンバーカードの被保険者利用は、被保険者、保険者及び医療機関等がその利便性が享受できるよう制度設計されたものですが、運用開始後、情報登録等において様々な問題が生じている状況です。今後の対応については、国の動向を注視し、安心して保険診療を受けていただけるよう、適切な事務処理に努めてまいります。

②【回答】保険年金課

現行制度においては、短期被保険者証の有効期限は6か月としておりますが、被保険者証の廃止に伴い、短期被保険者証も廃止されます。廃止後は、保険税を滞納している方のうち、災害や病気などの特別な事情なく1年以上滞納している方に対しては、特別療養費（償還払い）の支給に変更する旨の事前通知を行った上で、特別療養費を支給します。

国民皆保険制度において、受療権は当然に保障されるべきものですが、その一方、被保険者の税負担の公平性を担保することも重要なものと考えますので、ご理解いただけるよう丁寧に対応してまいります。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】保険年金課

生活保護基準を目安とした保険税の減免基準は設けていませんが、減免制度について、窓口相談等においてご理解いただけるよう丁寧に説明し、状況を確認しながら適正に対応してまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】保険年金課

窓口における一部負担金の減免については、秩父市規則により減免基準を規定しています。免除基準は国が定める基準に準拠、減免基準は生活保護基準の1.1倍で、いずれも現在の生活保護基準よりは高く設定しています。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に対応してまいります。

②【回答】保険年金課

窓口相談等においてご理解いただけるよう、丁寧な説明及び記入の案内に努めます。

③【回答】保険年金課

一部負担金の減免については、申請書及び添付書類の提出後、減免要件に該当するか審査する必要があります。そのため、医療機関会計窓口での申請手続きは難しいと考えます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納税課

納税相談の際は、収入支出等を含む生活状況を聞き取りし、生活実態の把握に努め、納税困難な方に対しては、その状況に応じて、福祉部門や市民相談の窓口等へ案内するなど、他部局とも連携しながら相談を行っております。

今後も、一人ひとりの状況に応じた丁寧な対応を心がけてまいります。

②【回答】納税課

給与及び預貯金等の差押を行う場合には、差押禁止に関する法令を遵守し、差押禁止額以上の差押えは実施しておりません。滞納処分により生活が困窮しないよう留意しています。

③【回答】納税課

売掛金等の差押を行う場合には、確定申告書等の確認の他、納税者の生活状況などの調査を行った上で、生活に支障がない範囲で行っております。また、同時に取引先との状況についても十分に調査するなど配慮しております。

④【回答】納税課

国民健康保険税については、市税等の一部であるために、他の市税と比較し特別な扱いとすることは難しいのが実情です。ただし、市民の生活に直結した税ですので、丁寧に生活実態の聞き取りなど調査をした上で、生活に著しい支障が生じることのないよう配慮しながら慎重に対応しております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】保険年金課

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金については、被用者以外の方も支給対象とするよう県に対し要望してまいりましたが、個々の就業状況や収入の把握が困難であるといった課題があることから、対象とすることは難しいとの回答を受けております。なお、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い、当該感染症にかかる傷病手当金に対する国の財政支援の適用期間は、令和5年5月7日までとされています。

②【回答】保険年金課

国民健康保険制度において、傷病手当金は任意給付ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による休業中の所得補償のため、緊急的・特例的な措置として設けられました。支給額については、全額が国負担であり、当市においても国の財政支援の適用範囲に合わせ、新型コロナウイルス感染症に限定した規定とし、支給してまいりました。コロナ収束後も恒常的に、また適用範囲を拡大して実施することは、財源確保の問題や（9）①で述べた課題等があるため、十分な協議が必要と考えます。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】保険年金課

委員は現在17名で、被保険者代表委員5名、保険医・保険薬剤師代表委員5名、公益代表委員5名、被用者保険代表委員2名です。選出については、議会や医師会、事務局等からの推薦により委嘱しています。公募については、今後の検討課題とさせていただきます。

②【回答】保険年金課

委員構成については、地区を考慮した被保険者代表をはじめ、議会や医師会等から推薦された方など多方面にわたっています。会議では幅広い人材により様々な意見が出され、適正な事務事業が実施されるよう協議を重ねています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】保険年金課

他市町村の状況を注視し、検討してまいります。

②【回答】保健センター

現在、特定健診の集団健診会場では肺がん・大腸がん・前立腺がん検診の同日実施を行っております。また協会けんぽ加入者の特定健診会場で大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診の同日実施をしております。個別健診においては、各医療機関へ相談をしてまいります。

③【回答】保健センター・保険年金課

（ガン健診）受診勧奨の取り組みとして、大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診について、一定年齢の方を対象とした無料がん検診を実施し、対象者へ受診勧奨および再勧奨、要精密検査未受診者への勧奨等を実施してまいります。公民館や保健センター事業等でチラシの配布、市ホームページやちちぶエフエム、SNSなど活用し受診勧奨を強化してまいります。保健センターまつりでも大腸がん予防と検診の有効性について啓発を行う予定です。また受診者の利便性の向上のため、国保特定健診の申込者へがん検診申込書を同封、無料がん検診対象者は電子申請や大腸がん検診キットの郵送、大腸がん検診の申し込み・検体回収日程の拡大を図ってまいります。

（特定健診）特定健診対象者全員へ通知を送付するほか、市報や秩父市HP、デジタルサイネージ、職員のPRポロシャツの着用等で健診の周知を行っています。また、特定健診未受診者に対して受診勧奨通知を送付する予定です。

④【回答】保健センター・保険年金課

（ガン検診）検診結果について、電子データとして保管し、静脈認証とパスワードでアクセス制限をかけ、個人情報の管理をしております。（特定健診）紙媒体の健診結果は施錠できる場所に保管を行っています。また、健診申込者リストなど電子データとして保管するものについては静脈認証とパスワードによるセキュリティ対策を実施しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】財政課

令和4年度末の現在高は2,925,650,200円となっております。

②【回答】財政課

財政調整基金を財源としていませんが、一般会計から国保会計に対し、赤字補填分も含め、毎年度5億から7億円程度を繰り出しており、財政的な援助を実施しております。

**◆60横瀬町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険は、被保険者の年齢構成の偏りや所得格差など、我が国の社会保険制度の中で困難な課題を多く抱えている制度であると認識しております。その保険者として、保険税を中心とする財源の確保、医療費の適正化、健診等の保健事業への取り組みにより、今後もその健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】現行の第２期運営方針では「直ちに保険税水準を統一することはせずに、段階を踏んで課題解決に取り組んでいく」とあり、第３期運営方針でも踏襲される見込みです。また、現行法上、市町村が保険税率を決定するとされております。今後も、県が示した市町村標準保険税率を参考に、被保険者への影響を丁寧に見極めてまいります。

②【回答】繰越金や基金の積立額を考慮し、平成29年度から法定外繰入は行っておりません。今後とも医療費の適正化や健診等の保健事業に取り組み、国保財政の健全化を図ることで、法定外繰入に頼らない事業運営に努めてまいります。

③【回答】制度改正を含む国や県の動向を注視し、国庫負担の拡充など要望してまいりたいと考え

ております。

④【回答】18歳までの子ども」といった年齢のみをもって特別の理由とするには、慎重にならざる

を得ないと考えております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】医療分に係る国民健康保険税の応能応益割合は、概ね７対３となっています。

②【回答】国民健康保険税は、法令に基づき応能分と応益分を合算して算出しており、町独自での廃止は考えておりません。未就学児に限定されている軽減措置の対象拡大などを国に要望してまいりたいと考えております。

③【回答】現在、法定外繰入は行っておりません。

④【回答】基金からの繰入れにつきましては、税率改正による被保険者への影響を見極めていく中で、慎重に対応してまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】納付相談の機会を得ることを目的として短期被保険者証の窓口交付を行っております。他の被保険者との公平性を確保するためにも、やむを得ない措置と考えておりますが、必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう慎重に対応してまいります。

②【回答】窓口留置は行っておりません。

③【回答】資格証明書の交付は、保険税を納付することができない特別の事情が認められない場合にあっては、他の被保険者との公平性を確保するためにも、やむを得ない措置と考えております。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】いわゆる「資格確認書」の導入を図る改正法は６月に公布されておりますが、施行までになお未確定、流動的な部分もみられます。今後も動向を注視してまいります。

②【回答】短期被保険者証の有効期限は６か月としています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保広域化により埼玉県が財政運営の主体となったことから、減免・軽減措置への対応につきましては、埼玉県内市町村の動向に注視しながら、適切に対応してまいります。また、引き続き低所得者世帯に対して、保険税の軽減措置として、所得に応じて7・5・2割の均等割・世帯割の軽減を行い、低所得者層に配慮した税率とすることで負担能力に応じた保険税となるようにしてまいります。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の免除については生活保護基準に1.155を乗じて得た額、減額については1.2を乗じて得た額以下の世帯等を対象としております。

②【回答】申請書の項目は必要最小限で設けており、その改正は予定しておりません。

③【回答】申請につきましては、申請書のほか収入状況等申告書や該当事由を確認できる書類の添付を要しております。個々の事情を詳しく伺う必要があることから、医療機関の会計窓口での手続きは実質的に不可能と考えます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】当町におきましては、納付に関して相談があった場合や納付が遅れている納税者に対して、適宜納税相談を行っております。充分な話し合いを行ったうえで、自主納付を基本として住民に寄り添った対応を行っております。

②【回答】給与差押えについては、事前に当事者と充分な折衝を行い、それでもなお納付がない場合にやむを得ず行うこととしております。また給与等の全額の差押えは行っておらず、過去３ヶ月分の給与の支給実績から法定の差押禁止額（国税徴収法大７６条）を算出し、法的に差押え可能な範囲内において行っています。

③【回答】当町では、過去５年間において売掛金差押えの実績はありません。事業者との納税折衝においては一方的に納付を促すだけではなく、資金繰りの状況を聞き取り、事業の継続に支障のないよう、分割納付や納税猶予についても柔軟に対応するなどの配慮を行っております。

④【回答】国民健康保険税の納税折衝においては、当事者の月々の収入・支出の状況や税以外の負債の有無など、生活実態の聞き取りを行った上で、分割納付や納税猶予についても柔軟に対応しております。また、生活困窮と見受けられる場合には福祉担当課にも相談するなど、特段の配慮を行っております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】コロナ休業に対する被用者への傷病手当金の支給につきましては、国の財政支援に合わせた措置としており、すでに適用期間が終了しております。

②【回答】それぞれの就労状況に即した休業補償の在り方が明確でなく、また、当町の国保財政や事業運営の現状から、恒常的な施策とすることは困難であると考えております。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】被保険者を代表する委員の公募に関しましては、引き続き検討してまいります。

②【回答】協議会は、被保険者代表、保険医代表、公益代表の委員で構成され、国保事業の運営に関する重要事項について、十分で慎重な審議を行っております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】受診率向上、生活習慣病予防の観点から、平成22年度から実費徴収は行っておりません。

②【回答】

大腸・肺・前立腺がん検診につきましては、集団健診と同時に実施しております。

③【回答】集団健診の日数を13日間、個別健診の期間を７月から３月までとし、被保険者の受診機会の拡充を図ります。さらに、過去の受診歴や年齢別のきめ細かな受診勧奨に取り組んでまいります。

④【回答】健診等で取得したデータは、個人情報の保護に関する法律等に定めるところにより取扱っております。また、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、その他関連する法律の守秘義務規定を遵守しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】町の財政調整基金の残高は、12億9108万２千円です。（なお、国民健康保険財政調整基金は、１億80万２千円です。）

②【回答】今後県内の国保税率が統一されていく中で、国民健康保険財政調整基金も活用しながら、町民に大きな負担がかからないよう慎重に対応してまいります。

**◆61皆野町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国保税につきましては、低所得者層の負担に配慮しながら「賦課方式」「税率」など、全体的な見直し・検討を進めていかなくてはならないと考えております。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】平成３０年４月から国民健康保険制度は大きく変わり、県が財政運営の責任主体となりました。国民健康保険は、加入者の減少、低所得者・高齢者の加入割合が多く、財政面では依然厳しいものがあります。国保税の「賦課方式」「税率」など、全体的な見直し・検討を進めていかなくてはならないと考えております。

②【回答】住民の福祉向上のため、十分に協議し適正に対応します。

③【回答】国保税につきましては、低所得者層の負担に配慮しながら「賦課方式」「税率」など、全体的な見直し・検討を進めていかなくてはならないと考えております。地域医療体制の整備については、「ちちぶ医療協議会」で協議し適正に対応します。

④【回答】町では、１８歳以下の国保加入者のうち３人目以降のかたの均等割を減免する制度を平成３１年度課税分から行っております。また、昨年４月から施行されました、未就学児の均等割５割軽減と合わせ子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】現在、応能割と応益割の割合は、概ね７対３となっております。低所得者層の負担に配慮しながら、応能応益割合についても慎重に検討してまいります。

②【回答】１８歳以下の国保加入者のうち３人目以降のかたの均等割を減免する多子世帯減免制度を維持していく考えです。

③【回答】一般会計の財政は非常に厳しい状況であり、また、県の国保運営方針の中に一般会計からの繰入の削減が掲げられていることからも、繰入額の増額は難しいと考えております。今後とも歳入確保、歳出削減に努め、健全な国保財政運営を進めていきたいと思います。

④【回答】基金からの繰り入れには限りがあり、国保税の「賦課方式」「税率」など、全体的な見直し・検討を進めていかなくてはならないと考えております。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】国保加入者の国保税負担の公平性を図るため、徴収対策強化は必要と考えます。滞納者の状況を把握し、納付資力のある方については、より多くの折衝機会を持つ目的から、短期被保険者証、資格証明書の交付は必要な措置であると考えます。

②【回答】短期保険証の窓口交付は、滞納者の状況の把握、納付相談の機会の確保を目的に実施しております。被保険者にご理解いただけるよう丁寧に説明し対応します。

③【回答】資格証明書は、納税相談がなく、保険税を納付することができない特別な事情が認められ　ない場合に、やむを得ず発行しております。被保険者からの申し出等には丁寧に説明し対応します。なお、現在交付している世帯はありません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】マイナ保険証の義務化につきましては、オンライン確認によるミス等も発生しており、全体的に見直し、検討が必要と思われます。また、マイナ保険証の管理が難しい方については、個別に相談対応してまいります。

②【回答】税負担の公平性を図るため、税の徴収に努めることは必要です。滞納者の状況を把握するためより多くの折衝機会を持つ目的から短期保険証の有効期間は3ヵ月としております。ただし、障害者及び高校生以下のお子さんについては、6ヶ月の保険証を交付しております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】町独自の低所得世帯への申請減免制度の拡充は、財源確保の課題から困難であると考え

ております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】一部負担金の減免については、その要件を規則において定めています。被保険者からの申出には、それぞれの個別事情を確認しながら対応していきます。

②【回答】国保主管課窓口において、他の申請と同様に記入方法など丁寧に対応し、被保険者が困惑することのないよう努めます。

③【回答】医療機関に申請書を置くことによって、会計窓口での支払時に誤解を招くことが懸念されます。また、個々の事情を詳しく伺う必要があることから、医療機関の窓口での手続きは難しいと考えます。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】福祉部門と連携の上、個々の納税者の実態を的確に把握し対応いてまいります。

②【回答】徴収事務は、法令に基づき適正に執行しております。財産等の差押えについては、担税力・家族構成・資産の状況を把握し執行を行っております。

③【回答】徴収事務は、法令に基づき適正に執行しております。財産等の差押えについては、担税力・家族構成・資産の状況を把握し執行を行っております。

④【回答】徴収事務は、法令に基づき適正に執行しております。財産等の差押えについては、担税力・家族構成・資産の状況を把握し執行を行っております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】情報収集に努め、機会をとらえて県へ意見してまいります。

②【回答】恒常的な施策としての条例改正については、財源確保の問題もあるため、十分な協議が必要と考えます。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】公募については、引き続き研究してまいります。

②【回答】当町の国保運営協議会については、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員等で構成され、また町内の各地区から選任し、町民の意見を反映するよう努めています。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】本人負担はありません。

②【回答】当町では、ガン健診と特定健診が同時に無料で受けることができます。

③【回答】健康ポイントによるインセンティブ事業、医師会と連携した診療情報提供事業、

未受診者への受診勧奨通知の送付（年２回、受診履歴等から対象者の特性を４グループに分

類し、効果的・効率的な受診勧奨を実施）などを行っております。

④【回答】個人情報は適正に管理しております。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】192,063,657円

②【回答】基金からの繰り入れには限りがあり、国保税の「賦課方式」「税率」など、全体的な見直し・検討を進めていかなくてはならないと考えております。

**◆62長瀞町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】国民健康保険事業は、国保税と県支出金等で運営されており、独立採算制が原則となっております。この事業を安定して運営していくには、被保険者の皆さんにも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。

医療費は、被保険者の高齢化、医療の高度化等により、今後も増大していくことが予想されております。国保税を確保し、国民皆保険を支える国民健康保険の安定化を図ることは重要なことと考えております。また、納税困難な方に対し、随時の納税相談等により、短期保険証の交付をするなどの対応をしております。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】国民健康保険税は、国保財源の根幹であり、これを確保して国保運営の安定化を図ることは重要です。保険税率については、県の方針と被保険者の実態とのバランスを考慮し、慎重に検討を重ね、決定してまいります。

②【回答】一般会計からの法定外繰入を行うことは、国民健康保険に加入していない方の税を充当することから町民全体の負担の公平性を鑑みると難しいものと考えております。厳しい財政状況の中で町全体、全町民の住民福祉の向上に貢献する対応を行ってまいります。

③【回答】第３期国保運営方針の骨子のとおり、保険税水準の統一を進める上で段階的に準備を進めるとともに、地域医療提供体制が早急に整備できるよう県に要望していきたいと考えております。

④【回答】国保税の申請減免に係る減免基準につきましては、国保法第77条の規定に基づき、各自治体が独自の条例で定めております。当町においては、長瀞町国民健康保険税条例第26条で定めておりますが、条文に明記されていない事案につきましては、「その他特別の事情により、減免の必要がある」と町長が認める世帯が減免措置の対象となります。18歳までの子どもの均等割をなくすことについては現在のところ変更は考えておりませんが、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】国民健康保険税は、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能負担と、受益に応じて等しく賦課される応益負担から構成されております。その中で低所得世帯に対しては応益負担の軽減措置が講じられております。国民健康保険税は国保財源の根幹であり、これを確保して、国民健康保険の安定化を図ることが重要です。医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化により今後も増大していくことが予想されておりますので、国保運営に与える影響等を考慮しながら、保険税率につきましては慎重に検討してまいります。

②【回答】子どもの均等割負担については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保制度において未就学児の均等割保険税の軽減措置を導入しております。子どもの均等割負担の廃止につきましては現在のところ変更は考えておりませんが、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

③【回答】一般会計からの法定外繰入は現在おこなっておりません。町の国保運営につきましては運営主体の埼玉県の方針や国民健康保険運営協議会などで安定した国保運営が行えるよう検討してまいります。

④【回答】基金は、制度変更等などによって被保険者に過重な影響が起こる場合など不測の事態に対応できるよう備えております。被保険者全体の利益にかなうよう、国保の運営主体である埼玉県の方針や、国民健康保険運営協議会などで基金の運用について検討し、安定した国保運営が行えるよう検討してまいります。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】すべての被保険者が保険証がなく医療を受けられないということが無いよう、保険証を交付しております。納税条件につきましては、国保事業の安定した運営を行っていく上で国保税は大切な財源となっております。すべての被保険者が安心して医療を受けられるためにも、今後も国民健康保険税の納付について理解を得られるよう納税相談など随時に行ってまいります。

②【回答】現在、保険証の窓口留置は行っておりません。

③【回答】現在、資格証明書の発行世帯はありません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」については利用することで通院等が便利になり、保険が変わってもそのまま健康保険証としてずっと使える、薬や特定健診の情報が確認できるなど、いつどこの病院でどんな薬を処方されたか分からなくなってしまっても確認できるメリットがあります。しかし施設入所者や高齢者の方にとって「マイナ保険証」の管理や利用は困難であることも確かです。誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険を未来につないでいけるよう「マイナ保険証」を持たない人への支援については、不利益が生じることのないよう国の動向をみながら努めて参ります。

②【回答】当町では「短期保険証」は１か月から交付しています。その間、保険税の滞納者との接触に努め、分割納付等の相談に応じていただくことで、短期保険証を交付しており、保険証の期間については、個々の状況に応じて設定させていただいております。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】国保税の申請減免に係る減免基準につきましては、国保法第77条の規定に基づき、各自治体が独自の条例で定めております。当町においては、長瀞町国民健康保険税条例第26条で定めておりますが、今回のように条文に明記されていない事案につきましては、「その他特別の事情により、減免の必要がある」と町長が認める世帯が減免措置の対象となってまいりますので、世帯の状況をしっかりと調査したうえで、適切に対応したいと考えております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】生活保護基準以下の生活を強いることのないように、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充につきまして、他市町村の動向も踏まえ検討して参りたいと考えております。

②【回答】申請者の負担が少なく、利用しやすい申請書の改善に今後も努めてまいります。

③【回答】窓口負担の軽減制度(国保法44 条)につきましては医療機関の現状等も鑑み、申請者が利用しやすいよう制度の充実に努めてまいります。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】経済的な理由等により、どうしても納税が困難な方もいらっしゃいますので、そのような方につきましては、随時、納税相談を実施し、個別に生活状況等を聞き取りする中で、無理のない額で分納が行えるよう配慮しております。また納付額に応じた短期保険証の交付も行っております。

②【回答】滞納処分を執行するにあたっては、法令を遵守し個々の滞納者の資力や財産、生活状況等を把握するための実態調査を行います。給与等を差押えする場合は法令を遵守したうえで行いますので、給与等の全額を差押えすることはございません。

③【回答】売掛金は、運転資金・仕入代金・従業員給与等の事業を継続するために必要な資金であり、差押えをするには法令を遵守したうえで実施することとなりますので、一方的に差押えをすることはありません。

④【回答】滞納者の中には、経済的な理由等により、どうしても納税が困難な方もおられますので、そのような方につきましては、随時。納税相談を実施し、個別に生活状況等を聞き取りする中で、当事者の生活実態に配慮して無理のない額で分納が行えるよう納税計画を作成しております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】傷病手当金の支給については国の動向や他市町村の状況等も見ながら慎重に検討し、財政支援につきましては今後も安定した国保運営が行えるよう国・県へ要望してまいります。

②【回答】傷病手当金や傷病見舞金恒常的な施策としての条例改正は、国の動向を踏まえながら検討してまいります。また傷病見舞金制度についても安定した国保運営を行っていく中で検討していまいります。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】現在、被保険者代表２名、医療関係者代表２名、公益代表２名の計６名で公正な国民健康保険運営協議会の運営を実施しております。協議会の委員につきましては公正な国保事業の運営が行っていけるよう公募制導入につきまして検討してまいります。

②【回答】被保険者代表２名の方には協議会の中で町民としての意見も活発にいただいております。

定期的な会議の開催だけでなく、問題や課題に対して臨時的に開催し、委員の方々に十分協議していただいております。また開催方法等につきましては他市町村の動向なども参考に検討したいと考えております。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】特定健診は無料で受診できます。

②【回答】特定健診の集団健診と肺がん検診、歯科健診、肝炎ウイルス検査を同時に実施しています。

③【回答】　過去５年間の受診状況に応じてタイプを振り分け、タイプ別に内容を変えた勧奨ハガキを送付して受診勧奨を強化します。年２回の勧奨を予定しています。（９月・１１月）

④【回答】引き続き、個人情報の管理には十分に留意します。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】令和４年度末の財政調整基金現在高は、５億６，５４０万６千円となります。

②【回答】長瀞町では一般会計からの法定外繰入は行っておらず、国保税引き下げのための財政調整基金の活用は考えておりません。

**◆63小鹿野町**

**１．国民健康保険制度について**

**(1)　国民皆保険制度を守り、発展させてください。**

【回答】町民が適切に医療を受けられるよう慎重に国保運営を行ってまいります。

**(2)　埼玉県第3期国保運営方針について**

①【回答】医療費の動向、国保事業費納付金をみて慎重に検討してまいります。

②【回答】必要に応じて検討してまいります

③【回答】医療費の動向や町民の所得状況をみて検討します。

④【回答】令和３年６月の地方税法改正に伴い、令和４年度から未就学児の均等割を半額に軽減するとともに、令和元年度より実施している１９歳未満、第３子以降を対象としている多子世帯減免についても継続して実施しております。

**(3)　所得に応じて払える保険税にしてください。**

①【回答】当町の令和５度国民健康保険税（一般医療分）の応能・応益割合は６８．４５１％：３１．５４９％を見込んでおります。また、令和５年度に後期高齢者支援金等分の賦課限度額の引き上げを行い、低所得者から中間所得者層に配慮したものとしております。

②【回答】令和３年６月の地方税法改正に伴い、令和４年度から未就学児の均等割を半額に軽減するとともに、令和元年度より実施している１９歳未満、第３子以降を対象としている多子世帯減免についても継続して実施しております

③【回答】当町の一般会計の財政状況は非常に厳しい状況であり、法定外繰入は国保の受益者以外の方が負担している税金が財源になっていることを鑑みると、繰入額の増額は難しいと考えております。今後の法定外繰入額については医療費の動向、国保事業費納付金をみて決定してまいります。

【回答】特別会計の収支を確認し、必要に応じて基金からの繰り入れを検討します。

**(4)　受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

①【回答】すべての被保険者に被保険者証又は国民健康保険法第９条第１０項の規定に基づき、特別の有効期限を定めた被保険者証（短期被保険者証）を郵送又は窓口で交付しております。

②【回答】被保険者証については、窓口留置は行っておりません。

特別の有効期限を定めた被保険者証（短期被保険者証）については、滞納者と相談の機会を増やすことを目的として、原則窓口で交付しており、被保険者が受け取りに来られるまでの期間、一時的に窓口で保管しております。

③【回答】資格証明証の発行はしておりません。

**(5)　マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。**

①【回答】今後の国の動向を注視し、必要に応じて検討して参ります。

②【回答】短期保険証は１ヶ月単位での交付としていますが、個々人の事情に応じ期限が３か月までの短期保険証を交付しています。

**(6)　国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。**

①【回答】納付が難しいとの申し出があった場合は、納税相談及び実態調査により個々の生活実態等を把握し、分納を行うなど実情に見合った納付をいただいております。

**(7)　窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

①【回答】減額・免除制度の拡充については、国保会計の財政は非常に厳しい状況であり、一般会計からの法定外繰入を実施している状況の中、財源の確保は難しいと考えておりますが、近隣の市町村等の動向を参考に検討してまいります。

②【回答】他市町村の申請書を参考に検討してまいります。

③【回答】他市町村での事例を調査し検討してまいります。

**(8)　国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

①【回答】納税相談や実態調査を実施することにより実状を把握し、納税者の実情に沿った納付方法の提案を行っております。

②【回答】給与等の全額差押えは行っておりません。法令に基づき、適切な滞納処分を行っております。

③【回答】法令に基づき、適切な滞納処分を行うと共に、一方的な差押えではなく、まずは納税相談及び実態調査を実施し、納税者の実情に沿った納付方法により納めていただくことを最優先としております。

④【回答】きめ細やかな納税相談及び実態調査を実施し、納税者の実情に沿った納付方法により納めていただいております。

**(9)　傷病手当金制度を拡充してください。**

①【回答】自営業者の方などには資金繰りなどで別の財政支援制度があることから必要に応じて努めてまいります。

②【回答　必要に応じて検討してまいります。

**(10)　国保運営協議会について**

①【回答】小鹿野町国民健康保険条例第２条の規定により、「公益を代表する委員」を４名選出しております。また、公募につきましては、引き続き検討してまいります。

②【回答】引き続き委員の方から十分に意見を伺い運営に努めてまいります。また、公聴会等につきましても、引き続き検討してまいります。

**(11)　保健予防事業について**

①【回答】２０１３年度から本人負担を無料で実施しております。

②【回答】国保町立小鹿野中央病院の人間ドックでは、胃・乳・子宮頸・肺・大腸がん検診と特定健診は年間を通じて同時に受けられます。また、特定健診（集団）では、肺・大腸がん検診の同時実施を行っています。

③【回答】４月に対象者全員への受診勧奨通知の送付、８月及び１月に未受診者全員へ受診勧　奨通知の送付を予定しております。未受診者への勧奨通知については、委託業者の分析により、個人の特性で分類し、特性に合わせた数種類の内容で送付します。他にも、今年度はWEB予約を開始し、役場の開庁していない時間帯でも予約が可能としました。

④【回答】健診は医師会や医療機関と守秘義務を記載した委託契約を取り交わし実施しております。また、特定保健指導は委託せずに実施しており、指導においてメールの活用はせず、触接面接や訪問で実施しています。

**(12)　財政調整基金について**

①【回答】１２２，９００，７４４円

②【回答】今後の収支状況に応じて、活用を検討します。